

令和6年第2回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（6月11日）（火曜日）	
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2 会期の決定	5
1. 日程第 3 諸般の報告	5
1. 日程第 4 行政報告	6
1. 日程第 5 常任委員の選任について	7
1. 日程第 6 議会運営委員の選任について	7
1. 日程第 7 一般質問	8
福 岡 兵八郎 議員	8
改正奄振法	
みどりの食料システム戦略	
公共交通路線バスの路線変更	
（高岡町長、中島企画課長、高城農林水産課長、 村上総務課長）	
富 田 良 一 議員	24
亀津児童公園の管理体制について	
（村上総務課長、吉田おもてなし観光課長、作城建設課長、 安田社会教育課長）	
徳 田 進 議員	29
公社化にする2施設の理由について	
（高城農林水産課長、高岡町長）	
宮之原 剛 議員	43
交通安全対策について	
福祉対策について	
子育て支援について	
環境整備について	
（村上総務課長、作城建設課長、廣介護福祉課長、 中島企画課長、吉田おもてなし観光課長、高岡町長）	

広 田 勉 議員	55
道の駅について	
選挙に関する事項について	
農政について	
北区婦貴田住宅跡地の構想は	
水道代の値上げについて	
(尚花徳支所長、高岡町長、吉田おもてなし観光課長、 清瀬地域営業課長、高城農林水産課長、 藤選挙管理委員会事務局長、大山住民生活課長、 水野耕地課長、作城建設課長、村上総務課長、 保久水道課長)	
1. 散 会	85
第2号(6月12日)(水曜日)	
1. 開 議	89
1. 日程第 1 一般質問	89
木 原 良 治 議員	89
合計特殊出生率日本一について	
教育行政について	
(大山住民生活課長、吉田健康増進課長、廣介護福祉課長、 中島企画課長、村上総務課長、作城建設課長、高岡町長、 太学校教育課長、福教育長)	
是 枝 孝太郎 議員	101
地域医療振興について	
福祉支援体制について	
教育振興について	
農業振興について	
(村上総務課長、高岡町長、廣介護福祉課長、 太学校教育課長、福教育長、高城農林水産課長)	
竹 山 成 浩 議員	115
子育て支援について	
母間新港の利活用について	
亀徳新港にお土産店を設置しては	

(廣介護福祉課長、吉田健康増進課長、高岡町長、
安田社会教育課長、福教育長、太学校教育課長、
作城建設課長、村上総務課長、中島企画課長、
清瀬地域営業課長、吉田おもてなし観光課長)

勇 元 勝 雄 議員 130

給食費無料について

町政について

水道行政について

町道整備について

(太学校教育課長、高岡町長、福教育長、村上総務課長、
保久水道課長、作城建設課長)

内 博 行 議員 149

農業振興について

観光資源について

(高城農林水産課長、水野耕地課長、高岡町長、
吉田おもてなし観光課長、中島企画課長)

1. 散 会 163

第3号(6月13日)(木曜日)

1. 開 議 167

1. 日程第 1 一般質問 167

植 木 厚 吉 議員 167

観光地整備について

特殊害虫・外来種について

(吉田おもてなし観光課長、中島企画課長、高岡町長、
福教育長、作城建設課長、高城農林水産課長)

政 田 正 武 議員 181

公民館講座について

65歳以上のポイントについて

母間漁港遊具施設に係る休憩所の設置について

(安田社会教育課長、廣介護福祉課長、高岡町長)

1. 散 会 187

第4号（6月14日）（金曜日）

1. 開 議		192
1. 日程第 1	議案第51号 徳之島町税条例の一部を改正する条例について	192
1. 日程第 2	議案第52号 徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について	192
1. 日程第 3	議案第53号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変 更について	194
1. 日程第 4	議案第54号 道の駅「とくのしま」の指定管理者の指定につい て	195
1. 日程第 5	議案第55号 令和6年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締 結について	199
1. 日程第 6	議案第56号 教育委員会教育長の任命について	201
1. 日程第 7	議案第57号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	202
1. 日程第 8	議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	202
1. 日程第 9	議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	203
1. 日程第10	議案第60号 監査委員の選任について	204
1. 日程第11	議案第61号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）について	205
1. 日程第12	議案第62号 令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）について	213
1. 日程第13	議案第63号 令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第1 号）について	214
1. 日程第14	議案第64号 令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）について	215
1. 日程第15	議案第65号 令和6年度水道事業会計補正予算（第1号）につ いて	216
1. 日程第16	議案第66号 令和6年度下水道事業会計補正予算（第1号）に ついて	218
1. 日程第17	報告第 1号 継続費について	219

1. 日程第18	報告第2号	繰越明許費について	220
1. 日程第19	報告第3号	事故繰越費について	222
1. 日程第20	報告第4号	繰越明許費について（水道事業）	223
1. 日程第21	報告第5号	事故繰越費について（水道事業）	224
1. 日程第22	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	224
1. 日程第23	選挙管理委員及び同補充員の選挙		225
1. 日程第24	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはか るための、2025年度政府予算に係る意見書採 択の陳情について	226
1. 日程第25	陳情第5号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるた めの、2025年度政府予算に係る意見書採択の 陳情について	227
1. 日程第26	発議第3号	義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	229
1. 日程第27	発議第4号	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書	229
1. 日程第28	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について		230
1. 閉会			231

令和 6 年第 2 回徳之島町議会定例会

会 期 日 程

令和6年第2回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和6年6月11日開会～令和6年6月14日閉会 会期4日間

月	日	曜日	会議別	日程
6	11	火	本会議	○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○常任委員の選任について ○議会運営委員の選任について ○一般質問（福岡・富田・徳田・宮之原・広田）5名
	12	水	本会議	○一般質問（木原・是枝・竹山・勇元・内）5名 ○総務文教厚生常任委員会
	13	木	本会議	○一般質問（植木・政田・松田）3名
	14	金	本会議	○議案（条例・補正予算等）審議、採決 ○報告 ○委員長報告 ○発議 ○閉会

令和6年第2回徳之島町議会定例会

第1日

令和6年6月11日

令和6年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和6年6月11日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 常任委員の選任について

○日程第 6 議会運営委員の選任について

○日程第 7 一般質問

福岡兵八郎 議員

富田 良一 議員

徳田 進 議員

宮之原 剛 議員

広田 勉 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	内 博 行 君	2 番	政 田 正 武 君
3 番	宮之原 剛 君	4 番	植 木 厚 吉 君
5 番	竹 山 成 浩 君	6 番	松 田 太 志 君
7 番	富 田 良 一 君	8 番	勇 元 勝 雄 君
9 番	徳 田 進 君	10 番	池 山 富 良 君
11 番	是 枝 孝太郎 君	12 番	広 田 勉 君
13 番	木 原 良 治 君	14 番	福 岡 兵八郎 君
15 番	大 沢 章 宏 君	16 番	行 沢 弘 栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事 務 局 長	清 原 美保子 君	主 査	中 野 愛 香 君
---------	-----------	-----	-----------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 なおみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農林水産課長	高 城 博 也 君	耕 地 課 長	水 野 毅 君
地域営業課長	清 瀬 博 之 君	農委事務局長	白 坂 貴 仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安 田 誠 君
介護福祉課長	廣 智 和 君	健康増進課長	吉 田 忍 君
おもてなし観光課長	吉 田 広 和 君	税 務 課 長	新 田 良 二 君
住民生活課長	大 山 寛 樹 君	選管事務局長	藤 康 裕 君
会計管理者・会計課長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	保 久 幸 仁 君

△ 開 会 午前 10 時 00 分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

ただいまから、令和 6 年第 2 回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（行沢弘栄君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（行沢弘栄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、7 番富田良一議員、15 番大沢章宏議員を指名します。

△ 日程第 2 会期の決定

○議長（行沢弘栄君）

日程第 2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 14 日までの 4 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から 6 月 14 日までの 4 日間に決定しました。

△ 日程第 3 諸般の報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から令和 5 年度の例月現金出納検査 3 月分、4 月分、5 月分と、令和 6 年度 4 月分、5 月分の結果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、御覧いただきたいと思います。

また、今期定例会におきまして、本日まで受理した陳情、請願は、会議規則第 92 条の規定に

より、陳情・請願書の写しの配付とともに、所管の常任委員会に付託することにしましたので、御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第４ 行政報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第４、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

詳細につきましては、お手元に配付してあると思いますので、主なものを申し上げたいと思います。

３月２４日、関東鹿児島県人会創立５０周年記念大会に出席。

３月２６、２７日、鹿児島県町村会理事会、鹿児島県町村会各種総会に出席。

３月２８日、鹿児島県市町村行政推進協議会令和５年度理事会に出席。

４月３日、奄美群島新興開発特別措置法延長にかかるお礼の挨拶まわりをしております。

４月１６日、第１１９回奄美群島新興開発審議会、リモート参加しております。鹿児島県町村会理事会に出席しております。

４月２３日、第６５回奄美群島市町村議会議員大会、研修会視察等に出席をしております。

４月２６日、鹿児島空港国際化促進事業の監査をしております。

５月１０日から５月１７日、全国町村会においての５７回海外地方行政調査において、フランス、ドイツに視察しております。その中では、子育ての環境、再生可能エネルギー、そしてまたＤＸの推進等の視察を行っております。

５月２７日、鹿児島県町村会理事会、令和６年度鹿児島県青少年育成県民会議常任委員会に出席。

５月２５日から２６日、第２７回全国闘牛サミットｉｎ長岡大会に出席しております。その中で、面白い庁舎の新築工事がありまして、１階がガラス張りの、議会が１階にございました。議会からは最上階という要望で反対運動もあったんですが、１階に議会があって、非常に市民からの受けがいいということでありました。

５月２８日から５月２９日、奄美群島各種会議に出席しております。

６月２日から６月５日、令和６年度全国離島振興協議会通常総会に、北海道に出席しております。

６月８日、菅前内閣総理大臣を囲む昼食懇談会に出席、自由民主党鹿児島県支部連合会第７０回定期総会に出席しております。菅前総理大臣につきましては、要望の中で子育て環境、そしてまた有人国境離島の令和８年度に期限を迎えます要望と延長を要望しております。

以上で、行政報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 常任委員の選任について

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

各常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員長及び副委員長の互選の結果が報告されましたので、これを朗読します。

総務文教厚生常任委員会委員長、植木厚吉議員、副委員長、宮之原剛議員。経済建設常任委員会委員長、松田太志議員、副委員長、内博行議員。以上のとおり決定しました。

△ 日程第6 議会運営委員の選任について

○議長（行沢弘栄君）

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、徳田進議員、植木厚吉議員、宮之原剛議員、松田太志議員、内博行議員、以上5名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、徳田進議員、植木厚吉議員、宮之原剛議員、松田太志議員、内博行議員を選任することに決定しました。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

委員長に徳田進議員、副委員長に植木厚吉議員が決定しました。

△ 日程第7 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第7、一般質問を行います。

福岡兵八郎議員の一般質問を許可します。

○14番（福岡兵八郎君）

おはようございます。

近況のニュースとしては、やはり念願の道の駅の12月のオープンに向けて、着々と今進められておりますので、町民の皆様も非常に興味津々聞かれるわけですが、全国、道の駅は1993年103か所に登録、オープンされて以来、令和6年4月現在、道の駅「とくのしま」を含めて1,213か所に上ります。奄美では2か所目であります。鹿児島県内では23か所目になります。

道の駅「とくのしま」は、徳之島町花徳と天城町を結ぶ県道伊仙亀津徳之島空港線沿いに、県と徳之島町が連携して整備、耕地面積は6,832平方メートル、情報提供、休憩施設のほか、物販、飲食施設、観光案内所、イベント広場、駐車場などの機能を備えて、環境省が整備を進めている世界自然遺産センターも併設しております。

国交省は、道の駅「とくのしま」の特徴について、景勝地や観光地へアクセスを生かした地域の玄関口、伝統文化体験の提供、農水産物、特産品の直売によって島を伝える世界遺産センターとの連携や地域イベントでの交流により、豊かな自然や温かい島の人々に触れ合う心を育む場所としています。

高岡秀規徳之島町長は、道の駅「とくのしま」について、年末頃の供用開始に意欲を示し、観光、伝統文化体験の拠点として期待がかかる、有事の際には防災面においても重要な施設であり、先進地視察が来るような道の駅を活用した地域づくりに取り組みたいと意を強くいたしております。

道の駅も、今1,213か所目となっているわけですが、問題はその40%が全て赤字だということとであります。私は、今、北部創生推進委員長を拝命しているわけですが、その委員長の視点から、運営する一般社団法人とくのしま社中、役員7名で運営するわけですが、やはりこの社中への依存型ではなくて、北部地域町民80%以上の参加誘導型の立て付け仕組み

を作ることが大事。

そして2番目は、徳之島町に新たなイノベーションを起こす仕掛けづくりが大事。

そして3番目に、毎日がイベント開催中の行動推進型運営チームづくりが大事だと、目前の環境づくりがとても重要であるということを強く感じております。

みんなで一つ、他力本願を排除して、自立自行の精神を強くしてモデルとなるような道の駅に育てるべきだと強く感じております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

では早速、14番福岡が通告の3項目について質問いたしますので、町長並びに所管課長の明快なる答弁をお願いいたします。

御承知のように、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案が、3月29日参議院で可決されました。いずれも、今年度末、もう期限切れでスタートしたわけでありますけれども、2028年度まで5年間の延長であります。奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定を図ることを目指すほか、移住の促進、沖縄との連携が追加された、地元関係者からも大変良かったと喜びの声が寄せられております。

奄美群島成長戦略ビジョン2033の実現に向けて、各種施策に取り組んでいくという力を込めた各首長の皆さんの意気込みがありますが、大島郡町村会長の高岡秀規徳之島町長は、農業の振興や移住定住の促進、さらには沖縄との連携に関わる取組への支援など、地元の要望を最大限反映していただいたと喜びのコメントをされております。

早速、質問に入りますが、改正奄振法について、内容について、今回の奄振の特徴についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

要約して概略を説明し、詳細については、次の段階で質問に応じたいというふうに思います。

まず、福岡議員がおっしゃるように、今回の奄振の延長につきましては、鹿児島県広域連合組合、そしてまた、国交省と各省庁、財務省も含めて、多くの12市町村の要望が全て叶ったのではないかなと言っても過言ではないと思っております。今回ほど、12市町村の意見を取り入れようという姿勢を見たのは初めてでございます。

今回の奄振延長で、いかに奄美群島が変われるかということが、我々の責務になっていようと思っております。

また、私が気づいた今回の奄振法の良さ、そしてまた特徴と言いますと、まず奄振法の目的の中に、以前は定住の促進というふうな文言が、今回は奄美群島移住及び奄美群島での定住促進という目的が加わっております。

それでまた、基本理念に、これが一番重要かと思いますが、再生可能エネルギーという文言が入っております。

そしてもう一つ、食料の安定的な供給ということが非常に大きな意義になっていると、私自

身は考えております。

またさらには、奄美群島振興開発に対する需要が多様化することに鑑み、多様化する需要に的確に対応する法律であるということが、ここが一番非常に大きな意義があるんだと、多様化する需要に的確に対応ということは、使い勝手の良い交付金になり得ると私は思っておりますし、その需要に、的確に我々が提案能力というものが試される5年間だろうというふうに思っております。

また、奄美群島と自然的、経済的、社会的及び文化的に密接な関係を持つ沖縄との連携っていうことがうたわれたということが、非常に大きなことだろうというふうに思っております。

そしてまた、今回、農業の生産性に関する事業というものが、農林水産業に関する事業に文言が変わったということと、あと教育及び文化というものが加わったということ、そしてまた、自然の保全等の文言が加わった、そしてまた、製造業に関する事業というものが、非常に大きく具体的な文言で入ってきていることが大きな特徴だろうというふうに思っております。

今回の、その奄振の交付金につきましては、様々な提案力と様々な実行力と、そしてまた、費用対効果を数値化することによって、しっかりと自分自身にも厳しい目で見える視点が必要であらうというふうに思いますし、この5年が非常に大きく、子や孫につながる奄美群島作れるかどうか試されるということを感じているところでありまして、この5年間で全然変わらなかったということになりますと、奄美の特別措置法の存続さえ危ぶまれるという覚悟で挑まなければいけないというふうに考えておりますので、御理解のほど、そしてまた御協力のほど心からお願い申し上げたいと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

奄美地域の発展のアキレス腱ではありますが、もういいんじゃないかという話もそろそろ出る時期だと思うんですが、あとは、今言うこの費用対効果を出し、今町長に説明されたこの効果を十分発揮する郡民の意識高揚がすごく大事かと思います。

具体的にこれはどういうことをするのか、町民の皆様が非常に、なるほどと分かりやすい、それをちょっと絞ってみたいと思いますが、まず1番目、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かした、その魅力を増進すると、じゃあそのためには、具体的にはどういうことをするんだというのをお願いします。

○町長（高岡秀規君）

まず、私が一番感じますことは、国境を有する南西諸島、世界的に見ても、今世界情勢がウクライナでありますとか、ガザ地区のその侵攻を見ますと、防衛上も非常に重要な位置を占めているということが、今後の奄美群島の使命ないし役割になってきているかなというふうに思います。

そしてまた、その世界自然遺産登録になったということで、観光のオーバーツーリズム等も

含めながら、まずは自然を守ることが、自然遺産登録になったということを決して忘れてはならないということで、仮に観光客が思ったほど経済効果がないとしても、我々は、目的は自然を守るための自然遺産を目指したということをしつかりと肝に銘じなければいけないというふうに考えております。

そしてまた、自然を大事にするということから、農業の振興についても、世界的に見て、環境に留意した農産物であるかどうかということが、世界的に試されるだろうということから、10年前より環境保全型農業を目指しているわけでございます。

その環境保全型農業を目指すっていうことは、土づくりであったり、そういったことをしっかりと施策として取り組まなければいけないかなというふうに考えております。

地理的に申しますと、当然、沖縄との連携というものが非常に重要になってきまして、農産物、加工品等々を含めて、鹿児島県や首都圏ということもあろうかと思いますが、南への輸出、そしてまた外国への輸出等も、加工品の品質を高め、環境保全型に留意した品物を作ることによって、輸出入にも位置的に有利に働くのではないかなというふうに思っておりますので、今後は我々の本当の意味での自立、そしてまた努力というものが、滲むほどの努力が必要になってきているなというふうに考えております。

○14番（福岡兵八郎君）

7項目に一応整理してありますけれども、1つ1つと思いましたが、総合的に総括して結構です。

また、このために国の事業、県の事業、そういうどういう事業があるのかも含めてちょっと教えていただければと思います。

その次には、今、多様化する需要に的確にどう対応するのか。

今、沖縄等との連携というお話がありました。沖縄自体は取組はどうなっているのか。沖縄振興法の中で、奄美との連携とかいうのをうたっているのかどうか。

それから、自然環境の保全と文化の継承、これ、今町長のお話されましたので、もう1つは稼ぐ力を、向上をどうするのか。

それから、今言う条件不利性の改善、生活基盤の確保と地域主体の取組をどうするのかということで、この7項目の中で、特にこういう事業を導入するんだとか、何か特別、本町としては、新しくこういう事業で取り組んでいくとか、何かありましたら、一つお願いします。細かいところ課長かな。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

令和6年度の主な事業といたしまして、拡充も含めた徳之島町の取組の実施事業をちょっと紹介したいと思います。

まず、継続しております観光拠点の連携整備事業、今年度は外構工事の整備で、先ほど議員からもありましたとおり、12月のオープンに向けて準備を進めてまいります。

そして、移住定住、その方面での取組といたしまして、徳之島町北部地区空き家流動化推進事業、これは北部地区を中心として実施しております空き家の有効活用として、サブリース方式という取組を、これ、昨年まではふるさと納税を活用して実施しておりましたが、今年度、奄振のほうで進めさせていただいております。

次に、指定緊急避難所・避難場所トイレ整備事業、これが、今年度徳之島町母間、あと亀津の金毘羅神社に、緊急避難場所への、高台への、津波警報等が発令された場合の避難所にトイレを整備する事業を実施いたします。

それから、奄美らしい離島留学推進事業といたしまして、学校教育課のほうで里親留学とかの補助対象を奄振のほうで実施いたします。

次に、希少動物・希少野生動植物保護事業です。これは継続的に行っている事業です。

新たな拡充の分野でいきますと、教育の分野で進学塾事業、これは進学に係る生徒の塾の会場の利用料の補助金であったり、遠隔講座委託料の補助を実施する事業であります。

そして次に、沖縄科学技術大学と連携した島われんきゃの未来を想像する新しい時代にふさわしい教育事業の推進、これも学校教育のほうで、沖縄の大学と連携した取組を新たに今年度から実施する予定です。

あと、海外への留学の事業、これもアメリカのほうに海外留学を、昨年度ふるさと納税を活用して実施しておりましたが、これも今年度より奄振の新しい拡充の枠として申請をしております。

次に、プログラミング教育確立事業です。これも継続的に行っておりますが、これもふるさと納税を活用した事業から、令和6年度、新たな拡充の枠として申請を行っております。

そしてまた、新たなところで、徳之島劇団事業というものが新たに拡充として実施します。これは徳之島の子どもたちを対象に、新たな劇団活動を通じて、自然や文化や歴史を学んでいく、徳之島の魅力を発信しようという取組であります。

次に、島口伝承プロジェクト事業です。これは島口を将来に残すために、島口、各集落別に異なる島口をインターネット上に公開して、方言のテキストとかを作成して若い世代に伝承していくという取組の事業になります。

歴史文化遺産アーカイブ構築事業、これも島の歴史や史跡、遺跡などをデータ化して、映像ビデオライブラリ等を作成することで、島の歴史文化遺産を保存、継承、活用につなげていくという事業であります。

以上になります。

○14番（福岡兵八郎君）

今、課長が示されました2033年までの成長戦略ビジョンの中に、大まかなの載っておりますが、私たちが知りたいのはこれから先なんですよ。具体的にこれから先どうするんだという、それをまた勉強会なり、また我々議会に対しても、町民の皆さんにももちろんです。座談会でね、やはり細かく具体的に、今のは大体もう総論のうちですので、具体的にこの地域でこうするんだとか、なんか具体的にさせていただきたいということと、今いろいろ課長説明されましたが、中で空き家推進事業、これを北部推進会でも何度も取り上げたり、会議しているわけですが、実際やってみて、空き家ではもう駄目ですよ。北部振興室の職員も一緒になって、1軒探そうと思ってずっと回っても、もう住めない。外から見たらは家だけでも、入ってみると、もう住めないですよ。

だから、このままでじゃなくて、空き家ラボさんが今一生懸命やっているんだけど、ただあるからそこを紹介しましょうとか、ただそうじゃなくて、1軒あればそれをきれいに整備をしまして、現代向きの整備をしっかりとしてから貸すというやり方をしないと、それとまたその100万かかっても23万ですよ、最高補助金が。あれでは、何もできないですよ。だから、数はいらないと思いますけども、1軒1軒、非常に、どうしても例えば他町村から徳之島町に住みたいんだといったときに、やはりきれいに整備をして、亀津はいろいろ住宅などいっぱいありますけども、これからやはり北部に力を入れることが本町の発展の礎になると思いますのでね。

だから、北部地域でも会議をするんだけど、それ以上の整備がされないとなったら進まないですね。正直にね。その立場になって、試して探してみてください。いい家は、家族が帰ってくるから、そのために開かしておかないといけない。また、いい家は、今荷物を置いてあるから貸せません。どうぞ借りてくださいというところは、行って住めない、そういう状況なんです。実際、足運んでみれば分かります。

だから、1軒1軒、もう数じゃなくて、1つ1つ本当に住めるような準備すれば、とにかくIターンUターン、また徳之島島内でも、天城町からも伊仙町からも、そういう方々が増える。そして、来られるんだけど実際案内してみて、ないですから家が、正直、本当ですよ。実際、足を運んでやってみましたから。

だから、これまでやればなんかこうできると思うんだけど、それ先がね非常に動けない状態ですので、やっぱり中島課長はできると思いますんで、北部振興室とタイアップして、ぜひやっていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

あと、また、成長戦略ビジョン、時間の都合でこれ以上はしませんが、どうか一つよろしくお願いいたします。

また、高岡町長が、今、大変重要な職責を担っておられます。大島郡町村会長、鹿児島県町村会長、それから全国町村会副会長されておりますが、この職1つ1つ、その使命というか、

どういう仕事なんだと、で、今こうしてやってるんだという、ちょっと町民の皆さまが分かるような説明をお願いできますか。

○町長（高岡秀規君）

当然、奄美群島は、日本の離島の中でも本当に特性、特徴のある島、群島ではないかなというふうに思います。つまりは各町、それぞれの価値観と、そして町民性が少しずつ少しずつ違うという、その島々というのは、他のその日本の離島では見られない状況かなというふうに思っております。

だから、つまりは奄美群島の交付金、そしてまた、特別措置法にかかる事業について、1つの固定をした概念で文言を作るのではなくて、いかようにも取れるような文言の使い方での法改正が私は必要だと思っておりました。

そこで、農業の生産性という、生産性という言葉はどうしても抜きたい。もうちょっと広い範囲で農業の振興ということであれば、ある程度、皆さんの提案がその中に組み込まれるのではないかなというふうに思っております。

大島郡では、やはり個々の島々だけではなくて、全体を見回した施策と要望活動が必要になってくるということで、役職の重要な位置づけというものは、広い視野を持たないといけないということと、まず、申し訳ないんですが、自分の町よりも他の町をしっかりと、条件が不利なところにしっかりと力を入れていくということも、実は必要だろうというふうに考えております。

具体的に言いますと、世界自然遺産登録になったのは奄美大島と徳之島であります。永良部、与論、喜界島は、どうやって我々はそれに乗かって観光の利便性を共有するかっていうことが群島内の町村会の仕事だろうというふうに思います。

そしてまた、鹿児島県においても、離島だけではなくて、離島振興法、有人国境離島、内閣府であります。そして奄振法は閣法であります。そのトータル的な視野で、離島全体の施策を町村会としてやるべきだろうと、特に無医村地区については、離島にいくら住みやすいまちづくりしても、医療というものがないと住もうとは思わないわけです。いかに医療というものが重要かということ、他の島々を見て感じているところであります。

我々が小学校のときは、衣食住で、着物と着けるものと、食は食べる、住は住環境であったんですが、離島は独立して自立するためには、医職住の医は医療です。それで、職は職業です。そしてまた、住は住環境だろうというふうに思いますので、離島の自立するための施策というものは、大きく転換期に来ているかなというふうに思っておりまして、先入観をまずなくすことだろうというふうに思っております。

それでまた、全国の副会長となりますと、日本全体の町村の課題が要望活動として上がってきます。それは、様々な、当然のことながら視野と、過疎地域における課題というものは、非

常に共通しているなというふうに考えております。

その中で、合計特殊出生率が日本一になりましたが、人口減少というものは歯止めがかかっておりません。しかしながら、首都圏では出生率は低いんだけど、人口が増えている。そこは何なのかということをしつかりと分析をしながら、町村会としての役割、政策を打ち出していかなければいけないというふうに思っております、今、特に保育士の問題でありますとか、医療の問題等々を抱えている、過疎地域が抱えている課題をしつかりと国へ伝えて、結果的に町村が生き残っていける、消滅しないまちづくりというものを構築することが、重要な役割かなというふうに考えております。

○14番（福岡兵八郎君）

町長としての経験と、高岡町長の人間性がやはりあふれ出た非常に考え方だと思いますので、とにかく頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

では、2番目のみどりの食料システム戦略についていきたいと思っております。

これも、施政方針の中に取り上げておりますので、まず5か年計画、伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

みどりの食料システム戦略については、農業者の減少、高齢化による生産基盤の脆弱化問題解決、また世界的にSDGsや環境への対応が重視されるようになったことを踏まえ、農業の生産力の向上と持続可能性の両方実現するため、令和3年5月12日に農林水産省によって策定されました。

その作成されたシステム戦略によると、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現を目指すとしており、それをイノベーション、いわゆる技術革新で実現するというふうになっております。

また、令和4年6月21日には、みどりの食料システム戦略本部によって、みどりの食料システム戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標としてKPIを2030年目標を決定いたしました。

鹿児島県では、これに伴い、環境と調和の取れた食料システムの確立のため、環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、通称みどりの食料システム法の16条第1項に基づき、鹿児島県と県内全43市町村が共同で、鹿児島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画が令和5年3月に策定されました。いわゆるこれが本県並びに市町村の5か年計画と捉えております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

はい、分かりました。ありがとうございます。

少し各論に入ります。大体14項目に1つ分けられておりますけれども、温室効果ガス、2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現を目指すということありますけれども、ここは温室効果ガスはちょっと置いときましょう。

その次の、化学農薬であります。2040年までに、ネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくても済むような新規農薬等を開発する。2050年までに化学農薬使用量の50%低減を目指すとなります。

我が徳之島町は、耕地面積2,300ヘクタールでありますけれども、この化学農薬についての考えはどうですか。

○農林水産課長（高城博也君）

化学農薬については、いろいろ環境的な問題もあります。しかしながら、今の現在のところ、なかなかこれを急に低減、やめるというふうにはできないことだと思っております。

ですから、でき得る限り農薬に代わるもの、例えばIPM、総合的病害虫・雑草管理というふうな形のもが言われておりますけれども、輪作体系並びに天敵等をいろいろ活用しながら、両方の形で、年数をかけ低減していく必要があるのではないかなと、化学農薬についてはそのように思っております。

○14番（福岡兵八郎君）

IPMですよ。とにかく環境に優しい輪作体系なり、例えばその天敵を使うとかありますが、これから先が難しいんですよ。農家の座談会で、じゃあどうすればいいのと聞かれたときに、じゃあこの作物にはこうなさいという、技術的な指導ができる状態まで持っていけないといけない、農林水産課としては。

だから、検討課題として、ぜひ具体的に町民の皆様から質問されたときに答えられるように、しっかりと技術確立をしていただきたいと思います。

化学肥料2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減を目指す。今より30%低減を目指す。じゃあ、農家に30%を減らしてくださいと座談会で言うとしたときに、どうすればいいかと聞いたときに、課長どう答えます。

○農林水産課長（高城博也君）

正直なところを言いますと、その答えは現在のところを持っておりませんけれども、この化学肥料に関わる成分を、化学肥料では一般的に金肥、要するに速効性のあるやつが基本的になっておりますけれども、それに代わるものとして鶏糞等、豚糞等も視野に入れながら考えていき、また新たなリサイクル、ごみ等のリサイクルも考えながら、速効性のある肥料を考えていくべきだと思っております。

現状、非常に、農林水産課の座談会でも、現在のところは強く農家の方は言ってこないんですけれども、化学肥料については非常に困っているということで、将来的なことも考えて、堆

肥増産を、現在のところは非常にそのほうにやっております。堆肥増産をやりながら、化学肥料にでき得る限り近い、また安価で買えるような地元の肥料を見つけていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

ここに、耐肥センターで入れたコーティングの整備をしまして出てこないかね、課長。あれは、素晴らしいことですよ。

だから、今、化学肥料を減らしても、地元の堆肥で調達していけば十分いけると思うんですよ。ただ、量が足りないわね。チケットもらっても、もらいに行ったらもうありませんですから。そしてまた、もらう人はずーっと毎年もらっても、もらえない人はなかなかもらえないとかね。本部に、亀津にこないといけませんから、東天城来る人はもうないです。地元の人たちがみんな取りますからね。

だから、その辺のところを、あれは思い切って増産をして、使いやすいですので、それはぜひ強化していただきたいなと思っております。

先ほど、14項目と言いましたが、12項目ですね。12項目のうちで、今、化学農薬と化学肥料とお尋ねしましたが、時間の都合で、次の有機農業についての質問をしたいと思います。

2040年までに、主要な品目について、農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術を確認すると。2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、本町の2,300のうちの25%。考えてみてください。700町ぐらいですかね、拡大することを目指すという方針が示されております。この件について伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

有機農業に関しましては、町は2年ほど前より、みどりの関係の国の事業を取り組んでおります。県が示す、先ほど5か年計画の中では、有機農業の取組が基準年度は令和元年で999ヘクタール。これは県でありますけれども、それを目標年度で2,000ヘクタール。約倍になりますけれども、その目標年度の令和13年度で目標を置いておられます。そのうち、有機JAS認証取得の割合が、現在それに対して80%でありまして、なおかつ2,000ヘクタールの目標に対して90%を計画しているというふうな形になっております。

先ほど来、御質問があったその25%という中には、やはり園芸作物だけではなくて、今後いろんな視野を持って、キビもさとうきびも、また主要な野菜だけでなく果樹等もその中に含めていかないと達成は無理だと考えておりまして、先ほど助言のあった堆肥センターのペレットに関しても、まきやすいんですけれども、また今持っている農家の既存の施肥機の中の内部の問題がありまして、その改造等もメーカー等には要望していかなくちゃいけないなと思って、今後もそういった意味で取組やすい形を施策の中で取っていく考えでおりますので、御協力よろ

しくお願いいたします。

○14番（福岡兵八郎君）

奥が深いので、この場で限られた時間では、とてもできませんが、小さな島です。今、さとうきびで約4,000ヘクタールで、今、特に一番分解がしにくいと言われる24Dですよ。それから化学肥料、丸くペレットになってますけども、あれが溶けますと中にプラスチックがあるんです。あれがずっと残る。あれは、やっぱり集中豪雨で海に流れていく。で、近隣の魚も、なかなか前と違っていなくなったという話をよく聞きます。

だから、100年の計を持って考えて、その環境問題から入って行って、今言う、空気と水にすぐ分解する農薬はまあいいかなと思うんですが、有機農業ではやはりもう使わない、忌避剤。雑草は、よく皆さんお家に帰ったとき見てほしいんですが、病気で枯れてる草はないんですよ。雑草が虫に噛まれて困っている雑草1つもないわけですよ。あの雑草を刈って試しにネットか何かに入れて、ストックングに入れまして、水につけてみてください。ワイン色みたいになりますから。あの成分が虫を寄せつけないわけですよ。忌避剤になってるわけですよ。それは化学じゃないわけですよ。植物の力ですよ。

だからそうして、小さな島ですので、やはり環境、沈黙の春に示しているように、やはり環境の破壊のほうに向かっているのか、環境を良くする方向に向かっているのか、ちょっとした方向づけが大事なんですよ。

だから、完成はできないけれどもその方向づけと、片方でそういう未来に魅力のある、可能性のある持続可能な技術を、今、確立してスタートしているんだと、日本で徳之島町だけが健康の町宣言ですから、人間の健康もですけども、環境から全て健康の視点から発信していただくということで、これは有機農業を推進する法律というのができておりますので、ぜひ高城課長、経験者ですから、長い間農政関係ずっとして来られておりますので、若い時から。だから、ぜひ後輩たちにそういう指導、師匠みたいな、しっかり整理をして、環境に優しい農業、だからさとうきびもこれから大事です。さとうきびも有機で作ったさとうきび、どうしても作れないかと来ているわけですよ。情報としてはね。

だからまた、牛肉にしても有機農産物を飼料にした肉が欲しい。今、北海道でしかないんだけれども、それをぜひ徳之島でできないかとか、いろんな有機の情報というのはすごいことで、普通一般野菜ももう取れるときは捨てるほどいっぱいあるんだけれども、有機JAS認証を取ったとなりますと、夏場でも出荷できるわけですよ。夏場でも。みんな家庭菜園で遊んでいる、普段は捨てて、くれてもいらぬというぐらい豊作の品物も、有機JASの認証を取って、その履歴がしっかりしていて、第三者の審査を受けてオーケーであれば、もうそれもどんどん出荷できるわけですよ。

ですので、今度の道の駅「とくのしま」からそういうのがまた一部発信ができればなと思っ

ている、夢を持っているところであります。

あと、有機農業のいろんな支援策とかありますけれども、一応この議会では時間の都合でしませんが、ぜひ高城課長、職員の中では、今、農政関係、高城課長、一番この今経験積んでいきますので、若い時から。市場での研修から含めてずっと見ていきますので、やはりこの退職するときに去っていくんじゃなくて、ちゃんと残して、後継者にしっかりと、次にステップでできるようにしてお願いしたいなと思っておりますが、課長の考えはどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

福岡議員においては、前回の議会でも、ちゃんと後輩に爪痕を残すようにというふうな指導がありまして、今回もそれを真摯に受け止めて職員の指導、教育、養成には今後も努めていきたいと思えます。

また、今後、やはりいろんな構想が以前からありまして、これをこの二、三年で、町長のほうにはその都度その都度、提言したり、要望したり、お願いしております。やはりこういった意味で、今の堆肥センターの改修、ペレットとか、そういったものもありますし、何分にも正直言ってこの20年余り、こうやって農政の担当をしておりますけれども、いろんなものを、20代のときはいろんな事業を取り組んで新規事業でやってまいりました。しかし、30代、40代、50代になりますと、今までやった施設を、何とかものにしなきゃいけないというふうな形に力を入れて、これは間違いではなかったんだというふうな町の施策をはっきりと打ち出したいという思いで、こういった、いろんな施策を現在打ち出しております。

で、そういった思いを、農林水産課の職員にも伝えてありますし、今後また、その後輩たちにも伝えていくように、それが、教育場でも長かったんですけれども、社会教育の生涯学習というふうな、循環型社会の構築というふうな形でつながっていくものだと思いますので、これは、公民館講座の講師をされていた福岡議員も御存じだと思いますので、やはり後輩に経験を伝えていくことは非常に大切なことだとは、従々分かっておりますので、今後ともそのように努めてまいりたいと思えます。ありがとうございました。

○14番（福岡兵八郎君）

課長の意気込みは十分伝わってきております。

オーガニックビレッジ、奄美群島で徳之島町だけ手を挙げて、皆さん頑張っておられる。もう、すごく新しいのは大変面倒だし、失敗したらまた何か言われやせんしないとか、いろいろあると思うんだけど、高岡町長がいつも言っておられます。逃げるんじゃなくてね、当たって砕けろというような、とにかく前に進むためには挑戦しなさいということですので、ぜひしていただきたいんですが、課長に、ただ具体的に4点ほど、これをしっかりと、オーガニックビレッジもちろんしてるわけですが、具体的に整理をして、資料として作ってほしいんですが、有機農業新規参入者技術習得支援、環境保全型農業直接支払い交付金の制度、それか

ら有機農業推進体制整備交付金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金という、この法律の中にあるわけですので、これをしっかり本町としても活用していくんだということなんです。

例えば有機農業で、私はなぜこう大事だと思ってるのは、私は平成17年から奄美地域生涯研究会で生姜組織して奄美群島でやってきましたが、今もやってるわけですが、もう連作がきかない作物で一番有名なんですけれども、そのもう、平成17年からですから、もう6回、7回、8回って、輪作で回しながらも来てるわけです。普通の慣行栽培だったらもう限界です。もうダメだと、もう海行って作るしかない。

しかし、有機農業は連作の方がいいという農法なんですよね。連作の方がいい。去年作った畑で今年も作った方がいい。また来年も作った方がもっといいという、そこに変わって気づいたわけですね。

そして、有機の場合は、ほとんどの野菜が相性がいいということも分かりました。化学肥料が病害虫へ引き寄せているということも分かりました。だから、勇気があることだけでも、有機農業は新しい道を開くなと思いますので、高城課長、お願いしますね。また一言、はい。

○農林水産課長（高城博也君）

答弁ではないんですけれども、先般、視察にも昨年度来、行ってきました。やはり有機農業を続けて、ずっと同じ圃場でやっているというふうな自然農法やったときに、やはり土地の力、農地の力を、やはり有機堆肥等で、やはり持っている農地に関しては、そういった意味で輪作体系とか、そこら辺で非常にやっていけるんだなと思って、いろいろ質問は、そのときにいろいろありましたけれども、やはり土地の力をつけるためには、やはり行政ができることは先ほど来より言っている堆肥生産、そこら辺に力を入れて、新しいものをまた作っていくことが必要じゃないかなと思っております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

そうですね。半世紀以上、ずっとこの農業の道を携わってきましたけど、もう絶対、除草剤使いたくない、農薬使いたくないで来ましたので、もう草はどんどん生えるわけですが、それが非常に宝に見えるわけですね。宝に見えるわけです。

もう、しょっちゅう除草剤かけてきれいにしている畑は、その人はもう後半、もう歩けなくなったりね、寝たきりになったり、非常にガンになったりとかね。都会でもそうです。もう農家は、篤農家とかよく褒められる、表彰される農家ほど、非常に弱っていつているわけですね。ですので、今危機感を感じているところでありますが、ぜひこの機会に思い切った一步を踏み出してほしいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目に行きたいと思ひます。公共交通路線バスの路線変更であります。

また、我田引水で申し訳ないんですけれども、本町における地方創生というのはやっぱり、

我々、轟木も地方の地方ですので、山中ですので、そこにやっぱり人口が減らさないようにしないといけないんですけども、高齢化は御承知のとおり、だけでも免許証を返納する人が出てくる。だから個人をお願いして、亀津まで用事だ、花徳まで用事だとしているわけですが、轟木、万田橋まで降りてこないといかんわけですよ。轟木集落までの距離、万田橋から公民館まで800メートルあるんですよ。そこに行くときはもちろん手ぶらで行くわけですが、帰りは荷物持ってずっと坂道を歩いて行くわけですよ。

だから、車が頼めないときはそうしていますので、この路線バス変更を検討して、ぜひいただきたいということで。

これはちょっと見ていただきたいんですが、これが轟木の万田橋、これが花徳の農協のほうですよ。これは天城に行くんですが、この赤いところが万田橋が800メートル、これから農免道をずっと行きまして、このスーパー吉村の前まで、今、万田橋からまっすぐ来ているわけですよ、バスが。これ1.3キロくらいあります。これからずっと回っていきますと4キロ近くあります。4キロ近く。

私は、今日まで総合バス陸運に行って、例えばこれぐらいで経費的にどれぐらいかかるもんか、いろいろちょっと考え方とか、予算面を調べてから出そうかと思ったんですけども、その時間がありませんでした。

それで、こちら道路整備されておりますので、このまままっすぐ直通じゃなくて、バスが小型化してますから、集落内にバスを入れていただいて、この農免道を通してスーパー吉村さんの前まで来るような路線変更を検討できないかということではありますが、伺います。

○企画課長（中島友記君）

福岡議員の質問にお答えします。

現在、議員が言われたとおり、万田橋のところにバス停がありますが、バスの通行のところで確認をしたところ、集落内の一部の箇所、どうしても幅員が狭い場所があって、バスが停止したときに離合だったり、そういった部分で安全面が確保できないということで、集落からは要望書を2回ほど提出していただいているんですが、そういった理由でバス路線の変更ができないということで、回答を差し上げているかと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

どの辺でしょうかね。狭いところ。

○企画課長（中島友記君）

現在、工事中の轟木橋と集落の中を通り抜けまして、吉山商店のところから右折するところが、バスが1回で曲がりきれないというところで、回答をいただいているということです。

○14番（福岡兵八郎君）

いや、それは違います。大型トラックがどんどん曲がっていますし、墓地の前の工事は今か

ら入札でしょうけど、おかげさまで道路拡張していただきまして、上としてやって、橋から下は全部もう舗装を終わりましたけど、上は舗装をしていただきますが、あれは橋は改造されま
すから、今度ね。大きくなるわけですから。あの道路の幅で行くわけですので、それはもう何
も問題ない。

で、吉山商店の上のカーブは広いですから、あれで小型バスが曲がらないということはない
です。大型のダンプカーがどんどん曲がっていますので。それは答えた人が現地見ていないと
思いますので、もう1回、課長確認して、その2点だったら絶対大丈夫ですので。

○企画課長（中島友記君）

バス路線については、今年度、3町の公共交通の基本計画の策定がありまして、先日プロ
ポーザルの説明会がありまして、その中で各町のそれぞれ、こういった小さい集落の中での公
共交通の在り方とか、そういった分野も今後、協議されていく内容かと思しますので、轟木集
落に限らず、やっぱり花徳でありますと上花徳の集落であったり、山地区でありますと里集落
といった、やっぱり色々不便な場所が多くありますので、公共交通基本計画の中での検討とい
うことと、あともう1つは、自家用有償旅客運送事業とか、新たな公共交通のあり方について、
今後、取り組んでいく必要があるということは認識しております。

○14番（福岡兵八郎君）

それで、私が言っているのは、轟木だけじゃなくて、北部地域にはそういうところがいっば
いあるということなんです。お年寄りがずっと歩いていかないといけないという。バスも小
型化していますし、その小まめの、便利、良い方向を改善をする時が来ているんじゃないかと
思うわけ。

だけど、課長からこのデマンドバスがあるんじゃないかという、出るんじゃないかと思って
調べて、支所の職員とも定期バスで何時来たら、デマンドバス何時行けばいいかという話した
けど、みんな分からないよ。なあ、所長。どうでした。これ分かります。デマンドバスと一般
のバスの乗り継ぎとかしたときに。

○企画課長（中島友記君）

時刻表は、デマンドバスと一般の路線バスとの時刻表は、左右対称で一覧が総合陸運から出
ているとは思いますが、確かにちょっと使い勝手がいいのかどうかというところもあると
思いますので、こちらも公共交通の基本計画策定の際に、見直しとかそういったことも考えて
検討を進めたいと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

決定する前に、例えば半年間とか、試験運転というかできないものでしょうか。例えば、花
徳支所に9時34分発があります、朝。帰るときには、16時48分か15時58分、この天城行きがあ
るわけです。だから午前中1つ、午後が1つ、夕方。1路線で良いわけですよ。この路線全部

通らなくても。それによって合わせて、亀津で用事済ませて帰りのバスで乗ってこれるという
ありますので、例えば半年間だけ試験してみようとか、それによって、今、井之川が、神之嶺
小学校回るようになっていきますよね。大沢議員と是枝議員が頑張ったなと思って、非常に良い
ことをしたなと思っているんですけども。あれが大事なんですよ。

あのまま、今、県道まっすぐにいったって何もならんけれども、やはりそういうのが今いっ
ぱいありますので、徳之島町全部チェックしていただいて、じゃあ取りあえずこの県道拡張に
合わせて、半年間だけ一応この路線を試験をしてみると。

そして経費的に、また町にどれくらい負担かかるのか、全部出していただいて、その後決定
するか、やはりできないのであればできないで、じゃあデマンドバスの路線の在り方、時間の
在り方をどう改善するか、していただいて。そうしないと、もう車のない人には、もう住みに
くいわけですよ。もう住みにくい。車のない人にはとてもじゃないけど。だから、若い人もい
なくなれば、お年寄りもいなくなって、あとイノシシとハブしか残らんというようになれば、
非常に困るわけですので。

私たちは、やはり人口が増えるように、今の時代は将来に向けてやっぱり取り組んでいかな
ければいけませんので、私は別に自分の轟木だけ考えているんじゃないくて、1つの例として挙
げていますので、同じようなところが町内にたくさんありますので、ぜひチェックしていただ
いて、前向きに一つお願いしたいなと思っておりますが、課長の意気込みを一つ、最後に。

○企画課長（中島友記君）

はい。今の意見をちゃんと集約して、公共交通会議のほうで。私はやっぱり道の駅を拠点と
した、やっぱり北部のまた新しい公共交通の在り方とかっていう取組もすごくいい、そういう
ことができたかなと思っていますので。

先ほど言いましたように、自家用有償の新しい公共交通の在り方であったりとか、そういつ
たところをどんどん提案させていただいて、また公共交通のほうの計画に反映できるように進
めたいと思います。よろしくお願いします。

○14番（福岡兵八郎君）

総務課長。この例えば試験運転するにしても、予算が伴うことかもしれませんが、この提案
についてはどう思われますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今、中島課長のほうからありましたが、以前から公共交通会議におきまして、このようなお
話が出ているところがございますので、これは前向きに検討していきたいと考えております。

○14番（福岡兵八郎君）

はい、ありがとうございます。

町長。総務課長も前向きに検討しますということですが、町長はどうですか。

○町長（高岡秀規君）

今回、中島課長が答弁したように、その会議によって、そこで課長がしっかりと要望をして、実現に向けて検討すればいいかなというふうに考えておりますので、中島課長に期待をしたいと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

はい、ありがとうございます。

今日の段階では、前向きにいい答えがいただいて、また区民の総会のあたりでは、またいい結果が出せるかなと、報告ができるかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで終わります。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。11時30分から再開いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、富田良一議員の一般質問を許可します。

○7番（富田良一君）

ういたういた、きゅうがめら、こんにちは。

最近、朝のラジオ体操をする方々が増えてきました。それだけ、皆さんの健康意識が高まってきたからだと思いますが、多い日は40人ぐらい参加者がいます。雨天の日は参加者が少ないようですが、しています。

亀津児童公園には東屋が3棟あって、雨天の時は、まず東屋の下で体操をする方々がいます。また、最近、健康ダンスもしています。

今では、亀津児童公園は、我々にとってなくてはならない場所となっております。皆さん、健康第一です。

議席番号7番富田良一が、通告の1項目について伺います。

亀津児童公園の管理体制についてですが、1番の町内の公園、観光地も含みますが、管理はどうなっているのか。

2番目のトイレの清掃はどこがしているのか。

3番目、利用頻度はどうなっているのか。この3点について一括して伺いたいと思ひます。

○総務課長（村上和代君）

富田議員の御質問にお答えいたします。

公園の管理につきましては、それぞれの担当課のほうで答弁させていただきます。

総務課におきましては、亀津児童公園の管理を行っているところです。

内容につきましては、公園内の草刈り、清掃、遊具施設の管理・修繕、トイレの清掃・修繕、看板の設置などがございます。

また、トイレの清掃はどこがしているのかという御質問ですが、亀津児童公園のトイレの清掃につきましては、特定非営利活動法人ワイド！あけぼのさんに清掃業務を委託しております。

業務内容といたしましては、週２回、月曜日と木曜日にトイレの清掃、公園内の清掃をお願いしております。また、施設内の整備、故障並びに破損等があった場合は、常に連絡をいただいているところでございます。

利用頻度はどうなっているかという御質問ですが、利用頻度につきましては、遊具を設置してからこの数年は、幼児から大人までの多くの方々が毎日のように利用されております。また、小学校や幼稚園、保育園などの遠足や園外保育、そしてゲートボールの練習や、狂犬病予防注射の接種会場としても利用されております。

以上です。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

富田議員の御質問にお答えいたします。

おもてなし観光課では、町内10か所の施設を管理しています。その管理については、観光地清掃作業員２名によって管理を行っています。

トイレの清掃につきましては、週に３回行っており、月曜日と金曜日はシルバー人材センターにお願いしています。中日の水曜日に、観光地清掃作業員が行っています。

利用頻度につきましては、町内10か所を１月平均で約1,000人近くの方が利用していると思われまます。これはトイレトペーパーの数によって、試算したものです。

以上です。よろしくお願いします。

○建設課長（作城なおみ君）

母間港の管理は建設課となっております。

トイレの清掃は、おもてなし観光課が行っております。

利用頻度につきましては、ほぼ毎日のグラウンドゴルフ練習と２か月に１回程度のゲートボール練習で利用されており、母間保育所が遠足などでたびたび使用しています。また、土日親子連れがよく遊びに来ております。

以上です。

○社会教育課長（安田 誠君）

富田議員の御質問にお答えいたします。

管理については、社会教育課のほうでは、健康の森総合運動公園とそれから亀津公園を、どちらも指定管理者制度を利用して指定管理者のほう管理を委託しております。

内容につきましては、施設内の全ての箱物建物の管理、それから修繕、それから草刈り、清掃と、それから貸し出し業務となっております。

続きまして、トイレの清掃についてですが、基本的には指定管理者のほうで清掃を行っていますが、健康の森総合運動公園につきましては、毎週金曜日は障害福祉サービス事業所へ管理者が委託し、トイレ掃除と植樹帯の草むしりを行っているようです。そのサービス事業所は、就労継続支援B型「どう・どう」というところであります。

利用頻度についてですが、令和5年度の利用実績延べ人数を申し上げたいと思います。健康の森総合運動公園については、利用者延べ人数3万7,205人、亀津公園については、9,937人となっております。

以上です。

○7番（富田良一君）

管理のほうで、トイレに関していろいろ苦情なんかなかったか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

児童公園につきましては、先ほども答弁いたしましたが、利用頻度がすごく高くなっていることから、清掃しない日のトイレの汚れだったりとかで、何度か住民の方からお電話をいただいたことがございます。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

清掃のほうはちゃんとしているんですけども、土日に鳥のほうトイレのほうに侵入して、巣を作ってひながふ化して、ちょっとふんのほうが落ちているということで苦情がありました。

以上です。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

特段、苦情等はないんですが、たまに水の出が悪いとか、そういった故障が起きていますが、すぐ対応して修理とかしております。

○7番（富田良一君）

先日ですが、ちょうど手々の海岸トイレを使用することがありまして、ちょっと行ったんですけど、表示板、男性と女性の、どこが女性、どこが男性か分からない。表示板がなくて大変困ったんです。そこも、ちゃんとしていただきたいと思いますけど、まだ見られていないです

よね。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えいたします。

手々のほうに関しては、表示板のほうが以前そのままあったんですけど、多分色が消えていて見にくくなっていると思いますので、その辺確認して修繕したいと思います。

以上です。

○7番（富田良一君）

それから、先ほどトイレの鳥の話がありましたけど、それ畦ですよ。たまたま、畦行きました。苦情、誰か電話があったと思いますが、是枝議員だと思いますけど、一緒だったんですよ。たまたま二人一緒にトイレ入って、トイレの取り合いして、先私が入ったんですけど、トイレのドアの入口、もうすごく鳥のふんがいっぱいね。たまたまそこは和式だったのかな、で、その隣の洋式使ったんですけどね。

あれは毎日、多分、鳥は来てふんをしていると思うんですよ。どうにか対策しないと、結構イメージ悪いんじゃないかと思いますがどうですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

畦のトイレに関しましては、以前からそういった問題があって、網のほうで進入をできないようにしてはいたんですけども、その入る場所がたまたま空いていたということで、巢を作っていてひながふ化していて、そういったことになっていますので、その辺をもう進入しないように厳重に、また整備していきたいと思います。

以上です。

○7番（富田良一君）

次、行きたいと思いますが、亀津児童公園は、先ほど総務課長もおっしゃっているように、物すごく利用頻度が高いんですよ。早朝のラジオ体操会、ほかの市町村の部活動、クラブの準備運動とか、また昼は子どもたち、親子連れ、あとカトリック幼稚園、亀津保育園が時々利用しており、一番本当に利用頻度が高いと思っております。

それで、その次に移りますが、先日ラジオ体操が終わった後に、トイレが汚いとの御指摘がありました。行って見て、びっくりです。皆さん、もう昼前だからちょっとあれだけど、想像していただきたいと思いますが、便器の的を外した大便がいっぱいついていまして、小便をしようにも臭くて利用ができない状況でした。

和式のトイレは、高齢者の方々や腹の出ている方、また妊婦さんには大変きついと思います。和式から洋式に全て変えることはできないか、伺いたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今、議員のほうからもありましたが、非常に利用頻度が高いということから、トイレが適切に使用されていない現状があると思います。

現在、女子トイレに洋式が1か所、和式が2か所、男子トイレに和式が2か所ございます。男女それぞれ、和式2か所のうちの1か所を洋式化するため、今回の補正で予算を計上させていただきます。

全てを洋式にしようかというお話もありましたが、和式でないとできないっていう方も中にはいらっしゃるまして、一方は和式を残した方がいいのではないかという話になり、今回、男子が1か所、女子が現在1か所洋式ございますので、和式の1か所を洋式に変えたいと思います。

その他に、トイレの扉、またトイレのベビーチェアのほうが破損しているところもございましたので、その辺の修理も併せて行う予定でございます。

以上です。

○7番（富田良一君）

今回、女子トイレと男子トイレ、1つずつ洋式に変えるということで、ありがとうございます、予算を付けていただきました。

私が思うには、やはりもう、あと全て洋式に少しずつ変えていってもいいんじゃないかと。洋式でも子どもたち落ちても危険性はないんですよ。だから子どもたちでも使えるんじゃないかと思っております。また、御検討をお願いしたいと思います。

それと、亀津児童公園のトイレもですが、電気も壊れていて点かない状態なんです。だから、特に明け方暗いときに、そこで用を足すとどうしてもやっぱり汚れてしまうんじゃないかと思っております。その電気のほうも、どうにか御検討いただけませんか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

電気につきましては、以前サーチライトを取り付けたことがございました。そのときに、翌日には壊されていたということがありまして、その後未設置の状態であります。

確かに冬場の夕方とか、子どもたちが遊んだときに、暗い中トイレに行くのもちょっとかわいそうかなと思いますので、中につけますと電気の消し忘れ等もあるかと思うので、なるべくサーチライトをつけて、しばらく様子を見てみたいと思います。

○7番（富田良一君）

それは、センサーで反応するあれですね。

それと、洋式に変えます。今後、どうしてもやっぱり汚れがあるということになると、先ほどワイド！あけぼのさんに週2回ですか、お願いしていますけど、それをシルバー人材センターとか、そういう近場の人たちに点検させる方法も考えられるのか、ちょっとお聞きしたい

と思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今、週2回ですが、点検だけになると、汚れているときには、結局は清掃しないといけないというふうになってしまいますので、なるべく、私も朝早くちょっとその辺掃除したりするんですが、そのときに、今、何回かトイレのほうも確認にはっております。職員のほうでも、できる限り確認をしながら対応していきたいと思います。

今のところ、ワイド！あけぼのさんに、週2回ということで対応していきたいと思います。

○7番（富田良一君）

洋式に変えると、そこまで汚れないと私も思っておりますけど、万が一汚れるのであれば、そのトイレにブラシとか、そういうのを設置したらどうかなと私は思っておりますけど。もしそういうのがあれば、自分のものは自分できれいにする方もいらっしゃると思います。ものがないからそのまま放置して帰られるんじゃないかと思ったりもしますので、全観光地あちこち、みんなそういうのを置いていったらいいんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

先日、私も確認に行ったときに、ちょっとひどい状態のところがありまして、清掃道具がないということに、そのとき気づきましたので、確かに清掃用具がそこにあれば、皆さん御自分で対応したりできるのかなと。

それと、今、社会教育課のほうにお願いして、子供たちにトイレの使用について、トイレはきれいに使いましょうとか、子供たちのアイデアで絵を描いてもらうかなと、ポスターを作ってもらおうかということで、今計画しております。

以上です。

○7番（富田良一君）

最後に、やはり徳之島も今、世界自然遺産登録されておまして、観光客もどんどん増えてくると思います。

それでやはり、常にトイレはきれいにしていきたいと。また、できれば少しずつでも洋式に変えていきたいと思います。このことを要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

次に、徳田進議員の一般質問を許可します。

○9番（徳田 進君）

皆さん、お疲れさまです。もう昼前なんで、こんにちはですね。

それでは、令和6年2回定例会において、9番徳田が通告の1項目について質問します。

今や日本の経済は、円安や物価上昇、また日本国民、徳之島町町民の生活には負担がすごいのかかっています。

徳之島町は、1次産業の島なんで、少しでも農家の将来を考えた負担軽減施策が先行投資として行われ、その当時、自分はすばらしいと思っていました。でも、今考えると、今の現状は、それがかえって町の行政に対して負担さえ今感じています。そういう現状を少しでも最小限に留めるには、今後どうしたらいいか、また農家や住民のサービスに支障が出ないか、そういうことを確認するために、今回、農業行政について1項目だけ質問します。

今回、TMRと堆肥センターですが、農家、また議員の皆様、分からない点があると思います。1番はその農家、町民に分かりやすいように、町長並びに執行部の明快な答弁をお願いいたします。

まず1つ目、今後計画している公社化にする2つの施設の利用についてですが、1番目のTMRセンターについて、現在の運営状況をお伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

それでは、徳田議員の御質問にお答えします。

まず、TMRということでしたけれども、その前に公社化についてお話ししたいと思います。

まず、経緯でございますけれども、現在、農林水産課において、関連施設を多く所管しておりまして、管理運営業務を兼任する通常の農政業務の負担になっております。また、支障をきたしつつあるということで、実際に施設の故障等においても農家を始めとする利用者等においても、トラブルもこれまで何回か起きております。

そういった状況でありまして、その打開策として、数年前より管理業務の委託を提案してまいりました。公営的要素の高い施設であることから、町直営による運営をこれまで続けてきたのが、管理施設並びに加工センターであります。

そういった中、コロナ禍やウクライナへのロシアの侵攻、社会情勢の変化もありまして、非常に環境が急激に変化しております。肥料及び飼料の高騰、気象状況の悪化など、状況はより一層悪化してきておりましたので、また3年前から、まず本町のTMRセンターの原料整備などを行っている採草地の賃貸借更新時に、所有者側から土地の買取等の相談もありまして、原料確保の目的が公益的な要素の高いことから、新たに複合的なものも含めて公社を設立、立ち上げたい旨を町長にお話しし、現在に至っております。

公社の内容は、農作業の受託、特産品の研究開発、農産物の加工・流通・販売、森林の維持、観光など、また経営形態によって、また民法、公益法人、商法法人、有限会社、株式会社など、多様なものもありますけれども、一般的には農業公社として、高齢化や後継不足などから、耕作を放棄せざるえない農家から作業を請け負い、農地を有効に利用する主なものが目的で、事

業を通じて地域振興の役割も大きいと考えております。

農業生産に直接関わらず、特産品の開発や地域振興に主眼を置くものなどがこれまでほとんどでありますけれども、近年、農地管理を中心とするものも増えております。全国的にも、これまでもいろんな農業公社が設立されており、ほとんどが農作業の受託業務、また農作業の受託斡旋業務を実施しているようであります。

本町の耕作放棄地の歯止めに、新規就農、就農研修、行政の持つ公営的なものと、公社の設立によって、民間の持つ軽快な積極的な活動から、農業振興を始めとする地域の産業の振興が必要とされていると考えております。

スケジュールについては、設立準備予算によって進めていきますけれども、昨年からは準備委員会を設立し、現在に至っております。

TMRの運営については、また、お互いのやり取りで御説明いたしたいと思いますが、概要を説明いたしますと、現在、きらめきサポート想に管理運営業務を委託しております。

以上です。

○9番（徳田 進君）

自分が腑に落ちないのは、当初の設立した目的は何だったのかっていうのを忘れてるんじゃないかと思って。ちょっと、その辺答えてもらえる。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

TMRセンターにつきましては、当初、私が就任してすぐに、実は畜産農家のほうから要望がございまして、現場を見た経緯がございます。

今後、人口減少は日本であって、世界的には人口が増える増加傾向にある中で、おそらく世界の畑は、人が食べるものの畑に変わりつつあるだろうというふうに私は思っておりまして、牛の飼料等については世界的に価格が上がる時代が来るだろうと、地産地消でTMRセンター濃厚飼料ができないかということが、最初のスタートでした。

そしてまた、国の政策として、さとうきびは増産、そして牛は増頭、そうすると現場の畑で奪い合いがあるのではないかなということから、飼料キビというローズ畑よりも10倍ぐらいの反収が上がる飼料キビを主幹とした、濃厚飼料ができないということから実はスタートしておりまして、そして農家には決して借金をさせないような施策が取れないかということでTMRセンターを構築いたしました。

しかしながら、結果的には個々の農家の価値観でやっている状況で、現在、町がスタート時の目標というものが少しずつずれてきているかもしれません。

そこで、本来の目的である地産地消の濃厚飼料、そしてまた増頭、そしてまたさとうきびの両立をするためのTMRセンター、そしてまた栄養素の確保、地産地消での、国が今ようやく

地産地消を、国内産の飼料ということで打ち出しておりますので、そこで町として、公の立場で運営する必要が出てきたということと、今後の設備投資についても、やはり町が関与しないと、なかなかいい濃厚飼料ができないだろう、いい目標の達成度ができないだろうということから、公社化へ、今、検討を進めているところであります。

○9番（徳田 進君）

それでは、最初、設立したときに、何社、どれだけの畜産グループがきらめきの株主になって始まったか、それだけちょっと。

○町長（高岡秀規君）

12社ぐらいだったと思います。

○9番（徳田 進君）

今、現状はどうなっています。今、現状。

○農林水産課長（高城博也君）

11名と1社の合同株式会社になっています。

○議長（行沢弘栄君）

高城課長、もう1回お願いします。もう1回。

○農林水産課長（高城博也君）

全部で株主のほうは12、個人と法人の組み合わせになっております。

○9番（徳田 進君）

最初始まったとき、多頭農家で始まって、みんな出資金を出して、それで運営が始まったわけですけど、何年かしないうちに牛を全部売っちゃって、いないメンバーもかなりいたと思う。そのうち半分ぐらいは、多分見切りをつけて牛を離して、そういうメンバーがいたかと思えますけど、その辺は把握している。

○農林水産課長（高城博也君）

実際に牛を飼っているかどうかの関係に関しては、調査を行っておりませんが、メンバーを見る中では、数名いるのではないかなと思っております。

○9番（徳田 進君）

今、個人の11名っていうのは、それ個人で牛を飼っている。頭数的にはそこまでいない人かな。そして、1社はまだ畜産を何百頭持っている方か、その辺をちょっと教えてください。

○農林水産課長（高城博也君）

会社の役員、その場で働いている方もその中に入っておりますので、TMR専属で入っている方もいらっしゃいます。

調査をしておりますが、私の見解で申しますと、3名と1社が実際につながっていないものかなと考えております。

○ 9 番（徳田 進君）

じゃ、実際に牛も持たずに、自分の名義の牛を持たずに入っている方もいるわけ。全部、牛持っている、みんな。牛を飼っていて。その辺はどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

全員ではありません。個人名で実際飼養されているかどうか、登録の関係になるのか、そうなってくるという可能性もありますし、登録の関係、牛の名義がそうだとそういう可能性もありますし、それを飼養と取るのか取らないのかで大きく変わってくると思います。

○ 9 番（徳田 進君）

ということは、町長、最初の当初の目的から、ものすごいずれているということです。そういう中身も分からない中で、町が全部公社化にしてなんだかんだと言っても、話がつじつまが合わないと思っているんで。どうです。

○農林水産課長（高城博也君）

現在まず、このTMRの公社化という話についてなんですけれども、これについては先ほどお話ししたとおり、まず公社の設立を私のほうで、これは町長に相談いたしました。これは、今現在、抱えている農業管理施設並びに農産加工処理施設と機能性食物工場が最初であります。準備会の中でやって、年数がこの3年間経過しているうちに、いろんな問題が生じております。

議員の皆様御存じのとおり、いろんな問題が生じている中で、最終的には直営に近寄った形の運営が必要じゃないかということで、最終的には公社化を目指すというふうな形になっております。

TMRに関しては、先般の議会の中でも議員の皆様、最初のイメージの構想としては、私の提出した構想としては、その中に入っていなかったんですけれども、議員の皆様からも、どうせならそこまで検討する必要があるんじゃないかという話をやって、現在構想の中に入れながら、次の準備委員会のほうにまた修正案を出そうと思っておりますし、今後のことも考えると、まず議会の前にもいろいろ指示を受けておりまして、現在は粗飼料の受委託作業を委託をされているようなんですけれども、実際経営としてはトントンとなっております。

なかなか、これを埋め合わせる経費といたしましては、収入源といたしましては、受委託作業並びに受精卵センターの管理運営も委託しておりますので、それが埋め合わせになっているようであります。

町としては、今後については、きらめきサポート想の独自による設備投資や農地などの粗飼料生産基盤の面からも、TMRの確保も慎重に考えたいと思っております。

また、県内でも自治体として所有することが少ないTMRセンター及び受精卵センターを有していることから、さらにそれを生かし、高齢化した畜産農家のためのキャトルセンターや不妊治療牧場の設置も構想する必要があるんじゃないかなと考えております。

公共団体の管理運営によって、肉用牛の生産率を上げるとともに、治療牧場というのは結局は多産、要するに1頭から生まれる子牛の頭数を増やす、いろいろ入れ替えの事業も現在できておりますけれども、人でいう特殊出生率、要するに1頭の牛から生まれる牛、ましてや人工受精で母牛の血統が、やはり受精卵の施設を持っておりますので、そういったものを考えながら、今後、自給濃厚飼料の施策実証への取組必要があるんじゃないかなということで、今後、この公社設立になった場合には、そこに向けて委託する必要があるんじゃないかなという構想を考えております。

以上です。

○9番（徳田 進君）

ちょっといっぱいあるので、ひとつにしましょうか。

○議長（行沢弘栄君）

わかりました。

○町長（高岡秀規君）

その辺については、実は個人との契約ではなくて法人との契約なので、この会社の中身については、あまり町がタッチはできないわけですね。その不具合がそろそろ出てきているから、やはり町の方針に従った事業をやっていただかないといけない。ただ、契約は法人だから、個人との取引ではないということですね。そこが、多少、今ネックになってきているので、公社化を進めることによって、素早く町の施策が生かされるように、そしてまた公益性を持って、全ての農家に利益が還元できるような運営をやっぱり考えないといけないということから、公社化という今検討を進めているところであります。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分から再開いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

徳田議員。

○9番（徳田 進君）

先ほどに続いてなんですが。先ほど町長のほうから「法人についての中身は、よく分からない」と。中身はね。

それでは、今、TMRが巻いているそのロール、あれ、今、町内の牛を持っているどの規模ぐらいの農家が一番購入しているか、分かりますか。10頭とか20頭ぐらいとか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えします。

その規模の大きさについては、ちょっと報告を受けておりませんが、現在、畜産農家のほうで、町外が3割程度で、販売量は、令和5年度においては7,900トンというふうに報告を受けております。

○9番（徳田 進君）

いろいろ、最近買えない地元の畜産農家さんとか結構いるような話も聞くんですよ。そして、その大半が、例えば、大手の生産から販売、流通まで全部やっている、島で買っているメーカーが、大半を買っていると。

じゃあ、何のために。この施設は、徳之島で頑張っている畜産農家のために造ったんじゃないかと、自分はそう思うんですけど。その辺はどうなんですか。

○町長（高岡秀規君）

議員がおっしゃるとおりだと思います。そのTMRセンターにつきましては、当初、販売がうまくいかずに補助金返納という時代が何年か続きました。その補助金返納がないようにするために、どうしたらいいかっていうことで、TMRセンターの今の運営主体となっている法人が努力をした結果、そういったところに売ることによって、軌道に乗ったということになります。それで、補助金の返納は免れたということです。その流れがございます。

そしてまた、あらゆる畜産農家に供給できるという体制をつくるためには、ある程度、面積を増やしたり、多少の設備投資等が、あと投資することが必要になってくるのではないかと予想しておりまして、それで、公社化っていうことを進めることによって、投資と、あと小さな畜産農家にもある程度、供給できるような体制が整うのではないかなというふうに考えております。

○9番（徳田 進君）

最初の取りかかり、この事業を。大規模畜産農家が集まって12者か、その方々の畑の面積、その牛の頭数、それに合わせた全体の畑の面積に対しての事業量で、この施設ができたんじゃないかな。

○町長（高岡秀規君）

当初の計画はそうで、なかなか計画どおりにはいなくて、量的にも販売でも我々がもくろんでいた数字には至らなくて、補助金の返納ということでの審査等々が入ったわけです。

それを切り抜けるための方策として、当然、面積もそうですが、販売をしっかりと、量を確保するということですね。それとあと飼料キビが、思ったほど農家の皆さんには供給ができない、評判が我々が思った以上にちょっと低かったのかなというふうに思いまして。そのキビ飼料の含有率についても、少し引っかけたということでもあります。

そこはしっかりと修正しながら、改善、改善で、今、軌道に乗ったところでありますが。今

回、徳田議員がおっしゃるように、これだけの増頭が奄美では日本全国でも類を見ない増頭に至っておりますので、今の供給量ではなかなか補い切れないということがありますので、公社化をすることによって、面積等の拡大、そしてまた、供給できるようなトン数の確保を検討しなければいけない時期に来ているというふうに思います。

○9番（徳田 進君）

このきらめき、TMRセンターができるときに、実は僕、議会で「同業者が集まってその法人をつくれば、絶対もちませんよ」と、そういう話をしたんです。それが今、実際に蓋を開けたら、自分が思っていたとおりになっているんで、すごく残念なんですけど。その当時は、牛が、だんだん値が上がる。当時、例えば一つの大規模生産者が100頭持っていたら、それを10頭増やせば、もっともうかるわけじゃないですか。そしたら、自分の使うTMRセンターに提供した土地の面積、例えば1町歩でできるやつが2町歩要るようになる、牛が増える、お金が入ってくる。個々で、そんだけ欲が出るわけじゃないですか。要は、そこでのトラブルが原因で解体していった、今現状、そこから出たメンバーは、個々でクラスター事業を取って、同じようなことをやっていますよね。

それは、何のためにこんだけ結構なお金を使ってやったか。まず、それがどうしても無駄じゃなかったかなと、もうずっと思っているんですけど。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

そのクラスター事業について、また、このTMRセンターが、こうやって皆さんでやっているが上に、クラスター事業がなかなか入らないというふうな壁もありました。個々の農家です。

そういった意味で、クラスター事業で、また、やはり自分たちで農地を確保する、確保しながら自立していくということを考えたときに、やはり、TMRセンターとは別に農地を確保して、こうやって機械導入等を図っていくというふうな、実際、そういった相談があったふうに覚えています。5年前にですね。そういった意味で、その当時から、クラスター事業を率先的にその大規模農家には入れていただいて、自立していただいているというふうな認識であります。

また、何年かたったら、やはり状況は変化しておりますので、今、徳田議員がおっしゃるとおり、また、町長のほうからもいろいろ指示を受けておりますので、その小規模農家、そこら辺をやはり育成するためには、そのロールの大きさ等も今後いろいろ考えながら、量産していくことも必要です。それをできるのは、できるかできないか、やるのは、やはり、行政がそこ入れしてやっていかないと、そういったものには挑戦できないのではないかなと考えております。

○町長（高岡秀規君）

実は、機械導入にしても、町も、なぜ機械を購入するのかっていう時期がありました。我々は、機械でその農家が借金をしない、資金投資をしないで済むように、実はTMRセンターを造ったんですよ。

しかしながら、その当時は牛の価格もそれほど高くなかったです。それで、1 抜け、2 抜けていうことが起こりました。そしたら、その数年後に、ぱんと価格が上がったわけです。そうすると、個々を優先にしてしまうという状況が、私はあったのではないかなと。

町は、個々ではなくてトータルで、公平に農家・畜産の振興ということで立ち上げたにもかかわらず、個々に力がついて、自立っていうことができるようになったと。それは決して否定するものではないので、今後は、TMRセンターというものは公社化をして、小規模畜産にもしっかりと後継ぎができるような施策を取るときに来ているということと、公平性を保つためにも公社化が必要になったということでもあります。

○9 番（徳田 進君）

委託管理しているときも、例えば機械のリース料として、運営費を5年ぐらやっていましたよね。そこまで町は、名称を変えながら、こうして応援してやっているという。このメンバーは、そういうこともあまり考えずに、こういう状態にしてしまったと、「しまった」って言うていいのかな。最終的には、町に結局おんぶに抱っこじゃないですけど、町に、また返すと。「もう自分らは、それでもうけられないから、あと、もう町のほうで、またやってくれよ」って、そういう、ちょっと無責任なやり方っていうのが、少し自分としてはあまり、そういうのは好まないし。

最低限、委託する前の、例えば、当時あったその備品にしても、しっかり、もっと。機械を使えば、古くはなっていますけど、そういうのをしっかりそろえた上で、ちゃんと責任を取ってから町が受けるべきであって。

それで、「自分らはもう関係ないから」って言って、町がいきなり公社にした場合、例えば、そのきらめきで買った機械、償還している機械もあれば、何か設備投資でお金かけて、今、払っているのもあると思うんですけど。それまで、そういう負債まで全て、公社に投げるような考えすら見えるんですけど、それはないですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

それについては、公社で最終的に可能性を秘めているということで、TMRセンター、現在の段階では、まず検討の中には入っておりません。

ですから、機械については減価償却並びにそこら辺も精査した上で、やはり、やるかやらないかは、当然、議会の皆様にもお諮りしなきゃいけないですし、そこら辺は、町長と詰めてか

らやっていきたいと思っております。

○9番（徳田 進君）

先ほど、TMRセンターと並列して受精卵センターも一緒に、きらめきがしているって言いましたけど、受精卵センターにしても、結局いろんな問題があって、それが今に至っているわけですけど。

これは一時、徳之島の受精卵がどこか行っているとか、何だかんだいろんなうわさまでありましたけど。受精卵と一緒に、ちょっと言い方悪いですけど、センター長までどこか旅に行っていなくなっちゃったとか。そういう中で、今までずっとしているわけですよ。

それを普通の人が、例えば、今度、公社化にするにしても、例えば、これは普通の会社だった場合、吸収合併するとかいろいろ、そういう状態になった場合、買収する側は、その会社の中身をしっかり見ますよ。どういう経営状態か、何があるか。そういう確認作業をしっかりした上での公社にする。ましてや借金がある会社だったら、それはその会社のほうで責任を持ってしてもらおうと。そうしないと、町が全部払うと、関係ない人のお金がそこに流れることになるんで、それだけは避けてもらいたい。それは大丈夫ですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

徳田議員のおっしゃることは、もっともだと思います。そこら辺は、ちゃんと考えながらやっていきたいと思います。

○9番（徳田 進君）

あんまり、このぐらいでTMRセンターは終わりますけど。今、このセンターが一番フル稼働していないといけない施設なんですよね、徳之島で。以前、牛の値段がいいから、例えば、キビ農家に畜産農家は、「ああ、こんなキビなんか作っていて、飯を食えない」ぐらいの勢いでいろいろ言っていましたけど、今、反対に畜産が厳しいです。

だから、そのセンターが健全に動いていけば、その負担も減っていたわけですよ。そういう思いをしっかりと生かしてもらうような公社にしてもらいたい。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

これは徳田議員と同じ意見であります。やはり、ピーク時に最悪の事態も考えながら、そこら辺は準備をするというのは、恐らく自分は、もう何年もそういうふうに思っております。

これは、話は別でありますけれども、さとうきびの問題も一緒じゃないかなと思っております。今、その生産量が上がったとか、こういうふうな生産量が上がっているときに、やはり、そういった最悪のことも考えながらやるべきというのが、会社経営というのじゃないかなと思っておりますので。そこら辺は、肝に銘じながら取り組んでいきたいと思っております。

○9番（徳田 進君）

課長がいる間に多分、公社になると思います。今までの流れを見ていたら、民間、公設民営でって、行政の思いを覆すようなことをやって、しょうがないんですけど。それは公社にしないと、彼ら以上に困る人がいっぱいいるんで。その辺はしっかり把握した中で、しっかり締めてやってもらいたいと。もうちゃんと、チェック機能を、しっかり第三者でもいいから、ちゃんと入れてやるべきだと思う。

じゃあ、2番目の、次はまた同じようなことだと思うんですけど、堆肥センターについて、今の運営状況等をお願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

町堆肥センターについては、令和6年度より町直営により運営するとなっておりますが、これまで管理運営委託先であった南国パワーとの協議が、昨年来より整わず、業務引継ぎができていない状況であります。年度当初より農家の皆さんには御迷惑をおかけしていることを深くおわび申し上げます。

先般、南国パワー株主との1回目の協議を行いましたので、その結果を精査し、再度協議し、早期に運営できるように進めてまいりたいと思います。

ちなみに、堆肥センターの昨年の実績といたしましては、令和5年、これは1月から12月までなんですけれども、堆肥生産販売量は約2,433トンとなっております。内訳のほうはバラ堆肥が2,275、袋詰めが157.8となっております。

以上であります。

○9番（徳田 進君）

その、もめている南国パワーの、どういう形態の構成員で南国パワーができているの。

○町長（高岡秀規君）

構成につきましては、主に畜産農家で、株主という株式会社になっていると思います。当初、僕はちょうど議会議員のときに、町のほうでやっておりましたが、非常に臭いと堆肥の質が悪いということから、民間委託になったと記憶しております。

今は、個々の農家の皆さん、主に畜産農家の皆さんが株主となって、運営をしているということであります。

○9番（徳田 進君）

その畜産農家さん、何名ぐらいかな。何名いるの。

○農林水産課長（高城博也君）

恐らくおうさは聞いていると思うんですけども、いろいろもめていて、その株主の人数がどれだけかどうかは、登記上で申しますと7名ということです。

○9番（徳田 進君）

この7名も、さっきのTMRセンターにいたメンバーが絡んでいる組が、もめているんじゃないですかね。

○農林水産課長（高城博也君）

この件につきましては、民間上の株式会社の問題でありまして、町は関与しておりませんので、そこら辺は、ちょっと答弁を控えさせていただきたいと思います。

○9番（徳田 進君）

今、これは、さとうきびの手入れとか、ましてや一番堆肥を使う時期なんですよ。そこで動いていないと。一番、彼らがもめるのは勝手だけどね。町がせっかく造って彼らに委託して、自分らはそこで利ざやを上げて。結局は、配当とか配分とかそういう類でもめていると思うんですよ。自分の権利で。中身はね。それをただせば。でも、一番の犠牲は、そこで真面目に働いている従業員と、それを利用する島内の農家さん。

町は、どっちって言うては悪いですけど、総体的に見て、誰のためにそういう施設を造って運営させているか、その辺はしっかり町の意味を持つべきであって。あっちに振られ、こっちに振られ、町がするべきでは、自分はないと思うんですけど。

課長はどう思う、そういうの。

○町長（高岡秀規君）

当然契約は公人、公の会社と個人ではないわけですが、そこが運営がなかなかうまくいかないってことが、今回の原因だったと思います。そこで、町のほうでしっかりと公社化すれば、ある程度、経営も安定し、方向性もぶれないというふうに思っております。

今後、この制度が実は悪いんではなくて、制度を運営するっていうことが、非常に問題だということですので。ここで、めくらになってはいけないと僕は思うんです。

じゃあ、これが、TMRセンターが悪かったかと、決してそうじゃないと思っていますし、堆肥センターが、じゃあ、これが将来性ないのかと。そんなことは絶対あり得ないわけです。しかしながら、そこをしっかりと、その目的と合った運営をするには、今は公社化のほうがいいというふうに思っております。

それで、民間に申し上げるとしたら、ぜひ、すばらしい雇用の場につくり上げていただき、子や孫がUターンして島に帰ってくるような、農業を目指してもらいたいと。「島に帰ればうるさい」ではなくて、「島に帰ってきたら、みんなが助け合うよ」っていうような地域づくりこそが、私は重要かと今、感じているところでありまして。教育及び文化等々も含めて、人間力をいかに今の子供たちにつけていただくかっていうことを、しっかりと取り組むことが、結果的に将来、島に人口を減らさない施策につながるだろうというふうに思っております。

○農林水産課長（高城博也君）

申し訳ありません。最初に私が農林水産課長を拝命したときに、まず堆肥センターのほうから経営の状況によって御相談がありました。経営が悪化しているというふうな形で。その後、調査して、ハカマの問題で、また、ブローワー、また、油圧ショベル、ホイールローラーを入れていったわけです。当初、引き継いだときには、確かにそういった機械があったはずなんです。

しかしながら、こういったものが入れ替えされたときにリースでやっていて、たしか油圧ショベルに関しては、パワーショベルなんですけれども、これに関しては、製糖期になると約年間250万のリース料がかかっているというふうな形でありました。そういった相談を受けて。また、10トントラックのハカマにも関わしても、独自で700万で購入して、そういったものが累積の赤字が資本金を大幅に上回っているような状況であります。そういった中で、議会の皆様に相談しながら、指摘を受けながら、これまで入れてきたわけです。

そういった中で何とか、そればかりでなく、設備投資だけでなく堆肥に関しても、今まではキビ専用で、ある程度、助成金が出ていたのを、大幅に広げて、園芸の農家も私のほうに相談がありましたので、町長に御相談をいたして助成対象としたというふうな経緯があります。

ここまで補助金を投入しないとできないような施設に関しては、やはり、私のほうは民間に委託すべきではないと思います。行政がある程度でこ入れして維持しなきゃいけないものに関しては、やはり、行政が大幅に関与しながら経営していく必要があるんじゃないかなと思っておりまして、そういった次第で今までの、今日に至っております。

○9番（徳田 進君）

今回、せっかく有機の肥料に賛同する若手の真面目な農家さんや、うちの若手の議員らのおかげで、ペレットマシン等が入って。そしたら、販売力も上がるわけじゃないですか。農家も使い勝手がよくなる。そういう、今後、今までと違って、ある程度、収益を見込める形に、行政としては整えていってあげているわけじゃないですか。

そうすると、例えば、今までやっていたメンバーに、いろんな許可を持っている、免許とかいろいろあるじゃないですか。産廃免許にしろ、何にしろ、そのメンバー、南国パワーが持っているわけじゃないですか。設備を充実することによって、その人らがそれを外すのを嫌がる、上がりが増えてくるんで。分かりますか、言っていること分かりますか。だから、そういう考えも出てくるんじゃないかなと。

○町長（高岡秀規君）

実は、ペレットにしても採算の取れる価格の設定をしますと、多分、農家は買えないんじゃないかなというの也有ります。それで、農家を買える価格となると、町の補助金を入れないとどうしても経営できないだろうと。

そしてまた、今後、将来を考えたときに、我々が議員のときに、アサガオの種が死に切れていなくて、町の堆肥は何だっという問題になったことがありました。それを今振り返りますと、

民間に委託をしたがばっかりに、曝気の修理等々の機械の設備が後回しになって、10年設備投資ができなかったということです。

それで、今回おかげさまで、堆肥センターのスタッフがしっかりと気づいて、曝気さえすれば、ほかの経費はかからなくて済むということから、曝気を入れたら70度、80度まで温度が上がって、恐らく種は死滅するだろうと。

今後は、畜産のガット、ギニアグラス等々についての被害も考えられますから、そうすると、堆肥にその種がしますと、一遍にさとうきびに影響が出るわけです。そこも温度を上げないといけないというところの、技術面であるとか設備投資、そして、今回、ペレットもそうなんです、あと、ハカマの裁断も取り組みます。そこには敷料になったり、飼料にもできます。

そして、今後は牛ふんだけでは、なかなか、窒素、リン酸、カリのバランスは取れないだろうというふうに思いますから、今、農林水産課で提案を頂いているのは、発酵の鶏ふんです。鶏ふんは、皆さん御存じのように、鶏は100%消化できる、胃の消化力がないわけで、7割しか消化できません。つまりは、3割は栄養分として粉に混ざり込むことで、実は化学肥料よりも速効性があるのではないかという研究結果さえ出ているわけです。

そこで、窒素、リン酸、カリのバランスが取れるということから、牛ふん堆肥と発酵鶏ふんを混ぜ込みながら、しっかりと土の力をつけて、反収が落ちた分、取り戻す努力と、子や孫に豊かな土づくりを残していくことの施策を取るためには、どうしても公社化っていう方法が、一番ふさわしいのではないかなというふうに考えております。

○9番（徳田 進君）

以前、コロナ給付金で、アフターコロナを見据えて重機を入れましたよね。そして、今回のダンプカーとかいろいろまた要望が上がって、それを入れますね。農家さんに配達する分。それはどうなんですか。町が補助金で買うんですけど、南国パワーに、それは持たせるわけですよね。それは違うの。

そうじゃなくて、例えば、それをまた反対に、町がリースした形に対して、運営費を捻出するとかそういうことではない。大丈夫。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

今回、本議会の後で予算審議していただきますけれども、その事業につきましては、事業主体は徳之島町であります。直営になっておりますので、徳之島町で購入いたします。

この事業につきましては、新規の事業であります。今まで、ずっとこの何年間かは担当と一生懸命になって探しておりました。しかしながら、畜産農家でないと入れられない事業しかございませんでした。

ところが、今回、国の関係で、ここで、御尽力もいろいろいただいたんですけど、その新た

な事業ができて、事業主体が自治体もできるような事業ができたという。それで真っ先に手を挙げたわけであります。

今回入れるものについては、裁断につきましても、ただ裁断をするのではなくて、ねじ込んでやるやつで、ある程度、水分があったほうがハカマの裁断ができるというふうなものでありまして。先日、いろいろこうやって見に行って、視察のほうもやって、現物を見て、そこで試作品も見ました。これならいけるのではないかなというふうなものでありまして、バガス等のかさ増しも、大いにハカマでできるというふうな認識の下で、今回、事業を上げてあります。

以上です。

○9番（徳田 進君）

じゃあ、今回、事業で入れる分は、みんな町の財産ということで大丈夫ですね。ちゃんと備品帳なり、しっかり管理表。事業なんで、それをつけるのは必然だと思うんですけど。その辺、ちゃんと管理してやるわけね。

○農林水産課長（高城博也君）

町のほうの備品管理で、ちゃんとやっていきます。

また、今、先ほど来、お話ししている公社の問題につきましてであれば、町の備品として、その公社が借り上げる形になると思います。

以上です。

○9番（徳田 進君）

いや、TMRも堆肥センターも公社にしないと駄目だというのは、自分でも分かってはいます。分かっていますけど、公社にさせたあなた方は責任を取らずに、知らん顔するのは許せないだけの話で。ちゃんと自分で責任を取ってから、やるべきだと。ちゃんと筋を通してもらわないと。ただ、それだけです。

ちゃんと、そこさえしてくれれば、町でやったほうがきれいに、全体に供給できるとは自分もそう思っていますんで。その辺は、しっかり。大変なメンバーだと思いますけど、きれいにやってもらいたい。

自分が言いたいことはそのぐらいなんで、この辺で終わります。分かりました。

○議長（行沢弘栄君）

次に、宮之原剛議員の一般質問を許可します。

○3番（宮之原剛君）

議場の皆様、町民の皆様、中継を御覧の皆様、こんにちは。

挨拶をいたしますが、先ほどの福岡議員と若干かぶりますが、御了承を頂きたいと思います。

本年、国会におきまして、改正奄振法が3月、可決、成立し、4月から施行。移住の促進、教育及び文化の振興、沖縄との連携も新たに追加されました。

また、中でも、航空航路運賃軽減事業、離島割引で適用対象が、今年度より準住民の対象に、群島に居住する要介護者の介護で来島する親族が追加された。このことは、大変大きな前進だと思います。

しかしながら、葬儀など緊急に親族が帰省せざるを得ない場合などは、適用条件が満たされておらず対象外で、例えば夫婦と子供3名が東京から帰省する場合などの航空運賃は、通常価格でいきますと50万円から60万円かかると。全体で、家族で。「葬儀の参列を諦めざるを得なかった」などの話も聞こえます。

LCC格安航空券の利用とか早割もありますけれども、やはり、緊急の場合は無理です。金券ショップを利用するなど、皆さん、いろいろな知恵を絞って苦労しているようであります。

親族に限らず、群島外からの来島者が訪れやすい運賃の是正、奄振法運用の拡充も含めて、今後の大きな課題であると思います。

それでは、令和6年6月第2回定例会において、議長の許可を得て、3番、公明党の宮之原剛が、町民の皆様の声を、身近な問題から喫緊の課題まで、4項目にわたり一般質問をいたします。執行部の明快かつ簡潔な答弁をお願いいたします。

通告いたしました、1項目めの交通安全対策について、伺います。

去る5月5日、テレビニュース等でも報道されていましたが、御覧になった方もいらっしゃると思いますが、愛媛県新居浜市の市道で、カーブミラーが折れて倒れて、小学生がけがをするという、思いもよらない事故がありました。

町内のカーブミラーと交通標識の一斉点検など、定期的になされているのか、お伺いをいたします。

○総務課長（村上和代君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

カーブミラーの点検につきましては、現在のところ一斉点検は行っておりませんが、職員が外勤の際など、随時チェックしているところであります。

また、駐在員の方や町民の方から情報を頂いた際は、現場を確認し、ミラーの角度調整や修繕などを行っております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

この写真、ちょっと御覧いただきたいと思うんですけれども。これは、去年、令和5年の12月に、私が夜、ウォーキング、たまにはするんですけれども、東区のグリーンベルトの端っこのほうでちょっと見つけて、夜に撮ったもんですから、ちょっと暗くなっていますけれども。ちょっと加工して、明るくしたりしておりますけれども。このように、駐禁のポールというか標識が、根っこから、ぽっきり折れておりました。それで、翌日、総務課のほうの担当に連絡

をいたしましたら、すぐ撤去していただいておりますけれども。

このように、島は、やはり台風の強風とか、また塩害、潮風、これもちょうど根っこのほうがもうさびて、もう、ぼっきり折れていましたけれども。

このように、塩害とか台風の強風でかなり、やはり標識も傷んでおるんじゃないかと思えます。標識は、一旦停止とか駐車禁止、速度制限等かなりの数があると思えますので、一斉点検と言ってもちょっと難しいかと思いますが、先ほど総務課長からありましたように、駐在員とか地域の方々にも協力をもらって、年に1回とか定期的に、この一斉点検をしていただきたいと思います。

それから、カーブミラーがあちこちありますけれども、その角度が、ちょっとおかしかったり、強風で台風後なんか。それから高さが、ちょっと見えづらい。この交差点には、ちょっとこの高さはどうかと思うような部分も幾つかありますが、この調整を誰がしたらいいのかという点と。

もう一点、以前、松田議員も一般質問でしておられましたけれども、道路の路面表示、横断歩道とか、それから一旦停止の白線が薄れている箇所。今、ホームセンターモリのダイソーは特に、お客さんが最近、物すごく多くて、非常に横断する人が多くて、危険な状態になっておりまして、その声も聞いております。白線も見たら、半分ぐらいちょっと、消えかかっておりたりしているんですけれども、そこら辺の引き直し。

警察の方にこの間聞いたら、「公安委員会が所管だ」ということでありますけれども、島には公安委員会がありませんので。道路管理者がするのか、それとも、その担当部署はどこなのか。この2点、お伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

先ほどのカーブミラーの点検につきましては、現在、課のほうで話しているのが、消防団員によります、水利点検が年に3回定期点検が行われます。その際に、カーブミラーのほうの確認してもらおうということで、現在、話をしているところでございます。

ただいま質問のありました「横断歩道とかの薄れているところがある」ということですが。その横断歩道の設置、また、その管理につきましては、その地域を所管する警察署、交通管理者が行っております。徳之島警察署にお伺いしたところ、道路管理者のほうもこちらのほうで、役場の建設課のほうで確認をしたりするところもございますので、建設課のほうからも答弁もりたいと思います。

○建設課長（作城なおみ君）

すみません、「公安委員会が徳之島にはない」ということでしたけど、交差点等は一応、公安に相談をして、これまでも対応しておりますので、あるていど答弁をさせていただきます。

路面表示につきましては、交通規制を伴う停止線や横断歩道などは、県公安委員会で設置や引き直しを行い、外側線や「注意」などの交通規制を伴わない路面表示につきましては、各道路管理者による引き直し等の対応を行うことになっておりまして、道路点検や現場調査のときに担当が気づいた箇所については把握できていますが、全てを把握することは困難でありますので、消えかかった箇所に気づかれましたら、路面表示の管轄へ御相談いただければ、現場確認の上、順次、対応いたします。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

今、建設課長の答弁でありましたけれども、県の公安委員会というのは、島内では窓口はどこなんですか。

○建設課長（作城なおみ君）

何度か一緒に立会いを、交差点とかしているんですが、交通課の担当の方がいらっしゃいます。公安に話をつけていただける方がいらっしゃいますので。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。警察の交通課のほうで、公安委員会につないでいただけるという理解でよろしいでしょうかね。

それで、住民の方から、ここのカーブミラーとかここの白線とか、やっぱり気がついたところを警察署とか建設課に連絡すれば、もしくは、総務課の交通係のほうですかね。そこに連絡すればいいということでもいいですかね、課長。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

先ほど質問のありました、ミラーの角度の調整等につきましては、総務課の担当のほうで致しております。もし何かございましたら、総務課のほうに御連絡いただければと思います。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。ぜひ、住民の方から声が届きましたら、早急に対応をして、対策を取ってもらいたいと思います。

次に、（２）ですが、交通安全対策の（２）信号機のない横断歩道の安全対策についてをお尋ねいたします。

今、僕もざっと見てきたんですが、旧県道には信号機は１個ありますけれども、押しボタン式が２個、旧県道、徳高の前ですね。信号機がない横断歩道が４か所あります。

それから、町道亀津大船築地線、ちょうどここの前の、大丸と、よしむらとか徳洲会に行く、この筋、路線でありますけれども。ここには、信号機がない横断歩道が５か所あります。

それから、亀徳から手々の間ですが、ここは信号機のない、ただ横断歩道だけ引いてあるところが26か所もあるんです。割と結構あるんだなと思いましたけれども。ふだんよく見て走っていないなあと反省しましたけれども。

それから、16メートル道路のほうには、信号機なしが11か所あります。

この辺も含めて、信号機のない横断歩道の対策をどのようにされていますでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

横断歩道の設置また管理につきましては、先ほども申し上げましたが、その地域を所管する警察署が行っております。徳之島警察署のほうにお伺いしたところ、安全対策といたしましては、横断歩道付近での取締りや、生徒や高齢者等への横断歩道の渡り方の講習会などを行っているとのことでした。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

安全対策としては、警察官による取り締まりとか。ゼロのつく日、富田議員とかは、その日に朝、交通安全、子供たちの安全登校のために頑張っておられたりしていますけれども。

これが、4月17日に、新聞報道で、笠利町で死亡事故が発生したと。この死亡した箇所は、結構事故が多いところであるということで、住民の声として、「そこら辺の草木の生い茂ることで、非常に危険だ」と。「横断者が見えにくい」と。それから「シニアカーが横断することもある」と、「非常に危険なので、草木の伐採を早急にしていきたい」ということで載っておりましたけれども。これは南海日日の5月1日の記事であります。

4月の17日に、16メートル道路の漁協前で死亡事故が発生しております。電動車椅子の高齢の方が、横断歩道がちゃんとあるところで、車と衝突して亡くなってしまったわけですが。

その高さは、やっぱり電動車椅子に乗ってしまうと、小学生の低学年ぐらいの、低いんですね、高さが。やはり、植え込みで見えなかったり、急に出てくると、非常に危険な場合がありますので、その植え込みの刈り込み、それから、横断歩道に向かって左側の部分の植え込みのほうの数メートル、5メートルぐらいでも、4メートルぐらいでも、その植え込みを撤去していただければと思います。

それで、県の建設課または警察署のほうにも僕は尋ねてきたんですけども、県のほうで16メートル道路、今年度から歩道のカラー舗装をするということで聞いております。今年の区間が、有村の亀徳大橋のあそこから亀徳新港のそこら辺までなんですね。ですから、全体をやるとしたら、やっぱり2年か3年かってしまうと、そういうことでありますので。

この間、ぜひ、そのままにしておくわけにはいけませんので、植え込みの撤去とか、また、そ

の植え込みの刈込みをしっかりと。短く刈り込んでいくという、そこら辺の対応を。

これは、事故後に町民の方から、何人かの方から要望が来ておりますので、そこら辺、町から県へ要望をしていただけないでしょうかということ、よろしくお願いします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

先日、事故が発生しました、16メートル道路の信号機のない横断歩道付近の植樹帯につきましては、県に確認しましたところ、Sコピー前、徳之島漁協前、ほっともっと前の横断歩道前後5メートル部分について、県道舗装工事の受注業者による地域貢献で、7月中旬までに刈り込み予定となっております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

ありがとうございます。即対応を7月中旬ぐらいまでということで、刈込をされるということで安心をいたしましたけれども。2年、3年かかるカラー舗装でありますので、その間に、また植え込みのほう伸びてくると思いますので、定期的に、また、ちゃんと見ていただきたいなと思います。

8月に、また関係者による、事故多発箇所の道路診断があるとお聞きしておりますので、そこら辺もまた、警察また担当の係の関係の方々とよく相談をされて、植え込みの刈り込み、ほかにまたいろんな、ほかの場所でも対策をしっかり検討していただきたいと思います。

それでは、次の2項目めに移ります。福祉対策についてであります。

公共施設の骨伝導イヤホンの設置状況について、設置状況を教えていただきたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

現在、役場関連施設、本庁、支所、出先機関を含めまして、骨伝導イヤホンは設置されていない状況でございます。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

1項目めで骨伝導イヤホンとかいって、2項目めで軟骨伝導イヤホンと分けて書いてあります。

これは仕組みというか使い方が違うんですけれども、骨伝導のシステムというか仕組みは、これは弦楽器で調弦をするときのもので、音叉というもの。これを堅いところをたたきます。そのまま音は出ませんよね。だけど、堅いところにつけると……。聞こえますか。（「うん」と呼ぶ者あり）堅いところにつけると、音が聞こえる。このシステムなんですけれども、これは結局、耳につけても聞こえるんですけれどもね。

この要領で結局、骨伝導イヤホンというのはできていて。骨伝導は、頭蓋骨、直接つけたり、頬のところにつけたりするイヤホンなんですけれども。軟骨伝導は、耳の軟骨に挟むっちゃうか、挟んで使える。簡単に。耳の穴に入れないので、ほかの音も聞こえるんですね。ここに挟むだけで、非常に音がよく聞こえますが。

この軟骨伝導イヤホンを導入しているところが、結構あります。これは、千葉県八代市とか群馬県高崎市、栃木県真岡市、兵庫県西宮市とかいっぱい、最近、ネットで調べたら出てきます。この資料等を、また介護福祉課長にも渡してありますので。

このように、どんどん、今、各市町村で導入をしております。1セット1万から3万ぐらいの値段しかしませんので、そんな高額なものではありません。

今、現状として窓口で、やはり耳の聞こえづらい方また難聴の方も来られると思います。そこで、担当の方が窓口で対話するときに、やはり、大きな声を出さないといけないということも往々にしてあると思いますが、そこで、やっぱり個人情報とかも結構、2階のほうではあると思いますが。そこら辺の個人情報に配慮しながらの対応だと思いますが。

そこら辺の現状と必要性をどう考えておられるのか、介護福祉課長、ひとつお願いいたします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

介護福祉課としまして、年に数回は議員のおっしゃるとおり、大きな声で話される方、耳の聞こえづらい方がいらっしゃいます。もちろん介護福祉課だけじゃなくて、ほかの課もあると思いますので。その際、コミュニケーションに、もちろん戸惑ったりしますので、今おっしゃられている、その軟骨伝導を含めまして、窓口へのお客様の多い2階を中心に、各課の必要状況など聞きながら、また導入に向けて検討していければと思いますし、また財政担当課とも協議が必要だと思いますので、ちょっと検討できればなと思っていますところです。

○3番（宮之原剛君）

やはり、そういう来庁者の方もいらっしゃるということでもありますので。

今年5月7日に、ちょっと左耳が聞こえづらいということが、もう二、三年前からあるんですけれども、ちょっと聴力検査を予約をして。結構、お客さんがいらして、徳洲会もなかなかすぐできないんですよ。1か月後ぐらいですかね、僕が予約して。それで、5月7日に致しましたけど。

そのときに検査の仕方が、ヘッドホンと、それから軟骨伝導の器具、2種類で検査するんです。私が検査した結果が、これは周波数が125ヘルツから8,000ヘルツという、要するに低い音125、それから8,000ヘルツ、高い音、その間でいろいろ検査していくんですけれども。

通常は、その音量が調整して、20デシベルから30デシベルが通常の耳の聞こえ方というふう

に判断されるそうではありますが、私の場合、左耳、ヘッドホンでつけてやるんですけども、箱みたいな部屋に入って。45デシベル、左が。結局、30超えていますから、難聴ぎみだと言われましたけれども。

そのときに、骨伝導イヤホンも検査するんです、2回目。そしたら、骨伝導イヤホンのほうは30デシベルでした。結局、それだけ、15デシベルもよく聞こえているということなんですね。結局。そのように骨伝導イヤホンはよく聞こえるんだなと、自分でもこの検査結果を見て思いましたけれども。

このように、やはり、非常に効果的なイヤホンではないかと。これは、持ち運びはでないと思いますが、收音機とか、それから線がついていたりしますから。受付窓口で対応するときには便利なのかなというふうに。各市町村でも窓口を設置してあるということを書いてありますので、よろしく。金額も高額なものでありません。試験的に1か所でも2か所でも、これを導入していただけないでしょうか。予算がかかりますので、総務課長いかがでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

私も、この質問を受けてから、骨伝導イヤホン等を調べてみました。金額的には議員のおっしゃるように、2万円前後であるのかなというところでしたので。また、2階の、多分、お客様が来られるところは2階が多いかと思いますので、2階窓口の担当の職員とも協議した上で、また検討していきたいと思います。

○3番（宮之原剛君）

ありがとうございます。ぜひ、検討をしていただければと、導入をしていただければと思います。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。14時45分から再開をいたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮之原議員。

○3番（宮之原剛君）

それでは3項目め、子育て支援について、御質問いたします。

昨年の合計特殊出生率が全国で1.20ということで、過去最低を更新しておりますということでありましたけれども、その中でも合計特殊出生率が日本一ということで2.25、徳之島町はすばらしいことだと思いますが。

5月16日に、東京都の千代田区の元区議さんから電話が来ました。それで、「徳之島町はすごいね」と。「この特殊出生率、高い要因は何なんですか」ということで聞かれましたけれども、これは、後ほど竹山議員が一般質問でもされておりますので、お願いしたいと思いますが。それだけ全国から徳之島は注目されているということだと思います。

それに伴い、関連して役場職員の子育て、育児休業の取得率を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、職員の育児休業の取得状況につきましては、令和6年6月1日現在で、男性職員が1名、女性職員が5名となっております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

現在の時点ではということですね。以前は分かりましたら、去年とか、あるいは4年以降とか。男性、大体ですけども。女性が多分、多いかなと思いますけれども。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

すみません、女性は、大体1年に五、六名は育児休業を取っている状況でありまして。男性職員が、育児・介護休業法の改正が令和4年10月1日にありまして、それ以降、2名の職員が育児休業を取得しております。

○3番（宮之原剛君）

そうですね。厚生労働省の発表によりますと、女性の育休取得率は80.2%と。それから男性の取得率は17.1%と、非常に、やっぱり女性と比べると、男性はまだ育休が取れていないという実態があると思います。

それで、今国会で、育児・介護休業法改正案が5月24日に成立をいたしました。この間、5月9日に議員研修が鹿児島市でありまして、その議員研修の中で、このように、2項目めの男性職員の育休取得率、取得の実態は先ほど伺いましたので、今年は今の時点で1人と。前回、去年は2人ですかね。それ以降、法が施行されて以降が2人ですね。

そういうことで、この議員研修のときに、講師の先生がこのように言われておりました。「夫の家事労働比率が低いところは、人口が減少していくんだ」ということで言われておりました。夫の家事労働は15%、全体のですね。そして、奥さんは85%、100%のうち奥さんが85%、夫の家事労働は15%ちゅう実態もあると。逆に言えば、「この夫の家事労働の比率が高ければ、人口は増加していく」という話をされておられました。

そういうことで、先ほど男性の育休の話、総務課長から伺いましたけれども、その男性の育

休は、一体どれぐらい期間、取れるのか。そしてまた、言わば女性と比べたら男性、取れるのに取られていない方もいらっしゃるんじゃないかと思います。男性の。その方々の育休取得率、育休を取得させる率を向上させるための対策はどうか、総務課長にお伺いをいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

本町では、これまで2名の男性職員が取得しております。1名は、令和6年1月4日から1月31日までの約3週間、あと1名が、令和6年6月1日から6月16日までの2週間ということではありますが。

どのぐらいの期間の育児休暇を取れるかということではありますが、産後パパ休暇、令和4年10月1日から、この休暇が、これまでの育休とは別に取得が可能となりました。子の出産後8週間以内に4週間まで取得が可能となっております。この休業、この4週間までの期間で、分割して2回取得が可能となります。

また、育児休業制度においては、子供が1歳、最長2歳までですが、ここにつきましても分割して、2回取得が可能となっております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

その育休取得率、男性の向上させるための対策は、何か考えはありますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

先ほど議員のほうからもおっしゃっていただきましたが、男女共に仕事と育児を両立できるように、この産後パパ休暇が、育児休暇とは別に取得可能となったと思っております。これを受けまして、職員へは回覧等で、これができたときに周知したところではございます。

今後も、配偶者の出産等の申出があった場合には、育児休業制度の周知と、それと、休業の取得の意向を個別に確認していき、誰もがこの制度を活用できるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○3番（宮之原剛君）

特に、子育て世代の夫婦は、ストレスが非常に多くなってきます。全職員を対象にストレスチェックを行っているようであります。これが毎年、実施されているようですので。総務課長は、職員管理の責任者として、各課長とよく相談されて、役場自体が率先して、子育て支援の職場環境の整備、職員のメンタルケアに頑張りたいと思います。各事業所さんの見本になるような、そういうふう子子育て支援を、環境づくりをしていただければと思います。

働き方改革というのもありますし、また、男性の場合は、やはり育休を取りたくても、ほかの職員に負担がかかるんじゃないかということを心配されて、育休を取ることをためらう職員

もいると思います。実際。

また、せっかく採用しても、現状を聞きますと、辞めていく職員も最近いらっしゃるようです。男性職員が育休を取れない原因が、職員不足でもあるとすれば、そこに出向とか、それから、病休とか育休とか、全部で二十数名、実際に、この庁舎内、また徳之島町内の職員は、不足がないと。要するに空白ですね。出向も言わば徳之島町職員ではないわけですので、そこら辺、二十数名が実際にはいないという状況もありますので。

育休を取ろうとしても、そこら辺の後フォローする職場環境がないということであれば、出産育児というのは事前に分かることでありますので、職員採用というのも先々を見据えて、計画的に採用枠に余裕を持たせて採用していくことも、子育て支援また少子化対策につながっていくと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、最後の4項目めの質問に移ります。

一昨年と昨年と2回、同じく9月定例議会でも質問いたしました。

亀徳新港前の記念植樹帯整備計画であります、その後の進捗状況並びに今後の実施に向けての取組を伺います。よろしくお願いします。

○企画課長（中島友記君）

それでは、お答えいたします。

亀徳新港前植樹帯の整備につきましては、令和5年10月に、令和6年度の地域振興推進事業として要望いたしました。

事業の目的としましては、徳之島の海の玄関口である亀徳新港前周辺に休憩所やモニュメントを整備し、新たな観光スポットを構築することにより、航路を利用する観光客の増加や、交流施設として有効活用するといった内容です。

計画の中身については、敷地整備、園路広場整備、休憩施設整備、集計施設整備、屋外ステージ案内板設置工等を計画しており、概算工事費が1億2,000万円となりましたので、令和6年、7年の2か年計画ということで申請をいたしました。

結果として、大島支庁より、事業費が高額であるということから、「地域振興推進事業では実施が厳しい」という意見がありまして、取り下げをした次第でございます。

あと、今後につきましては、今後は、大島支庁総務企画課商工水産商工観光係、県観光文化スポーツ部PR観光課と協議をいたしまして、魅力ある観光づくり事業で整備できないかということで、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

地域振興事業は、ちょっと予算的に厳しかったということで、魅力ある観光地づくりということで、おもてなし観光課の所管であると思いますが、観光課長、お願いいたします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

おもてなし観光課といたしましては、来年度事業実施に向けて、今年度、事業申請したいと思っています。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

一昨年、2年前の町長答弁で、この計画に関して、「徳之島ならではの若い人たちの知恵を取り入れて、計画を進めていきたい」ということでありまして。

先日、企画課長、中島課長から、そのとき、去年ですかね。今度、地域振興事業で申請したときの青写真、頂いたんですけれども、素晴らしい青写真ができております。恐らく担当職員もしっかり勉強されて、そして、力を入れて取り組んだと思います。これが、努力が無駄にならないように、また、絵に描いた餅にならないように、ぜひ進めていただきたいと。

今後、間違いなく、あの亀徳新港周辺、この事業名、新しく魅力ある観光づくり事業で申請するということですが、以前の地域振興事業で申請した事業名が、亀徳新港周辺整備事業となっておりました。本当にそこら辺は、港と一体化してしっかり整備していくという、大きな枠組みで進めていただければと。

今後、間違いなく国内の観光客は増えていきます。もうコロナも大分、収まっていますんで。2類から5類へということもありますし。

それから、円安でインバウンドが、やはり増えてきます。先日も、フランス人の夫婦が、4月中旬から1か月間、徳之島に来られました。5月中旬までおりました。その方は、去年も同じ時期に1か月間来て滞在をいたしました。

宿泊は、民間の1棟貸しの平屋を借りて、空き家というか貸し屋を借りて、非常にもう安いと、1か月おっても、物すごく安いと非常に喜んでおりましたけれども。そういうことで、インバウンドもあり。

その方は、必ず沖縄に来て、沖縄から船で上がってくるんです。船で必ず来ます。帰りも、船で沖縄に行って、沖縄から羽田、成田、東京のほうに行って、フランスに帰るというルートなんですけれども。

このように、実際に、インバウンドは増えてくるという予兆はありますので、ぜひ、この亀徳新港周辺整備事業、記念植樹帯の整備事業を、海の玄関口の景観形成、環境整備は大変大事でありますので、この早期実現を強く。

町長、一言あればお願いします。

○町長（高岡秀規君）

以前、地域振興事業で予算の枠外になってしまいまして、県のほうには、魅力ある観光地づ

くり等々、他事業での予算確保をお願いしたところでございますので、しっかりと要望をしていきたいというふうに思います。

○3番（宮之原剛君）

ありがとうございます。早期実現を強く要望いたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

次に、広田勉議員の一般質問を許可します。

○12番（広田 勉君）

こんにちは。

本日最後の質問になりますが、12番広田が提出してある5項目について、お尋ねいたしたいと思います。

50年も前の話になりますが、私が学校に行っていた時分、沖縄が復帰する前でしたので、沖縄の国費留学生在が各学校におられて、各学校には、また沖縄枠ともいうのもあったようです。

この間、つい二、三日前ですけれども、国会討論を見ていたら、国費留学生の件で自民党の議員が質問しておりました。

以前、鹿児島大学の平井ゼミの方々が8名、徳之島にいらしたことがあるんです。そのうちの6名が中国人で、2名しか日本人がいらっしゃらなかったと。それで、ある1人に聞いたら、「あなたの家、金持ちね」って聞いたら、「いや、貧乏人だ」と。「なぜ日本に来れるの」って言ったら、「いや、国費留学生の費用で来ている」と。

そのときは、中国の国のお金で来ているのかなあと思っていたんです。そしたら、この間の質問を聞いていたら、毎年、日本は9億四、五千万の予算を組んで、外国の人を日本で勉強させているということなんです。

我が家もそうなんだけど、ほとんどの子供たちが、大学を卒業と同時に奨学資金をもらって400万円の借金、借金と言うのかな、奨学金で。もともと、もう借金よね。それで、自分の人生の門出に行くというふうな状態であると。

ほとんどそうすると、20年間ぐらい返済にかかりますね、これ。そうすると、20年間も必死に働いて、これ大変なんですよ。それが一つの少子化の原因にもなっているんじゃないかなと。この間、国会のあれを聞いていて。

やっぱり、今こそ、ここにもう、やっぱり政治の光を当てない限り、少子化問題っていうのは解決しないんじゃないかなというふうに思って。今日ちょっと、みんなにも発表してみようかなと思ったんですけども。

まず1項目めの、今年の12月オープンの道の駅についてであります。私も以前に何回か質問もしており、木原議員も、さきの3月議会でいろいろ質問されておりましたので。

しかし、幾ら聞いても、どういう運営形態になるのか、いま一つイメージが湧かないのよね。

それで、以前、鹿児島のアンテナショップを聞いたときに、当時の副町長から、「沖縄の、わしたショップをイメージしてくれ」と言われたので、資本金は全然違うのになど疑問には思うんですけども。沖縄の国際通りの入り口にあった、大きなお土産店の、わしたショップを、私がイメージしておりましたけれども、いざ鹿児島にできたのを見ると、ただ単なる居酒屋でした。沖縄であのような、わしたショップを私は見たことがなかったので、どこのわしたショップのことを言っていたのか、いまだに分からん。

それで、今議会の指定管理者の議案も出てくるようですけれども、道の駅運営に関してもそうですけど、詳しく、分かりやすく御説明をお願いしたいと思います。

○花徳支所長（尚 康典君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

道の駅の運営につきましては、奄美振興交付金における特定重点配分対象事業の採択要件としまして、特定の民間事業者との連携というものがありましたんで、地域の住民が主体となった、地域の夏祭りや、ボランティア清掃等、地域活性化に資する取組を行っていた任意団体等の活動を理念に、ベースに法人化された社団法人と連携していくという形で、今、事業が採択されたところでありますので、今回の議会におきまして、今から議案がありますが、そちらのほうでまた採択いただけたら、そちらのほうにお願いしていきたいと考えております。

○12番（広田 勉君）

議案が出るので、そのときに聞いてくれということ。

○花徳支所長（尚 康典君）

その道の駅の運営につきましては、今から議案を上げますので、そちらでまた聞いていききたいと思います。その道の駅の内容といたしましては、特徴とかはこちらのほうで、今、説明していきたいと思います。

道の駅と今回整備している「道の駅とくのしま」は、前も説明もしてあるんですけど、一応、大きく分けると3つの機能を有するのが道の駅となっており、道路情報や観光情報、地域情報等を発信する案内ステーションと、地域の1次産業や加工品、工芸品等を販売する特産品販売所、また、地域の食材を生かしたレストランがございます。

また、その案内ステーションでは、タッチ操作が可能なデジタルサイネージ、電子看板というんですけど、による情報発信や、約150インチの大型ディスプレイを活用した、地域の魅力を伝える動画再生、また、案内カウンターでの観光案内等を予定しております。

また、農業体験やアクティビティー、エコツアー等、各種体験につなぐ窓口としての役割も予定しておるところであります。より、体験の受皿となる受入れ人材の掘り起こしを、今、努めているところでもございます。

また、さっき言いました、特産品の販売所につきましては、地域の野菜、果汁、花卉、畜産品、水産品等の1次産品や加工品、島豚カレーやジェラート等、また、工芸品、また、つむぎ製品とか貝細工とか竹細工等の販売を予定しております。

また、レストラン、こちらは43席ございますが、そちらのほうでは地域の食材を活用したメニュー開発を努め、観光客や島民の方が満足していただけるような料理を提供していきたいと考えております。

○12番（広田 勉君）

その道の駅のあれは、よう分かるんですよ。どういうふうにしなくちゃいけないっていうのはね。今度、指定管理者を今度頼んで、管理させるんでしょう。だから、どういうふうにして頼むのと、何を頼むのということよ。

○町長（高岡秀規君）

今、観光拠点施設等の内容について、説明がありましたが、それを統括的に社団法人のほうに請け負うと、そういった事業をやっていくということになります。

○12番（広田 勉君）

例えば、今、食堂と言いましたよね。規模はどれぐらいの食堂。いや、食堂を受けてくださいっていうお願いするの。「品物を並べるところを受けてください」。そうじゃなくて、食堂はこういうふうな食器類とかいろいろ準備も要るわけよ。あるの、ないのとか、いろいろそういうのもあるわけよ。

じゃあ、席はどれぐらいなのか、メニューはどうするのかとか、そういうのを全部細かくやっておりますよねということよ。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

食堂につきましては、一応、今、43席の食堂を予定しております。メニューにつきましても、今後開発して、目玉になるメニューを提供していきたいと考えております。

○12番（広田 勉君）

この間、木原議員の質問の中に、「毎年400万の予算を組んでいる」というふうにおっしゃいましたよね。それで、その中で、管理運営計画っていうのも400万で組んでやらせているわけよね。その結果もありますよね。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

今ありました、管理運営計画につきましては、令和4年度に一応400万を使いまして、その管理運営計画を作成して、その道の駅の準備に向けて……。ちょっと待ってください、すみません。道の駅の準備に向けて、結局、類似施設の調査とか、あと聞き取りとかしていただいた

り、あと来客数の予想とか、道の駅の令和4年度は、また人材育成事業として、また、その管理運営計画に基づいて、事業として、道の駅の宮崎とか鹿児島、熊本のほうに視察研修のほうに行って、また先進地のことを勉強して、また今、事業を進めているところでございます。

○12番（広田 勉君）

そのほかに、あと、その「人材育成のためにも400万使いました」とおっしゃっていましたが、けれども、その人材というのは役場職員なのか、どういった人を人材育成をやったのか。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

人材育成事業といたしまして、結局、うちら役場も一応、花徳支所の北部振興対策室のメンバーもあれなんですけど、今度、委託する予定の社団法人の方も一緒になって、視察研修とか勉強検討会とかを開いたところでございます。

○12番（広田 勉君）

地元のものを入れるとかいうふうなものが、しよると思うんだけど、やっぱり、ずっと前のほうにも私は言いましたが、地元のものを作っている人なんかと、半年前ぐらいから、ずっとどういうものをするとかそういう打合せしないと、「じゃあ、はい、道の駅できました。持ってきてください」って誰も持って来ないですよ。だから、そういう人材育成は、あるの、ないの。

○町長（高岡秀規君）

今、規約を正式に検討してつくっているところですが、出荷組合等々の規約、例えば農産物に限っては、ちゃんと栽培記録を作っているかどうかとか、そういったものに取り組んでいるかどうかとか等々を、今、規約の中に盛り込んでいるところです。

そしてまた、人材育成につきましては、まだまだ遅れているというのが現状でありまして、取り急ぎ人材育成については、進めなければいけないというふうに考えております。

ただ、視察で道の駅を見るだけでは、なかなか、私は人材育成にはなっていないのではないかという懸念がありまして、今回、また新たな人材育成の方向性を、事業として取り入れていきたいというふうに思っております。

○12番（広田 勉君）

これ、オープンするまで、もう半年切ってしまっているわな。簡単なものじゃないんですよ。先ほどからTMRの話をしていましたでしょう。予定していたけど、そうならなかったという話を、何回も町長とお2人、されていたんだけど。なかなか計画どおりにいかんわけですよ。しっかりした収支計画、徹底したものを組んでいない限り、ただ「物ができました。はい、あんた方頼みますね」って、そんなもんじゃ、とてもじゃないけど。

先ほど福岡議員も言っていましたけど、道の駅の4割が赤字って、これはびっくりするわね。

我々があちこち見た道の駅は、物すごく回転のいい場所しか見ていないので、絶対黒字だろうと思いながら見ておったんだけど、4割も赤字出しているとは、先ほど福岡議員のお話があったびっくりしましたけれども。この4割に絶対、今のままじゃ入りますよ。

それと、その「自治体の連携調整、事業計画の作成、収支予算書の作成にも400万を組んである」というふうに答弁ございましたんですけども。いつ頃までにできるの。もう、できているん。

○町長（高岡秀規君）

今、道の駅の経営につきましては、お互い道の駅の経験がないということから、今、経験者に検証を重ねているところです。

そして、私もその道の駅を造る前に様々な道の駅を見てまいりましたが、黒字になっているところは指定管理者っていうことで委託料をほとんどがもらっております。そこで、ある程度の黒字化になっているということも多い事例だというふうに思っております。

また、群島内で離島においての道の駅は、さらに厳しい経営状況が懸念されますので、道の駅での売上げプラスの環境省、各省庁の事業も、例えば、外来種の駆除でありますとか、そういったところの分野にも寄与しなければいけないというふうに考えております。

道の駅だけの仕事ではなくて、当然、外部からのネット上での通信販売もさることながら、例えば、観光ツアーの企画でありましたり、そしてまた外来種の駆除でありましたり、様々な事業を取り入れないと、なかなか黒字化には持っていけないのではないかなと懸念しております。

当然、内陸部での道の駅は、ほかの市町村、ほかの県からも陸続きでありますので、お客の集客というのはある程度できるでしょうが、我々離島については、なかなか2万3,000人の人口の中で、外部からの顧客というのはなかなか内陸部に比べると非常に厳しいかなというふうに思っておりますので、道の駅だけにこだわらず、他の事業についても積極的に取り入れていく環境を、町のほうでしっかりとつくり上げていかなければいけないかなというふうに感じております。

○12番（広田 勉君）

3月議会で、町長は「甘い経営ではないので、離島における道の駅のハードルの高さは重々分かっておる」と。「しかし、それを我々は努力すべきだ」というふうに言っておるわけですよ。

今言われたように、「道の駅だけじゃない」と。食堂はもっと大変じゃないかと私は思うんですけども、何名ぐらいで、その道の駅を運営して、何名ぐらいで食堂をするのかとか、そういうものはどうなっているの。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

道の駅としましては、やっぱり先ほどありましたように、結局、経費をなるべく削減しなきゃいけないというのがありますんで。今考えているのは、食堂のほうで3名ぐらいで、あとは販売でも2名ぐらい、あと事務のほうで2名ぐらい、7名ぐらいで数字を回せたらいいかなという考えでおります。

○12番（広田 勉君）

特に、東天城あの辺りは、以前、山から金見の上まで、ずーっと千年木がたっておって、それで、これすごいところだなと思って、食事しに五、六人で行ったわけです。行きはしたけど、「今日は6人分しか御飯炊いてありませんから、駄目です」と言われたよね。

だから、ずっとやっていると、大体何名ぐらいと予想つくから、準備するとかいろいろあるわけですよ。しかし、あの辺りになると、もっと読むのが大変なんよ。だから、食堂運営っていうのは、大変なあれと思うんだけど。受ける人が本当にすごいなと、私は思っているんです。

それで、収支のそういったものは、もうできているわけよね。

○町長（高岡秀規君）

ある程度、素案っていうのは幾つか上がってきておりますが、私のほうで、これは少し数字がおかしいのではないかなということで、また精査したりしております。売上げについては、なかなか判断、予想をしなさいと言ってもなかなか厳しい状況がありますので、必要最小限度の利益率は3割から2割、1割の価格設定をしながら、ある程度、ほかの施設を参考にして予想することになりますが、これが正確な数字ってなりますと、現場のほうではなかなか厳しいのかなというふうに思っております。

町がどのような形で指定管理者制度にするのかっていうことを考えますと、人件費につきましては、ある程度、見ないといけないかなというふうに考えておりまして。

それで、また電気代等々につきましても、まだ1年中稼働しているわけではございませんので、電気代のほうでもある程度予想をつけて、経費を出すことになろうかというふうに思いますので。

ここ二、三年は非常に厳しい数字と、厳しいことを民間のほうにも提示しなければいけないかなというふうに考えております。

○12番（広田 勉君）

今回この議案が出ますよね。そして、「じゃあ、あんたお願いしますね」としたときに、「いや、そしたら、次また収支のこの予算が出てきて、人件費は見ましよう」と。それで、どうのこうので、「いや、これはちょっとできないな」とかなってくると、予算もやっぱり伴わないといけないんじゃないの。幾らでお願いするとかいうふうな委託が必要じゃない、そういうことは、やらないのかな。

○町長（高岡秀規君）

当然、そこは民間側と協議を進めることになりますが、まず給与規定でありますとか雇用規定等々の規約を制定するという。それとまた、制定したら、給与面をじゃあ、どこの区分でスタートさせるか等についても、しっかりと民間と協議しながら、あと町の財務としっかりと話をしながら決めることになります。

今回の予算につきましては12月からスタートですので、12月までの間の委託費になろうかというふうに思いますし、12月の議会においては、再度協議をいたしまして、指定管理者の予算の協議をして、議会の理解を得るというふうな流れになると思います。

○12番（広田 勉君）

ということは、今回のその契約というのは、12月までの準備の契約ってということですか。

○町長（高岡秀規君）

予算面につきましては、12月までのある程度の予算と。それで、12月の補正予算については、委託料の価格を設定することになります。

○12番（広田 勉君）

やっぱり委託する場合は、細かく契約をする必要あると思うんですね。それで、例えば、食堂ではお皿から食器類、道具は全部、町で用意するとか。それで、調味料とかそういう消耗品は自分で用意するとか、いろいろそういったものを全部きちんとすべきじゃないかと思うんですけど。

○町長（高岡秀規君）

備品関係については、町のほうでしっかりとそろえる予定にしておりますし、消耗品につきましても、当初の設備投資というのは非常に厳しいだろうということから、当初はある程度、町のほうで予算を組むことになろうかというふうに思います。

そしてまた、1年がたった時点で売上げ等が出てきますから、そこで、ある程度また精査するということになろうかというふうに思います。

○12番（広田 勉君）

例えば、メニューにしても、今、徳之島でイセエビ料理なんか食べたいなと思っても、どこでやっているのか全く分らんわけですよ。それで、沖永良部はどこっていうのは分かるんだけどね。徳之島では、どこでそういうのを頼めば出てくるのか。

じゃあ、道の駅で、しかも世界遺産のものもあるので、そういった郷土料理なんかも出せるもんかどうか。そういうメニューっていうのは、島のいろいろなメニューを加味するのとかどうか、そういったものも。

○町長（高岡秀規君）

今、地域営業課等でメニューの開発をしておりますが、今までは店々でやって接点がなか

ったわけですが、ようやく課長の努力によって接点が見出して、ある程度連携が図れているのかなというふうに感じております。

メニュー開発につきましては、地元の食材をまず使うということを条件にしております、どうしても手に入らないものは国内産を使うことになりますが、それもちろんとしたメニューを出すときには、ほかの成功事例の観光地をある程度、見習って、全ての原材料については原産地の表示をします。

それから、メニューで食べていただくということになりますが、今現在、なり味噌でありますとか、そういったものの茶わん蒸しとか、そしてまた、徳之島で生まれ育った肥育牛を使った料理でありますとか、あと、じゃがいも料理でありますとか、あと、トロピカルフルーツを使ったメニュー開発等々を今、進めているところでございます。

しかしながら、このコース料理っていうのは、ある程度、ツアー客の予約になりますが、一品一品は品物としても成り立つというふうに思いますので、それはふだん出していいメニューと、そして、ツアーで企画する、予約が要るメニューと、そしてまた、それだけで毎日食べるわけにはいけませんので、今、婦人部のほうから提案がありますが、「私たちも食材を使って郷土料理を出してもいいですよ」というような話も聞かれております。それが本当に実現するかどうか分かりませんが、ある程度の住民参加型の品物の提供に向けて、町のほうもしっかりと民間と連携を図っていきたいというふうに思います。

○12番（広田 勉君）

そのメニューなんかでも、管理する人は「ああ、これは、もうからんから、もう外したい」とかあるはずなんだよね。「これはもうかるから、これを入れたい」とか、それ勝手にできるはずなんよ。もう受けた場合はよ。受けた人が。それで、それは、していいのかもしれないわけよね。契約の中で、それを全部きちとうたえば、せざるを得ないんだけど。「ただ委託します。食堂を委託します」というだけであつたら、メニューも勝手に替えていくわな。

そして、いろいろ自分らの思っていた、描いていたものとちょっと違っても、それは受ける側は、自分はやっぱり、もうからんといかんから、だから、しやすいように持っていくわけですよ。人員にしても。

だから、そういったものも、ちゃんと契約されるんですか。

○町長（高岡秀規君）

そこらについては、しっかりと協議しますが、極力、食材については町が目指すもの、世界自然遺産登録の島にふさわしいメニューの出し方になろうかというふうに思います。

よって、その一般社団法人という公益的な企業に、ある程度、委託をするという形ですので、今後しっかりと協議を進めながら、町の方針から外れることなく運営できるよう、町のほうも支援していかなければいけないというふうに感じています。

○12番（広田 勉君）

いろいろ水耕栽培の件に関してもそうだったけど、「大体5,000万ぐらい売上げがある」と、当時の副町長は答弁されておるんだけどね。いまだ5,000万上がっているかどうか聞いたことないんだけど。

だけど、やっぱり、きちっと金をかけて。収支予算書も作るから、きちっとした厳しいものをつくっておかないと、受ける側も大変だし、途中で「やーめた」って言われると困るわけよね。

今、伊仙町が、あるところが再契約しないっていうことで手を引いて、百菜でおるっていうことを聞いているんだけど。なぜそうなっているかも、調べたことありますか。

○町長（高岡秀規君）

関係者によりますと、やはり、その利益が思ったほど上がらないっていうことで、維持がなかなか厳しいということでもあります。

だから、町がある程度、つくり上げるということは、すぐ途中で投げ出すようなことはないように、施策として進めなければいけないというふうに考えておりまして。特殊出生率がこれだけ日本一になっても、なぜ人口が減るかっていうことです。魅力ある職業が島にあるのか、そしてまた、仕事をしていて楽しい地域なのか、そういった、帰ってきて仕事をしたくなる地域をどうやってつくり上げるかっていうことも、しっかりとすることが、出生率にふさわしい人口減少に歯止めをかけるということになります。

なぜ人口が減っているかっていうことです。特殊出生率は高いわけですよ。お子さんはいらっしやる。でも、お子さんを呼び戻すっていうことができていないということもあります。だから、Uターン、そして、魅力ある職業をいかにつくっていくかっていうことも大事ですので。

そこには、なぜ私が教育をするかって言いますと、「この町でいると周りがうるさい」とか、例えば「住んでいても面白くない」「精神的につらい」という地域ではなくて、「みんなが困ったときには助け合う」「みんなが協力し合う」「みんなが正しい目標に向かって進む」というまちづくりこそが、私は帰ってきたい島につながるだろうというふうに思いますから。人間力や精神的なものについても、この一般社団法人には求めたいというふうに思いますし、地域がいかに協力をしていただけるかっていうことも含めて、運営には当たるべきだというふうに思っておりますので、しっかりと理念を持ちながら、ぶれることなく進めていきたいというふうに思います。

○12番（広田 勉君）

とにかく、もう最初から委託してしまうと、何年か、ずーっと赤字出るんじゃないかっていう懸念をされておりましたけれども。恐らく、そうならないように。なってもいいんだけど、それは、町がこうやっておって、何年か後に、これ大丈夫だといったときに委託したほうがい

いんじゃないかっていう気持ちがあるから。もう受けた人が大変と、俺は思うのよね。それを受ける人は、もう「そんなものは簡単だ」と言うかしらんけど、私自身は、これ大変だなと思うんです。

それで、大体、自然遺産と道の駅、食堂と3つぐらいかな。トイレもあるけど、その管理せんといかんけど。町はどこ、3町はどことかいうふうに、エリアがあると思うんです。エリアが。どういうふうな区分になっているのか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

世界遺産センターのほうは、3町のほうで管理します。

以上です。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

道の駅のほうと、あと、その駐車場、トイレは、町のほうで管理となっております。

○12番（広田 勉君）

3町でするのは大体、時間は何時から何時まで、一応、予定をされているのかな。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

今、3町で管理運営協議会を立ち上げているところです。その後の会合等で、詳しく時間等が分かってくると思います。

以上です。

○12番（広田 勉君）

じゃあ、まだ時間は、はっきりしないということ。

また、特に、天城町も今、ドーム闘牛場を造っているんだけど、その近くに道の駅もできる話をちょっと聞いてるんだけど、伊仙にも百菜があるし、3町にできるというイメージを持っているんだけど。これを徳之島町は差別化も考えているのかどうか。

○町長（高岡秀規君）

世界自然遺産センターがあるということは、必ず観光客が100%寄ります。だから、ほかの施設とは違うのはそこだろうという、必ず寄るのが遺産センターであり、観光拠点施設だろうというふうに思います。

そして、ある程度、文化の拠点でもありますので、しっかりと地域を巻き込んで、島唄であったりそういったものを発表、そして、観光客に向けての、おもてなし等々が企画できればありがたいなというふうに思っておりますし、青年団も含め町全体での協力が必要かというふうに思いますので、その点につきましては町民の皆様に協力をお願いする予定にしております。

○12番（広田 勉君）

続けますけれども、「地元花徳や、あちこちの商店や食堂に影響を与えないようにする」と、町長は前もおっしゃっていましたが、一応どのような配慮をするのか。

○町長（高岡秀規君）

やはり、こだわった食材等々を考えております。それでまた、周りで、食堂で出しているような価格帯でありますとか、原材料でありますとか、そういったものではなくて、やはり、町が関与している施設である以上、地元産にこだわる、国内産にこだわる、そしてまた、環境に優しいものづくりをしているかどうか等々についても、将来を見据えた特産品の在り方を検討しながら、進めることになろうかというふうに思います。

○12番（広田 勉君）

先ほどから何回も言うんだけど、じゃあ、町は、こだわった食材とか、そういういろいろなものを考えるんだけど、受ける側もそういうふうに考えるように、契約をするわけですね。

○町長（高岡秀規君）

そこは、しっかりと民間のほうと話をしながら、そのように進めますが、地域を巻き込んだ、例えば、炊き出しでありますとか、違った方面での提供の仕方、例えば、都会の首都圏での郷土会の人たちとツアーの企画をしながら、そこで食材を提供するとか。ほとんどが観光客をメインにした活動になろうかというふうに考えております。

そしてまた、さらに、それが周りに影響があるかどうかについては、常にアンテナを張りながら、極力、相乗効果を生むような施策を考えていきたいというふうに考えております。

○12番（広田 勉君）

TMRの話もずっと聞いておったら、町の思いと実際やる人たちの思いが大分、離れているような感じしますので、離れていかないような状況をぜひつくってほしいと。

それでは、次に行きますけれども。

それで、今年の6月、もう今月からですけれども、手作り、漬物などが、食品衛生法の改正により、出品物は製造許可制になった。道の駅に出すものはね。

それで、そういったことで、制限が少しされるんですけれども、多くの道の駅では母の味などとして看板商品となっておった商品が、「もう、それじゃあ設備ができないので、金かけられないので、それはもう出しません」と。許可取らずに辞めていくところが多いというふうに、道の駅で出ているわけよね。

それで、こういったものに対しては、どういうふうな考えをされているのか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

広田議員の御質問にお答えします。

手作りや漬物など製造許可制になることについて、お尋ねでしたけど、食品衛生法が平成30年6月に法が成立し、2年間、都道府県等による条例の整備や手引書の整備が行われました。

その後、令和2年6月に、1年間の経過措置を設けて施行が開始し、これでHACCPによる衛生管理の義務化が開始されました。その後、1年後に、令和3年6月には経過措置が終了し、HACCP、衛生管理ですね、それに沿った義務化が完全に施行されることになりました。

これによって、この食品衛生法の施行によって、これまで届出だけで営業ができていた、漬物製造業等も営業許可の取得が必要になったわけであります。

それにつきましては、令和3年から経過措置を設けて、令和6年5月31日までは、経過措置の間は営業届だけで営業ができていたものが、今月1日から営業許可の申請が必要となり、施行がスタートになったと認識しております。また、この食品衛生法が施行したことによって、衛生責任者の配置も義務化されております。

また、この食品衛生法の改正の背景にあるのが、広域的な食中毒等の事案への強化対策や、HACCPに沿った衛生管理の強化、また、特に注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害等情報の収集、国際整合的な食品容器・包装の衛生規制の整備、また、営業許可の制度の見直し、届出制度の創設、食品リコール情報の報告制度の創設といった、こういったことが食品衛生法の改正の背景にあります。

今、言われたように、お母さんの味が消えてしまうっていうのは重々、私たちも感じますけど、この食品の食中毒のリスクを軽減するために、このような食品衛生法の改正が行われたというふうに認識しております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

それで、恐らく手作り分は、なかなか難しくなるんじゃないかなと、出品物がね。と思うんですけど、家でそういう装備してまでやる人は、もう都会でも少ないとおっしゃるから、徳之島では、もっとそうなるんじゃないかなと思いますんですけども。

それで、やっぱり道の駅っていうイメージは、新鮮、安っていうのが一番の売りじゃないかなと思うんです。そうすると、新鮮っていうのは、朝、みんな道の駅に物を持ってくるわけですよね。それは出品者が持ってくるのか、集めてくるのか、その辺はどう考えているのか。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

道の駅のほうにそういった商品を持ってくる場合は、出品者のほうで持ってきていただいて、袋詰めをしていただき、あとは、その値札とかもつけていただいて、陳列まで出荷者をお願いしたいと思っております。

○12番（広田 勉君）

ということは、持って帰るのも出品者が持って帰ると。それは、その日のうちに持って帰るわけよね。

○花徳支所長（尚 康典君）

その商品によって消費期限が違いますので、その日に持って行くことはないと思います。また、もし、売れ残った場合は、あるかと思います。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

ただいま、支所長のほうからいろいろ話があったんですけれども、農林水産課の見解といたしましては、そこで並べる商品については、葉物等、棚もちのしないものは、そぐわないのではないかなと思います。ですから、恐らく加工品、特産品が中心になっていくものだと思います。

また、道の駅が、食堂とは別に、観光をある程度、焦点として考えておりますので、当然、お土産、特産品、その他の特産品ですね。あくまで、隣の伊仙町の百菜さんとかそこら辺とは、ちょっと、やはりパターンを変えたような形にならないと、観光客を相手にできないんじゃないかなと思います。

例えば、ほうれん草を持って行って、ほうれん草を持って帰れるかっていう話になってきますんで。そういったものの中心よりも、たんかんのものとか加工品、要するに、今いろいろ営業許可をもらっている、たんかんのジュースとかそういったものが中心になるかと思います。

以上です。

○地域営業課長（清瀬博之君）

補足します。

今おっしゃいました野菜等につきましては、地域営業課のほうでも無駄のないように、メニュー開発のほうに回して、使えるような方向で検討しているところであります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

いよいよ怪しくなりましたがけれども。道の駅っていうのは、やっぱり加工品を出すと先ほども言うたでしょう。その加工品を作るのには、それなりの設備が要るわけ。徳之島の加工センターでするものは、どうってことないですよ。それ以外に、町民たちが作って持ってくるのは、難しいと。

都会の道の駅でも、だんだん、「そういう設備ができないから、もう持って行かない」というふうな人たちが出てきていると言うているわけよね。

だから、徳之島の場合、じゃあ、その加工品を作れる場所っていうのは、何か所あるのか。そして、それを一般の人たちが、自分の暇なときに使えるのかどうか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

許可を取得できる施設が何か所あるかとお尋ねでしたが、現在、本町には町の施設、母間の加工センターが1か所ございます。保健所に確認したところ、「製造加工及びラベル貼りまでの工程を加工センターで行えば、保健所は営業許可を出せる」ということでした。しかしながら、この施設は町の施設なので、町が管轄する農林水産課の使用許可が必要となってきます。

また、この間、保健所のほうでちょっと話をしたんですが、先ほどから言われているように、なかなか営業許可が取りにくいというお言葉でしたが、保健所のほうでは「相談をしてほしい」と。「相談に応じたら、その施設についてそこまで厳しくなくても、営業許可が出せるような方策はあるので、まずは相談をしてほしい」というふうにおっしゃってられました。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

地域営業課のほうから答弁があったわけなんですけど、農林水産課で所管する農産物加工センター及び機能性植物加工センターにおいては、衛生基準を満たす施設として、町の同意の下に、販売目的であっても使用を許可しております。

流れ的に言いますと、まず保健所のほうに相談をされて、こういった形で許可できるかというものを相談されて、それを調整しながら営業を行っています。

しかしながら、当町としては、あくまでも商品開発や試作研究などを目的としており、起業までの利用、消費市場ニーズ調査のための利用として活用していただきたいと思っております。

商品化、一定の量を超える生産については、施設の占有につながり、農家の自己消費、自給消費のための加工等に影響を及ぼす可能性がありますので、そういった御迷惑をかけないような形でやっていただきたいと思います。

何分にも時期的にはスケジュールが非常に詰まっておりますので、そこら辺は調整をお願いしたいと思いますし、万が一、営業目的で、こうやってやるのであれば、事業等の御相談にも乗っていかうと思っております。企業を起こすのためにですね。

以上です。

○12番（広田 勉君）

なかなか進んでいるように思えんけどな。もう半年前のオープンというふうな感じをなかなか受けないんだけど。もっと、ちょっとしっかり準備しておかないと、これ、最初からつまづくのは、もう目に見えているような感じするんだけど。

とにかく、加工品を並べると。新鮮な野菜は、じゃあ、朝、持ってきたら、もし売れ残りがあったら、それを食材として使ったりするというふうな捉え方でよろしいわけですね。

それで、自然遺産館の管理は今、打合せしているっていうんだけど、これ、休みなんか

があるのかどうか。それで、それを3町の何名ぐらいで、一応、どういうふうな運営をしていく予定になりそうですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

広田議員の御質問にお答えします。

世界遺産センターの管理は、3町からの派遣職員と雇用職員2名、合計5人体制で管理を行います。

休みについては、今、協議中ですが、一応、火曜日が候補には上がっています。それも総会等で決定する予定です。

以上です。

○12番（広田 勉君）

ということは、その道の駅とかその食堂も、火曜日休みっていうふうに考えるんですか。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

こちら、今、考えているところ、もし、観光客が来て遺産センターが休みであれば、逆にこちらが空いていないと、来てもらったのにつてことがありますので、こちらの今の考えといたしましては、遺産センターとは、休日は別にしたいと考えております。

○12番（広田 勉君）

この間、大和村で議員の大会があったので、その大会の会場の横に、自然遺産のあれがあったんだけど、ちょっと見に行ったりしたんだけど。

それで、今、天城に環境省の方がいらっしゃいますよね。あの方との関わりは、どうなるものですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

今、天城にある環境省の部署の関わりについては、世界遺産センターの適切な管理運営を行うために、先ほど言いました管理運営協議会を立ち上げて、協議会の会員に、天城にある環境省徳之島管理官事務所の会員となっております。

主に、世界遺産センターの運営に関する指導、職員の研修、あとイベントなどに関わり、施設に対しましては、大規模な改修、修繕等の維持管理に関わることになっています。

以上です。

○12番（広田 勉君）

その天城の事務所は閉めるっていうことはないわね。じゃあ、そのままずっと続けていくと。

とにかく、いま一つ、まだやっぱり、我々が知っている道の駅と、どうもしっくりいかんですけれども。今回は時間もないので、これぐらいにしておきますんですけれども。

もう少し、もう半年もないから、積極的にいろんな構想を入れて、こうして、それでシミュレーションしていったら、その予算もどれだけ、大体かかりそうだとかで収支、400万、金かけているんだから。だから、きちっと収支計算もして、それで、受ける人たちも難儀しないような受け方をさせないと。「もう次の契約は嫌だ」と投げられたら、本当、哀れだよ。

そういった意味で、もう少し詳しい検討をよろしくお願いします。むしろ、野菜とかそういったものは、収穫してきて並べて、返してもらう。それぐらいの最初は意気込みはないと、なかなかできないはずよ。それぐらいの気概がある人が受けてくれると私は思っていますので。始まりは非常に大変と、町長も言われたように、二、三年は大変だろうと、みんな見るから。それを大変なのを大変にしない、早めに。立派な運営ができるようにするように、もう少し頑張ってください。

次に、経歴詐称の件ですけれども……。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、しばらく休憩します。

○12番（広田 勉君）

はい。

○議長（行沢弘栄君）

16時15分から再開いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時15分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

○12番（広田 勉君）

次に、経歴詐称の件ですけれども。以前から言われてはいたんですけれども、今、最大の話題になっております。選挙に出る我々としては、当選取消しまでなるので、これは看過できない問題であるということで、今回、一応、出しましたけれども。

経歴詐称とは、どのようなことを指すのか。

○選挙管理委員会事務局長（藤 康裕君）

お答えいたします。

経歴詐称とは、自分の経歴、主に学歴や職歴などを偽ること、それを経歴詐称と呼んでおります。

○12番（広田 勉君）

今、職歴とも言われて、我々も一応、町議の出馬時に履歴書を添付しますよね。それで、そ

この中に書かれていることは全部、対象になるの。これは、詐称との対象になるものですか。

○選挙管理委員会事務局長（藤 康裕君）

お答えいたします。

その提出された書類に書かれた経歴が虚偽のものであるとしたら、これまでやったことがない、学んだことがないことを書かれていたりすれば、詐称に当たる場合もあるかと思います。

○12番（広田 勉君）

今、一番の話題が最終学歴のことだと思うんだけど、卒業しているとはどのようなことを指すのか。学校を卒業っていうのはね。

○選挙管理委員会事務局長（藤 康裕君）

お答えいたします。

卒業とは、学びの場を、ちゃんと証書をもって、そこを全うした者に卒業証書が与えられるものだと考えております。

○12番（広田 勉君）

私も以前、ある大手の新聞社から「千葉工大を卒業したかどうか証明せよ」と言われたことがあるんですよ。ほんで、それでもう昔の話だし、ましてや卒業証書なんか別に必要ないだろうと思って、みんなないわけよね。もうしょうがないから、一応、学校のほうに証明書をお願いしたら、「卒業しました」という証明書は送っていただいたんです。その後、毎年、同窓会の広報と「金を送れ」という請求書もついてきたんだけど。

とにかく、証書があればいいということでありますんですけども、それは日本的なことであって。一応、我々もこういうふうにして町議に立候補するときには、こういう1冊の本を頂きながら、その中に、この添付書類とかいろいろあるわけですよね。これを、今言った職業とか学歴とか真っ当に書いておいてもらいたい。それで、うそを書くと詐欺になるということで、よろしいですか。

○選挙管理委員会事務局長（藤 康裕君）

詐称自体が犯罪に当たるかどうかは、ちょっと当たらないのではないかと思います。その詐称したことによって自分の利益を得た場合、相手に損害を与えた場合、その場合が罪に問われる可能性があると思います。

○12番（広田 勉君）

人に損害を与えるということは、自分が当選して別の人が落選したということを指すんですよね。

○選挙管理委員会事務局長（藤 康裕君）

そうですね。だまして自分の利を得たとするならば、詐称が罪に問われる可能性があるということです。

○12番（広田 勉君）

一応、私もそれでちょっと、いろいろ調べてみたんですけども。それで、これが学位を取ったときの証書でして、この中にちゃんと証書、終わりましたというふうな、あるんですけども。これが1つと。

それで、もう一つ、これは鹿児島大学の法文学部の同窓会名簿で、この中にも、ちゃんと29年18回修了ということで、私の名前も一応載っておると。これだけ出せば証明になるじゃないかなと思いはするんですけども。これ、初めて人に見せるんですけども。誰にも見せたことないんですけどね。これ、マイナンバーと一緒に、もう使い道がないもんだから。

あるロサンゼルスに住んでいる同級生が、「もうアメリカに本気で勉強に来ている留学生が少ないよ」と。「大学を卒業したって、それは箔を取るためだ」というふうに言っておられたんです。

それともう一つは、島なんかで免許証を取り上げるときありますよね。そうすると、F国行って、外国行って、国際免許を取って帰ってきて、それで運転すると。我々の小さい頃は、明石免許っていうのもあったんだけど。こうなってくると、証明のしようがないんだよね。外国のなんか。こういうのはどうなるのか。

○選挙管理委員会事務局長（藤 康裕君）

お答えいたします。

選挙管理委員会自体が捜査権を持たない、取締り権を持たない組織でありますので。そういう疑惑があって、捜査機関に告発また選挙管理に告発等があれば、ちゃんとした警察が捜査をするものだと思います。

○12番（広田 勉君）

以前、野村監督の奥さんが1996年10月の衆議院選挙に出られたときに、自分の経歴にアメリカのコロンビア大学留学と書いたもんだから、同年配の浅香光代さんという人が、公職選挙法第235条の虚偽事項公表罪という違反で告訴してるわけよね。それで、そのときのミッチー対サッチの騒動というふうに、大分にぎわったんですけど、マスコミで。

それで、そのときに、今よくテレビに出てきている、Wっていう検事がアメリカのコロンビア大学に行って、当時の留学生の学籍名簿、あと単位認定記録というものを見てきたんだけど、記録が残っていないと。それで、結局、経歴詐称の証拠が得られなかったとして、不起訴になっているわけです。後の野村監督の本には、「嫁が死ぬ前に、「私の履歴をあんたに言っていたのも全てうそです」と言った」と書いてあるんだけどね。うそだったわけ。

しかし、今、言われたように、選挙管理委員会は捜査権がないから、もし「おかしいんじゃないの」って言われたら、どうするの。

○選挙管理委員会事務局長（藤 康裕君）

「おかしいの」と言われた場合に、どうするのかということですが。一応、その本人に確認するしか方法はないと。もう、そういう議員とか町に立候補する方は、崇高な理念の下に、正直に申請が行われているものだということで、選挙管理委員会は受理しているものと考えております。

○12番（広田 勉君）

じゃあ、性善説ってということでよろしいですね。

そして、その経歴書には住所も書くのよね。住基法には、「生活の場に住民票を14日以内に移動する」とあるが、一応、「生活の場」とはどのような状態を言うのか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

住民基本台帳法における住所とは、各人が生活の本拠、すなわちその者の生活の最も関連の深い、一般的生活、全生活を中心に指すことを言います。

○12番（広田 勉君）

政田課長時代も一応、これをお聞きしたことがあったんだけど。

もし、私が今、亀津に住んでおって、花徳の実家に住所だけ移した場合、電気代も水道代も花徳のは支払っています。そういった場合はどうなるのか。住所だけ花徳に移す。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、もう少し詳しく。

○12番（広田 勉君）

ごめんなさい。亀津に今、私、住んでいますけれども、住所だけ花徳の実家に移して、それはいいのか悪いのか。

○選挙管理委員会事務局長（藤 康裕君）

お答えいたします。

選挙権の話ということで、私は承って答弁したいと思います。

同一町内であれば、問題はないと思います。

○12番（広田 勉君）

そうすると、次、関係してくるのは、議会事務局なんです。花徳からの出会費が必要なのかどうか出てくるんですよ。そういったものはどうなるのかと。住所だけ移す、そういうふうなことはいいのかどうか。性善説ですのですね。例えば鹿児島行くのにも、花徳からの出会費になるよと。今日の出会も、花徳からの旅費が出るのか出ないのか。（発言する者あり）

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 4時28分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

○12番（広田 勉君）

住所ってというのは非常に大切なんです。住んでいるか、住んでいないかというね。ただ、手続があればそれでオーケーというもんでもないと、私はそう思っておりますのでね。やっぱり、住んでいる、住んでいないっていうのは、非常に問題であるということを認識してもらって。

次に、農政についてであります。私の議員になりたての頃は、農政課長と耕地課長は花形で、一般質問は、ほとんど2人に集中していました。土壌検査、農道の舗装、キビの代替品目、堆肥場などの項目であったが、次々と当時は実現していったと。

その後、進んだのは、肥料、飼料、除草剤の価格高騰とハーベスターの導入、生産コストの高騰であり、そこで、1、以前、花徳とかあちこちに堆肥場というか、いっぱい整地されましたけれども、今は見る影もないんだけど。農業村と言われている花徳にこそ、高度の堆肥施設が必要だと思いますが、1次産業を振興する上からも、花徳に始める必要はあると、堆肥センターの分室みたいな感じで必要があると思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

御質問の施設の正式名称は、徳之島町花徳地区高品質堆肥施設というもので、平成13年度当時に、経営構造対策事業によって徳之島町花徳地区において良質の堆肥を投入し、土づくりによる地力の増進や連作障害の軽減、土壌病虫害の抑制等に野菜等の安定生産を図る目的で設置されております。以前ですね。

施設導入当初は、花徳地区の輸送野菜生産農家を中心とした堆肥を、畜産農家や町堆肥センターより未熟堆肥を受け入れ、完熟させ、圃場へ散布するという計画でありました。

しかしながら、水分が多く完熟に時間を要すなど、利用農家から不便性を指摘されることがあり、また、平成16年度より花徳地区に土層改良事業が導入されたため、花徳地区を中心とした、徳之島町北部地域の堆肥一時堆積所、搬送中継基地として利用できないものか、徳之島町並びに町堆肥センター、農家を含めた協議会で検討、協議を行ったようであります。

現在の状況は、花徳の畜産及び耕種農家の自主的な連携により、共有、活用されていますが、有効できているとは言い難いものとなっております。近年の環境保全型農業の推進をはじめ本町の施策を効果的なものにするため、また、花徳地区を中心とした北部地域の農業に、もっと町堆肥センターが近い存在になることを今後は考えてみたいと思います。

施設の有効利用と地区の農産物の輪作体系の面からも、中継基地として役割に期待が持てることから、拡充整備については関係機関等の意見も聞き、今後、検討してみたいと思います。

ちなみに、現在ある施設は、高品質堆肥整造施設 1 棟の200平米程度の広さになります。以上です。

○12番（広田 勉君）

1次生産物の出荷率から、いろいろ言うても、やっぱりもう少し力を入れていいんじゃないかなというふうに思いますのと。

もう一つは、以前から出されている懸案ですけれども、母間と花徳の畑総面積は非常に広いですね。それで、その農道の舗装が、まだ雲泥の差があるわけよね。

それで、去年、中間管理かな農業委員会でされているのがあって、それに資金が少しあったもんだから、少し農道の舗装をさせていただいたんですけれども。

今後、その農道の舗装の必要性を、課長はどのように思っているのか。

○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

舗装につきましては、現在は要望があるところを確認して、危険性、緊急性の高いものから、順次、施工するようにしております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

これは、大川課長時代からずっと言うているんですけれども、あの頃は「水を引くので、もうちょっと待ってくれ」と、「水を引いた後に全部舗装するから」ということで、水が大体終わったわけよね。そうしたら、「何でしないんだ」って言ったら、「いや、今度は予算がない」ということで、今のままになってるわけですよ。

ですので、これは要望がある、ないは別としても、やっぱり農道で舗装されていないところが多いのよ。だから、やっぱり率先して、舗装予算をどっかから探してきてでも、基盤整備っていうのをきちっとしていただきたいなと思いますので、頑張ってください。お願いします。

それで、次、土壌検査が始まって、もう大分なります。さらなる検査の精度充実とかいうのを求めている農家がいらっしゃるんですよ。自分でもできるけれどもという、機械を持っている人もいらっしゃるんですけれども。

それで、今のままでずっとやっていくのか、もう少し精度を上げるとか、追加項目を入れるとか、そういった進歩的なことは考えておられるかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

広田議員の御質問は、いつ頃の話なのか、ちょっとあれなんですけれども。土壌診断につい

ては、本町において、花徳の地域農業管理施設において、随時行っています。

ちなみに、令和5年度において、昨年度においては、さとうきび関係は820件、ばれいしょをはじめとする園芸関係は120件の実績となっております。

土壌分析機については、令和5年度、昨年度、後継機で新たな機種に入れ替えたところであります。土壌診断については、利用農家に分かりやすい方法で、処方箋という形で情報提供しているところでありまして、土壌診断ではなく土壌成分の分析結果が知りたいければ、現在の機器では、土壌を対象とした分析項目は約20項目程度可能ではないかと思われますので、事前に御相談いただければ、その分析結果は出るものだと思います。

以上です。

○12番（広田 勉君）

じゃあ、今でも20項目は簡単にできるということで、よろしいわけですか。

○農林水産課長（高城博也君）

何分にも昨年度末、2月ですかね、昨年度末に導入した新しい機器なので、どこまでマニュアルを読んでやるかは、あれなんですけど。現在、取りあえず機器の説明書によれば、約20項目については分析ができるというふうに、機械のほうの説明書の段階でありますけれども、そういうふうになっております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

やっぱり、これ、ちょっともう少し農家に告知でもして、それで、この前、私に言われた方は、「自分でも一応できる」と、「機材を持っている」という話はされておったんですよ。ですので、土壌検査を、ペーハーを測るだけじゃなくても、いろいろ20項目できるという告知は、やっぱりみんなにしておかないといけないんじゃないかなと思います。よろしく。

○農林水産課長（高城博也君）

勘違いさせていただくと非常に困りますけれども、ペーハーだけでなく、処方箋としては、交換性石灰、交換性苦土、腐食、トルオーグリン酸等をいろいろ調べた結果、石灰散布量をどの程度をやるというふうな形で処方箋をつけておりますので、広田議員のほうに問合せがあった農家については、どの程度が知りたいのか、農業管理施設のほうに来ていただいて相談されれば結構ですし、事業費としておりますので、昨年度、この機器は個人じゃ買えないような、500万程度の税の事業費を使って導入しておりますんで、そこら辺は御案内いただければと思います。

○12番（広田 勉君）

この間の新聞によりますと、大島郡の農政推進協議会で、昨年は宇検村でソバ栽培に取り組み、今年は施設とか機械とかの整備、肥料・飼料などの価格高騰対策をするというふうなこと

が話し合われていますんですけども。ちょっと、もう少し詳しくお願いできませんか。

○農林水産課長（高城博也君）

私が参加したのは、その総会の幹事会でありますけれども、昨年、郡の農政推進協議会主導で、本町で実施しているのは、令和5年度において、さとうきび収穫残渣飼料化で、肉用牛のハカマロール生産・給与実証調査及び普及に向けた実証調査であります。

令和6年度についてもこれを継続し、ハカマロールの普及に向けた実証調査を計画しているようであります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

本町は、これ全部、対象でやっていかれるんですか。

○農林水産課長（高城博也君）

この農政推進協議会で話されるのは、主にこの事務局を持っております、鹿児島県大島支庁が主導になってやります。町としては協力、徳之島においては3か町、これはメインとしては、徳之島町と伊仙町が協力主体となって、その調査実証を行うというふうな、協力体制で臨んでいるということであります。

○12番（広田 勉君）

この間、宇検村のソバというのを打っておるのを見ましたんですけども、沖縄へ行ったときも、伊江島のソバというのを栽培して、「伊江島のソバだから」ということで、大分打っておったんですよね。今度また、道の駅ができるとすれば、やっぱり「徳之島のソバ」とか、大体、出すと注文するんじゃないかなというふうに。「徳之島コーヒー」といって、我々が2月、東京に行ったときも物すごく売れておりましたので。それで、こういうのもいいんじゃないかなと思いはするんだけど。

○農林水産課長（高城博也君）

議会の場で個人的判断はよくないと思いますけれども、ソバも、私が農林水産課長を拝命する以前には、実証なり試験的なものがあったようであります。実際に、ある農家からソバの話があったときに、その中核ハーベスター等も面縄に売るやつがあるということで見に行って、それを利用できないかというふうなものも見たんですけど、とても再利用できるような状態ではありませんでした。

また、個人的に言いますと、ソバのイメージが、私はうどんよりもソバが好きですけども、ソバのイメージが、どうも僕は土地が、痩せている土地でソバを作るというイメージがあって、肥料を入れて土地をこうやって優良な土地にこうやっていくより、これを推奨していくのはどうかなというふうなイメージも、僕はあります。

ですから、今後は考えるべきは、ほかの、例えば自給的な畜産農家のことも考えながらやっ

ていくとしたら、麦関係とか、例えば、そういうふうなものも考えられるのではないかなと思っておりますし。

せっかく町長が群島内の町村会長をやっておりますので、新たな取組は要望して試験的にもやっていけるように、今後、努力していきたいと思います。

○12番（広田 勉君）

ちょっと時間的なものもあって、次の、北区の婦貴田住宅のことですけれども。

この間、婦貴田住宅、今、撤去してあるところですが、その跡地をユンボが入ったり、いろいろしておりましたんですけれども。

この、まだあと2棟残っているんですけれども、もう最後2棟も移動したら、大体どのような、何かの構想があるもんかどうか。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えいたします。

婦貴田住宅の跡地の構想につきましては、徳之島町公営住宅等長寿命化計画におきまして、他の用途での跡地活用を行うこととして、住宅の建て替えは行わない用途廃止団地となっておりますが、令和4年度策定の徳之島町立地適正化計画におきまして、災害リスクに対応した防災拠点施設として整備する予定となっております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

恐らく住民のほうも、やっぱりそのほうがいいんじゃないかなという意見も結構ありますので、いろいろ、すぐの話じゃないんだけど、その構想に向けて、またいろいろよろしくお願いします。

それで、先ほど言いましたけど、重機を入れてずっと整地しておりましたけど、町はこういうふうに定期的に整地するのか、それとも、ほかには何か理由があって慌ててやったのか。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

町営住宅の解体後の空き地や、残っている建物で空き家となっている周辺について、要望があったときに、年に1回程度、整備を行っています。

団地としては6団地ほど、年に1回、除草を実施しております。

○12番（広田 勉君）

この間は、何か要望があったんじゃないですか。

○建設課長（作城なおみ君）

周辺の方から要望がありましたので、実施いたしました。

○12番（広田 勉君）

その上の安住寺の住宅、N T Tのね。それは、もう全部撤去されていますけれども、そこは何か予定ありますか。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

安住寺住宅につきましても、高台にありまして、住宅の長寿命化計画は用途廃止予定となっております。

除草がちょっとされていない形になっているんですけど、要望を頂ければ、除草をしたいと思っております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

ちょっとまた元に戻りますんですけども。婦貴田住宅のカーブミラーが上のほうにあるんですけども、そこに用心棒が2つ置いてあります。それで、一応、ハブを逃がしたというふうな情報があつて、その用心棒も置いてあるみたいですけども。これ、蔵越住宅の通学路でもあるので、危険であるということで、住民の方が一応設置したみたいです。

住宅を撤去したときに、あの辺りの防犯灯も全部取って撤去したみたいで、それで、今まで住宅の方々が金を出し合って街灯代をずっと出しておったんですけども。それで、みんな出に行って住宅を取り壊したもんだから、街灯が1つだけ残ったのかな。

そうすると、みんなが出て行ったということで、「九州電力は、じゃあどうしようか」というふうになりまして。役場の税務課と一緒に、「取りやすい人に請求したらどうか」ということじゃないかな。私のところへ、「別に切ってもいいけど、どうしますか」と言うてきたんですけど、やっぱりハブが出るということです。やっぱり切ったら駄目だし、また、非常に少なくなっているわけだよね、街灯が。

だから、この住宅を撤去してもいいんだけど、やっぱり防犯灯も一緒に撤去してしまうと、防犯灯は金払う人がいないと撤去せんといかんと思うんですけども。じゃあ、それでいいのかどうか。その場所によりますけどね。特に婦貴田住宅は、やっぱり今言ったようにハブの話があったから、全部、草、整地したと思うんですけども。そういうがあるので、そういったところは今後、誰が、もう誰も住んでいないですよ。

それで、防犯灯は必要なものだけど、町がするのか、区がするのか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

集落内の街灯につきましては、各集落のほうで計画を立てて、順次、設置しているところがございますので。集落のほうで話し合われたほうがよいのかと思います。

現在、住宅がなければ、それまでは住宅のほうで支払いもしていたということですので、住

宅がなくなれば、また集落のほうでお願いしたいと思います。

○12番（広田 勉君）

じゃあ、それであればあるでね、住宅を撤去するときに、「やっぱり、この辺は必要ははずだから、区はどうされますか」と、やっぱり町が言うべきじゃないかな。その撤去する前に。

○建設課長（作城なおみ君）

町営住宅の解体時には、今後、防犯灯がありましたら、きちっと確認をして対応していきたいと思います。

婦貴田住宅の1棟残っている、お支払いしている街灯代につきましては、北区のほうに申し出ていただければ、支払っていただけるとのことでした。

○12番（広田 勉君）

こういうふうな請求書が来ていますので。これぐらいどうってことないんだけど、ずっとこの間から、撤去した後から私が支払っていますので。

それで、やっぱり、東天城分のところは大体、集落で電気代を持っているもんだから。だから、それは問題ないんだけど。下久志からこちらのほうは、それぞれの単位でやっておるんですよ。北区の場合は、清商店からずーっと満久里住宅まで。あれは満久里住宅の自治会が街灯代払っているんですよ。だから、「沿岸の人にも払え」と俺は言うてんだけど。それで、満久里住宅は全部持っているわけですよ。それで、非常に負担になっているんじゃないかなと思いますはするけれども。

やっぱり、もう少し街灯のほうもきちっとしないと、ここはハブが出るってことです。特に沖永良部なんか行ったら、真っ暗なんですよ、防犯灯ないから。だから、向こうは心配ないからいいけど、徳之島はやっぱりハブがおるから。やっぱり、防犯灯っていうのは非常に必要だと思いますので、もうちょっと真剣に考えてもらいたいなというふうに思っております。

それで、次は水道代の値上げについてでありますんですけども。

5月号の広報に、突然、水道代の値上げの告知になっていますけれども、どのような経緯でこうなるのか、ちょっとよく分からんですけど。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

水道会計は公営企業会計になり、水道水の使用水量に応じて町民に支払っていただく、水道料金などの収入で必要な経費を賄う、独立採算の原則に基づき運営するようになっています。

現在、本町の場合は、一般会計より繰入金がないと運営できない状況になり、年々、繰入金が増額傾向にもあり、今回の料金改定に至りました。

○12番（広田 勉君）

これ、役場の中で簡単に決めていいもんですか。

○水道課長（保久幸仁君）

水道料金の改定につきましては、町の条例の中で、水道事業運営調整委員会となる組織がありまして、その中で3回検討委員会を開いて、今回の料金改定に至りました。

○12番（広田 勉君）

大体、メンバーは何人ぐらいかな。

○水道課長（保久幸仁君）

定員は10名となっております。

○12番（広田 勉君）

名前を聞いてもいい。

○水道課長（保久幸仁君）

まず、前幸野副町長、議員を代表いたしまして、竹山議員、富田議員、区長を代表いたしまして、幸多区長、山口区長、女性連会長の上原会長、町子ども会育成連絡協議会会長、吉田会長、町商工会会長、吉川会長、それと、総務課長の村上課長、建設課の、その当時の清山課長、以上10名となっております。

○12番（広田 勉君）

普通、タクシーでも基本料金というのは1メートルで大体何キロまで行けるとかいうふうにあるんだけど。それで、水道課は、すぐメーターつけるだけで、基本料金を請求すると。聞いたところによると、「離れたところに家を造ったら、水道は自前で持ってこい」と。その人は、県道からずーっと水を引いてきたら、水道課はメーターつけたと。隣の人も、その人に「ちょっと分けてもらえませんか」と言ったら、「自分も引いてこい」と。いうたら、またその人も、県道からずーっと水を引いてきたような感じですけども。

電話とか電気は、お願いしたらみんなそこまで持ってくるんだけど、水道課は、そうはなっていないのかどうか。

○議長（行沢弘栄君）

ちょっと待ってくださいね。

本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

まず、水道メーターの基本料金の件ですが、水道料金につきましては、町給水条例第26条により、水道料金は1か月についての基本料金、つまり水道メーター1か月につき650円と、重量料金、使用量に応じて料金が加算されますが、それに消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とするとあり、基本料金を頂いているところです。

それと、本管のほうから距離のあるお宅への水道の管の布設の件ですが、町の水道給水条例

におきまして、水道管を布設する計画区域内というのが設けてあります。そこに該当しない地区については、町のほうで布設をしないこととなっております。

○12番（広田 勉君）

その計画外っていうのは、どの方面を言うのかな。

○水道課長（保久幸仁君）

その給水区域内というのは町の計画の中にありまして、小字名で判断しております。

○12番（広田 勉君）

よう分からんけど。とにかく、どこでも家を造ったら駄目だというふうなことだと思います。

それで、私の同級生が轟木の山のほうに自分で家を造って、大きなタンクを持ってきて水を作っているんですけども、海が見たいということで、そこに造ったらしいんですけども。

それで、この間、鹿児島で研修があったとき、知覧とかあの辺りもあったときに、やっぱり海が見たいっていう方がいらっしゃって、ほとんど行ったら山の中腹ぐらいに大きな家を造ってありましたんですけども。

最近、テレビで、よく「ポツンと一軒家」とかいうふうに、物すごく人気のある番組があるもんだから、そういうものに憧れる人もおられるんじゃないかなとは思いますが。そういうところは、もう無理ということですよ。

それで、広報の中で、値上げの理由に「物価高騰による薬品の増加」とあるが、他町よりもわざと高く買った薬品を、それは高騰と言うのかなと思うんですけど。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

薬品代の単価につきましては、前回、水道料金が改定された平成29年度と比較をすると、次亜塩素酸ソーダが税抜き額で2,050円、令和5年度、税抜き額で2,900円で850円の増となります。令和5年度の薬剤につきましては、徳之島町のみならず、伊仙町、天城町でも増額となっております。

また、ポリ塩化アルミニウム（通称PAC）なんですけど、税抜き額で2,050円、令和5年度が、成分の変わったポリ塩化アルミニウム（PAC）が令和5年度に変更になっておりますが、4,500円で2,400円の増となっております。

また、薬品費の購入実績額の平成29年度から令和4年度までの平均値が2,069万5,000円であり、令和5年度実績と比較すると約960万円の増額となっており、値上げの要因とした一つの理由としたところです。

○12番（広田 勉君）

ちょっと時間がないから、次々行きますのでね。

勝町長時代より、水道料金の徴収率が上がってきていると思うが、そうであるのかどうか。

給水停止の効果が出ておると思うんですけども。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

勝前町長が在任の、最終年度の平成18年度の水道料金の徴収率は、上水道が75.41%、簡易水道が51.62%、合計で66.93%となっております。

令和5年度の水道料金の徴収率が74.97%なので、徴収率は上がってきていると考えられます。

○12番（広田 勉君）

不納欠損もあるようだから、その状況はどうなっていますか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

不納欠損につきましては、令和5年度が370万472円となっております。

○12番（広田 勉君）

その不払いするのに、公金に対する認識っていうんかな、理解度っていうんかよく分からんですけれども。集落によって、どうも違うような集落があるように思うんですよね。滞納が多い集落っていうのはあるんじゃないの。そんで、完璧な支払いする集落とか。そういうのは、ないのかどうか。

○水道課長（保久幸仁君）

現在、具体的な集落ごとの数値は持ち合わせておりませんが、広田議員の御指摘のとおり、各集落の差は見られるようです。

○12番（広田 勉君）

ある町なんかは、「公的資金は返す必要ない」というふうな考えにする町もあるんですよね。だから、そういった、その公費っていうか「水道料金とかそういったもんは払わんでええ」というふうな雰囲気があるところもあるように思いますので、そういったところ、特に区長を含め、「必要だ」という認識を、もうちょっと植え込まないかなと思うんですけどね。

だから、もう少し値上げの前に、自助努力することも必要だと思うんです。そういった自助努力は、どういうふうにしておるのか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

広田議員の御指摘のとおり、不納欠損額については、令和元年度から増加傾向にあります。水道使用者の公平性の観点から、今後も、より給水停止を行う等徴収義務の強化を図り、不納欠損額の減少に努めてまいりたいと考えています。

また、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増す一方です。人口減少等による水需要の減少、管路・施設等の老朽化。このような対策として、着実な更新等を行う必要があり、その費用が、今後急増が考えられます。水道事業者としては、これらの経費を勘案した上で、安定的な経営を可能とするために、必要に一層な事業運営の効率化等を行う努力を続けてきます。

○12番（広田 勉君）

もうちょっと具体的に、「こういうことを努力している」とか「こういうことを前よりは、やっている」とかそういった、具体的にない。

○水道課長（保久幸仁君）

具体的な事業といたしましては、亀津地区が石灰が多いということで、いろいろ水道管の詰まり等が指摘されておりますので、新しく、引き続き浄水場の整備を行っております。

それと、老朽化の管路ということで、水道管の布設替えも今年度予定しております。

○12番（広田 勉君）

時間がちょっと過ぎましたので、もう最後になりますんですけども。

やっぱり、この値上げも町民の理解を得るには、やっぱり今年の、今の社会状況というのはどうなのかというように、把握しているのかなと。

それで、6月にすごい値上げになっている。今月から、すごく値上げになっているわけです。新聞なんかになっても。大体が、帝国データバンクによると、6月は、菓子や乳製品など食品614品目が値上げされていると。そこに追い打ちするように、水道料も徳之島町は値上げすると。

今日もテレビで言うているけど、私も前に言っておるけれども、森林増税1,000円ね、それも6月から取られるというふうなことで、森林環境税ですか。それで、あと電気、ガス、食品も値上げと。そういう時期に水道料も値上げするっていうことは、もう少し考えるべきじゃなかったのかなと思いますけど。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

水道料金につきましては、以前の基本料金が660円、一月になりますが、税抜きでですね。大島郡でも上から4番目で安いほうになります。今回の改定で、一月当たり660円が715円になるわけですが、715円でも郡内で15市町村のうち8番目の安い料金となっております。

それと、先ほども申し上げましたが、水道会計は独立採算で、できるだけ一般会計の繰入れがなしで運営しないといけませんので、その点も考慮いたしまして、今年度値上げということになりました。

○12番（広田 勉君）

安いと言うんだけど。じゃあ、私の4月の、うちの花徳のほうの水道料は1,320円、2月が

2,310円で、昨年の12月が1,419円、10月が1,419円、8月が1,617円、6月が1,419円、4月が1,518円、2月が1,419円。ほとんど使ってはいないと思うんだけど、これだけずっと基本料金は払ってきているんですよ。大体が基本料金だろうと、俺は思っているんだけどね。

それで、値上げするときは、やっぱり、もう少し自助努力、そういったものも加味しながら、頑張っていたきたいなというふうに思います。

時間が来ましたので、私の質問を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月12日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 5時09分

令和6年第2回徳之島町議会定例会

第2日

令和6年6月12日

令和6年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和6年6月12日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

木原 良治 議員

是枝孝太郎 議員

竹山 成浩 議員

勇元 勝雄 議員

内 博行 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	内 博 行 君	2 番	政 田 正 武 君
3 番	宮之原 剛 君	4 番	植 木 厚 吉 君
5 番	竹 山 成 浩 君	7 番	富 田 良 一 君
8 番	勇 元 勝 雄 君	9 番	徳 田 進 君
10 番	池 山 富 良 君	11 番	是 枝 孝太郎 君
12 番	広 田 勉 君	13 番	木 原 良 治 君
14 番	福 岡 兵八郎 君	15 番	大 沢 章 宏 君
16 番	行 沢 弘 栄 君		

1. 欠席議員（1名）

6 番 松 田 太 志 君

1. 出席事務局職員

事 務 局 長 清 原 美保子 君 主 査 中 野 愛 香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 なおみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農林水産課長	高 城 博 也 君	耕 地 課 長	水 野 毅 君
地域営業課長	清 瀬 博 之 君	農委事務局長	白 坂 貴 仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安 田 誠 君
介護福祉課長	廣 智 和 君	健康増進課長	吉 田 忍 君
おもてなし観光課長	吉 田 広 和 君	税 務 課 長	新 田 良 二 君
住民生活課長	大 山 寛 樹 君	選管事務局長	藤 康 裕 君
会計管理者・会計課長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	保 久 幸 仁 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

木原良治議員の一般質問を許可します。

○13番（木原良治君）

おはようございます。

またコロナが徳之島保健所管内、ちょっとまたはやっているみたいなので、お互い気をつけていきましょう。

今日、役場新庁舎に入るときに、正面のほうに「子宝のまち 徳之島町 出生率日本一」という垂れ幕を見たとき、改めてこの日本一の重みを感じながら、合計特殊出生率について一般質問いたします。

2018年から2022年までの5年間の統計に基づく出生率、これが日本一になったということで、この出生率の数を一応伺ってまいります。全国の平均では1.20でした、昨日現在、宮之原議員がおっしゃったのは2023年の数値でしたよね、これに基づいて徳之島町の出生率2.25に基づいて1年、1年の5年間の子供の数を伺ってまいります。よろしくお願いします。

○住民生活課長（大山寛樹君）

木原議員の御質問にお答えいたします。

本町の出生数につきましては、平成30年度90人、令和元年度80人、令和2年度90人、令和3年度81人、令和4年度95人、令和5年度93人となっています。

○13番（木原良治君）

数字的にだけ見れば、まだ100人を切っている状態なので、しかし出生率からいえば日本一と、そういう数字的な重みを受け止めながら、ずっと伺っていきますけど、この日本一になったのを支えたそれぞれの担当の課の事業があらうかと思えますけど、健康増進課、介護福祉課、いろいろあると思えますけど、それぞれの貢献したであらう事業を一応お聞きしたいんですよね、よろしいですか。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

保健センターでは母子保健法に基づいた訪問指導や産後ケア、養育医療、各種予防接種、ま

た町単独ではマタニティクラス、ぺんぎんキッズ、ハイリスク妊産婦出産支援など、妊産婦が安心して出産できるよう寄り添った対応を心がけております。

以上です。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

介護福祉課といたしましては、子育て施策としまして保育所待機児童の解消、また学童保育、小規模保育所の開設など、子育て関係の充実を進めてきました。また、令和2年度からは出産祝金を支給しております。そういったものが一つの出生率上位の要因になっているのかなと思います。

以上です。

○13番（木原良治君）

介護福祉課長、出産祝金ですね。令和2年から始まったのかな、ということは合計出生率の年度に重なってくるわけですね。その前の出産祝金を支給する前の数字と子供たちの誕生の出産祝金を給付してからの、その子供たちの誕生というのは、幾らか貢献しているという数字は把握していますか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

出産祝金が令和2年度から始まっていますけれども、人口は確実に1年、1年減っていつている状況です。出生数につきましては、こちらは保健センターの数字ではございますが、令和5年94名、令和4年93名、令和3年83名ということで、今ちょっと5年から逆だったんですけれども、増えている、あるいは維持しているというような状況ですので、非常に喜ばれておりますし、出産祝金は貢献していると思っております。

○13番（木原良治君）

今の住民課長と介護福祉課長の子供たちの数と、実際、健康増進課の把握している数字と合っていますか。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

健康増進課保健センターのほうでは、妊娠された方に母子手帳の交付をしております。こちらのほうを参考までにお伝えいたしますと、令和元年度は95名、令和2年度が85名、令和3年度が97名、令和4年度は95名、令和5年度が78名となっております。こちらのほう住民生活課の出生数と母子手帳交付の人数に差が出てくる要因につきましては、母子手帳は妊娠満11週以内での交付、こちらのほうお母さんが妊娠されて病院で受診を受けたときに、妊娠証明的なものを医師のほうからいただきます。こちらのほうで現在の妊娠は何週ぐらいですね、出産予定

日がどのぐらいですねという証明書をいただきまして、保健センターのほうで母子手帳のほうの交付を受けておりますが、こちらのほう交付が先ほど申し上げましたが妊娠11週以内での交付がほとんどではございますが、中には20週から27週、妊娠4か月、5か月の状態で受け取られる方もいらっしゃいます。こういったまちまちで届出により受け取りますので、年度をまたがることもあることから、出生数と母子手帳の交付の人数には差が出てまいります。

以上です。

○13番（木原良治君）

出生率が日本一になったということは、全国の市町村の中で、町独自の子育て支援をやっているのがあると思いますよね、それは把握していますか、できますか。町独自の、全国に比べて出生率が2.25ですよ、日本一。これは町独自の子育て支援の事業を述べられますか。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

先ほど少し触れさせていただきましたが、町単独の事業としましては、マタニティクラス、ペンギンキッズ、ハイリスク妊娠産婦出産支援など、こちらのほう、今、徳之島は3町の保健センター、保健師とか職員の中で子育て支援については日々協議検討しておりますので、一応町単独実施ではありますが、近隣市町村でも実施している事業も含まれてまいります。マタニティクラスとしましては、赤ちゃんの栄養と歯育ては妊娠期からということで、赤ちゃんのすくすく育つためのお手伝いをさせていただいております。また、助産師教える出産とおっぱいの不思議、家族で考える赤ちゃんとの暮らしなど、あと、そのほかには沐浴体験、出産準備、そして、ペンギンキッズの中では子育て相談日、親子あそびなどを実施しているところでございます。こちらのほうが、ここ数年担当職員とヒアリングした中で分かってきたのは、特にこういった教室へのお父さんの参加、もしくは夫婦での参加が明らかに増えてきているという印象を私のほうも感じたところでございます。

○13番（木原良治君）

その中にハイリスク、そういうハイリスクの方に対するちゃんとフォローの体制を予算化して万が一の場合に受け入れる、そういうハイリスクの事業というのは、実際に何名の方が対応されたんですかね。こういうのが一番大事だと思います。徳之島町はここまでちゃんとハイリスク出産に対して対応できる体制を持っているというのが、そういうのをちょっと聞かせてください。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

まず、ハイリスク妊産婦出産支援、こちらのほう内容を簡単に御説明いたしますと、島外の医療機関で治療を受けたとき、または通院したとき、その航空運賃往復実費額等々の総額の

3分の2を助成しているところでございます。

内容は、妊産婦または新生児が島外の医療機関で治療等を受ける必要がある場合に対し、その治療に係る通院や現地滞在費等に要する経費を一部助成するというものでございます。

参考までに、令和5年度まだ決算認定は進んでおりませんが、決算見込額で助成件数は12件、令和4年度決算状況で申し上げますと、こちらも延べで14件となっております。

以上です。

○13番（木原良治君）

ありがたいことですね。そういういろんな安産であれば、みんな期待はするんですけどね、なかなか親としても産まれるまでは、男の子がいい女の子がいいという、ずっとやりますよね、実際に産まれる瞬間になると産まれてくるだけでもいいという気持ちに、それに応えてくれるというのはすごくいいと思いますね。

介護福祉課長、さっきの数字がありましたけど、徳之島町が1位、天城町が2位、そして伊仙町も上位ランクに入っていると思いますけど、令和2年からの祝い金ですね。これ二、三、四、五、今年度でちょうど5年を迎えるんですけど、金額の物価高、いろんな高騰している中で、見直しというのは検討されているんですかね。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

出産祝金につきましては、令和2年度から始まっておりますけれども、最近、伊仙町、天城町さんも少し増額していらっしゃるというお話も聞きますので、町長からもこの1位になったということで、やはり出生率のほうを上げるためにもそういった制度も充実させていこうという指示も受けておりますので、ふるさと納税を活用しておりますので、そういった検討委員会の中でも協議して増額のほうとか検討していければなというふうに考えております。

○13番（木原良治君）

今のでちょっと関連するんですけど、大体1子が10万ですね、2子が15万、現在ですよ、そして3子が25万、4子が35万、5子が45万、6子から50万ですね。この誕生されている方の1子なのか2子なのか、4子、5子以上の方というのはどれぐらいいるんですかね。誰か把握していますか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

出産祝金での支給状況についてお答えいたしますと、令和2年から6年度の途中までなんですけれども、数字を合計いたしますと、4子への支給が26名、第5子が支給された人数が7名、6子以降も2名、二世帯あります。

以上です。

○13番（木原良治君）

我々議員の中にも植木議員が7人なのかな、すごいですよね。これはちょっと財務のほうに行きますけど、廣課長から一応検討するということですけど、一応財務の支えがなければ検討できないので、財務の担当の答弁いただきます。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

先ほどもありましたとおり、出産祝金については、今現在ふるさと活用事業ということで、ふるさと納税の寄付金を活用させていただいております。これは毎年検討委員会の中で協議して決定しておりますので、また制度の改定、また金額の増等がありましたら、委員会の中で協議して進めてまいりたいと思います。

以上です。

○13番（木原良治君）

ということは、来年度に向けて、廣課長はそれを提案するということですよ。そして、ふるさと納税活用協議会のほうでそれを採択していただくのかというのは、メンバーの方々の了解が得られなければならないということですよ。ということは、最終的には総務課長の答弁をいただきます。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在ふるさと思いやり基金を使った事業は相当な数ございます。本当に全国の皆さんから徳之島を思ってくださいふるさと納税をしていただきまして、これを本当にフルに活用していくのは私たちの務めだと思っております。

少子化対策といたしまして、出産祝金がふるさと納税を活用させていただいておりますが、今後も町長のお考えも出産祝金は続けるという考えでございますので、活用委員会に諮って、皆さんの意見も聞きながら、今後も継続していけるものだと思っております。

以上です。

○13番（木原良治君）

徳之島空港に着陸したときに、徳之島子宝空港に着陸しましたというアナウンスがありますよね、これは3町で以前子宝の島ということで、空港の名前をそのようにつけましたよね。そうすると今度は徳之島町が日本一になりましたよね、そうしたときに、海の玄関は亀徳新港がございまして、これを子宝の島、子宝のまち、徳之島町のふさわしいネーミングというのを空港と同じような検討はなされる予定なのか、検討をすべきじゃないですかということなんですけど、どうでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

徳之島子宝空港の公式愛称につきましては、鹿児島県に確認しましたところ、2012年、平成25年2月、開港50周年を機に、徳之島空港利用促進協議会、会長、天城町長から管理者である県に愛称の公募ができないかとの打診があり、協議会主体で公募の取りまとめから愛称決定までを行った経緯があるそうです。鹿児島県におきましては、港の公式愛称は今のところありませんし、そのような動きもないとのことでした。亀徳港につきましては、まずは港利用促進協議会になるものを立ち上げるかどうかも含めて、県や観光協会と話をしてみたいと思っております。

以上です。

○13番（木原良治君）

検討するに値するということで受け止めてよろしいですか。

○建設課長（作城なおみ君）

県とか観光協会のほうに、まず話を、建設課のほうから持っていきたいと思っております。

○13番（木原良治君）

出生率日本一になったんですけど、今後の人口の推移を考えたときに、一応参考までに、最近はすごく広報誌が分かりやすいんですね。5月号の広報誌、6月号の広報誌。今回は5月号の広報誌、表面だけを読んで参考にさせていただいたんですけど、出生数、先ほどの数字が出てきます。亡くなられる方の数字も出てきています。自然減のほうで1年間亡くなられる方、産まれる方を引けば、1年間に百五、六十人の自然減なんですよ。そして、転入、転出、仕事で進学で出ていかれる、この方々がこの5月号の参考にいただければ657名、今度は転入の方が541名、社会減で116名、自然減と社会減でトータルすると年間278名、どこかで歯止めをかけなければいけないということで、この質問を取り上げたんですけど、徳之島町の人口の底っていうのは、町長はどれぐらいの数字で底を受け止めているんですか、底を。

○町長（高岡秀規君）

国の指針によりますと8,000人弱だろうというふうに思いますが、人口減少に歯止めをかけるための出生率は2.1だと言われております。それを2.25、5年前は2.18、2.25で上がってはきていますが、人口減少には歯止めはかかっていません。その原因には何かということをしつかりと把握することが重要でありまして、私は雇用だと思っております。いい雇用をいかに守っていくかということで、実はその福祉、政策、そしてまた待機児童をゼロにするということからスタートして雇用を生んできました。特に徳之島については公共事業も含め、民主党時代にはコンクリートから人へとかという政策が結果的には公共事業が減少になって、雇用が少なくなってきたこともあると思いますが、しっかりと今後は、雇用と所得をしっかりと向上するような施策が必要になってきているかなというふうに思います。

○13番（木原良治君）

町長の答弁を聞いて、ちょうど10年ぐらい前に思い出したんですけども、当時の総理と石破さんが地方創生のまち・ひと・しごとの看板をかけましたね。ちょうど町長はやっぱりそのスローガンが合っていると、やっぱりまちを維持するには人がいると、人が住むには仕事が必要。さっきの答弁で10年ぐらい前に思い出したところです。

これを社会全体で我々議員も含めて、8,000人じゃなくて、8,500人ぐらいまでに何とか頑張らないといけないんですけど、先ほどの人口減に対する出産祝金の増額も含めて、町長の後押しで何とか祝い金を、最後はトップの判断だと思いますけど、見直しを総務課長に答弁いただいたんですけど、一言だけいただけますか。

○町長（高岡秀規君）

出産祝金につきましては、課長の答弁どおり、日本一になった時点で出産祝金の増額をしようという話で今課長に話をしているところです。そこで、ただ誤解がないように、あくまでも子育て支援、出生率の増については、違う原因があるということをしかりと把握しなければいけないかなと。よって、こども家庭庁が未曾有の予算を組んでいますが、その使い方によっては、非常に政策的に出生率が下がる可能性があるというふうに私は思っておりますので、しっかりと諸外国の成功事例、そしてまた日本の価値観とモラルに合った施策をしないと、出生率は思った以上に上がらないだろうというふうに思っておりますので、今後はしっかりとデータを見ながら、そして日本人のモラル、そして島人のモラル、価値観というものを考慮した施策をしっかりと取っていききたいというふうに思います。

○13番（木原良治君）

ありがとうございます。

次の質問に行きます。教育行政に行きます。

昨年の9月議会のほうでも一般質問をさせていただきました。子ども第三の居場所、あれから9か月たったので、記憶も薄れてはきているんですけど、これが議会事務局のほうから、あさって6月14日、B&Gのほうから助成決定の交付書が町長になされると、それを受けての一般質問なんです。もう9か月たったので、なかなか子ども第三の居場所のイメージが薄れてきたので、その概要から伺ってまいります。

○学校教育課長（太 稔君）

木原議員の御質問にお答えいたします。

子ども第三の居場所は、家庭や学校以外に子供たちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会との関わる力、生活習慣、学習習慣など将来の自立に向けて生き抜く力を含み、地域とつながる場所として建設いたします。

目的といたしましては、子ども第三の居場所を拠点として誰一人取り残されない地域の子供を育てる地域子育てをコミュニティですること、また、みんながみんなの子供を育てる社会を

目指すものです。

以上です。

○13番（木原良治君）

第三の居場所、9月議会のやり取りを思い出しながらやるんですけど、対象児童、生徒、その数と入所者、何名受け入れるか変わりはありますか、数字述べていただけますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

令和5年度の数字で実績で行いますと、対象者となりますのは不登校者が6名、長期欠席者が32名です。それ以外に病気等での理由で欠席者が14名いますので、主に先ほど申した不登校、また長期欠席者の38名が主な対象者となります。また定員は20名となります。またそれ以外にも放課後を過ごせない子供たちがいれば、申請状況に応じて参加することができます。

以上です。

○13番（木原良治君）

昨年の9月の議会で一般質問したときに、これは令和6年の4月ぐらいには完成するという期待を込めての一般質問したんですけど、これが6月14日のほうで、B&Gのほうから町長のほうに助成交付の授与式があって、それからぱっと進む予定なんですけど、いつ完成するんですか。いつ第三の居場所というのは、開所する予定なんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

6月14日金曜日ですけども、助成決定授与式をB&G財団の朝日田常務理事様より助成決定書をいただきます。当日、議会にて建設関係の予算を約6,800万円計上しております。可決いただければ早急に指名委員会を開催して入札を行います。計画といたしましては、令和7年3月31日まで完成して、令和7年4月から開設できたらと計画しております。

以上です。

○13番（木原良治君）

子ども第三の居場所の運営理念と運営方式を伺います。こういった方をもって第三の居場所を運営するのか、お願いします。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

理念といたしましては、安心安全な環境の提供、自己成長の支援、地域との連携の促進です。運営方法にしましては、教育委員会、学校教育課が主体となりまして、教員時代に生徒指導の経験のある指導員を中心としたスタッフで運営を実施いたします。また社会福祉主任の資格や相談員ができる方々を採用いたしまして、常勤が2名、非常勤を約3名程度で計画してお

ります。

以上です。

○13番（木原良治君）

教育長、第三の居場所が学校でもないということなんですけど、これは開所したときに親の立場からしたときに、そこに通う親としたら出席扱いをしてもらえるのか、9月の議会のときには教育長のほうで、それぞれの校長の判断に委ねられているということなんですけど、これもう少し丁寧に説明してもらえますか。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。

今回、第三の居場所の開設に向けて、いろんなことで今進めております。やっぱり今ちょっと巻き戻しになりますが、本町においてはやっぱり不登校の子供たち、それから長期欠席の子供たちがここ5年間でやっぱり三、四十人の推移をしております。今後もやはり子供たちのそういうような不登校の傾向とか長期欠席は、様々な要因で続くだろうというふうに考えています。今回、第三の居場所ということで、新しくそういうような子供たちの多様な環境に配慮した学校の不登校傾向にある子供たちも学べる場所、今、国のほうも教育機会確保法によって、全ての子供たちをそういうような教育機会を学べる場所をつくってくださいということです、この第三の居場所に子供たちが、何らかの形で例えば通ったり、そこでこの第三の居場所のスタッフから教育支援を受けたり、そういったようなことを法では校長の判断により、指導要領上出席可能ということになっていきますので、その子供たちの学習状況とか、それから確かに来て学習したとそういったことを第三の居場所で、私たちが直営になりますので、学校と協議をして出席扱いというふうになるということで、具体的には一定の要件というところがございまして、一定の要件とは教育委員会がきちっと直営している、学習内容が明らかであると、そしてきちっと出席したと、そういったものを基に学校のほうと協議して、指導要領上の出席とそういうふうにして今後も進めたいというふうに考えています。

以上です。

○13番（木原良治君）

教育長、確認なんですけど、それぞれの学校の校長の判断ではなくて、教育委員会としては基本的に、これは子ども第三の居場所のほうで出席扱いと受け止めていいんですかね。

○教育長（福 宏人君）

この出席の取扱いは、例えば今本町にはないなんですけど、フリースクールとか、本土ではいろんな民間施設もあります。その中で校長が出席と判断するときは、先ほど申しました一定の要件、その中に教育委員会と協議するというのがあって、必ず校長が判断する前に教育委員会とも協議するというようになっていきますので、今回第三の居場所は教育委員会が直営方式です

ので、それをもって出席というふうにできるというふうにこの一定の要件というのは判断していいというふうに考えております。

以上です。

○13番（木原良治君）

次の質問に行きます。

海外派遣の件なんですけど、昨年も5名の高校生、海外へ派遣しましたね、この実績と今年度の予定を伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

木原議員の御質問にお答えいたします。

海外派遣事業の令和5年度の実績ですけども、8月4日に出発し、16日に帰国で、町内の高校生5名、引率2名、計7名でアメリカ合衆国ニューヨーク州に10日間滞在し、語学留学、生活体験、現地調査などを行いました。

語学研修は、カプランインターナショナル校、その後アメリカの自然博物館やメトロポリタン美術館などを見学しております。また、渡航前には事前研修4回、ALTとCIRとの実践英語会話を行っております。また、帰国後に関しましては、研修3回、活動記録を作成し、発表を行っております。

令和6年、今年の計画ですけども、3名の高校生と引率2名で同じくアメリカ合衆国ニューヨーク州に出発いたします。13日間滞在する予定です。7月20日に出発して、8月5日に帰島いたします。アメリカで13日間滞在し、語学研修、6年度の学校はレナートインターナショナル校で勉強いたします。また、現地の奄美会との交流や徳之島町出身の方との交流、職場見学などを計画しております。

以上です。

○13番（木原良治君）

昨年は5名の高校生を派遣しましたよね。今年は3名、2名減なんですけど、その理由と、例えばですよ5名の方が行けるとしたら、中学生の立場からしたら、5名行けたら自分も頑張っってそこに選ばれるように頑張るかという気持ちになるんですよね。これは今年3名、2名減になった理由を聞きたいんですけど、3名にしたというのはいかがなものですかということを考えて持ちながらの質問なんですけど、それなりの理由があると思いますけど。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

5名から3名になった理由ですけども、令和5年度、アメリカのほうに5名の研修を行いました。その中で2名の引率をつけ計7名ですけども、移動に関してはタクシーとか交通手段を使用時に分散する、また5名の引率だとアメリカという国ですので、いろいろ治安とかそうい

ったものも安全面を考慮して今回3名にしております。

それと、16歳という決まりがありまして、アメリカのほうの法律で16歳以下とそれ以下によってはいろんな制約がございます。その中で外出できる時間とか、勉強できる場所とか、そういったものもありますので、そういったことで3名にして、16歳以上で募集しております。

○13番（木原良治君）

これも広報誌を見ての一般質問の項目に入れたんですけど、ニューヨークの自由の女神の元での5名の方の生徒がいますよね、相当優秀な生徒とお聞きしているんですけど、この方5名ね、高校卒業して進学の方の結果が出ていますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

昨年度5名のうち2名が高校3年生でした。その方が現在は国立大学に1名、公立大学に1名進学しております。残り3名の高校生に関しましては、英語検定の試験の上級合格などを目指してまた高校生活を推進しております。

以上です。

○13番（木原良治君）

5名から3名に少なくなったというのをちょっとどうかなと思ったんですけど、まあ向こうは向こうの法律があつて16歳以上とかいろいろ決まりがあつたなら致し方ないと思うんですけど、これを5名にクリアできる選抜というのはできないんですかね。やはりニューヨークの治安の問題等がやっぱり絡んでくるんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

この事業は昨年度から始まりまして、昨年度5名、今年度3名となりますけども、実際あちらのほうに行って研修して、そこで感じたことで一応3名となっております。また今回3名と引率2名で留学を行いますけども、それをまた踏まえてまた検証結果いたしまして、来年度また引率される方を増やしたら、もっと募集が多くできるのか、そういったこともこれから実際今年行ってみて、また検証したいと思います。

以上です。

○13番（木原良治君）

やはりあの徳之島高校の、また徳之島町の高校生が学んでここに行きたい、行けるんだという生徒の期待している数を削減、意欲を削ぐっていうのは良くないと思います。5名なら5名をちゃんと予算処置して、次につなげていただきたいと思います。

それで海外に行ったときの感想、まず町長この前もフランス、ヨーロッパへ行かれたよね、そこで行政報告の中でもお聞きしたんですけど、やはり外から見た目が相当違ってくると、

日本のありがたみが分かるということをおっしゃっていたんですけど、それを再度もっと丁寧に伺います。

○町長（高岡秀規君）

まず、フランスでは子育ての保育所を訪れました。そのときには、フランスには私立、公立、そしてまた保護者が寄り添って保護者でつくる協議会にもある程度その補助金が出て、保護者同士で保育園を開設もできるということでした。そこで感じましたことは、やはり教育現場ということで、スウェーデンにしてもドイツにしても1歳から教育という観点から、日本みたいに厚生労働省とか文部科学省で別々っていう政策ではなくて、1歳から修学前教育だということで、文部科学省の管轄になっているということです。そこで保育園の地位も上がるし保育士の給与も保障されるということと、あとフランスでは全国で一律の保育士の給与であるということです。日本は地域枠があって地域ごとに給与が違うわけですね、だから一極集中型で東京とかに保育士が流れていくという現象があります。そしてまた今回外国では1歳までは家族で見てくださいという理念があります。日本はゼロ歳児を見ますね、ゼロ歳児見ることによって、3人に1人保育士ですから、ゼロ歳児に偏った保育士が取られてしまって、1歳、2歳、3歳では保育士が足りない、待機児童が出てくるということが非常に今日本の課題かなというふうに思っております、今回のこども家庭庁については我々も要望しておりますし、その中で相当な未曾有の予算が保証されます。今回、特殊出生率について上げるためにはどうしたらいいかということで、やはり日本では一度女性が会社を辞めないといけないと、辞めた後に臨時職員になってしまって、所得が1億円ぐらいの所得減になってしまう。そこで今、日本は給与が介護、産休では75%が保証されますが、それを100%に持ってくる施策を今日本で打ち出そうとしております。そういったことも含めて、我々はしっかりと施策を取っていきたいというふうに思いますし、そしてまたドイツでは子供たちにとって大学は全て留学生はただです。ドイツの大学では日本人であっても誰であってもただで大学出れます。よって、日本人が何名か留学生がいました。そしてドイツに住んでいます。しかしながら、留学生でただで大学出たからドイツにとどまりなさいという規制はありません、自由です。それほど教育に力を入れているということで、今アメリカニューヨークに行っていますが、もしかしたら国を変えて研修も考えてもいいのではないかなということで、今感じているところです。治安の問題はアメリカありますが、ドイツ、フランスではそこまでの治安というもの、恐怖というのを感じませんでしたので、教育ということで学ぶのであれば、アメリカだけではなくてヨーロッパ各国も子供たちに経験させたいなというふうな思いで帰ってきました。

○13番（木原良治君）

次の世代の高校生、ヨーロッパに行けるかもしれないですね。町長の意気込み、そういう期待を込めて、ニューヨークへ行って、次はヨーロッパだと、勉強を励みなさいよというこ

と、教育長も一言、今の町長の感想を聞いて、教育長のそれを受け止めての答えを聞いて、終わりたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

非常に夢があってすばらしいのかなというように思いました。

やっぱり帰ってきた子供たちから聞いてみると、やっぱりその英語のスピーキングの速さであったり、ここである程度の英語検定とか取った子供たちが参加しているんですけど、やっぱり現地にしたらなかなか耳が慣れるまで大変だったというような印象とか、それから子供たちの中には、はっきり言えばもう東京に行ったことないけど、世界の中心のニューヨークに行けたということで、この離島の徳之島からでも常にこの世界に向けて、子供たちが活躍できるというその夢とか環境とか、そういうのは非常にいいのかなと思います。御存じのように今社会の様々な課題があります。それを次の子供たちが、これは町長も言っているんですけど、グローバルの視点を持って海外でも島なりでやっぱりそういう課題を解決する人材育成が今非常に必要かなというふうに思いますので、少数であります、先ほど町長が言ったように場所を変えて、世界のいろんな地域ありますので、そこで子供たちを、ある程度人数を派遣し、もしできるとすれば、この島から日本ないし世界で役立つ人材育成につながればということで、非常に夢を持っているところでございます。またこれからもそういったような政策を統べることでできればというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○13番（木原良治君）

この議会を傍聴している保護者が相当期待を込めて教育にも走るとしています。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、是枝孝太郎議員の一般質問を許可します。

○11番（是枝孝太郎君）

12時まであと50分ですけど、それまで一生懸命頑張りたいと思います。おはようございます、じゃなくて、こんにちとはなりますのでよろしくお願いします。

木原大先輩が派遣のことでいいふうに言っていただきましたが、僕の長男も鹿児島県の国際交流に熊毛・大島代表で、もう10年前に行かせてもらって、今、本当は香港に就職するつもり

でしたけど、あのときに民主化運動でとにかくもう行くなということで、今ふてくされて東京と台湾を行ったり来たりしていますけども。

それでは、始めたいと思います、余談を。日本経済は低迷しており、GDPは1位アメリカ、2位中国、3位ドイツ、4位日本、5位インドとなり、来年はインドが4位に繰り上がって5位に日本は転落します。先進国の中で唯一マイナス成長2.4%、経済とはマルクス経済学資本論、近代経済学ケインズの有効需要が主流であり、今、言われている文部科学省が2020年に教育課程の基準である学習指導要領を改定した際に、2022年までに、小学校、中学校、高校で金融に関する事柄を授業で教えるように義務づけました。道徳や社会といった、元からある科目の授業の中に、お金や社会のことを学ぶ部分を付け加えております。

このことを踏まえて、第2回定例会におきまして11番の是枝が通告の4項目について質問します。執行部並びに主管課長の的確で明快な答弁を求めます。

1項目の地域医療振興について、徳之島病院の現課題と今後の医療体制と地方自治体の支援体制について伺います。

○総務課長（村上和代君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

現在、徳之島病院の現状でございますが、医師につきましては、1名の精神科医師と他の科の医師1名で入院外来診療を担っているところでございます。以前から医師の招聘につきましては、病院においても取り組んできましたが、常駐できる医師が確保できていないという現状であります。また患者さんの受入れ状況につきましてですが、小病床数が206床でございますが、医師不足、スタッフ不足で受入れが非常に困難なために、100床前後を推移しているとのことです。

それにより新規患者の受入れが困難な状況になっております。またそのほかに指定医師となっているため、保健所からの嘱託医として生活保護者の医療費の意見書などの作成も行っております。また療育手帳の更新でありましたり、特別児童扶養手当の申請におきましても精神科医の意見書が必要となっているために、非常に1名の医師では困難な状況が続いているところでございます。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

医療全般についてなんですが、私が就任当時、コンクリートから人へということで、島の人口減少を止めるには機械化できない福祉部門の雇用を生もうということで、病院を潰してはいけない、介護施設等を潰してはいけないということから、私は県と折衝しながら、県の反対を押し切りながら、小規模多機能施設であったり、白寿園も町の許可です、小規模多機能もそうです、認知症もそうです。全て地元で完結できる医療というものが需要だろうということなん

ですね。そこで、精神科医についても、最初はあそこの植物工場を造るときでも、精神に障害を持った家族しかその気持ちは分からないということから、そういう障害者についても雇用を生むべきだということで植物工場をつくりました。そしてまた精神科医についても、認知症も含めて、家族の大変さを考えますと、地元で完結型の病院があるということが必須条件だろうというふうに考えております。

そこで、今回私が気づいたことは、調整会議というのがあるんですが、徳洲会病院が完結型を目指して250床の病床を確保したいということから、調整会議に諮りましたが、いみじくも反対運動で結果的には認められませんでした。今は認めてもらっています。それは、徳之島島内のシェアです。徳之島が一番ベッド数は少ないにもかかわらず、そして大島は余っているにもかかわらずシェアしてくれないわけです。そこは絶対におかしいということで、今、折衝した中で、今回は徳洲会が250床を確保して完結型の病院を目指しております。

今回の徳之島病院につきましては、実は徳之島病院にはお金は入りません。この寄附講座というのは昭和大学に入って、医師の派遣をするという事業であります。よって、恐らく3名ぐらい医師が派遣されるだろうということは、徳之島病院は負担が増えます。しかしながら医師を確保することによって、入院患者でありますとか、今まで診察をできていなかった患者さんの診察ができるということで、3名の医師の給与分は確保してくださいという話を今しているところです。当初は当然経営がございますから、その寄附講座プラス医師の給与の、徳洲会病院には出していますから、徳洲会と同じようにできませんかという話がございましたが、そこは私どもは厳しいという話をしております。とにかく我々ができることは医師を呼び込むということが、我々の責務だろうということから寄附講座をすることによって、2人の医師が派遣されるということで、経営については今村病院がしっかりと責任を持っていただきたいという話は今しているところです。

そしてまた、今村病院はお金が入りません。しかしながら我々は徳洲会病院には産婦人科医ということで1,800万円を徳洲会病院に直接お支払いをしております。よって、病院が維持できていますし、医師が確保できているということですから、我々は住民サービス、そしてまた雇用についても最先期には169名の雇用がありましたが、患者さんを受け入れることができないがために雇用が減りまして、現在では113名の雇用があります。我々は人口減少を防ぐためにも雇用をしっかりと守らなければいけないということからも、そういったことから福祉の政策については完結型を目指し、施設の雇用をしっかりと守っていくのが町の役目だろうということから、6町村長にお願いをしまして、永良部、与論は大島でもいいんです、徳之島でなくてもいいんです、しかしながら徳之島で患者さんがいる以上は責任を持って協力いたしましょうということから、6町の協力を得て、5年間にわたりますので債務負担行為で2名の医師確保を確実なものにしたいということでもあります。

○11番（是枝孝太郎君）

昨日、議員全体で全協で総務課長が具体的な数字から6町の債務負担行為まで述べていただきましたので、具体的な数字はもう述べませんが、なんで精神病院施設が地域に必要なのか、万が一それが撤退したらどういうふうな悪影響を及ぼすのか、町長に伺います。

○町長（高岡秀規君）

まず、残念ながら家族にそういった家族がいないと気持ちは分からないと思いますね。

まずは、患者さんが側にいるということが重要です。そしてまた薬が実際にその患者さんに合うかどうかも含めて家族が見守ってあげないといけないこともあります。よって、近くにそういった病院がないと、島外に出てしまうとそれは家族にとっては非常に精神的な負担が大きいということでもあります。そこでしっかりと完結型の病院が、地元にあるということがいかに大事かということをご分かっていただきたいというふうに思いますし、今後は寄附講座にお願いしていることは、発達障害というものが、人口減少なんですけれども、お子さんの発達障害が減らない、増える傾向にあるということから、今現状では診察ができない状況にありますので、ぜひ2名の医師が派遣されるのであれば、昭和大学が特に発達障害の研究もしていますので、島の子供の発達障害の診察もお願いできないかということを今講座の中で要望をしているところです。よって、島内で医療にしても全てにしても雇用を生むということです。もし例えば小規模多機能を経営している親がいたら、必ず子供は帰ってきます。このUターン施策ということからもしっかりとした雇用対策、そしてまた医療福祉を充実することによって、病院がない島には絶対に子供を連れて来ないだろうと、病院があるからこそ家族で島に住もうという施策にもつながるだろうというふうに思いますので、医療と職業というものは絶対不可欠であらうというふうに思いますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○11番（是枝孝太郎君）

町長に聞きます。発達障害、精神的な障害、それと認知症の患者の方々もそこに入院されるのでしょうか、伺います。

○町長（高岡秀規君）

少ないですが、あくまでも基本は精神的な障害ですが、その方が認知症という診断を受ける場合もありますので、その辺については入院ということもありますが、今医師が足りないので入院できない状況だということを伺っています。

○11番（是枝孝太郎君）

昭和大学寄附講座で招いてくると昭和大学は相模原の淵野辺辺りに昭和大学があります。あの辺は青山大学とか麻布大学とか、いろいろ大学が集中しています、桜美林とか、国士舘大学とかありますけれども、そこから来ていただくというのはすごくありがたいなと。まず、精神病院施設がなくなると医療アクセスの低下につながります。医療アクセスの低下ということは、

結局はここになれば奄美に行くか、鹿児島に行くか、そしたら患者さんを伴って家族を連れていかないといけない、そういった精神的な苦痛も生じるわけです。そして、社会的影響、家族の負担が増になるわけで経済的に、在宅ケアもできないということと経済的影響が多にあると思いますけど、そういった面は町長はどういうふうに考えますか。

○町長（高岡秀規君）

実は、永良部、与論につきましては、大島に行こうが徳之島に来ようが家族の旅費は町のほうで負担をしております。我々よりも負担が多いわけですね。しかしながら、それでも徳之島の病院の存続にはぜひ協力したいということでもあります。

私も正直申し上げて、これは私的なことですが身内が入院しているときは、毎日のように電話がかかってきます。それで毎日のように面会に行けるわけですよ、それが大事だということです。医療の充実ということは、家族の精神的なケアもつながるといふことの分かる地域であってほしいと、医療は大事だよというような地域であってほしいと、それでこそ住みやすいまちづくりが可能になろうかというふうに思います。

○11番（是枝孝太郎君）

そういう病院の施設がなくなると非常に医療の低下、特に特殊な病院施設の医療の低下につながると、地域社会にも非常に多大なる影響を及ぼしてきます。ただ、金の問題ではないと、経済的な問題ではないと思います。公的な負担が多分に含まれてきますけども、公共サービスにおいて過剰負担の増となる点がどこに現れているかという点、警察や救急サービス、救急車の負担増、適切な医療を受けられない精神疾病を持つ人々が危険状態に陥った場合は警察や救急医療サービスに頼ることが増え、その負担が大きくなるという懸念もあります。だから、徳之島に病院がなければならぬんだと、家族の負担、家族の経済的な負担、家族の精神的な負担、そして公的なサービスの負担につながってくる。これをなくしてしまったら、その人たちはどこに行ったら精神的な安定を求めていくのかということもできなくなるわけですから。町長に伺います。この一極集中の概念について伺います。もし徳之島にしなければ、奄美だけにあるってよろしいのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

我々自治体としたら、離島での完結型医療をやはり目指すべきだろうと思います。そこを外に出てしまいますと、家族の負担、恐らく町が旅費全て負担は強いられます。完結型であって初めて旅費ではなくて心のケアにつながると、精神的なケアこそ私は財産だと思っております。特に徳之島病院につきましては、病院にお金は入りません。まず昭和大学に入ります。その代わり2人の雇用を生んで、もう1人来たら負担が実は1人よりも3人ですから増えるわけです。そして患者さんを受け入れて、そしてまた入院患者も受け入れるというところから採算を努力しなければいけません。産婦人科医の場合は徳洲会に直接病院に給与プラスアルファを送って

います。それも医師確保のためです。これも医師確保のためです。しかしながら、徳之島病院には一切も入りません。努力で恐らく経営をせざるを得ないと思いますので、我々自治体としたら精神的な病、そしてまた子供たちの発達障害等をしっかりとケアすることが我々の責務ではないかなというふうに思います。

○11番（是枝孝太郎君）

徳之島病院は3交代制になっていると思います、消防法に基づいて。24を3で割ると8時間、8時間の3勤交代なんですけど、その中で24時間稼働しているわけです。そこには町長がおっしゃったみたいに雇用が生まれて、経済活動もスムーズにいて、そこにはまた人口増にもつながっていくと。今後の徳之島病院における雇用の在り方というのはどういうふうに考えているか伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

なかなかこういった精神科医にお勤めになる人材が不足しているというふうに聞いております。よって、一時期外国人労働者を入れましたけどもなかなかうまくいかず、今は外国人労働者を受け入れていない状況であります。やはり言葉の問題、そしてまたモラルの問題等があると思いますが、今後は外国人労働者も含めて、レベルの高い外国人労働者を受け入れるためにどうしたらいいか、そこには我々の受け入れ体制が必要ですし、一番はお互い助け合う志、そしてまた病院ってやっぱり必要だよねという理念だと私は思いますので、そういった地域であって初めて地域に住みたいなというふうなモラルにつながっていくものだろうというふうに思いますので、少子高齢化対策はお金ではありません。精神的な寄与が私は今必要じゃないかなと思っています。

○11番（是枝孝太郎君）

しっかりとした患者さんのケアをしていただいて、今後、検討材料というか何を今度は補わなければいけないかという課題も出てくるはずですけども、そういった面はちゃんと踏まえて、どういうふうな課題が次出てくるかという対応も考えて町長の答弁を。

○町長（高岡秀規君）

先ほど特殊出生率比率の話がございましたが、心のケア、妊産婦の相談に応じるとか、そういったケアが大事なんですね。だから、住みたい、精神的な郷土愛、家族のために、そういった精神的な病にもケアする、それで家族の相談相手にも自治体がしっかりと対応するということが私は重要だろうと思っています。

○11番（是枝孝太郎君）

しっかりとした政策の理念の中で実行していただきたいと思います。

次に行きます。2項目めの福祉支援体制について伺います。

認知症行方不明者対策と支援について伺います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

まず、行方不明者対策につきましては、認知症に限らず、徘徊、行方不明のリスクが高い方を対象に事前に登録を行い、緊急時には関係機関と情報を共有ができる体制としてSOSネットワークというものがございます。家族、民生委員、ケアマネジャー等から申請をしていただいて、事前に登録をしておくことで緊急時に迅速に対応することができるようになっております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

課長に伺います。地域ネットワークの構築、自治体が主導権を握って、市町村が中心となつてやらなければいけないというか、こういった体系なのか伺います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えします。

まず、SOSネットワークというものにつきましては、社会福祉協議会、町の地域包括支援センターでネットワークというものがありますけれども、もちろんケアマネジャー、また地域の住民の方等と、そういった緊急時には登録された情報の共有を行ったりというところがございます。また実際に行方不明者が発生した場合は、そういったネットワークから警察等、また総務課等と連携を取りながら、そういった捜査を行うということになります。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

より具体的に図で示さないと口頭では言えませんので、それぞれの関係者にはお配りしてありますけど、要は認知症通報がありました、主導を持つのは市町村、そして市町村が情報を持っていますので、それとか警察、そしてそこには情報を共有して企業の方にも連絡し、地域住民の方にも連絡すると、そこで行方不明者の解決をしていこうということですが、その認知症の在り方というか、認知症がおられますよという事前に何か仕組みがあるのか、それがないとネットワークづくりはできないと思いますけど、あるのか伺います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

まず、SOSネットワークにつきましては、現在4名ほどの登録があるということですが、実際に今認知症の方がどれほどいるかということにつきましては、昨年度つくりました9期計画では割合として把握するんですけれども、包括支援センターとしましては関わっている方々、また各事業所のケアマネジャーさんとか、しっかりとその情報、認知症である方の情報というのは把握しておりまして、要は行方不明になりそうな方とかいらっしゃる場合には、

事前にそういった情報を共有しあって対応しているということでございます。

○11番（是枝孝太郎君）

ある程度の事前登録はされるんですか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えします。

SOSネットワークに登録される方は非常に緊急性が高い、今にもすぐいなくなるとかいった方ですけれども、やはり登録されなくてもちょっと徘徊する癖があるとかちょっとあれですけども方がいらっしゃる場合は、本当にケアマネジャーさんとか包括とかが情報を取り合っていて、例えば地域住民の方、要はお店とか、その方がよく行くところとかそういった情報を共有しあって、見つけやすくしているといったことでございます。

○11番（是枝孝太郎君）

ある程度の情報共有はしっかり市町村、市町村は行政のほうですから、市町村、警察、地域の商店、そして各地区の方々との事前情報共有というのはなされたほうがいいと思いますけど、これは事前登録が重要でありますので、事前登録がどういうふうに行われればプライバシーとか人権保護につながっていくのか私も把握できませんけど、事前登録が可能であるのかないのか伺います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

先ほどの事前登録ということでSOSネットワークの手続に関しましては、家族、民生委員、ケアマネジャー等から申請をしていただき事前に登録をしておくことで、緊急時に迅速に対応するという、先ほど申し上げましたけれども、実際に行方不明になった際には、本人の顔写真を含む本人の情報を連絡共有する、それは警察等とか企業等ということになります。そういったものを共有して搜索の対応をするということでございます。また申請場所については地域包括支援生体になりますし、徘徊の相談のあった方、また登録希望があった方、また包括支援センターより登録の必要性があると判断した場合は、家族、本人同意の下そういった手続登録を行っているということでございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

情報共有システムに関しては、行方不明者の情報を迅速に共有できるシステムづくり、見守りネットワークや情報連絡網が構築されることが重要であると。それは事前登録が重要視されますけど、テクノロジーの活用、GPSですね、GPSを埋め込めということじゃないです、首から下げるとか、靴の紐によく、マラソンでは靴の紐につけるんですよ、ルートをちゃんと走っているのか分かる、マラソンの場合は。そういったGPSの記録とかそういったのを活用

しながら、予防教育と啓発活動はどういうふうに行われているのか伺います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

まず、認知症の行方不明になる前にやはり認知症の予防という対策が必要です。そこで認知症支援については、認知症地域支援推進委員というものがございまして、その委員を中心に、まちづくりの一環として認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、徘徊模擬訓練、家族相談会などを行っているところでございます。

また、そのほかにも医療介護などに関連する関係機関との認知症に関する他職種研修会なども行っているところでございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それに付け加え、特定地域でのパトロール強化、パトロール隊の設置、パトロール隊の設置よりも富田議員とか私たちは防犯協議会に入っています、そういった見守りのボランティア活動、そして自治体職員による定期的なパトロールは自治体に押しつけることはできませんので、防犯協議会との連携を結びながら情報共有をすとか、そういったのも大切なことだと思っております。地域の商店や公共施設に見守りステーションを設置するにはなかなか費用がかかりますので、より一層の緊急性が高いときはメールとかSNSを活用すとかということも大事だと思いますので、今後事前登録が重要になりますので、しっかりと体制づくりができるのか伺います。それが人の命を救う一つの手段ですので伺います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

まず、見守りについてなんですけれども、社会福祉協議会のほうで見守りネットワーク等がございまして見守りを行っております。まず、その他関連企業との連携として挙げますと、郵便局さんであったり、移動販売であったり、また新聞配達等、もしいろいろと異変があった場合とかそういったものがあると、地域包括支援センターのほうに情報が来ることになっているということでございます。

そういった情報を基に、先ほど申しましたSOSネットワークのほうに登録を進めるとか、そういった前もってするようにできるかと思えます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

警視庁の統計によれば、認知症の行方不明者の数は平成25年には約1万人だったところが毎年徐々に増加し、令和4年には1万8,700人の行方不明者届けが出ていると。行方不明者においては早期発見が人命の命が助かるという約97%が早期発見ですので、それが命をつなぐと。

早期発見の場合は今家族の中でいろいろな情報を収集しながら探しているお方も多いですけども、やっぱり事前登録が有効的だと私は思っていますので、それを強化していただきたいという事でこの質問を終わります。

次に、3項目めについて伺います。

教育課程における金融経済教育について伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

学校教育における金融や消費者教育に関する取組は、学校指導要項に基づいて年間計画を立てて小中学校で実施しております。小学校では主に家庭科で身近な消費生活、中学校は社会科で市場の働きと経済として、また同じ社会科で国民の生活と政府の役割、また技術課程では家庭生活と消費としてというタイトルで行っております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

小学校では、どの学年を対象にしてやっておられますでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

小学校では高学年で行っております。先ほど申しました身近な生活とは、物や金銭の大切さ、計画的な使い方、買物の仕方などそういったものでございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

基本的な金融に関しての、具体的な小学校における教育内容というのは、分かる範囲でいいですけど教えてもらえませんか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

中学の例で見ますと、社会科で国民の生活、政府の役割といたしまして、先ほど申した消費者の保護、消費者の自立支援及び消費者、行政等また租税の役務などの役割を持つ租税教室など、そういったものを行っております。また、消費者の基本的な役割と権利、責任といたしまして、消費者基本法、消費者生活センター、クーリングオフ制度などの勉強、また販売方法、適切な選択、購入、活用、環境配慮とか電子マネーなど、そういったものを勉強しております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

小学校高学年に対する教育内容、金融教育に関する内容、義務づけられていますけども、例えばお金の役割、お金の基本的な概念、歴史、使用方法、収入と支出、お小遣いやアルバイト

の収入と日常的な支出の関係、貯蓄の重要性、貯金の必要とその方法。今度は予算に関して、予算ってどういうふうにあるんだと、簡単な予算作成をさせると、このお金をどういうふうにして均等に使っていったらいいのかとか、収入と支出を記録させるとか、予算を組み立てさせるとか、優先順位をつけさせ、欲しいものと必要なものの区別をつけるとか、金融機関の役割、銀行の役割、銀行の基本的な機能、預金、貸付け、高学年にですよ、これ今までなかったことですので、基本的な金融商品、預金口座、定期預金などの説明、そして先ほど言いました消費者としての権利と責任、消費者保護、商品の購入の際の基本的な権利と責任、広告の読み解き方、広告の影響を理解する、冷静な判断をする方法、まあだからどこかにアクセスして商品を買いたいと言ったらみんな騙される方々も多いですので、そういったいろいろな総合的な事例があるからこそ、小学校、中学校で義務化になっているということを踏まえながら、この金融経済教育というのが生まれております、金融庁からの発足で。具体的に今言いましたけど、中学校においては、やっぱりレベルが高くなりますので、ここにおいては、貨幣の歴史や役割、基本的な経済の仕組み、供給と需要、中学校の公民で習いますが、供給と、簡単にしか習っていない、インフレーション、インフレーションなんて中学校では出てこなかったはずですけど、高校時代の政治、経済で出てきた、銀行や金融機関の役割、貯金や投資の基本的な考え、これは小学校で家計管理の予算の組み方、日常生活の経済的な思考決定の方法、これを本当に買っているのか、買って悪いのか、ここにアクセスしているのか、悪いのかというのも、学校側である程度の仕組みづくりをして教えなければいけない。経済的な責任というものもありますけど、それはもう学校側がやることですので、中学校においては社会科、数学でそれに取り組んでやっていますけど、教育長に伺います、実践的な学習において、各学校でどういった活動をされているのか。それと外部から呼んでしているのか伺います。

○教育長（福 宏人君）

是枝議員の御質問にお答えします。

まず、ちょっとその外枠からですが、冒頭で是枝議員がマルクス、それからケインズというのを挙げていただきましたが、レーガン政権とかサッチャーのあの時代から、いわゆる新経済主義というフリードマンなんかがシカゴ学派という彼らの考え方が今この時代を席卷をしているわけですね。様々な規制緩和とか金融のそういったもので。もちろんその前の時代との経済の在り方が今大きく変わっているということで、例えば今成人年齢が引き下げられて18歳から例えばクレジットの契約を結ぶとかそういったのもできるようになって、国においてはそういったような経済情勢の変化から、やはりまず高校生の様々な契約を結べるとかいろんなトラブルから、やはり高校生に教育しないといけないというのが2022年に、それ以降今始まっております。それを受けて小中学校でもそういったようないわゆる従来は消費者教育とか金銭教育とか、まず基本的にはそういうように家庭で教育をする部分はありますが、非常に複雑になっ

てきて、それをある程度学校教育でやっぱり教えるというようなことでありましたが、その前に今ちょっと流れをもう1回いくと、今、資産運用とかNISAとかああったものもあるし、それから先ほど申し上げた成人年齢に引き下げによるトラブル防止、それからもう1つは、外国に比べてやっぱり日本はそういうような金銭とか金融の教育について非常に遅れているんですよね。イギリスとかアメリカなんか1960年代からきちっと家庭でもそういったような教育はなされておりますが、日本もやるんですけど、やっぱりそういったような現実には今の社会の流れとしては遅れていることで、中学、小学校というそれぞれの段階に応じて、先ほど課長のほうが話をしました学習指導要領に基づいた教育をしています。ただ議員がおっしゃるとおり、それだけでは足りない分もありますので、今後、例えば今出前口座とか、今、国も金融庁も示していますが、野村証券なんかは学校に出向いてそういう証券の在り方とかするという様々なものがあります。以前こちらの信用組合か信用金庫のほうも学校に出向いてそういうような金融教育をするというのがありましたので、今後そういったような学校で教える学習指導要領プラスそういったような企業とも連携しながらそういったのができればというふうに思っています。

以上でございます。

○11番（是枝孝太郎君）

きめ細かな説明でありがとうございます。町長はどういうふうな考えをお持ちでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

教育長のほうからも説明がございましたが、先進地はイギリスであったりアメリカであったり40年以上前から教育をしているということでありましたが、一番はリーマンショックでありますとか、サブプライム住宅ローンの危機から金融への教育の必要性が高まってきていると、諸外国でも各州によっては格差があってアメリカでもそういった課題を抱えているということでもあります。日本については、小さなお子さんにはお金の話をするなというような価値観が日本人にあって、なかなか金融教育というところに目がいかなかったんですが、今教育長が話をしたように18歳から成人になったということで、必ずそういったことが必要になってきていると。それで今現在2024年4月の5日に金融経済教育推進機構というものが発足しましたので、そこで恐らく教育の派遣でありますとか、そういったことが可能になろうかというふうに思いますので、我々はSNSとかそういったことでの被害に遭わないように、そしてまた、諸外国の台湾とか、私がびっくりしたのは若い人たちが投資ということを常日頃から会話の中でやっているということにびっくりしたのを今思い出しました。今後も日本についても汗をかいてお金を稼ぐというのが日本の価値観だったかもしれませんが、しかし投資というのは頭の汗ですね、そういったものの価値観も受け入れるような体制が今必要になってきているかなというふうに思いますので、しっかりと教育委員会と共に施策を進めていきたいというふうに思います。

○11番（是枝孝太郎君）

分かりやすいことでマルクス、ケインズ、古昔も教わりましたが、それは置いておいて、教育長には再度お願いしたいんですけど、外部講師、ある程度はやっぱりそういった金融に携わっている専門的な知識のある方、教員の質も高めるのは大切ですけど、直接金融に携わっている銀行員とかそういった経済に関わっていることとかという方々の声で直接教育をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に移ります。もう時間も時間ですので伺います。

第4項目め、農機具の助成制度の拡充について伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

農林水産課においては、町単独で園芸関係の助成等も行っております。本町の農林水産課の事業につきましては、例年単年の事業計画としてパンフレットを作成し、全戸配布を行い、営農座談会等において概要等説明、農家の意見を聞いております。

現在のところ、予算額に関しては、令和元年が150万、令和2年が310万、令和3年が350万、令和4年が350万、令和5年が350万となっておりますけれども、執行額については200万前後で令和2年以降になっております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

全国の市町村の行政においては農業振興に係る上での農機具の助成金の拡充をそれぞれの自治体で図っていますが、農業振興においては農機具の助成の拡充は重要な課題ですけど、具体的に市町村ごとの制度が異なるわけですから、要は我が地域にどういった農業があって、どういった農機具が必要なのか、そしてそこにどういった助成をしなければいけないかというのが重要であります。マイクロソフトのAIを1回利用させてもらいました、この件で。コパイロットというやつでクリックすれば出てくるんです、ここに文章を入れれば。それはもう言いませんので、これもありきたりな情報しか僕には教えていませんけれど、とにかく地域でどういった機具が必要なのかというのを、そこに対して助成を拡充してもらいたいと、再度よろしくお願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、農機具等に関しては、大きなものに関しては奄振事業等を利活用、またサトウキビ等についてはいろいろなある程度のサトウキビの関係の国県の助成事業があります。それとは別に、今回先ほどご説明していたのは町単独一般事業であります。国県に関しては、恐らく希望出してから二、三年、下手すれば選択を県国のほうでやるわけですが、なかなか回って

こない状況もありまして、非常に困っている農家もいらっしゃる聞いております。しかしながら、町については単年度の事業、3月の当初予算で通った時点で全戸配布し、案内し、申込みを受け付けております。まず当初、農林水産課がやっておりますことは、まずパンフレットをやって公募をやっております。その中で優先順位というか、それぞれ品目によって、種類によって、予算の組み方が当初ありますので、そういった意味で今まで350万を組んでいたんですけど、それが200万前後で執行されなかった、一時期鳥獣被害の関係で、非常に多い鳥獣被害の規模をされた方がおりまして、非常にそこに対してはかなりの効果があったと思っておりますし、今でもまだ続いております。今後は全体的な園芸施設機械等補助事業については、やはりやったときに施設内流用というか、その事業の中で調整が図ればいいかと思ひますし、それプラスアルファ、1件オーバーした程度であれば財政と協議の上で今後拡充等も考えていきたいと思ひます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

課長、ありがとうございます。町長の考えを伺います。

○町長（高岡秀規君）

東京での議員の研修の中で、全農のそこの研修行ってくださいと話したんですが、僕が思った話題を話してくれなかったって僕は今ちょっとショックを受けております。そこでは、スマート農業というもので、花卉園芸部門をどうやって構築するか、機械については作物に合わせた機械設備というものが、今後は必要になってくると思ひますので、今まで以上に花卉園芸部門に力を入れるためにどうしたらいいか、そしてまたどの作物がマーケティングに合っているのかどうか、もしかしたら例えば機械化にする場合は、高さが違う作物をつくっても機械化できないわけですね。そのときの話では、全て機械に合わせた作物の高さというものを研究していたんです。だから全てが機械化できて効率化が進むとか、そういったものを我々は今まで以上に、まずは4Hクラブ、この間たまたま話をしたんで、4Hクラブをもうちょっと活性化できないかということを今話しているところでありまして、今後はさらなる勉強と、さらなる作物への追及が必要かなというふうに思ひますので、ある程度予算づけの根拠がないとそれはできませんので、しっかりと対策していきたいというふうに思ひます。

○11番（是枝孝太郎君）

最後に課長、最後の言葉を伺いましたので、確実に園芸、果樹、ある程度の予算の上積みをしていただきまして、よろしくお願いします。

11番の是枝が一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

竹山成浩議員の一般質問を許可します。

○5番（竹山成浩君）

皆さん、こんにちは。

昼からの質問となりました。お疲れさまでございます。

先日、広報徳之島6月号が各家庭に配布をされました。先ほど、午前中に木原議員も広報紙が非常に見やすく分かりやすいとの話がありましたが、その6月号の表紙のトップに、ふるさと納税の返礼品、パッションフルーツを手に、母間の若い御夫婦の写真が掲載されておりました。すばらしい笑顔あふれる写真でございました。

そして、2ページ目には、全国各地から本町を応援してくださるふるさと納税で、令和5年度頂いたふるさと納税は、寄附件数が4万3,885件、寄附額が4億2,874万1,300円と掲載がされておりました。

皆様方のおかげさまで、寄附件数も過去最多となったようです。全国各地から本町を応援してくださる皆様方に、心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。おぼらたれん、ありがとうございました。

また、ふるさと納税担当職員にも、日頃から様々な企面对応に感謝を申し上げたいと思います。

さて、令和6年第2回定例会におきまして、5番竹山が事前に通告してありました3項目について質問いたします。町長はじめ教育長、担当課長の明快かつまた前向きな答弁を期待しています。よろしくお願いします。

まず1項目め、子育て支援についてですが、冒頭述べましたように、そのふるさと納税活用事業において、45のたくさんの事業を実施されたということです。その多くの事業の中で、福祉の施策として、令和5年度、86名の出生児へ出産祝金の贈呈もありました。

そこで本題ですが、厚生労働省から発表がありました合計特殊出生率、全国1位に本町、徳之島町となりました。午前中、木原議員の質問もありましたが、担当課長に改めて、数ある市区町村で合計特殊出生率が1位となった要因を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

特殊出生率については、以前の結果も踏まえまして、本町は常に全国で上位になります。本町といたしましても、要因につきましては明確な回答は持ち合わせないんですけれども、今後、

もっと分析、研究しなければいけないと思っているところでございます。

本町の実施している事業としては、町長の施政方針、政策の柱の一つであります子育て支援策、保育所待機児童の解消、学童保育、小規模保育所の開設など、子育て環境の充実を進めてきているところでございます。

また、令和２年度からは出産祝い金も支給しており、全国１位の一つの要因となっていると思います。

また一方では、都会で現在問題になっているような孤独な子育て、ワンオペによる育児、また長時間労働による家族と一緒にいる時間の短縮などです。そういったものはなく、もともと産み育てやすい環境が根づいていると思います。

子供は宝物、兄弟は多いほうがよいといったような考え、また親兄弟、祖父母はもちろんのこと、地域ぐるみで子育てををするといった風土、環境といったようなものが一番の要因ではないかと考えているところです。

以上です。

○５番（竹山成浩君）

子育て環境の充実、そして、また地域、やはり島ならではの地域の特性もあるかと思います。健康増進課長、ひとつ、まだあればよろしくお願ひしたいと思います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

竹山議員の御質問についてお答えいたします。

合計特殊率が全国１位となった要因につきましては、様々な要素が重なっているものと考えられております。

現在、保健センターでは、産前産後ケアや乳幼児期の子供がいる家庭へのケア、マタニティクラス、ぺんぎんキッズなど、妊産婦が安心して出産できるよう、寄り添った対応を心がけております。

また、国民健康保険では、出産一時金の引上げ、未就学時の均等割保険料５割軽減、そして、またお母さんの産前産後保険料免除制度を実施するなどして、出産、子育てができる環境づくりに努めております。

また、６月６日の読売新聞オンライン記事のほうで、合計特殊出生率が高い市、これ、京都のほうになりますが、子育て世帯を対象に、市の気に入っているところ、調査を実施しておりました。

結果では、子育てのしやすさとして、自宅と職場が近く通勤時間が短い、もしくは協力してもらえる家族、親戚が近くにいる、情報交換や悩みの共有ができるといった回答が上位でございましたが、こちらのほうは本町にもそのまま当てはまるものと考えております。

また本町におきましては、地域の方々が、子供は島の宝として温かく見守るなど、安心して

子供を産み育てやすい地域性も出生率が高い大きな要因ではないかと考えているところです。

○5番（竹山成浩君）

この徳之島は本町が2.25で全国1位、また隣の天城町が2.24で第2位と、伊仙町も20位以内でしたか、全国で1,740件ほどある市区町村において、本町はトップという、この徳之島は本当に素晴らしいと思うところでございます。

課長も言われましたが、この徳之島町では、祖父母や親戚、また隣近所のおじさん、おばさんに子供を預けたり、小学校入学の際は地域の人はもちろん、島内からも新1年生のお祝いに駆けつけると、そしてまた、二十歳のお祝いにおいても同様、みんなで祝ってあげる、地域全体で見守り、祝って、子育てをする文化がある、そうしたことで、安心して、やっぱり産み育てやすい環境が築かれていると思います。

そこで、高岡町長に見解を伺いたいと思います。

昨年9月議会において、同じく子育て支援の私の質問で、岡山県奈義町の子育て応援宣言をたどえ、子育てするなら徳之島町と発信して、若者の移住定住を促進し、安心して産み育てられるまちづくりを目指してみてもはどうですかと、高岡町長へ質問したわけですが、その答弁を、しっかりと検討して子育て宣言をする方向で考えたいとの答弁を頂きました。

今回、合計特殊出生率日本一の称号を得ました。改めて、子供たちが夢と希望を持ち、健やかに育てる環境づくりを目指して子育て応援宣言をできないか伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

竹山議員がおっしゃるように、ぜひ、その方向性で施策が打てたらいいかなと思っております。

ふるさと留学にしても、親子留学にしても、その一環として捉えていますが、なかなか応募が、他地域に比べたら、さほど多くはないということが課題かなというふうに思っております。

その環境として、どのような環境を整えるべきかといいますと、恐らく住まい、あと教育の内容、その自然の中で学べる環境で、なおかつ学力向上等々につながる、そしてまた人間力がつくということを、しっかりとお子さんたちに、責任を持って環境を整えますというようなPRができる環境をつくらなければいけないのかなというふうに思っております。

その中では、当然のことながら学校教育の教育環境と、あと、一番大事な医療であります。子供がもし病気になったとき、けがをしたときに、しっかりと病院があるかないかということが、やはり親御さんの心配事の一つであるということを、アンケート結果の中に見たことがございます。

それと学力が上がるかどうか、そしてちゃんとした住まいがあるか、管理運営ができているかどうかということがハードルになると思いますが、しっかりと、そういったアンケート結果、

そしてまた親御さんがどのような地域環境を望んでいるか等を把握しながら整えることによって、ふるさと留学や親子留学等の施策を進めていきたいというふうに感じているところでありまして、教育委員会ともしっかりと連携を取りながら進めたいというふうに思っております。

○5番（竹山成浩君）

町長、ありがとうございます。やはり本町は、すごく教育に力を入れて、町長の熱い思いが伝わってきました。

先日、テレビや新聞報道でもありましたが、全国においては出生率が過去最低の1.20、厚労省も少子化の進行は危機的状況で、若年人口が急激に減少する2030年に入るまで少子化の傾向を反転できるかのラストチャンスだというふうに言っています。

ぜひ、子供たちの元気な声で笑顔があふれる、子育てに喜びを実感できる町、若者たちが住んでよかった、これからも住み続けたい町として、ぜひ5年後も全国ナンバーワンになれるように応援をよろしくお願いしたいと思います。

そこで町長、もう一度、見解をよろしくお願いします。

○町長（高岡秀規君）

今、日本全体で1.20と下がりました。しかしながら出生率を上げるためにどうしたらいいかという原因追求ができていないのかなと私は思っております。

ある程度データに従った課題に解決をする必要があると、合計特殊出生率を目標にするのであれば、ベスト10に入っている上から17位まで、鹿児島県と沖縄県です。

なおかつ所得が高いか低いかとなると、低いほうに分類されます。お金ではないわけです。

また、いろんな各市町村で、ほとんどが無料化、また、いろんな支援策をしています但し出生率は上がっていないということです。

やはり、なぜ、その出生率が上がらないかということの分析が必要だろうと、私は、実は住みやすい、子供が好きであるとか、家族の時間、夫婦でいる時間、親子関係の絆であるとか、そういった人間力が、私は相乗効果としてあろうかというふうに思っております。

だからこそ、われんきゃポイントで親子の時間を大事にしてください、そして働き方改革の中で、親子の時間というものをいかに供給して需要に応えるかということが必要になろうかというふうに思いますので、その点についての先進国は、ある程度ヨーロッパにあるのかなと。

ただヨーロッパも、それを進めている割には、少しずつ、また出生率が下がっているということをしつかりと見極めながら、徳之島町ができることを、しっかりと根拠に基づいてやるべきかなというふうに思いますので、ぜひ皆様方も、各地域、各国の世界的な情勢も見ながら、皆様方からの御提案、そしてまた我々もしっかりと具体的に対策を打っていききたいというふうに思います。

○5番（竹山成浩君）

そうした人間力とか、やっぱり、自分の中もそうした勉強、これまでもしたこと、した覚えがありますけど、少し余談ですが、昨日、宮之原議員も話していましたが、先月の議会議員研修会のその講演の中で、合計特殊出生率のことが出てきました。

町長が先ほどお話しされたように、ヨーロッパ、ドイツ、フランスで、この前行政視察です、行かれて、子育てに関する話も先ほどもお伺いしました。そして様々なことを学んでこられたようです。

その議員研修会の中で、その講師の先生が、先進国で合計特殊出生率の高い国、確かフランスだったと思われます。そのフランスでは、家事の手伝いを旦那さんがよくしてくれるとの話でした。そうしたことが出生率の高さにつながっていると、そういった話もされておりました。

本町においても、そうしたことが要因の一つではないかと考えるところでもあります。ぜひ、家庭内におきましては、若いも若きも関係なく、奥様の家事手伝いを、協力をよろしくお願いしたいと思います。

今回、出産祝い金の拡充をお願いしたいと、私の質問も用意をしておりましたが、木原議員の質問もありましたので、私の質問はこの辺で終わって、次の質問に行きたいと思います。よろしくお願いします。その出産祝い金の拡充は、ぜひ、またよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。

4月28日、畦プリンスビーチで黒砂糖祭が開催されました。コロナ禍が明け、多くの来場者がありました。中でも子供たちの姿が非常に目立って、こんなにもたくさんの子供たちが、笑顔にあふれ楽しそうにしている姿を見るのは、久しぶりのことでした。

ステージでは本来の司会者に代わって、女子高生2人がトークを交えながら進行する姿もあり、楽しく拝見をさせていただきました。

そこで、子供たちが主体となったイベントや祭りなど、こうした企画はできないか、社会教育課長、よろしくお願いしたいと思います。

○社会教育課長（安田 誠君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

現在の町の子供会には、中高生を中心としたジュニアリーダークラブ、ていだまい隊というチームがあり、平成30年度から活動しております。

ていだまい隊は子供会活動の中心的な役割を担っており、様々なイベントを開催しております。

ちなみに、去年まで開催したイベントといたしましては、令和5年度はハロウィンイベントを開催しました。令和4年には、ていだまい隊のメンバーが企画、演者への出演以来、司会進行、音響など、全てのことを子供たちだけで行ったていだフェスという文化祭のようなイベントを開催しております。

今年度も、ていだまい隊のほうで企画しているのは、ていだフェスや親子体験イベント等を予定しているということでした。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

先月6月2日でしたか、徳之島地区保育連合会主催のちびっ子フェスタが文化会館でもあったようです。小さなお子様たちの参加で大変盛り上がったようですが、保育園や幼稚園と、小学校や中学校と、そのおのおのの年代でのイベントは開催されているようですが、年齢差のある子供たちが一堂に会してお祭りやイベント等をやると、こうした取組ができないか。

なぜ、このような質問をさせていただいたかということ、多様な子供たちが異年齢の子供たちとの関わりで、様々なコミュニケーションができてくるんじゃないかなと私は考えております。

年齢幅があって非常に難しいとは思いますが、その辺、町長の見解があればよろしくお願いします。

○町長（高岡秀規君）

実は、その辺も踏まえて奄振での要項の中に、子供及び文化に関する事業ということ盛り込むよう努力したわけでございます。

実は、少子高齢化について、人口減少の歯止めをいかにかけるかということは、子供たちがふるさとに帰りたいという気持ち、そして、ふるさとに誇りを持てる教育というものが必要だろうと、それはこういった文化活動とか、そういったところで親子間の時間も増えます。

都会のように電車の中の時間を、我々は親子の時間に振り替えることができるということ、それが一番大きな出生率に響いているのではないかなと私は思っています。お金ではなくて、時間の余裕です。この時間の余裕を、いかに有効に使うかということで、文化活動、そして年代を超えた祭りに参加をする、子供真ん中世界ではなくて、子供を前に出す政策を打ち出していきたいなというふうに思っております。

そこで、今回、世界自然遺産登録になりましたが、環境教育もそうですし、昔から伝わる文化というものも、子供たちの演芸であったり、踊りであったり、歌であったり、様々な情操教育ということが結果的にふるさとへの誇りというものが出てくるだろうというふうに思います。

役場の職員の若い人の中にも闘牛太鼓をやっていて、再度大人になって闘牛太鼓がしたいから帰ってきましたという方が結構いらっしゃったということでもあります。

よって、実はその子供主体のイベントというものは、全ての分野において効果があるものだと私は思っておりますので、しっかりと今後は進めていきたいなというふうに思っております。

○5番（竹山成浩君）

本当に、私自身もそう思うところです。

私たちの子供の頃、昭和の時代ですが、集落の中で遊びの輪にも、小学生、中学生、そして

先輩後輩とおられて、集落の行事にも関係しておりました。今、そうしたことがすごく希薄になっているんじゃないかと考えるところでございます。

ぜひ、またそうした方向で活用できる事業とかあれば、検討いただければと思います。よろしくお願いします。

次の質問にもつながりますが、この現代社会は非常に便利で暮らしやすい生活が実現しています。その一方で、抱えきれないほどのストレスを感じている人も多く、ストレス社会とも言われております。

新聞記事に掲載されていましたが、国立青少年教育振興機構というところでの調査で、子供たちへの設問でアンケートを行ったみたいですけど、子供たちへの設問で、SNSが来たらすぐ返信しなければいけない、また、すぐ返信が来ないと不安になるとの設問に、よくある、ときどきあると回答した小中高生の割合が、6年前の同じ調査に比べて大幅に増加したという結果が出たとのことです。

担当は、そうしたことで子供たちも多くのストレスを抱えている可能性があるかと指摘していました。そうしたことも踏まえて、福教育長の見解もお願いしたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。今、教育の世界の中で、これは世界的なことなんですけど、ウェルビーイングという言葉があって、やっぱり心身ともに子供たちが幸福であること、これは、大人も子供も踏まえてなんですけど、そして自然も含めてです。全てが、やっぱりそういったようなことでなければ、それが根本にあるということでございます。

ですので、今、子供たちはいろんなことで多様化しています。ですので、例えば特別支援を要する子供たち、心身に様々な困難を抱える子供たち、それから非常に理解が飛び抜けている子供たち、今、多様な子供たちの中で、こういったような教育政策が打てるのかなというふうに考えています。

そしてもう一つ、よく言われるのは、子供の意見表明権、やっぱり子供たちの思いとかそういったものを、いわゆる政策なり、そういう施策に、やっぱり生かしていくということで、やっぱり子供たちのそういったような考えも聞きながら、政策にも生かしていくということで、やっぱりそういうのが必要かなと思います。

それから、やっぱり異年齢、よく町長も言うんですけど、西洋なんかは異年齢で子供たちを、日本の教育というのは同学年というような形になっているんですけど、ほかのところでいうと、やっぱり、わざと異年齢で学級を組んでいます。

その中で、先輩とか後輩と一緒に切磋琢磨しながら、その無学年生という教育性なんですけど、お互いに教え合うというようなこともありますので、今、教育委員会も学校部局も社会部局も、いろんな世代間の交流も含めて、先ほどの文化の話もしましたが、そういったような島

ならでは、そういったような子供たちの表現の場も含めて、文化とか様々なことに活躍、今、子供たちが非常に頑張っていますので、そういったような場を、これからもつくる必要があるのかなというふうに考えておりますので、それがまた教育につながるし、ウェルビーイングにもつながるというふうに考えていますので、そういったような形ができるように、また関係の皆さんと話し合いを進めながら、進めていけたらというふうに思っております。ありがとうございます。

○5番（竹山成浩君）

教育長、ありがとうございます。

先ほど、町長、教育長もおっしゃいましたとおり、文化、イベント、文化を継承していく上でも異年齢との関わり、やっぱりお兄ちゃん、お姉ちゃんとの関わりというのは、やっぱり非常に大事になってくると思います。よろしくお願ひしたいと申します。

次、子育て支援、3番目の質問に入ります。

まず、あさって14日に、子ども第三の居場所の助成決定授与式が行われます。木原議員においては以前と今回、また松田議員も以前、この第三の居場所について取り上げておりましたが、この施設に対する期待度の表れだと私は考えるところでございます。

そこで、現在、学校へ通うことが難しい児童生徒の皆さんの対応はどのように、どのような形でされているのか、それから、また伺いたいと申します。よろしくお願ひします。

○教育長（福 宏人君）

やっぱり議員の皆さんから、この不登校とか長期欠席の本町の実態等については、以前から議会の場でいろいろお話をさしあげているところなんですけど、今、ここ5年間、大体、児童生徒数は900名前後で推移をしています。

やっぱり、その中で約2%前後です。やっぱり、これは不登校、長期欠席の子供たちがいるということで、その対応ということなんですけど、基本的には、今、学校のほうにおいて、例えば学校にまず来た場合には、教室に入れる子、それから教室に入れない子は保健室で登校、それから別室で登校と、そのときは、例えば今の授業の様子を遠隔でそこに配信して授業の様子を見たり、様々なことをしています。

それから、やっぱり学校になかなか来れない、長期に休んでいるお子さんもいますので、この分が、なかなか学校だけでは、今、対応しきれなくなっています。学校のほうも家庭訪問したり、保護者とのそういったような連携をするんですけど、なかなかこの打開策ができないのが一つ課題です。

そこで今回は、その第三の居場所とか、そういったような多様な学びの場を、また一つ選択肢の一つとして置くことによって、そこからいろんな相談をしたり、その子供に合うようなプログラムの教育をしたり、そういったところから第三の居場所が、今の本町のそういったよう

な不登校の子供たちに対する一つの、また一つの多様な学びの一つになるのではないかと
ように期待をしているところでございます。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

やっぱり学校に行きづらくなった子供たちの遠隔授業とかも活用されて、子供と先生との
1対1での手厚い対応をされていると思われます。ありがとうございます。

その子供たちの出席、欠席対応は、在籍している学校長の判断で行われていると、先ほど木
原議員の質問にお答え、答弁を頂きましたので、その質問はなしにして、割愛させていただい
て、本町において約40名近くの児童生徒が、学校へ行きづらくなっているとの現状をお聞きし
ました。

その子供たちと先生との1対1での対応で、勉強とか生活に関する授業が行われていると認
識しております。

そこで、その第三の居場所ができることによって異年齢の、先ほどの話も、続きになるかも
分からないんですけども、この異年齢の子供たちの関わりもできると、そういったスペース
に同じ年代だけじゃなくて、お兄ちゃん、お姉ちゃん、やっぱりそういった異年齢の子供たち
の関わりができると、そうしたことによってコミュニケーション能力も上がって、子供たちに
変化も生まれるんじゃないかなと思われます。

そうしたことを踏まえて、第三の居場所に参加した子供たちを、一定の要件を満たせばとい
う話でしたよね、教育長。その在籍する小学校や中学校の出席日数として取り扱うような条例
化はできないかと伺いたいと思います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

条例に関しましては、条例、また管理に関する規則、実施要項とかは制定する予定になって
おります。

また、出席日数の関係ですけども、先ほど、木原議員の答弁に教育長がお答えしたとおり、
出席に関しては、学校教育基本法で不登校児童生徒の学びの場として、一定の要件を満たす校
長の判断と指導要項の出席扱いとあります。

ですので、この要件がありますので、条例化せずに、しなくても出席になると思いますし、
また、この件に関しましては学校長と協議して、どのような内容であれば出席になるかと、そ
ういったことをしながらしたいと思います。

また申請書とかがございますので、学校のほうとは、こういう形で第三の居場所で学習がで
きますよということで協議してまいります。ですので、条例化は現在のところ考えておりませ
ん。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

今、課長がおっしゃったのは、とにかく、例えば子供たち、母間から通われるで、亀津からも来られると。そこで、その場で条例化しなくても、学校長が判断しなくても出席、ある一定の要件を満たせばオーケーという、出席となるということですね。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

第三の居場所を利用するに当たりましては、利用申込書を提出していただきます。その中にはいろんな項目がございますので、その子に合った学習、どういう教育をすればいいか等、また学校と協議いたしまして、どのような指導をしていくかということができますので、それによって校長のほうも出席にしていただけるものと考えております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

分かりました。ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、ユニバーサルというかな、この居場所があることで、子供たちはもちろん、保護者においても関わりにゆとりができて、非常に関係性に変化が生まれてくると思われます。ぜひ、将来性豊かで多様な子供たちのために、検討をよろしくお願いいたします。この第三の居場所が、期待をしているところでございます。

そして、この施設が困難を抱える子供たちの未来に、一歩前に踏み出すための足がかりになることを期待して次の質問に行きたいと思います。

次に、母間新港の利活用について、これまでも母間港の利活用について、議場においても何回か質問をさせていただきました。正式名は港湾として母間港ですが、私たち地元では母間新港と呼ばれていますので、あえて母間新港と書かせていただきました。

この母間新港を公園として制定し、緑地整備を行ったりして、例えば季節の、今であればアジサイの花など季節の花々を植栽して、花々が咲き誇るフラワーパークのような公園にできないかと担当課長にお伺いしたいと思います。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

御要望箇所につきましては、港湾施設用地として国庫補助金を使用しており、公園として整備するには用途変更などの手続に大変な手間を要すること、また補助金の返納等が生じるおそれがあるとのことですが、山手には母間の桜ロードがあり、母間港内にはフラワーパークを整備することで、地域の活性化につながるすばらしい要望だと思いますので、まずは県、国との協議をどのような手続で、どの程度の返納金があるかなどを確認して、費用対効果を算出した

上で、前向きに検討したいと思っております。

また、今現在ある緑地広場の周りのモクマオウの撤去や、その他樹木の選別を行い、季節の花が植えられる花壇の整備は可能でありますので、まずはできることから着手してはどうかと考えております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

補助金の返還とかそういったことになるとは、私はちょっと考えてもなかったんですけど、先日、課長からも、ちょっとこの見取図というか、母間新港の地図をもらって、この辺部分にしたいなと、できたらなというお話だったんですけど、周りに関しては徐々にという話でございますけど、先日、将来的にも観光周遊コースとしても考えられないからというお話もさせていただきました。

なぜ、フラワーパークかと申し上げますと、先日6月9日の日曜日に、母間校区会主催で第3回フラワーロード作戦というのが行われました。これは母間地区において、地域行事で子ども育成会から青年団や女性部、それから高齢者まで多くの参加者で集合していただいて、農道の脇とかのり面に野生のユリの球根を植え付けようと、花いっぱいになろうと、農道をフラワーロードになろうと、そういった思いから、一昨年から活動しております。

それが、先日の日曜日にあったんですけど、それだけ花に対する思いというか、母間に来たら桜並木の花、先ほど課長もおっしゃいましたけど、桜並木の花や農道沿いのユリやグラジオラスの花とか、花いっぱいの集落にしたいと、しようとの熱い思いから活動をしております。

今年でそれは3年目になります。やはり、人は花を鑑賞したり花に触れたりすることで、ストレスホルモンがおおよそ21%から28%減少するということです。

過去に経験した不快な記憶やネガティブな気持ちが思い出されるのを抑えることができると、そういうことを言われております。そのため花を見ると、自然に心が和んだり癒されたりする、そういった感覚が得られるとのことなんです。

そこで総務課長、お菓子作りも好きですが、花も大好きですね。花に対する思いを、ちょっとないですか。

○総務課長（村上和代君）

竹山議員の御質問というか御意見に答えさせていただきます。

私も、確かにお菓子作りも好きですし花も大好きです。いつも私も考えていたのですが、グラウンドであったりいろいろな公園とかに、アジサイとかツツジとかでいっぱいにしてはどうかなという、いつも頭の中には考えていることがあります。

母間に行きますと、下久志の坂道を上がり母間のほうに行くと、皆さん気づかれているかわかりませんが、左側にツワブキがいっぱい植えているところがあります。自然のものかもしれ

ませんが、あそこのツワブキの花がとてもきれいで、そこにまず癒やされ、その道路を下りていきますと、左側には母間集落の方々が植えている植栽ツツジで、この季節にはツツジでいっぱいになります。

そのようなところから、また桜並木もちろん、桜並木、またユリの球根を植えられたということを、この前、池間の豊年祭に行ったときに竹山議員のほうからお伺いしました。

皆さんが、こうしてお花を見て、本当に少しでも癒やされるのであれば、そのような考えは確かにいいことかなと思います。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

総務課長、日々忙しいのにありがとうございます。総務課長にも共感を頂きました。

美しい景観はもちろんですが、みんなで花や植物を育てていくことで、ストレス社会といわれる現代社会において、少しでもリラックスして癒やしを求める場所になると思われます。またその辺、建設課長、いろんなところから考えていただいて、頑張っていたらなと考えるところです。

それと母間新港で、先月27日に、徳島県のNPO法人によるサッカーの巡回教室があったようです。母間保育所の年長組さんが10名ほど参加されて、サッカーの基礎を楽しみながら学んだようです。

これから先、遠足等もあって、非常にこの炎天下が心配されます。炎天下の下で子供たちはもちろん、その保護者、それから保育士さんも休憩所が必要だと言われていました。この多目的広場、先ほどの地図もあるんですけど、こちらのほうが多目的広場って、通称、私たちは言っているんですけど、子供たちから高齢者まで様々な利用がされていて、保育園児の遠足や高齢者の地域サロンやグラウンドゴルフ、それからゲートボールの各種大会等、郡大会もあったようです。そして、地元の夏祭りが開催されています。この場所に休憩所としての東屋ができないかと、これまでも何回か補助事業を含めて要望しておりますが、なかなか至っておりません。

今回、二の矢として政田議員からも要望が出ております。現状を理解していただいて、東屋の設置へ向けての見解というか答弁を頂きたいと思いますが、どなたか、建設課長ですか、よろしくお願ひしたいと思います。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

母間港への屋根付き休憩所の設置につきましては、母間港を整備時に緑地としている区域には建設が可能です。

令和3年度に緑地へ遊具を設置したときに、屋根付き休憩所の設計まで実施しておりまして、

令和３年度時点では900万円でしたが、今現在ですと1,000万円ほどかかります。

当時、港湾事業の補助金はなく、今後設置するには予算をどのように確保するのかを検討する必要があります。

以上です。

○５番（竹山成浩君）

今、建設課長からお話があったとおり、こうした見本も頂きました。そういった図面も前回書かれているようです。子供から大人まで活用できる遊具施設もできました。おかげさまで、みんながくつろげる公園となれば、そうした休憩施設も必要となってきますので、ぜひ新建設課長の手腕に期待していますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、企画課長に少し伺いたいと思います。

分かればお願いしたいのですが、母間新港の利活用ということで、以前、徳之島と古仁屋の船舶航路ニーズの調査のアンケートを行ったと思いますが、その結果というか、もしその集計が出ていれば、どのような状況なのか教えていただきたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

以前、質問ありましたそのアンケートについては、回収作業も、今、集計作業もちょうど終わりまして数字が出ておりますが、すいません。この議場に持ってきていないので、また後ほど報告させていただきます。

以上です。

○５番（竹山成浩君）

ありがとうございます。ぜひ、またその結果もお願いしたいと思います。

次、最後の質問ですが、亀徳新港に美農里館商品の販売店、お土産店を設置できないか伺いたいと思います。

○地域営業課長（清瀬博之君）

竹山議員の質問にお答えします。

亀徳新港に美農里館の店舗の設置ができないかとお尋ねでした。

海の玄関口である亀徳新港の利活用のためにお土産店等を設置できれば、港自体が活気が出ていいと思いますが、現在、亀徳新港の１階部分に、観光連盟が借りているブースと、その他２か所のブースがありますが、県に確認したところ、現在、全てのブースが借りられていることでしたので、現時点でのお土産店の設置は厳しいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○５番（竹山成浩君）

今年12月には、再三、この議会でもお話があるとおり、花徳地区に道の駅とくのしまと、それから世界自然遺産センターがオープン予定となっております。

その北部地区においては、観光客はもちろん地域の方々も利用が可能だと思われます。

美農里館が今までのとおり、その観光バスのルートに入るか分かりませんが、観光客だけではなく、地域の人たちも、その美農里館商品を利用ができる、利用したいと思う方も結構いらっしゃるんです。

そのお土産店を身近に、亀徳新港に置くことで、もっともっと利用価値が広がるんじゃないかと、広がって喜んでもらえるんじゃないかと思うところでございます。

課長がおっしゃいましたように、1階のスペースが利用できないというのであれば、今現在、その2階におもてなし観光課がございます。そのおもてなし観光課の前に、広いスペースがあるんです、椅子も設置された。その場所を、ぜひ借りて、その部屋を作ったり仕切ったり、そうする必要はないと思います。

物産店に行ったら、一つのブースを考えたら、テントを張ったり、屋外ですからテント張ったりする必要があるんですけど、そのまま机を5つぐらい並べるぐらいできるんじゃないかと、それでもいいんじゃないかと。風雨があってもテントは必要ないし、エレベーターも設置されております。

例えば、これから行われる郡民大会とか議員大会でもいいです。そうしたイベントに併せて、2階のこの広いスペースで民間企業と連携して、例えば、その畦の黒砂糖祭で大好評だった黒糖のサタタキとか、その実演販売とか、それから焼酎の試飲イベントとか、そういうことで、併せて即売会をやるとかできないかと、酒類販売に関しては規制があると思いますが、今の位置で許可をもらえないか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

竹山議員の御質問にお答えします。

その2階のフロアについては、去年のうち、私たちおもてなし観光課で何かイベントができないかということで相談を持ちかけて、そのイベントに関して申請書を出せば使っていいということになっています。

先般、観光連盟さんともいろんなことで港のほうを盛り上げられないかということで話合いを持ちました。その中で、今、竹山議員も言ったんですけど、例えば島唄を流してサイドでお酒の試飲とか、そういった小ちゃなイベントとかできないかとか、私たちも子供を対象としたイベントをできないかということで、いろんな計画を、今、考えているところです。

1階の観光連盟の案内所については、案内所だけの利用だともったいないんじゃないかということで、その中で同時に何か違うことができないかということで、観光連盟さんも今後考えていきたいということで、前向きに考えているところです。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

ぜひすごく、言ったら失礼ですけど今の状況はすごく暗くて、もっと活気あふれる明るいうちに、やっぱりしていただけたらと思います。

それで、その2階のスペースの活用なんですけど、先ほども話はしたんですけど、イベントとかあれば、お客さんもすごく、乗船客、降りてくるお客さんもいらっしゃいますから、ぜひ考えていただけたらと思います。ありがとうございます。

お酒の販売に関しては、その場所でお酒の販売ができるのかできないのか、それ申請が必要だと思うんです。その辺はどうでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

その辺については、その中で収入が入ったりするので、県のほうでは確認を取るということで返事をいただいています。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

ぜひチャレンジをして、販売ができるような体制も、また考えていただけたらと思います。

奄美や鹿児島へ上るとき、というか便に乗船される方は、お土産ももちろんですが、焼酎とかビールを求めるお客様が結構いらっしゃいます。2階のおもてなし観光課の前のフロアは、結構利用価値があると認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこにはデジタルサイネージで、藤原紀香さんが、いろんな案内、徳之島のPRしている、そうしたところを大型スクリーンで映し出したりとか、そうしたことも含めてできたらいいのかなと考えるところでございます。

今現在、おもてなし観光課の賃貸料というか、年に75万円ほどでしたよね。そうしたことから、またフロアをお借りするということは、やはり賃料も上がるんでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

昨年、私が相談に行ったときに、上まで上げていただいて確認したところ、私たち行政側がやるイベントについては、減免申請を出してもらえば無料でしてもらえるとということと、あと観光連盟さんについても私が尋ねたところ、それは回答は、ちょっと待ってくださいということになっています。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

ぜひ、そうした稼ぐ力も、やはり今後、また考えていつていただきたいと思います。よろし

くお願いします。

これからも様々な大会やイベント、行事等で徳之島を訪れてくださる方は結構多く増えてく
ると思います。ぜひまた、そうした費用対効果もあります、検討をいただきたいと思います。

おもてなしの町徳之島町で、一番のおもてなしの心を持った高岡町長、最後に見解をお願い
したいと思います。

○町長（高岡秀規君）

議員のおっしゃるように、しっかりとおもてなしの体制を整えないといけないと思っており
ますし、今回の港の使用については、非常に賃代が高いものですから、それについては逐一、
県のほうには要望しているところでありまして、品物については、今現在、営業している方に
美農里館の商品を扱えないかとか、その方たちが協力をして2階で販売するとか、様々な方法
論はあるかと思しますので、しっかりと観光客が来たときの楽しみというものを提供するよう
努力していきたいというふうに思います。

○5番（竹山成浩君）

ぜひ、おもてなしの町徳之島町が全国世界へ発信できるように、よろしくお願ひしたいと思
います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○8番（勇元勝雄君）

皆さん、こんにちは。

過去10年間、子ども医療費の無料化を叫んでまいりましたが、物になりませんでした。議
員を10年して、質問して物にならなかったのは子ども医療費だけです。これからも町民目線で、
町民の声を聞いて、町政に質問していきたいと思ひます。

8番勇元が、以下の4項目について質問いたします。

給食の無料化について。

今年度と今後5年間の給食費の推移を教えてくださいたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

学校給食費は学校給食法第11条の1項に、学校給食の設置に必要な施設及び整備に要する経費及び学校給食の運営に要する経費は設置者負担、2項に経費以外の学校給食に要する経費は学校給食を受ける児童または生徒の学校給食法第16条に規定する保護者負担となっております。

本町では、令和6年度から給食費の公会計を実施いたしております。

御質問の令和6年度の給食費の歳入における徴収見込額ですけれども、総額で4,371万3,192円です。内訳といたしましては、園児、児童生徒で3,173万7,352円、職員、給食センターを含めると1,197万5,840円となります。

また、令和6年度の歳出見込額は、徴収金額に児童生徒と主食、牛乳の補助費、また物価高騰分を補助した加算額で7,054万2,160円となる見込みです。

また、令和7年度からの歳入における徴収見込額は令和7年度総額で4,402万3,670円、令和8年度4,372万6,010円、令和9年度4,368万4,760円、令和10年度4,338万4,790円、令和11年度4,312万4,090円となります。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

課長と私の調べたその金額は、先ほど課長のほうから話があって、児童生徒、幼稚園の分だけで計算した分は、大体3,200万円ちょっとぐらいですね。

全国的に見ても給食費の無償化、この間のテレビでやっていましたけど、28%が給食費の無償化をしています。

今、徳之島町では、われんきゃポイント事業をやっていますけど、まだまだ3か月、2か月か、大体现状はどのような状況でしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度の実績で申しますと、ポイントの対象者1,018名に対しまして約29%、294名の方の登録ございました。ポイントの1ポイント200円で交付しております。ポイントの実績は2,385ポイント、金額にして47万7,000円となっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

予算を見たらポイント事業で2,548万9,000円、予算を取っています。それで今年の幼稚園から中学校までの給食費が3,220万8,680円、その差額が671万9,680円、ポイント事業というのもいい事業だと思います。それが平等に子供たちに全部分配できたらいいんですけど、中にはいろいろな事情でその事業に参加できない子供たちもいると思うんです。

平等の観点から、私は671万9,680円、町が持ち出したら、給食費は幼稚園から中学校卒業まで無償にできると思うんです。そういう考えはできないか、お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

今現在、何のためにこの事業をやるかということですが、給食費の無償化については、ある程度非課税、そしてまた所得のない方たちは、ある程度軽減措置ないし無償になっております。

つまりは、ある程度お金、所得がある方が、ある程度利益を被る、受けるという形になるんですが、本来、全員に利益を供与するとなると、ポイント事業のほうが結果的に全員に行き渡るといふふうに思っております。

そして、また給食費につきましては、1番目、2番目は半額、3人、幼稚園から中学校までいたら無償に値するポイントを付与することとしております。

このポイントにつきましては、地域で使える振興券となりますので、ある程度、その少子高齢化の雇用対策等々についての事業におけるの売上げを、管内で回すということも絶対に必要な景気対策だろうというふうに思っておりますので、地域振興券につきましては、費用対効果についてはあるものだというふうに思っております。

ただ無料化に、例えば仮にしますと、どの段階でお金を使うかということが把握しきれないということもございますので、しっかりと費用対効果を生むためには、地域振興券のほうが有利に働くのではないかなというふうに考えております。

○8番（勇元勝雄君）

課税世帯は所得が1,000円上がっても課税になるわけです。給食費を無料にした場合は、年間大体3,000万円ぐらいの金が、現状の経済状況では市中に出回ると思うんです。

ポイント事業もそれは一緒ですけど、給食費がただになったからといって、貯金をする方もいるかも分かりません。それは将来の子供のために、教育費のために残すとかそういうこともあるかもしれませんが、現在の経済状況で物価が物すごく上がっています。

そういうことを考えたら、このポイント事業もふるさと納税の金を使っています。今現在、ふるさと納税で6億円以上の基金がありますよね。奄美市にしても子ども医療費の無償化を特別交付税とふるさと納税のお金でやったという新聞報道もありました。

経済的に何かをやったらお金がもらえる、そういうことを教育長はどう考えますか。

○教育長（福 宏人君）

われんきゃポイントの件で申し上げますと、いろいろと子供のそういったような教育に対するモチベーションも含めて、子供たちのやる気のことも含めてなんですけど、このポイント制と子供たちの教育の関係、相関がどの程度かというのは、まだはっきりあれなんですけど、アメリカの学者の見解によると、やはり子供たちに学ぶ意欲とかそういうようなモチベーションについては、ある程度、頑張ったものを褒めるというような効果もあるのではないかという研究成果もあります。

子供たちの学校教育においては、子供たちが主体的に学ぶというようなことを、従来は教師

主導型の教育の在り方なんですけど、子供が大人になったとき、いろんな課題に会うわけなんです。そこを、やはり自ら主体的に学ぶ、そういったような意欲が、今、求められています。

ですので、今の学校教育は課題解決に向かって、子供たちがどういうようにしてそういったような課題に取り組むか、それに向けて、やる気とか意欲とかそういったところを褒めて認めてあげる、そういったようなことです。

それから子供たちによっては多様な学びがありますので、そういうことについても、やはりポイントで認めてあげる。そして、ましてや親と一緒に、親も子供たちのそういったような学びと一緒に参加しながら、共同的にやっていくということで、今そのポイント制も、これからいろんな意味で子供たちが、一律じゃないんですけど、それぞれ得意な学びを学校教育で認めてあげて、そこを褒めて伸ばす、それがいずれは社会に自立する子供たちを育成するのではないかというふうに私は考えているところです。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

実際、老人にもポイントがありますよね。1回出たら100円、それがあるから外に出て何かをしなければいけないという人もいます。しかし、健康のためにやっている方もいるわけです。

子供時代から、そういう何かをあげなければ何かをしない、そういう状態でいいものでしょうか、教育長。

○教育長（福 宏人君）

いろいろ考え方もあると思いますが、一つ、教育の中には、今、日本の特に子供たちの実態調査、全国学テの質問指標によると、自己有用感とか将来に向けて、諸外国に比べて将来の夢は希望を持っているのか、将来なりたい職業があるのか、将来この国のために何かやりたいのかということが、やはり欧米とかに比べて非常に低いんです。

日本の子供たちは豊かではあるけど、国としてです。豊かさの中でやる気とかそういったものについて、非常に自己肯定感が低いと。

その中で、物を上げるということじゃなくて、やはり認めてそれを伸ばすというそういったような観点でポイントは、一つ、そこに相関するのではないかというふうに私は思っております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

特殊出生率も日本一になりました。先ほど、木原議員の質問で、平成30年から令和5年までの数字を見たら、あと5年間、5年か6年したら小学生が529名、現在630名ですか、確実に、この数字から、このままの数字が学年が上がっていったら、あと五、六年したら100名児童が減るわけです。

人口の減少というのは、もう絶対止められないわけです、現在の状況では。町長も、いつも言っているように、私は第一は仕事場だと思うんです。自分を考えても、子供を島に呼んで島と一緒に生活したいけど、仕事がないからできない。幾ら出生率は上がっても、人口が増えるということは絶対ないです。

東京一極集中で、実際、徳之島町でも亀津に人口が集中している。それがなぜかと言ったら、私は亀津中学校がある、亀津小学校がある、親としては、ある程度自分の子供は競争のできる場で教育をしたい。

実際、職員の中にも東天城地区の出身の職員がいっぱいいます。だけど、家は亀津に造る。そういう状態で来ているわけです。

島の経済を考えたら、私はポイント性よりは給食の無償化を考えたほうがベストだと思います。町長はどう考えるでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

恐らく分かり合えないと思います、はっきり言ってです。

われんきゃポイントというのは地元で使いなさいです。外貨を稼いで外に逃がさせたらいけないわけです。地域振興券ほど地元に落ちるわけです。

経済というものは、やはり地産地消です。それが本当に分かっているかどうかです。行動で示すということができるかどうか。

子供たちが、なぜ、われんきゃポイントを町がしているかって、実はねと、島に全部外で稼いだお金を中で落とすために、われんきゃポイントをしているんですよという教育の一環にもなります。

日本人は子供にはお金の話をするな、そしてまた、今、先ほどおっしゃったように、御褒美をあげるについていかなものかなというのが、日本人の価値観であったわけです。

しかしながら、ヘックマンであるとかアメリカの40年にわたる研究結果によっては、御褒美をあげる。そしてまた金銭的なものをあげて、使い方をしっかりと教えるということをして40年間研究した結果、持家率が高くなり離婚率も低くなり治安が安定したという研究結果が10年以上も前に出て、私はその本に出会ったわけです。

特殊出生率もそうです。無償化、そしてまた祝い金をあげても出生率は伸びていませんよ。一番は待機児童、そして子育て環境というものをいかに優れたものをするかによって、ある程度影響が出てくると、先進国ではです。

だから、そこはしっかりと施策を打っているということだけは御理解いただきたいと。

無償化になると、結果的にはどこで使うかというのは見えないわけです。もしかしたら運賃が安いから鹿児島で使っているかもしれません。しかしながら、振興券は必ず地域で使います。そこは経済的には振興券のほうが、ある程度結果が見えてくるのではないかなというふうに考

えております。

○8番（勇元勝雄君）

ポイント制にしても、もらって、その金は地域で使えないんですけど、自分の持っている金をまた外で使うという可能性もあるわけです。町長の考えは、いつも私の考えと擦れ違いです。

ほかの町村を見ても、天城町があれだけ2位になっているというのも、というのも子育て支援、一生懸命やっているからだと思います。

町長の考えは、それは正論かも知れません。しかし家庭でも、夫婦がけんかをするのは金の件が一番多いんです。そして、次は子供のことで。そういう点を踏まえ、町長はこれは政策でやらないということでしょうか。子ども医療費は政策でやらない、国がやるべきことは国がやるべきだということでは言いましたけど、これはどういう考えでできないというわけでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

無償化による金銭よりも、ある程度違う方向での予算の使い方をしたいということでありまして、医療費で無料化するよりは、結果的に子供たちの生活環境や子供たちの健康づくりのために、そして、これからスポーツ少年団であったり地域移行におけるクラブ活動であったり、子供たちが健やかに育つためにお金をかけるところにお金を使いたいということでもあります。

本来、補助金というものは推進するためにお金を出すというのが基本だと思います。子ども医療費の無料化については、どうぞ病院に行ってくださいというところにお金を出すのかどうかです。どうかいかないで、健康にしっかりと健康づくりをしてくださいというのに政策はあると私は思っています。

実は子どもの医療費というのは、戦後間もない頃、赤ちゃんで生まれた未就学児に死亡率が相当高かったわけです。その施策として、どこかの県が最初に医療費を無料化したというのが始まりであります。

つまりは健康のためにだったわけです。それが今、今回、我々は違う方向での健康づくりのために予算を使いたいということでもあります。

○8番（勇元勝雄君）

医療費にしても、無償にしたからって病院に行くわけじゃ、無駄な病院は行くことはないと思うんです。いつも平行線ですけど。

2番目の町政についてお伺いいたします。

毎回、質問して検討しますということで、答弁に対して余り責任がないみたいですけど、庁舎建設に対しても当初の計画では、1階はピロティ方式で柱だけということで、現状はこうなっています。

1 階が、その設計の時点から 1 階がピロティだったら、2 階までスロープを持っていかなければいけないような設計をしなければいけないと思ったんです。

いろいろ質問をしまして、1 番目の各公民館へのインターネットの接続、これも 3 代、4 代前ぐらいの総務課長が、役場のインターネット関係の、今、全部、庁内全部引っ張っていますが、その時点で考えるということで、まだ結果が出ていません。

そして、その後の課長にも何回かそういう質問をしましても、同じような答えでした。

今、総務課長、どのような結果になっているのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

今の御質問は公民館のインターネットの接続はできないかということですが、本町におきまして、自治公民館等の施設は29か所ございます。

公民館へのインターネット接続につきましては、何名かの議員の皆さんからも要望を受けているところでございます。

経費について今回調べましたところ、全施設でネット環境を整備いたしますと、毎月の通信料とW i — F i ルーター使用料を合わせて、1 か所当たり年間 6 万 2,700 円、全施設で年間約 181 万 8,300 円の費用がかかります。

また、置き型W i — F i とした場合、1 か所当たり年間 5 万 9,400 円、全施設年間約 172 万 2,600 円となります。

このようにランニングコストがかかってくるということから、現在、役場の出先機関など公共施設では、順次W i — F i 環境を整備しているところでございます。

インターネットの引込みがなくてもW i — F i だけを設置するのか、また本当に公民館全体がインターネットの環境、W i — F i 環境が必要なのかどうか、この辺のアンケートを取った上で、設置に向けてはちょっと検討していきたいと思っております。

○8 番（勇元勝雄君）

こう聞くと、5 年も前から要望しているわけですから、もっと早急にやってもらいたい。

各公民館への議事録の配付についても、何回か質問しています。議事録の印刷、1 冊で幾らぐらいかかるんでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

議事録につきましては議会事務局のほうで作っておりますので、ちょっと金額的には、ちょっと今、答弁できませんが、これまでも何回か勇元議員のほうから御質問がありましたが、各公民館への議事録の配付につきましては、議会事務局と協議いたしまして、駐在委員会において先日アンケートを実施したところでございます。

そのアンケートの結果では、必要と回答した集落が 9 集落、必要ないと回答した集落が 19 集

落で、未回答が1集落ございました。

必要ないと回答した集落の意見の中に、管理が大変、ペーパーレスをすべきではないか、集落民が集まる機会が余りないなどがございました。この結果を踏まえ再度検討いたしたいと思えます。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

駐在員に対しての議事録の配付じゃないんです。町民に対しての議事録の配付です。各公民会に配付をするということ、中には見たい人もいますわけですよね。地元の議員がどういうことをしているか、また役場がどういうことをしているか、どういう問題があるのかそういうのを知りたい方もいると思うんです。駐在員だけの考えで決まることじゃないと思うんです。

それが、議事録の配付で100万円も200万円もかかるんだったら、それは考えなければいけないと思いますけど、管理するといっても、各公民会には本棚とか亀徳の場合は本棚もあります。また置く場所もあります。

そういう町民になるべく知らせる、知らしめるために、そういうことをすべきだと思うんです。

天城町は有線テレビがあります。あれも、恐らく年間何千万円の経費がかかっていると思うんです。集落座談会をしても、出てくる人は少ないです。だから、中にはそういうのを見たいという方もいるはずですよ。そういうのを早急に私はやるべきだと思います。よろしくお願いします。

これも何回も、3番目、公用車の集中管理。

この間も町民の方に言われました。役場はあれだけの公用車を何で使わないのかねと。ほとんど半分以上の車が駐車場に停まりっぱなし。普通、民間の会社だったら、なるべく車を少なくして、公用車が多いということは、それだけ経費もかかるわけです。この件も何代前からの総務課長にお願いしてあります。現在の状況で、町民の皆さんは非常に経済的に疲弊している、役場は使わない公用車をそこに雨ざらしで置いている、そういう点も含めて公用車の集中管理、早急にやるべきだと思いますけど、どう考えますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

公用車の集中管理につきましては、今後の公用車の新規導入につきまして、総務課のほうで購入いたします。そして、その車を管理していきたいと現在考えております。

また、その課名を入れたりしますが、課名を抜いて全部の課でシェアできないかなども検討しているところでございます。

○8番（勇元勝雄君）

昔は集中管理していましたよね。総務課長も知っていますと思うんですけど。いかにして少なくするか、そういうことを考えなければ、これからの役場、地方交付税が減ってくるということも目に見えているわけですから。

4 番目の行財政計画の進捗状況をお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

御質問にお答えいたします。

平成27年3月に策定されました徳之島町行政改革大綱において、具体的対策といたしまして、事業の見直し、課の新設、統廃合など様々な改革を行ってまいりました。

具体的には補助金の評価委員会による各種事業補助金の評価、各課事務文書の見直しによる事務の効率化、上水道・簡易水道の一元化など、計画に基づく対策は一定の成果があったものと考えております。

また、徳之島町職員定員管理計画におきましては、平成26年に職員数159名をピークに職員を削減してまいりました。しかしながら、目まぐるしく変化する社会情勢の中、防災対策の強化、世界自然遺産や地方創生、北部地区振興への取組、そして保育士、幼稚園教諭や保健師など、専門職を増員しなければ対応できない状況があり、現在のところ職員数は増加している状況でございます。

以上です。

○8 番（勇元勝雄君）

役場で一番大きいのは人件費ですよね。ある程度、人件費を削減していかなければ、役場はもっていかないと思うんです。

ここに行政大綱、平成28年度から令和4年度までとなっています。5年度からの行政大綱はできているでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

先日、すいません。勇元議員にお渡しした資料が4年度までになっていましたが、現在あるのが令和7年度までの大綱でございます。

○8 番（勇元勝雄君）

資料を渡す時は新しいのをお願いします。

中身をちょっと、年齢構成に配慮した職員採用はできているのかお伺いします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

年齢につきましては、確かに偏った年齢構成になっているところもございます。

また、財政的に非常に厳しい状況があった年に、何年か採用していない年もございまして、

現在、すっぽりと空いている年齢もあるのが現状でございます。

○8番（勇元勝雄君）

今、50代がすっぽりと空いていますよね。そういうことは前から分かっているわけですから、そういう年齢構成を考えながら、職員を採用しなければいけないと思います。

いつも言われます、役場職員はと。私も、元は役場職員でしたけど、職員の接遇について、いろいろ言われることがあります。こういうのは、研修とかそういうのはやっているんでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

接遇につきましては、現在、新規職員につきましても鹿児島県のほうの研修であったり、また講師を招いて本町でも研修を行ったりしております。

私から見ても、最近の若い職員の電話対応でありますとか、接客の対応を見ていると、我々が役場に入った当初よりも非常に皆さんしっかりしているなど、先日もそういった話をしたところでございました。

もし、そのような対応の悪い職員がいるのであれば、総務課のほうに御連絡いただければ個別にでも指導していきたいと考えております。

○8番（勇元勝雄君）

行政評価委員というのは何名ぐらいいるんでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

たしか5名だったと思います。

○8番（勇元勝雄君）

たしか5名ということは、こういう会をしたことはあるんですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

毎年、二、三か月に1回でしょうか、もちろん議員の皆さんにも評価委員がおりますので、去年も5回ぐらい評価委員会をいたしました。

○8番（勇元勝雄君）

年間5回もして、たしか5名ということは、ちょっとおかしいですよ。

補助金等評価委員、これは何名ぐらいいるんでしょうか。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、これは4番目の行財政計画の中の質問になります。ちょっと質問が、多分即答ができるのか分からないので、できる分だったら即答できると思うんですけど、後でよければ、

大丈夫ですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

委員は5名でございます。

○8番（勇元勝雄君）

毎回会合しているわけですから、数だけは把握して。

毎回、いろいろボランティア清掃やったら、なかなか役場職員の顔が見えないんです。こういう質問が出たら、恐らく各課長は、課内の会でそういう話をしていると思うんです。

この大綱の中にも、積極的にボランティアに出なさいということもあります。各課長の皆さんも、こういう問題が出ましたから、職員の自分の課の職員にも、こういう問題が出ましたからボランティア清掃は、なるべく暇のある人は出るように指導してもらいたいと思います。

5番目の土地開発基金の、これは2年ぐらい前からずっと言い続けていますけど、この書類の整理はできているのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

土地開発基金につきましては、基金の現金預金で土地等の不動産を有しております。

現状といたしましては、長期にわたり現金預金及び不動産の運用実績がなく、現金預金につきましては会計課にて通帳の管理をしており、不動産につきましては資料の確認及び整理を現在行っているところでございます。

現金預金につきましては通帳を管理しておりますが、不動産につきましても資料を確認しておりますので、決算で御報告できるものだと思います。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

この開発基金の条例、どうも、買って、それを町に売るということをしなければいけないわけです。

基金のもともとの金額も、恐らく現在残っている金額ではないと思うんです。土地にしても5町歩余りの、5万6,000平米の5町6反ぐらいの土地が開発基金内にはあるんですよね。恐らくこの中でも、もう一般では役場の土地だから勝手に使っていいということで、使っている土地もあると思うんです。

役場の仕事は、やっぱり条例にのっとったことをしなければ、役場の土地だからいい、役場の金だからいい、実際、これからも給食センターも造らなければいけない、そうした場合、令和7年、計画書では令和7年、8億円ぐらいの予算を取っていますけど、先行投資をしなければ令和7年着工計画で、令和7年着工ということで計画はなっていますが、今年中ぐらいに

はその土地を購入して更地にしておかなければ、農地とかいろいろ問題があると思うんです。

そういう点も踏まえて、開発基金、整理して、これからは条例にのっとったような運用の仕方をやってもらいたい。

金見のソテツトンネル、徳之島町は、亀徳港の岸壁の延伸、10万トン級のクルーズ船を誘致するという、そういう構想を持っています。恐らく10万トン級のクルーザーだったら、2,000人から3,000人の人が来ますよね。

そうした場合、恐らく徳之島のバス会社は運営できないわけです。その前に、観光客が100人、200人来ても、大型バスの駐車場がない、そういう観光地はないと思うんです。

金見のソテツトンネル、徳之島町では一番の自然の残っている場所です。こういうところに駐車場がない。町長は、この駐車場に対してどのように考えているのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今現在、おもてなし観光課と、これは、以前より徳田議員、そしてまた役場のOB等々からの要望がございまして、今回、おもてなし観光課のほうで案を持っているということで、その案に従って進めたらどうかなというふうに思っております。

○8番（勇元勝雄君）

早急に駐車場整備をやってもらいたいと思います。

3番目の水道行政についてお伺いいたします。

平成25年度からのパックと次亜塩素の年度別の使用数とメーカーからの出荷数をお伺いいたします。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

勇元議員のほうへ事前に資料をお配りしていますので、資料を基に抜粋して答弁いたします。

平成25年度が次亜塩素酸ソーダ1,724個、ポリ塩化アルミニウム、これはパックになります。が2,074個、合計3,798個、令和元年度が次亜塩素酸ソーダ2,462個、ポリ塩化アルミニウム4,839個、合計7,301個、令和5年度が次亜塩素酸ソーダ2,709個、ポリ塩化アルミニウムが5,040個、合計7,749個となっております。

○8番（勇元勝雄君）

この役場が受けた数は、検収はやっていないという話でしたよね。

○水道課長（保久幸仁君）

この薬剤につきましては、毎月納品業者のほうから請求書が来ましたので、また薬剤のほうといたしまして毎月支出しておりますので、その合計の数となります。

○8番（勇元勝雄君）

もう、普通、品物を受け取ったら何個受け取ったという、民間でも社員がやらなければいけ

ないと思うんです。現在は検収をしているのでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

勇元議員のほうからも指摘がありましたので、5年度のほうからは納品の際、職員が数のほうを確認するようにしております。

○8番（勇元勝雄君）

たまに土曜日です。配達しているのを見るんです。土曜日はどのようなことで、どのような状態で検収をしているのか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

薬剤のほうは納品いたしますと空の容器が出てきます。その納品業者との契約では、その空の容器も納品した個数、必ず返すことになっておりますので、その空の容器で確認するような形にもなっております。

○8番（勇元勝雄君）

空の容器じゃ駄目だと思うんです。現物、品物を見て、それは何個受け取ったという作業をしなければ検収にはならないと思うんです。

今後、業者のほうにも言って、その配達するのは役場職員が仕事をしている月曜日から金曜日まで配達するように指導してもらいたい。それはできるでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

5年度からに関しては、月曜日から金曜日の平常の勤務時間内に納品するようにお願いをしております。

○8番（勇元勝雄君）

何回か、車にパックとジャーみみたいな容器を積んで走っているのを見たことがあるんです。そういうのをピシッと業者にも指導して、検収をピシッとしてももらいたい。

薬品の金額はです。平成25年から5年度までの毎年度末の前年度との差額をお伺いいたします。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

この質問に対しても、勇元議員のほうへ事前に資料をお配りしておりますので、資料を基に抜粋して答弁いたします。

26年度と25年度の差額が42万8,133円の減となっております。令和5年度と平成30年度の差額が1,211万7,905円、大幅に増えておりますが、この要因といたしましては、ポリ塩化アルミニウムの仕様の変更に伴うもので、単価が前年度より2,050円、税抜きが4,200円の変更によるものになります。直近の令和5年度と4年度の差額は638万6,100円になります。

○ 8 番（勇元勝雄君）

役場からもらった資料と決算書から出した資料が、金額が違うんです。これは、どのようなことで違うんでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

水道会計の決算書につきましては、税抜きの金額となっております。そのような関係から差が生じているものと思います。

○ 8 番（勇元勝雄君）

例えて、平成29年度決算書から出した数字は720万3,000円、水道課からもらった資料は1,183万6,000円、30年度が決算書から出した金額は887万5,000円、水道課の資料では1,300万円、元年度も決算書の資料では1,838万3,000円、水道課では2,586万1,000円、これは、どのようなことでこのような数字が出たんでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

恐らく勇元議員は、上水道関係の決算書のみ御覧になったと思います。こちらの薬剤の合計には、統合しました簡易水道の薬剤の分も含まれております。

○ 8 番（勇元勝雄君）

分かりました。

平成27年度からパックと次亜塩素の伊仙町、天城町との差額の5年度までの金額をお伺いいたします。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

伊仙町と天城町のほうに照会いたしましたが、令和2年度以降の数字しか把握できないということで、令和2年度から5年度までの分を答弁いたします。

まず、次亜塩素酸ソーダになります。令和2年度が600円、令和3年度が400円、令和4年度が400円、令和5年度が400円となっております。

続きまして、水酸化ポリ塩化アルミニウム、通称パックなんですが、令和2年度が600円、令和3年度が400円、令和4年度が400円、令和5年度が400円となっております。

○ 8 番（勇元勝雄君）

それだけ町のほうに、町というより町民の皆さんに迷惑をかけているわけですね。こういうことを現在の水道課長に言っても、前からの流れでやっているわけですからしょうがないと思うんですけど、今後はこういうことは絶対ないようにお願いします。

この間、電話が来まして、牛舎とか家を造って配管が長くなるとか、そういった場合、役場のほうで水道業者のほうへはどういう指導をしているのかお伺いいたします。

○水道課長（保久幸仁君）

水道課の対応といたしましては、牛舎への引込みは行っておりません。また、新築や改築の際は、配管が長くなる場所への引込みについては、事前に町水道指定工事店から申請書が届きますので、その資料を基に布設可能かどうか、量水器、メーターの位置等を協議、指導することになります。

○8番（勇元勝雄君）

水道業者のほうへどういう指導をしているかです。牛舎は、家は水道は引けない、配管が長くなるときは水道課のほうと協議する、そういう指導をしているのでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

水道管を引くということは、メーターを取り付けて水道代を払うことになります。そのような工事を行うのは指定工事店になりますので、例えば牛舎へ勝手に引いた場合は盗水という形になります。ですので、例えばお家を造った場合、また改築で一軒家とかなった場合は、事前に指定工事店が工事をするわけですから、工事店のほうが申請書が来ます。その申請書の中身を基に、町のほうとしては計画区域内か、そのような判断をして、工事店のほうに指導しているところでもあります。

○8番（勇元勝雄君）

そういうことを水道業者のほうに指導しているのか、という話です。そういう牛舎には水道を引けない、配管が長くなる場合は、事前に水道課と協議をするように指導しているのか、していないか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

町の条例で町の指定工事店の、その有効期限というのが3年間あります。今年度も3年間の始まりになりますので、令和5年度の年度末に指定工事店申請をする業者の方を集めて指導はしております。

また、その牛舎については町のほうから指導とかじゃなくて、もともとできないことですので、万一そのような事例があった場合は、その牛舎の持ち主のほうに行って指導しているところでもあります。

また、指定工事店の場合も、仮に行った場合は工事店のほうに指導のほうに行っているところでは。

○8番（勇元勝雄君）

業者のほうに、質問、しっかり聞いてください。業者のほうに牛舎には引けない、また水道配管が長くなる場合は水道課のほうと協議するように指導しているのか、指導していないのか。

○水道課長（保久幸仁君）

先ほども申し上げましたが、申請書を提出することが前提となっております。それによって、業者の方は新築の家にはメーターを設置するわけですから、その際に業者の方には指導しているような形になっております。

○8番（勇元勝雄君）

申請する前の話ですね。後でまた、ゆっくり課長と話してみたいと思います。

こういう問題を出したのはなぜかという、牛舎のほうに水道を引っ張ってくれということで、水道業者が途中まで配管をして、牛舎には水道が引けないということで、途中でストップになっている場所があるわけです。

業者が、牛舎には水道を引けないということを分かっているという工事をした場合は、その工事費は業者が負担しなければいけないと思うんです。

それと、現在、徳和瀬の1年前ぐらいですか。課長に聞いたら1年間ぐらい水を運んだということですけど、何十年前に水道を引いて、家の敷地の中にメーターをつけて、水道課は水道料金をもらっているわけですね。

条例上はメーターから内側は家主が持たなければいけない、メーターから外側は役場がしなければいけない、そういう問題、恐らく町長も聞いていると思うんですけど、こういう問題が出るわけです。

実際、その家主が業者に見積りを取ったら300万円ぐらいかかるという話でしたけど、条例上は町がしてあげなければいけない状態と思うんです。そういうことを、その家主の方と話して、ピシッと返事をしてもらいたいということをお願いしたんですけど、まだ返事がもらえないということでした。早急に打合せして、役場内で打合せして、どうするか決めてもらいたいと思います。

現在、この間たまたま南区のほうを通ったら、植物工場をたまには見てみようかなと思って見にいったら、上のほうで造成をしていました。そこに水道を引くために道路にカッターを入れて、準備をしていました。あれは水道課の仕事でしょうか。それとも業者自体の仕事でしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

その現場は個人のほうで工事のほうを行っております。

○8番（勇元勝雄君）

現場を見たら、直径が7.5センチぐらいのパイプが並んでいました。もともと、あそこは本管は50ミリぐらいしか通っていないんです。それをどういうことで、あれは、もう許可を出しているわけでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

そちらのほうの件につきましては相談がありまして、個人的に引くように話はしたところで

あります。

○8番（勇元勝雄君）

許可を出したということですね。

○水道課長（保久幸仁君）

はい。そうです。

○8番（勇元勝雄君）

前、湧上建設工業の事務所の上のほう、水が出ないということで、出が悪いということで全部タンクの設置をお願いしました。あそこはどのような条件をつけてその許可を出したんでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

現在のところは、将来的にはそちらの新しい土地を分譲するという話がありまして、その分譲した土地については、各個人宅にタンクを設置するようにお話をしましたが、今回、個人で水道管を引くようになった場合は、そのタンクを設置するかどうかについては、また再度、打合せをしたいと思います。

○8番（勇元勝雄君）

そういう悠長な考えじゃいけないと思うんです。もし水が出なくなって、役場にしてくれという話になった場合どうするか、そういう経験があるんです。

尾母へ行く造成地、家を3軒造って水が出ないからどうにかしてくれということで、お願いに来たんですけど、それはできませんということで話をして、その分譲した業者が、またお願いに来たんです。3軒だけの話ですよという話で口約束していたもんだから、そのとき、ポンプをもっと大きいポンプに変えてするんだったら、その3軒分は持ちますよという話をしたんです。

そのうち周りに家が建ち出して、現状、尾母のほうから水を引っ張っている状態ですけど、蔵越のほうも開発許可をもらった時点では、あそこにタンクをつけてポンプを造るという話でしたけど、ちょうど水道課におった自分で業者のほうにタンクとポンプをつけてもらったんです。

初めから、そういう、ピシッとした契約書を交わしていなければ、役場の仕事としては成り立たないと思うんです。私の経験から言ってです。

簡単に、はい、出します。50ミリのパイプであんだけの家が建って、もつか。そういうのをもっと業者と話してしなければ、あとはもう役場がしなければならない状態になります。

メーターつけて水道代もらったら、もう役場の責任ですから。町長、どう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

その辺につきましては、今、問題になっているのは昭和の時代からずっと引き継いで、今、

始まってはいないんです。ちゃんとメーターつけたときに、そういった確認ができていたのかどうかです。それは、大分昔になります。それが、ずっと引き継いできているわけです。

だから、徳和瀬もそうですけども、だから、やっぱり最初に議員がおっしゃるように、ちゃんと約束事をして、当然水は使えますからメーターつけます。それは水が、メーターは供給するのは役場で、それは取りますけども、施設の整備については、いろんな条例でありますとか法に従ってやることというのは御存じだと思います。

そのときに、ちゃんと約束事を町民の方が理解しているかどうかというのは、しっかりと設置するときにはしなければいけないと、今、議員のおっしゃるとおりだと思っています。

それで、後々になってからメーターつけたから、水道代取っているんだから、自分で、町がやるべきだとかというふうにならないように、しっかりと設置の段階で、しっかりと決め事はしていたほうが、後々の後世の後輩たちに迷惑をかけないということになりますので、今後は水道だけではなくて、ほかの事業もあります。そして開発公社もそうです。これ、今、片づけないと我々の次の世代が非常に困るのではないかなというふうに思いますので、ぜひ議会の皆さんには理解を頂いて、しっかりと整理をすることで理解してもらいたいなというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

しっかりとやってもらいたいと思います。

この間、亀徳の議員、木原議員、内議員、政田議員、松田議員、私で、5人で町のほうに要望書を出しました。何回か内スーパーから海王寺までの改良をお願いしましたが、去年の3月かな、建設課長の答弁で、6年度で設計を出しますからということで答弁したもんだから、てっきり要望している箇所かなと思ったわけなんですけど、この間の説明では、建設課の説明では、松田解体から徳洲会までの設計を出すという話でしたけど、これは、もう一遍その説明、内容をお答え願います。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

先日の要望提出時の説明内容につきましては、令和6年度に松田解体から海王寺までの区間800メートルの測量及び設計委託を実施することを説明いたしました。

これは、令和4年6月議会におきまして、大沢議員からの質問にお答えいたしました、令和6年度から少しずつ進めていくということで、今年度、測量設計委託を発注いたします。

当初は道路拡張なしで、神之嶺から松田解体までの間の設計は完了していますが、徳洲会病院やリゾート開発などを受けて、松田解体から海王寺までの歩道ありでの設計を令和5年度から計画しておりましたので、先日5月24日の亀徳議員団様からの提出された要望の、内スーパーから海王寺までの整備と若干異なりますが、まずは海王寺から松田解体までの区間の設計

を実施しまして、全体的に亀徳井之川線をどのように整備していくか検討いたします。

○8番（勇元勝雄君）

前々から、神之嶺から亀徳まで舗装のやりかえだけという話が聞こえました。せっかくするのだったら歩道をつけないければ、バイパス的なことを考えなければ駄目だと思ったんです。それはそれでよろしいと思います。

しかし町民が、亀徳の住民が、町民全体で、あそこを利用する方々全体が、現在、非常に危険だと思っているわけです。事業に対しては優先順位をつけるべきだと私は思うんです。

松田解体から海王寺まで、そこが優先するのか、内スーパーから海王寺まで、町民が何を望んでいるか、そういう優先順位をつけないければ、もし事故があった場合、事故、海王寺のあそこは、もう3回、4回、車が突っ込んでいます。

そういう優先順位をつけて仕事をやらなければ、もし事業が始まって、何でここより集落内のほうが危険じゃないのという話も出ますよね。町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

あくまでも優先順位というものは、当然のことながら建設課としても要望があつての事業であります、両方をです。そこはしっかりと精査しながら、ただ、話ができない、なかなかその地権者との折り合いがつかない場合も考えられます。そういったところはずっと待つのではなくて、要望のあつたところ、箇所を整備する建設課の方針には間違いはないと思っております。

今後は、内スーパーからのその辺についても、今、要望があつたところですので、しっかりと精査してダブルで事業ができるのかどうか、そしてまた議員の皆さん、地元議員の皆さんとも相談しながら進めることになろうかというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

地権者のほうは、もし町がやるんでしたら協力はしますというお話なんです。あとは、もう役場との条件の折り合いで決まるわけですから。だから家主の方でもここは危険ですよという話をするんです。もともと屋敷の方は、あの道路を造るときに、もし役場が利用するんだったら石垣を引っ込めて造りましょうかという話を役場に持っていったらしいんです。役場のほうが設計どおりやりますから要らないということで、現在のような状態になっているわけです。

人が見たら、屋敷の人が邪魔をしているような感じで、今現在なっていますが、実際、我々5名の議員が集まって要望書を出して、その場でも町長は、ちょっと長くかかるような話をしていましたけど、要望があつたから、要望が先にあつたからそこをやるじゃなくて、危険な箇所からやるべきだと私は思います。

今後、町内で話し合つて、どういう優先順位をつけるか考えてもらいたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。16時15分から再開いたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時16分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、内博行議員の一般質問を許可します。

○1番（内 博行君）

お疲れさまです。こんにちは。

本日最後の一般質問となりました。徳之島を愛する熱い思いで活気ある農業、活気あるまちづくり、活気ある徳之島にしたい、全力で取り組んでいきたいと思ひます。

座席番号1番内博行の一般質問を行いたいと思ひます。

1項目めの農業振興についてお伺ひします。

基幹産業であるさとうきびの今年度の徳之島町のさとうきび収穫量は5万450トンで、前年度より3,000トンほど減でしたが、作付面積が少なかったのかとか、どういった理由で生産の減少があったのかをお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

内議員の御質問にお答えいたします。

5年、6年期において、本町の生産量は小型製糖を含めると5万550トンで、前年期5万3,811トンに対し3,261トン減少しました。

ちなみに栽培型によると、春植えが生産量9,971トン、反収が4,936キロ、夏植えが生産量3,705トン、反収が6,074キロ、株出しが生産量3万6,874トン、反収が5,003キロとなっております。

減少した理由といたしましては、肥培管理不足、干ばつや台風接近に伴う塩害、イノシシ被害、高齢化による農家戸数の減少等、様々な理由が考えられます。

課題といたしましては、様々なことがありますが、一つは近年のハーベスター中心の収穫体系により、収穫後の肥培管理作業を営農集団などに頼り切りで、作業委託が集中する傾向が強くなっていることから、肥培管理作業や新植作業が遅れる状況となっております。

これが反収低下の要因となっていることから、作業が集中する春先に植付け後の、収穫後の植付け、株出し管理ができる組織や担い手を早急に育成する必要があるかと考えています。

ちなみに、私が持っているデータによりますと、昭和40年から令和5年までの収穫面積でいいますと、まれに見る収穫面積の減少であります。この、1,000をちょっと超える面積であるというのは数回ぐらいしかないんですけど、そういったことで収穫面積も大いに減ってしまっているというのが現状であります。

以上です。

○1番（内 博行君）

そんな中で収穫面積が減って、去年と3,000トン近く差があるんですけど、円安であったりとか糖度がよかったということで、農家さんに行く交付金も合わせると、ざっと計算すると去年は12億9,600万円ぐらいですか。今年は13億3,730万円ですか。なので、その糖度を上げて、今までの化学肥料を施肥して栽培してきたさとうきびの生育というのも少し見直すことが必要ではないかと思いますが、どう思われますか。

○農林水産課長（高城博也君）

糖度に関しましては、昨年の11月1日状況で収穫、年内操業があるかどうかを、全体的に会社の受入れも、ある程度協議がございます。そういったときに、既にかなり収穫ができるような状態でありました。

これは、夏後半からかけての、ある程度の雨が降らない状況が続いたかと思うんですけど、そういったことで、やはり糖度が上がってきたのじゃないかなと思いますし、しかしながら反収については、なかなか生育ができないというのは、その前の雨が降らないということは生育が遅くなるというふうな、単純に言えば生育がない段階で糖ができてしまった。

皆さん、今回久しぶりに、恐らくさとうきびの畑に花が咲いているのを見た状況があるので、これはやはり見たときに、皆さんある程度、今回工場が故障して遅延したわけなんですけれども、糖度が最後までもつかという不安があっていたんですけど、何とか後半までつなげていたというのが、幸いに糖度が上がって農家の手取りというか単価が上がった、たまたまではなかったのかなと私は思っております。

○1番（内 博行君）

分かりました。これからの季節、気候の変動であったり、いろんなことがこれから生じ、また化学肥料も変わったりとか、これから堆肥センターの堆肥を投入して土づくりをしていく中で、いろんなデータが積み重なってくると思いますので、検証、見直しをしながら、ぜひさとうきび農家を、これからも応援していくような形の調査であってほしいと思います。よろしくお願いします。

その中で、さとうきび輸送の課題、対策についてお伺いいたします。

製糖期間スタート時に、少し遅れが生じるか、その日にちがどこからスタートというのがなかなか決まらなかった中で、その輸送組合と製糖工場のコスト面での課題があったとお伺いしましたが、どんな課題があったのかお伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

まず輸送に関しては、課題については、ここ数年、製糖開始に向けて運賃協議が折り合わないことが一つの問題となっております。

運賃協議については、南西糖業と輸送組合が行うため、さとうきび、本町が今回本部を持っておりますさとうきび生産対策本部としては、原料として輸送されるトラッシュの問題が課題だと考えております。

これまでの生産対策本部、本町、3町も含めた形で南西糖業、J A、ハーベスター連絡協議会と、トラッシュの問題に協議を行っていく考えであります。

また、キビの積込みについては、農道、私道を含めた耕作道の条件が悪いなど、そういったものも非常にこうやって、課題として上げられております。

○1番（内 博行君）

そうですね。さとうきび運搬のトラックが、なかなか古くなってきて、なかなか更新ができないという理由もありまして、燃費が悪くて燃料費がかかってしまうという課題があると。

その中で、なぜ更新ができないかといったら、農道の環境が悪くて四輪駆動の車でしか入れない、積込みにいけないという農地があるということで、どうしても今現在、四輪駆動のトラックが製造されていないらしくて、修理にも特注の部品を作らなきゃいけないということでコストがかかってしまうということで、なかなか輸送組合のほうも大変だという状況だとお伺いしました。

なので、これからこの先もこのままこういった状況が続くのか、何か改善策を取らなければ、もう、これから四駆のトラックは製造しないということなので、本町としても何かの対策を打たなければならないと思いますが、町の見解をよろしくお願いします。

○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

輸送組合から、昨年、悪路をどうにかできないかということで要望を受けて、場所を十五、六か所あったんですが確認しまして、そのほとんどが私道でありました。

それで、これを輸送組合とも話し、協議をしまして、輸送組合さんには建設業者さんもいらっしゃるって、その方とも協議しながら、今、対応している状況であります。

なので、今年度は割とスムーズにいったというふうな報告は受けております。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

農林水産課のほうでもお答えいたしたいと思います。

まず農道については、町の耕地課が管理しております。私道に関しては、私道も農林水産課のほうには確かに相談がございます。ただし個人の道路なので、道なので、なかなかできない状況であるんですけども、事業によっては、キビに限らず事業によっては、そういった事業もございます。

要は樹園地の耕作道の整備、樹園地を整備する中で、耕作道まで含めた形でできるというふ

うなものもございます。

それと、また今後の対策も含めた形で言いますと、これからの検討になるんですけれども、以前、御存じの方がいらっしゃると思うんですけれども、役場のほうには機械課というのがございました。機械課が経済課の中の機械係、またその後、耕地課の機械係というふうになっていったんですけれども、そういった中で、そのときには重機、グレーダーまで持って、キビの収穫時期、製糖時期が始まる前にいろいろと整備をして回ったという経緯もございます。

当然、その材料、原材料も事前に地権者と相談して確保しながらやったという経緯もございます。

時代とともに、そういったものが必要になくなったんですけれども、またここについて、新たな問題がこうやって生じてきておりますので、今後、また町の関係機関、一緒になって考えたいと思いますので、そういったものを含めて考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○1番（内 博行君）

分かりました。その機械が悪路とかで、なかなか輸送に行けなかったりとか、今回、南西糖業さんのスタートが遅れたりとか、やっぱり、その製糖期間が長くなると、どうしても、適期作業ができなかったりとか、そういう悪影響に、今回はうまくいったのかも分からないですけど、悪影響になるときもあると思いますので、ぜひそういうところ、またよろしく願いいたします。

その中で、先ほども言われた適期作業ができなかったという点で、3番の人手不足解消による、対策による外国人労働者の受入れ体制はできているのかという質問にいかせていただきたいと思います。

今回は、徳洲会新設工事にて、多くの外国労働者が来島されていますが、今回は農業分野についてでお伺いしたいと思います。

その中で、今回、何社か派遣会社は来られていて、その1社と少し情報交換をさせていただきました。その中で、その派遣会社さんは、徳之島に今回の12月から4月の間に28名の外国人労働者を派遣して、そのうち徳之島町が15名でじゃがいもが12名、さとうきびのほうが3名だったそうです。

その中でどういった点が、今回、大変だったかということをお伺いしたところ、福岡議員のほうからもありましたけど、空き家って、本当に利用ができる空き家って本当に少なくて、宿泊施設というのはすごく大変、今、徳洲会もありまして、結構多くの方が来られているということもあったと思うんですが、その宿泊施設と海外の携帯で来ていますのでネットの環境、ネット環境が充実しているかどうかとか、そういう点もいろいろありまして、そこが今回、すごく大変だった点だとありましたが、本町でも、これから人材不足、外国人労働者も増えてくる

と思いますが、そういった対応はされるかどうかお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

町としては、町が直接的な受入れ体制を確保するのは、非常に難しいのではないかなと考えております。

しかし、人材派遣会社を介して、外国人労働者を受け入れることが可能とは考えており、農業に限らず、既にJAをはじめ一部の団体や企業や農家で雇用されていると伺っております。

実際に、いろいろ介護施設というか、そこら辺のほうでも以前からやっておりますし、JAのほうからも、そういった雇用を行っております。

以前から話が出ているんですけれども、内議員のおっしゃるものを、おっしゃったこういった問題を、実際に一昨年まで、うちのほうが事務局をしていた営農推進本部の中で、以前は雇用対策会議というのが行われておりました。たまたまコロナの関係でうちが事務局を持っているときに、なかなか会議が開催されなかったんですが、その中でいろいろ外国人の、もともと外国人の問題じゃなくて、雇用労働者の不足、臨時的にです。そういったものに対してどういったものが打てる、対策が打てるのかとか、三か町で話し合う機会がございますので、営農推進本部のほうに早速提案して、雇用対策会議の中で、またもんで、早急にこうやっていろいろな施策を、三か町そろって講じていければなと考えますので、よろしくお願いいたします。

○1番（内 博行君）

分かりました。その宿泊施設というのは、多分課題になってくると思いますので、ぜひ、そこに注目して努力していってもらいたいです。

その中で交通費は、やはり僕らも離島ということで、交通費、離島割引とかありますけど、その交通費がやっぱり高かったっていうのもありまして、その中で産地の労働力確保っていうサポート事業ということで、国のほうから、また補助金等があったりしまして、交通費に関しましても最大で10万円、宿泊費、家賃も最大で10万円、それが最大50名まで、その市町村と提携をしながら進めているという事業があると聞きましたが、これは多分、農林水産課のほうでも、町長のほうでも、多分、資料をもらっていると思いますので、一言、またその説明をよろしくお願いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

事業といたしまして、先般、議員の皆様が行かれたパーソナルホールディングス、企業のほうです。そちらのほうから来ているみたいですが、事業主体が町であって、精査して、町でなければいけないとか、そういうふうな精査して話し合う中で、そういったものは有効的に使えるものは大いに使って、進めて、あっせんしていきたいと思いますので、アドバイスも、

またよろしく願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

この産地労働確保のサポートについては、以前、県のほうに要望に行った経緯がございます。県のほうが、なかなかその重い腰を上げてくれないという現場の声がありまして、一度話をしました。

そのときは、その北海道と徳之島で、北海道は2月、3月は雪で労働がないということで、徳之島で労働ができないかという話と、また徳之島から、また北海道に行くという話があります。

そこで一番ネックになったのが給与面で、意外と北海道の給与ってすごく高くて、なかなか現場では対応できないということがあって、徳之島から北海道というのはあり得ると、今現在です。そこで、今、これで問題になるのが、やはり現場からの声は、家賃等は町のほうで補助できないかとか、それで運賃等で多少の加算ができないかと、ただ給料が非常に高すぎて、なかなか対応できないということもあろうかというふうに思いますので、今後は永良部と、永良部は意外とそういったもの進んでいるんですけども徳之島においても、外国人労働者が今後必要になってくるだろうというふうに思います。

ここは、しっかりと町としても受け止めて、このサポート事業について、しっかりと県と連携を図りながら取り組んでいく時期に来ているかなというふうに思います。

○1番（内 博行君）

分かりました。日本自体も人口減少で、労働力不足というのは喫緊の課題だと思いますので、ぜひ、すぐ取り組んで、こういった事業があれば、ぜひ参加してもらいたいと思います。

次に行きます。

資材高騰、輸送コスト対策、県との連携は取れているのかを伺いたいと思います。

その中で、奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業とはどういった事業なのかをお伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業というのは、奄振の一つの事業でありまして、目的といたしましては奄美群島における農林水産物及び加工品を奄美群島外へ輸出する場合や、輸出する農林水産物及び加工品の原材料を輸入する場合、会場輸送費等が必要となることから、輸送コストの負担が大きくなっている。このために奄美群島の生産出荷に係る輸送コストを補助する。それによって流通条件の不利性を改善し、生産振興や産業振興を促進するというふうな目的の事業であります。

○1番（内 博行君）

分かりました。その中で徳之島町は、どのような農林水産物加工品の支援を受けているのかお伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

農産物で申しますと、実際に行われているのは、ばれいしょがほとんどであります。それ以外に、町として取り組んでいるのは、かぼちゃ、にがうり、里芋、エンドウ、オクラ、果実に関しましては、たんかん、マンゴー、パパイヤ、バナナ、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、花に対しては、グラジオラス、トルコキキョウ、ソリダゴを取り組んでおりますけれども、実際に行われているのは、主にばれいしょ、海上輸送、JAさんの関係になりますので、取りまとめのほうのばれいしょが主になっております。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

おもてなし観光課のほうでは、加工品を扱っています。加工品といたしましては、黒糖焼酎と清涼飲料水等を扱っています。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

農産物以外に、また水産物に関しましてはマグロ類、カジキ類、ソデイカ、セボロ類、二次産物に関しては、木材のほうを扱っている。

○1番（内 博行君）

これは、ちょっと僕も調べて、ちょっとお伺いしていたんですけど、これは徳之島から出荷して、農家さん、農林水産業の方が運賃を、農家さんか農林水産業の方が払うと。そのための輸送コストに補助が出るということで、それに伴う資材、肥やしであったり原材料を入荷するときにもコスト支援があるとお伺いしたんですけど、それは正しいのでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

この出荷するものに対しては、出荷支援と申します。原材料に関しましては、生産支援となります。これも品目が、数が決まっておりますして、本町ではばれいしょの種子の逆の原材料の輸送コストをやっております。

これを選定する中も、品目も、品目数もある程度決まっておりますして、これからその品目を選定するわけでありまして、取りまとめた業者さんが主にやって、精算払いで後日払っているというふうな方法を取っているようであります。

○1番（内 博行君）

今、その中で肉用牛は、今、子牛の価格もすごく安くなってきていまして、経営が非常に厳しい状況にあります。その中でこの事業を和牛の本土から入荷する餌代、農耕飼料に充てれないかという意見があるんですけど、お伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

これについては、私よりも町長のほうが詳しいので、また補足を頂きたいんですけども、ただし書、畜産物に関しても成牛、肥育豚となっております、その成牛というのが、成牛は登録番号が確認できる12か月以上の肉用牛、島外へ出荷後60日以内に食肉処理施設において食肉として処理される肉用牛ということがありますので、肥育牛が加工される目的で出て60日以内にお肉になるというふうなものが、まず出荷支援の対象でありまして、それに対する飼料代の生産支援になりますので、本町としては子牛出荷としてとなっておりますので、そういった意味で言えば対象外というふうな形で捉えておりますけれども。

○1番（内 博行君）

今回の議会の前に、町長が福岡議員の質問の中で、奄振法の中で使い勝手のいい文言に変えていきたいという意気込みをお伺いしたんですが、これを、町長の言葉、どうにか使い勝手のいい方向にできないですか、ちょっと。

○町長（高岡秀規君）

今、課長のほうからも話がありましたけれども、加工品として出すものに対しての原材料ということですから、今は対象になっていないんですが、ただ、まだ針の穴に穴を開けたというのは、畜産品という項目が入ったということです。

それで今回、子牛でも運賃の他の補助が出ている場合は奄振の対象にはなりません。しかしながら、農業の振興であるとか、そういった産業振興等に関わるものについての原材料の条件不利性というものは、今後我々は、今、国会議員を通じて、キロ当たり1円でも10円でもできないかという話を今しているところで、さらに奄振の予算の範囲を広げていきたいというふうに思っております。

○1番（内 博行君）

よろしくお願いいたします。

続きまして、5番の堆肥センターの堆肥生産量、ペレット堆肥の実績をお伺いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

令和5年、これは1月から12月になりますけれども、堆肥生産販売量は約2,433トンとなっています。ちなみに堆肥生産販売実績内訳といたしましては、バラ堆肥が2,275トン、袋詰め堆肥が、15キロ入りなんですけれども1万531袋、一袋157.8トンとなっております。

ペレット堆肥については、これも15キロ入りであります。令和6年2月1日から2月18日で受付販売を行っており、当初1,500袋を用意していたんですけども、追加で生産しているようであります。

実績は、ペレット袋詰め堆肥1,762袋、約26トンとなっております。

○1 番（内 博行君）

分かりました。

その中で、今回、徳田議員のほうからも質問があった堆肥センターを町が運営していくということがありましたが、今、その質問の中で、昔はちょっと臭いが残ったりしていて、今の民間に委託して鹿児島でも賞をもらうぐらい、堆肥の精度が上がっているということで、今の現状ではなぜいけないかという質問されていたので、それをせずに、もし今回、町が運営するに当たって、どういったメリットが出てくるのか。堆肥が増産されるのか、その品度は保たれるのかをお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

まず、この施設を町が運営するメリットとしては、堆肥センターも含めてですけれども、町の方針を直接運営に反映できるということと、2 番目に、町内部部局、当局との連携やほかの公共施設、施策との連携が図りやすい、3 番目に、事業の安定性、継続性を担保しやすいということがメリットとしています。

デメリットも申しますけれども、行政特有の規則等により柔軟性に欠けることも出てくると。また、2 番目にコスト意識が低下する可能性がある。3 番目に、外適環境に応じて柔軟に事業内容を見直す際に対応できる人員の確保が難しいということが言われております。

今回、町が堆肥センターを運営することとした理由は、先に述べたここ10年の管理運営状況を見て判断いたします。また、今後も経営移譲等で管理運営委託を行っても、独自で品質向上を図らないで堆肥が売れなければ赤字運営になるというふうな感じの民間企業にとっては、それはまた民間企業にとってもデメリットでしかないと考えます。

さらに、またここ数年、化学肥料、農薬等の価格高騰が続き、生産農家の大きな負担となっております。堆肥等の有機物の活用で化学肥料の2割低減を目指すために、国も令和4年の補正より堆肥施設に対しての施設整備を予算化しており、本町も今回予算計上して、本事業導入を計画しております。

品質についてでありますけれども、これについては、ここ数年こうやって町のほうで整備を図ってやってきたある程度の結果で、品質は向上していると思います。

また、その都度、現在まだ常駐しております従業員のほうで、事前にそのぼらを入れたときに、ある程度の成分分析もやりながらやっておりますので、十分なお応えができるのではないかなと思いますし、新たな、町長も答弁したんですけれども、やはり新たな肥料も考えていくことは、やはり行政がてこ入れしなきゃできない分野だと思っておりますので、今後とも御協力いただければと思います。

また生産量については、この国の事業を受け入れる計画といたしましては、3,200トン、今は平均的に言えば二千何百トンでなっておりますけれども、それを含めた形で増量の方で考え

て、拡充整備も、今後図っていきたいと考えています。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

ちょっと補足ですけれども、メリットとしましては、今、牛ふん堆肥だけでは窒素原が不足していたりします。株出しで、ちゃんとペレットで巻けるからいい反収を上げるために、鶏ふんを、じゃあ、乾燥鶏ふんをしようとしたときに、じゃあ、運賃は幾らか、鶏ふんは幾らか。それをどうやって農家に安くできるかということが、どうしても民間ではちょっと不可能なんです。

それで、また裁断をして、それを安くで提供するというのも民間では絶対にできないことでありまして、今後、その議会に理解を求めたいのが、鶏ふんというのは速攻性がありますから、牛ふん堆肥というのは、少し時間がかかります。土壌改良剤にはなりますけれども。ただ、化学肥料の代わりに速攻性は、鶏ふんを何%か入れたほうがいいわけです。

その点について、町が仕入れて作って、安くである程度手頃な価格でするときには、予算が多少絡むことがあるだろうというふうに予測しますので、その辺については、今後、地産地消を目指す上で、国へも要望しますが、今、国に言っているのが輸入と国産を上げるとなると、価格差があっては安いほうにしか農家が行かない。じゃあ、輸入が安ければ輸入しか行かなくて、国が示した地産地消というのは絶対無理ですよ。

だから、その価格差を埋めるための補助金制度を、ぜひ構築していただきたいという話は、今、町村会として、しているところですから、その辺も含めて、しっかりと対策を打っていききたいなというふうに思います。

○1番（内 博行君）

分かりました。町長が言う次の時代に土を作っていくという課題の中で、堆肥が増産され、質のいい堆肥ができてくるというのはすばらしいことだと思いますので、ぜひ頑張っていってもらいたいと思います。

その中で堆肥センターというのは、さとうきびの絞った後のバカスを、製糖期間のときは24時間体制でずっと入れていると思うんです。出さないと、南西糖業が止まってしまうと。

そういった面でも、繁忙期には、もう人手もいなくなって大変だという状況を聞きましたが、その辺も大丈夫なんでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

その点に関しては、非常に困っております。24時間体制でやるのも非常に大変ですけれども、それに人がいない。運転手が、大型を持っている運転手がいない。まず根本的にそこで、持っている方でも、下手すりゃ65以上の方しか持っていない状況が続いております。

ですから、町長にも以前、御相談したんですけれども、この堆肥センターだけでなく、やはり公社化、公社の中で、やはりいろいろ考えるべきじゃないかなと自分自身思っておりますので、営農施設、農業管理施設を含めた上で、農林水産課のほうで農業機械化機械研修、大型特殊は農耕用限定で取れますけれども、そういった意味で含めれば、そういったものも、ちょっとバージョンアップするような形の施策が、今後必要になってくるのではないかと。

当然、そういったもので全額どうのこうのではなくて、やはり個人負担にしてやってもらいながら、当然、地元の運送等にもつなげて、運送とか建設業にもつなげていけるわけですので、そこへの連携は民間の方たちともお話ししながら、育成を考えていけたらなと考えています。

○1番（内 博行君）

分かりました。現在も大変な繁忙期に人手不足で、今でも大変だということだったので、多分、これは必ず課題になってくると思うので、ぜひ頑張っていてもらいたいと思います。

その中で産廃免許を、多分、南国パワーさんが会社として取得されていると思いますが、そこら辺もこの引継ぎはスムーズに行かれるのでしょうか。お伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

その点につきましては、新たに従業員の方が取得されていますので、これから協議、以前から協議はしているんですけれども、そういったものでいい返事もある程度もらっておりますので、でき得る限りスムーズに行けるように、御迷惑をかけないようにやっていきたいと思っております。

○議長（行沢弘栄君）

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。余裕を持って質問してください。

○1番（内 博行君）

ぜひ、頑張っていていただきたいと思います。スムーズな形で農業に穴を空けないような形でよろしくをお願いします。

続きまして、観光資源について、少しお伺いいたしたいと思います。

徳之島の観光資源については、金見のソテツジャングルであったり畦のプリンスビーチであったりがあると思いますが、その中で、今回ゴールデンウィークの闘牛大会で塩田知事も観戦されて、高岡町長も観戦された闘牛の大会について、ちょっとお伺いしたいと思います。

今回の徳之島の闘牛の全島一大会では、徳之島町の牛主さんが持っている牛同士が全島一の対決になりました。その中で、1トン150ぐらいか1トン200ぐらいの牛が戦った末、23分26秒で死闘の末に、木原議員の同級生の牛が全島一になりまして、同級生一丸となり子供たちから島内外の方まで、ワイドワイドで大変な大盛り上がりで、笑顔を咲かせ、多くの人を感動させた戦いだったと思います。

町長も、あの闘牛を見ていたと思いますので、見た感想を、ひとつよろしくをお願いします。

○町長（高岡秀規君）

本当に迫力のある闘牛の大会だったと思いますし、昨今、女性の参加者が増えてきたということと、お子さんが無料ということもあるんでしょうが、牛を引くお子さんも増えてきていますし、動物好きなお子さんが非常に増えているというのが徳之島の特徴だろうというふうに思いますし、見学に来られた首長さんが、一番、そこを驚いているところです。

これは観光の要、観光のポイントになろうかというふうに思いますし、さらには牛の増頭でありますとか愛情面でも寄与するのではないかなと期待をしているところであります。

○1番（内 博行君）

その中で、去年の9月の議会でもお伺いしたんですが、町長も言われました去年は167頭、闘牛牛がいるということでしたが、今現在、何頭おられるか把握されておられますでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

今現在、徳之島町の闘牛については171頭になっています。

○1番（内 博行君）

すばらしいですね。僕も、1頭購入しました。

そんな中で、課長がいずれは倍にしたいと、その頃言っていましたので、毎年一度はこれもお伺いしながら進めていきたいと思います。

その中で、花徳闘牛場、待機する牛の場所も造ったりとか、いろいろ頑張っておられる中で、花徳の地域の声とか闘牛があったことで、何か変わったことがあれば、感じたことがあればお伺いしたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

地域の声としましては、かつてのように闘牛大会やイベントが行われることで、にぎわいづくりの場になっているという声を聞いています。

また、東天城地区の牛主にとっては、身近な場所で稽古を行えるようになり、牛主の負担減につながっているとのことでした。

また頻繁に稽古が行われることで、一般の方が立ち寄って見たりということで、かなり増えているような感じでした。

以上です。

○1番（内 博行君）

その観光資源ということで闘牛ということなんですけど、木原議員にも聞くと、今度10月、またけんかさせるということで、それを見た同級生も、また応援するということで沖縄からも

来られますし、全国の闘牛ファンというのはおられて、今、ネットでも配信されていますので、すごく今、ファンが増えてきて、やっぱり僕らも、僕は阪神が好きなんですけど、阪神タイガース、甲子園に行くとやっぱり気持ちいいんです。僕は聖地だと思って、高校野球の聖地でもありますし、その場所でプロ野球をするのを見るだけでも、やっぱり観光というか、それだけのためにも行きますし、だから、この闘牛というものの観光資源というのは、とても大事だと思いますので、これからよろしくお願いします。

その中で観光資源ということで、あるものと、これから探したり生み出していくものを、資源の一つの中で海洋アートへの思い、海洋アートをするということで思いとコンセプトをお伺いしたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

内議員の御質問にお答えいたします。

海洋アートへの思い、コンセプトについてですが、本町ではアンダーシーブリッジ整備事業として取り組んでおります。

まずは、これがどういった内容かということなんですが、ジェイソン・デカイレス・ティラー氏というイギリス在住の世界的に有名な水中彫刻家に、徳之島にちなんだデザインをしてもらう水中彫刻を作成していただいて、海中に沈めて珊瑚礁を増加させること、環境に資すること、それプラス、ダイビングだったりとかシュノーケリング、観光につなげる事業になるようにということで取り組んでいる事業であります。

この事業は、まず、なぜこの事業に取り組むかという、その一番最初のスタートなんですが、徳之島にゆかりのある方が、こういった面白い提案があるということで、広く意見を聞いてくれる町長に相談したいという、そこから話が始まったということで、今現在取り組んでいるところでございます。

○1番（内 博行君）

それであれば、町長のほうからも一言よろしくお願いします。

○町長（高岡秀規君）

最初、この提案があったときに、何の提案かというのは分からなかったんですが、いざプレゼンを聞きまして、非常に徳之島でやる、絶対やるべきだという事業でありました。

世界自然産登録での自然への影響、そしてまた、子供たちへの海の再生をいかに実現していくとか、そういった環境教育にも寄与するのではないかなと。

今までは、山であるとかクロウサギとか、そういったものに再生というものを考えていて、観光で海水浴とかという海の利用の仕方を考えていたんですが、海中にそういったアートがあって、なおかつ魚を呼び寄せるということで、海への生物等々の再生にも役立てるというこの事業は、もう話を聞いたときからやりたいなというふうに気持ちになって、さらには議員の皆

様にも、この気持ちを分かっていたきたいということで視察の中に入れたということであり
ます。

○1番（内 博行君）

その中で、今後の展望という形で、海を愛する人だったりとか世界的な人なんで、多分、世界からインバウンドでも来られる方もおられると思います。

その中で、ダイビングをする方で、今、徳之島の周りには海がありますよね。その海でダイビングスポットとか、何かを色々、皆さんで探したりとか、これからこういう青の洞窟であったりとか、いろんなことがあると思うんです。そういう探す、これから探索していくという計画とかあられるんでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

まずは今後のスケジュールから説明させていただきたいと思います。

今、いろいろとデザインを検討しているところで、幾つかの案が上がってきているところでございます。そのデザインを決定して、彫刻のデザインの決定を8月をめどに決定したいと思っております。

そして、彫刻の製作の完了を12月までに完了させて、冬の間に輸送の完了までをして、来年度、4月、5月に仕上げと設置を行う予定でございます。

今後は、設置後は、やっぱりここをダイビングのスポットとするというところから、またあと、シュノーケリングでも対応できるんじゃないかっていうようなこともありまして、また新たな観光の体験メニューとか、そういった仕事にもつながっていくような展開ができないかっていうことで、地元のダイバーさんたちとも、今後そういったいろんな協議を進めて、まずは近海、設置した場所のいろんな鑑賞のルールであったりとか、やっぱりそういったところがすごく大事になっていくと思いますので、地元のダイバーさんとか、そういったマリンサービスをされている方、そういった方との、今後、協議を進めながら、いろんな取組を展開していきたいと考えております。

以上です。

○1番（内 博行君）

分かりました。

その中で、これからPR活動とかも、海外の方に向けて外国語でのPR活動とかも考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

現在、町のPR体制といたしましては、公式ホームページはもちろんです。各課でSNSを

使ったPR活動を行っております。

そして、総務課にCIRとして勤務しておりますクリスが、またSNSの情報の発信がすごくたけておりまして、海外でのこういったインバウンドの対応というのは、すごく力になる人材であると思います。

そういったところを活用しながら、また先月、企画課に着任いたしました地域おこし協力隊などの協力も得ながら、幅広い情報発信を実施していく予定でございます。

以上です。

○1番（内 博行君）

徳之島町一丸となって、徳之島町発展のために頑張っていきましょう。

内博行の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月13日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 5時06分

令和6年第2回徳之島町議会定例会

第3日

令和6年6月13日

令和6年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和6年6月13日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

植木 厚吉 議員

政田 正武 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	内 博 行 君	2 番	政 田 正 武 君
3 番	宮之原 剛 君	4 番	植 木 厚 吉 君
5 番	竹 山 成 浩 君	7 番	富 田 良 一 君
8 番	勇 元 勝 雄 君	9 番	徳 田 進 君
10 番	池 山 富 良 君	11 番	是 枝 孝太郎 君
12 番	広 田 勉 君	13 番	木 原 良 治 君
14 番	福 岡 兵八郎 君	15 番	大 沢 章 宏 君
16 番	行 沢 弘 栄 君		

1. 欠席議員（1名）

6 番 松 田 太 志 君

1. 出席事務局職員

事 務 局 長 清 原 美保子 君 主 査 中 野 愛 香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 なおみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農林水産課長	高 城 博 也 君	耕 地 課 長	水 野 毅 君
地域営業課長	清 瀬 博 之 君	農委事務局長	白 坂 貴 仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安 田 誠 君
介護福祉課長	廣 智 和 君	健康増進課長	吉 田 忍 君
おもてなし観光課長	吉 田 広 和 君	税 務 課 長	新 田 良 二 君
住民生活課長	大 山 寛 樹 君	選管事務局長	藤 康 裕 君
会計管理者・会計課長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	保 久 幸 仁 君

△ 開 議 午前１０時００分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

議事に入る前に御報告いたします。

本日、松田太志議員より体調不良のため欠席との申出があり、併せて一般質問の通告を取り下げるとの申出がありましたので御報告いたします。

△ 日程第１ 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第１、一般質問を行います。

植木厚吉議員の一般質問を許可します。

○４番（植木厚吉君）

皆様、おはようございます。

６月１３日木曜日、６月議会一般質問３日目となりました。今回１３名の議員が一般質問されておりますが、各議員の質問を聞きながら、本町の関わる課題など改めて考えさせられるところでありました。一つ一つ行政、議会、町民一体となって各課題の解決へ向け取り組んでいけたらと思うところであります。

それでは、令和６年６月定例会において、４番植木厚吉が通告の２項目について一般質問をさせていただきたいと思います。

１項目め、観光地整備についてでございます。

今年１２月の花徳道の駅、自然遺産センター開設に伴い、観光目的の交流人口拡大も大きく期待されるところでありますけども、反面、徳之島町内における観光地、景勝地と言われるところの整備がまだまだ十分に進んでいるとは言えないと思います。各所の整備や観光体験メニューのさらなる拡充が急務と考えます。

また、道の駅遺産センターに立ち寄った観光客が、その施設周辺で島の自然を体感できるような場所の整備が急務かと考えます。

そこで、道の駅の施設からもほど近い花徳黒蛙海岸の駐車場を整備し、もっと立ち寄りやすい場所として整備できないか伺いたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

植木議員の御質問にお答えします。

黒蛙海岸については、徳之島町史の自然編「恵みの島」でも紹介されていますが、数千年前に海水の力で石灰岩が削られてできた珍しい隆起ポットホール群があり、その堆積物は町の天

然記念物に指定されています。そのほかにもシラフェガマと呼ばれる洞窟や干潮時には熱帯魚や海の生き物であふれかえる多くのクムイがあります。

植木議員もそうだったと思いますが、花徳の子供たちは、かつてはこの黒畦海岸で遠足のか場になっていたと思います。その中でも洞窟探検や磯遊び、貝殻採集など、一日中遊ぶことができたと思います。岩やサンゴの状況など、安全面への十分な配慮が必要ですが、黒畦海岸は訪れた人が身体的な体験を通して、楽しさを体感できる魅力ある観光地だと思います。駐車場に適した土地や該当する事業があれば、駐車場整備について検討していきたいと思います。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

この黒畦整備についてですが、これは以前、大分前ですけれども、一度取り上げたことがあります。また、その際に、駐車場用地として整備する予定だったのですが、用地の件でなかなか話が進まず、そのまま話が頓挫したような格好になっているわけですが、また今回、民間の方から、用地の提供といいますか、協力ができるという旨の話もありましたので、その辺も踏まえて、また地域の協力を得ながら、どのような事業が活用できるか分からないですけども、ぜひそういう用地の確保がもし可能であれば、さらにちょっと事業化のめどが具体的にになってくるのかなと思いますけども、どうでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

言われたような状況で、また一度一緒に現場を見て、その状況を見ながら該当する事業があれば検討していきたいと思います。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

先ほど課長のほうからも、黒畦の説明をいただきましたけれども、我々も幼いころ、遠足と称してよく学校で行った記憶がありますので、一日中って半日ぐらいでしたけども、すごいいろんな箇所で楽しんだり、元々釣りのスポットであったりして、結構人気の場所ではあるんですけども、行かれたことがある方は分かるかと思いますが、長い下り坂に入り口になっているんですね。下がそのまま浜になっていて、ちょっと勝手が分からない人は、そのまま車をはめてしまったりとか、よくそこで車がはまり込んで引き出しに行ったりする作業もあるんですけども、やはり駐車場が整備されていれば、もっともっとあの辺に都会の方も行きやすいのかなということがありまして、今回提案させていただいたところでありまして。

また、先ほどの課長の答弁の中にもありましたけれども、洞窟がありまして、その辺もまた非常に魅力的な観光の資源になるのではないかなと思うんですけども、その辺も含めて、洞窟も含めた体験メニューとか、その辺今後検討の余地はないでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

黒畦全体を、いろんな貴重なものがありますので、黒畦全体とした自然を学び楽しめる観光メニューの構築は可能ではないかと思います。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

これまた次の質問にそのままつなげたいと思いますけども、私も人づてというか、先輩づてのお話なので、詳しいあれは分からないんですけれども、以前この浜で海水を利用した塩の製造を行っていたという話を聞いたことがありまして、恐らくここじゃないかなというような塩田跡のようなものもあるんですけれども、そのような過去の事業といたしますか、そういうものを調査したり、またそういうものを再現して、またそういう事業化、体験メニュー化はできないか伺いたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

黒畦は海水の塩分濃度が高いと言われ、植木議員がおっしゃったように、かつては花徳村や旧日本軍の塩だき場として活用されていたようです。

塩製造の再現はできないかとのことですが、当時製造法は、恐らく砂浜に海水をまき、塩分濃度を高くしてからたき上げる揚げ浜式と呼ばれる製塩法で海水をくみ上げてから釜だきと、完成まで数日かかります。最終的な釜だきには数十時間を要し、火加減など熟練した技も必要で、再現は難しいのではないかと思います。

塩造り体験は難しいと思われますが、現地で塩だき場であったという歴史を学びながら、先ほども言いましたけれども、黒畦全体の自然を学び、楽しめる観光メニューの構築はできるんじゃないかと考えています。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

この件に関しましては、いきなり恐らく事業化というのは難しいのを分かりつつ質問させていただいたんですけども、かつてこのような自然を利用して、このような製造が行われ、日々の人々の糧になっていたという、このようなこともやっぱり島ならではのものですし、こういうのをまた島外から来られた方に体験していただくのも面白いのではないかなと思う中で、全ての行程をその浜とか、全ての事業で賄うというのは難しいかとは思いますが。

その中で、地元の協力等をもらいながら、さっきの揚げ浜式ですか、という製法では、まず砂をまいて、そこに海水をまいて、濃度を上げて、最終的にはたき上げていくという製法になるかと思いますが、中途の段階まで地元の協力をもらいながら、原材料といたしますか、

濃縮された海水等を造って、その原材料を元に遺産センターなり周辺の施設でたき上げの体験とか、その辺のメニューであれば可能ではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

おっしゃるように、集落の方々、またいろんな方の協力を下にであれば、できると思いますが、時間的いろいろ調整が必要じゃないかなとは思いますが。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

このような観光資源なり、このような類いのものの発掘とか掘り起こしとか、それをするような事業等々はないものでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

該当しそうな事業が観光庁の方でいろいろありますので、また条件等もいろいろありますので、おもてなし観光課のほうに一度相談に来てもらえればと思います。

以上です。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

本年度、道の駅「とくのしま」有効活用検討業務という業務を発注しておりまして、これの業務内容の一つとして、道の駅「とくのしま」を拠点とした新たな観光スポットだったり、周遊コースを検討したり、周辺の整備とかの検討を行うというメニューも取り込んでいますので、今植木議員の言われた、この体験メニューですね、新たな体験メニューの構築という発想を、またこの業務の中でいろいろと検討して、観光課と連携した事業の構築に進めていけるように努力したいと思っています。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

これ、前回の議会でも地域の戦績や史跡等のお話をしたかと思うんですけども、そのような手入れをするということも一つの、側面を変えれば観光資源ということになると認識であるわけでありまして、そのようなものを地域にある本当に隠れた資源等々を地域の人間で発見をし、また地域一丸となって磨き上げていくという作業をこれからもどんどん進めていかないといけないのではと思うところであります。

また、課長のおっしゃるとおり、行政のみでは全て予算化するのは難しいところもあるかと思いますが、ぜひ地域の方々といろんな話の中で、事業化できるもの、また協力もらったら事業化できるもの等を今後もぜひ話し合っていければと思うところであります。

次に山クビリ線の活用についての質問ですが、花徳山クビリ線の件ですが、徳之島町においても、この徳之島の豊かな自然を体験できる唯一のコースではないかと思うところでありましても、今後この山クビリ線をどのように活用し、また整備していく予定なのか。また、その他のスポット等の整備の予定はないか伺いたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

山クビリ線周辺は、希少な動植物が生育・生息しており、エコツアースポットとして活用されるなど、貴重な自然が人気となっています。そのため、認定ガイドの動向が必要です。世界遺産センターや道の駅「とくのしま」からガイド情報を案内してもらえたらいいと考えています。

あと、整備計画については、畦プリンスビーチを整備できたらと考えています。

○4番（植木厚吉君）

もう一度改めてお伺いしますが、この山クビリ線、ぜひ行ってみたいという希望者があった場合に、その利用する際の要件というのは、すみません、もう一度改めていいですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

山クビリ線については、徳之島利用適正化連絡協議会において、山クビリ線の利用ルールを出しています。その中の条件として、認定ガイドの動向が必要とされています。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

今出ました利用適正化連絡協議会というものがあるということで、そちらのほうで、およその利用についての取決めを行っているところかと思いますが、これが30年度ぐらいですかね、協議会が発足したのが。なのかな。その後、これは登録前の多分、協議会になろうかと思いますが、うちも上花徳集落の代表として参加させていただいたことありますが、また今現在のこの環境とその当時とは違いますので、いろいろその構成員といいますか、オブザーバー等の見直しも必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

先ほども説明しましたが、道の駅を拠点とした有効活用というメニューの中で、道の駅をEV車、エコバイク等を使った、またそこで山クビリ線のナイトツアーみたいな、そこを絡めた観光メニューとか体験メニューというところを検討する中で、認定ガイドと、またこういった協議する場を持ちまして、有効活用の連携を固めていくというか、いろんな、一番山クビリ線を使おうとしたときに、道の駅を待ち合わせ場所とかにして、そこからスタートできるって

うルートができると思いますので、そこはガイドのほうと協議を持つ場所をつくって検討していきたいと思います。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

そこから派生してなんですけども、この認定ガイドというのは現在何名ほどおられるのか。また、その認定ガイドになるにはどうしたらいいのか、もし分かればお答えできますでしょうか。

すいません。これ少し通告じゃなかったんで、あれなんですけど、自分のちょっと認識の中では、ガイドの資格を取るのに結構時間がかかったようなイメージがあるんですけど、この辺また今どのような感じで進めていっているのか、まだ把握しきれていないんですけども、恐らくガイドももっともっと増やさなきゃいけないんじゃないかなと思うところでもあります。また、先ほど企画課長がおっしゃったような事業の中で、このようなガイドの増員とか、そのようなことにつながるようなことも、ぜひ取り組んでいていただければなと思うところでもあります。

徳之島のこの世界自然遺産に登録されたテーマが、生物の多様性というのがテーマであるかと思いますが、やっぱりこの多様性、自然遺産と道の駅とを訪れたときに、島の自然というのはぜひ体験して帰りたいと思うんですよ。その中で、まだ深く触れ合ったりする場所がまだまだ少ないのかなという思いで今回質問させていただいているんですけども、昨日の町長の答弁にもありましたけども、観光目的で来られる方は、恐らくほぼほぼその道の駅には立ち寄るかと思いますが、その中で、また各地域、北部も含めてですけども、そのような地域の地域資源、また観光スポット等の掘り起こし、また整備の作業は必要になってくるかと思いますが、その辺の掘り起こしを作業できる事業等も何かありますか。先ほどの事業で対応可能ですか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

道の駅有効活用事業の中では、道の駅で行うイベントとかを年間のスケジュールを組んでいこうと考えております。それは北部地区を中心とした各集落のお祭りであったりとか、行事を道の駅でもらえないですかとか、そういうことを各集落にお願いに伺おうと思ってます。その中で、今議員の言われた、やっぱりそれぞれの地元の人しか知らないいい場所であったりとか、そういったことも情報を提供していただいて、また新たな観光の場所というか、あと、例えば集落の方がガイドをしていただけたらとか、そういった地元にまたお金が落ちるような仕組みも、この活用事業の中で検討したいと思います。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

これは自分も含めてなんですけども、島外に出る際、帰ってくる際、空港を利用しますよね。

その際に、普通に亀津のほうから来られると左折をして天城方面に向かうかと思うんですけども、逆に島外から来られる観光客の方々が空港に降りて、逆にそのまま中央というか、そこを通らずに、逆に松原と名間方面から山、手々、金見を通して行きたいと思わせるような仕組みづくり等々も必要ではないかなと思うところであるんですけども、その辺の含めた今後沿道整備でありますとか、ぜひ進めていっていただきたいと思うところなんですけども、その辺の北部の整備といいますか、今後の展望について、町長何か一言ございませんか。

○町長（高岡秀規君）

今、観光メニューについては、我々もしっかりと今までにないメニューであったり、今まで経験したメニューであったり、検討しなければいけないというふうに思っておりますし、今、中島課長が答弁ありましたが、この道の駅というのは必ず観光客が来ますから、そこでメニュー開発ですね、観光に対してのどういったことを体験させるか、どういったものを見せるか、何を食べさせるか等々のメニューを、JTBでありますとか、旅行業者だけに任せるのではなくて、我々自らが企画をして旅行業者に提案できるぐらいの、JACでありますとか、JALでありますとか、それぐらいの熱意がないと、なかなか我々が思った以上に観光客の交流人口というのは増加が見込めないかもしれません。我々地元としてもしっかりと、人任せではなくて、自らの提案力で施策を打ち出していかなければいけないというふうに思っておりますし、東天城地区等々につきましては、徳之島の町の特徴としましては海でありますから、その海をどうやって観光客に体験、そしてまた景色等を楽しんでいただくかということをしっかりと検討していきたいなというふうに思います。

○4番（植木厚吉君）

昨日の広田議員の質問にもありましたけれども、本当に全国のもう道の駅、経営で苦勞されている施設のほうが多いということも現状にあります。また、「とくのしま」のこの駅もオープンしますけども、実際来ていただいて、またぜひ行きたいと思わせるような仕組みづくりをしっかりつくっていかないと、やはり1回来て、ちょっと残念だなと思われるような施設でいけなと、施設といいますか、周辺を整備しないと、その施設だけでは恐らく満足できないと思うので、その辺をしっかり今後も取り組んでいっていただきたいと思います。

次に、4番目に行きたいと思います。

センター近くの万田川という川がありますけども、その川を活用して、川遊びの体験や、また環境教育等ができる河川整備等ができないか。また、国の事業であります、かわまちづくり支援制度等を利用した事業ができないか伺いたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

センター近くの万田川については、二級河川ということで県が河川管理者となります。県の

ほうに河川事業について問い合わせたところ、かわまちづくり支援制度の活用は考えられるとのことでした。しかし、この事業については、計画策定や維持管理等に関する地元の協力が必要ですので、まずは地域の要望や将来の維持管理体制について何ができるかと検討が必要であり、その上で河川管理者である県に相談してほしいということでした。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

この万田川の管理に関しても、以前質問させていただいて、県の方で随時土砂撤去等はしていただいて、きれいにさせていただいてるんですけども、なかなかやはり普段人の、地域の方の手が入らないと、すぐさま草山になってしまうので、このような提案をしたところであるんですけども、まあそういう人がかかわることで環境教育とか、自分もそうなんですけども、小さいころ、近隣の川で川をせき止めてうなぎを捕ったりタナガを捕ったりした記憶があるので、やっぱりそういう中で自然の豊かも知る反面、また空き缶であったり、ごみの多さで、その環境問題にこう、こんなものもあるんだなと思った記憶もありますので、そういう教育ってぜひ幼少期には必要かと思うんですよ。

以前、地域おこし協力隊の方が、河川の環境について取り組んでおられた事業があるかと思えますけど、その辺何か紹介できることがあれば。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

以前、令和2年、3年の2か年ですかね、地域おこし協力隊環境教育専門員として、鈴木先生という方が地域おこし隊として就任していただいております。この先生は、子供たちの総合的な学習の時間を利用して、環境教育ということで、亀津の大瀬川であったり、亀徳の川、あと花徳の下田川とかで子供たちに環境の教育をしていただきました。

議員の言われるように、世界遺産センターは、もちろん徳之島の世界遺産の希少な動植物の勉強にもなりますし、身近な川で、また川の生物の環境の教育とかってというのが一緒にできるような場所になれば、またあの施設全体が遺産センターと道の駅と河川とか、すごくいい場所になるなっていう、すごい想像ができますので、またこういった観光、環境教育の専門員とかも、そういった際に呼んで、また環境の勉強をしながら、河川の生き物だったりとか、そういった活用ができれば素晴らしいと思いますので、ぜひ検討を進めたいと思います。

○4番（植木厚吉君）

恐らくこの議場におられる方々は、幼少期にそういう海、山、川等々でよくよく遊んだ世代であろうかと思います。しかしながら、ここ最近、小さい子たちに単独で海や山や川とかに勝手に行っておいでとか、なかなか言いづらいこの御時世でもありますし、なかなか子供たちも好き好んでそのような場所に行こうとは思わないと思うんですね。僕らの時代と今の時代とのそ

の差もあるあろうかと思いますが、やはり自分の経験の中でも、そのような自然と触れ合う中で学んだことはたくさんありますし、そのようなことをあえて環境教育として取り組んでいかなければ、なかなか今の子供たちには伝わっていかないのかなと危惧しておるところであります。

改めて環境教育についての見解等、もし教育長何か御意見ありましたら、伺ってよろしいですか。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。

今、先ほど中島課長のほうが説明しましたとおり、亀津小学校と花徳小学校の子供たちが世界自然遺産の何か会の際に、水辺の生き物の調査をして、非常に鈴木先生も褒めていらっしゃいましたが、すごく精度の高い調査研究をして、上流・中流・下流でこういったような生き物がいるのか、その個体の個数とか、そういったのを、いわゆる僕らが以前その遊んでいた、ああいったような観点とはまた違う、学問的に、系統的に、そういったような手法で子供たちは学ぶことができました。ですので、もし学校でそういったような活動をするときは、もちろん楽しく遊ぶという体験活動プラス、それを学びに変えていくという、そういうような新たな学習プログラムを鈴木先生等にも教えていただきましたので、学校においては、以前そういったような学習を糧に、総合的な学習のプログラムの組み方、そういったのも今また引き続き進んでいるというようなことです。

ただやはり、人的な支援とか、そのときには企画課の職員も含めて、いろんな役場の職員もいろいろと支援体制が、かなり子供たちの安全も含めてありましたので、そういったものも含めて、今後北部においては、先ほど議員おっしゃったように、そういう環境を守るとか、自然環境をも生かしながら学習をとというのは、これから子供たちの学習のテーマにもなると思いますので、そういったような学習のあり方も、私どもも本年度か来年度以降に受けて、この総合的な学習のあり方、今聴取もできて、徳之島学というような自然、歴史、文化も含めて、そういったものを子供たちに教えていくというプログラムを、やっぱり学校教育の中にも入れていくというような方向性を今示しておりますので、そこも踏まえて、この豊かな自然とか、そういったようなものも、まちづくりも含めて、ちょっと今後方向性を見ながら、学校のほうとも話し合って検討をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

先日、町長等も参加いただきまして、無事花徳の豊年祭、お祭りを終えさせていただいたところなんですけども、まず話少し戻りますが、世界自然遺産に登録されたそのテーマが、人と自然との共存、また多様性というところでもありますので、このような徳之島におきましての地

域と自然、また農業と自然というのは、かなり密接したものであろうかと思います。

先般の豊年祭等も五穀豊穡、農作物の豊作を祈ってのお祭りであるわけですが、そのような祭りの本来のテーマというものが最近では徐々に薄れつつあるのかなと。なぜこういう祭りをこの時期にしているかとか、その辺も、やはり祭りの中を通してしっかり伝えていかないと、ただ形骸化したイベントになってしまいますので、その辺、伝統文化の継承という言葉がよく出ますけども、そのような行事を通して、しっかり後世に伝えていくというものも必要かと思いますが、その辺、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

議員のおっしゃるとおりだと思っておりまして、よって、奄振の事業に教育及び文化っていうことを要綱に盛り込んでくれということを要望したわけです。そのお祭りでありますとか文化とかっていうことを子供たちも含めて地域全体でそれを伝承することが、結果的にふるさとに誇りを持ち、そしてまた子供たちが世界に向けて自分のふるさとをプレゼンできるようになるだろうと。そのプレゼンできることこそが、私は重要なグローバル化だというふうに考えております。

そこで、今後も、歴史・文化、そしてまた万田川の環境教育ということのお話でしたが、そのためには両立した環境保全ということが重要になろうかというふうに思います。

今先ほど、かわまちづくりの支援ということで、私の見解は、登録要件が非常にハードル高いかなというイメージだったんですが、今答弁あったように、県としたら、ある程度対象になるのではないかなということですので、当然中心市街地であるとか、地方創生の特区及び環境モデル都市として、国として積極的に支援している河川というふうな登録要件等もございますので、そこは世界自然遺産登録になった今、万田川の環境保全と同時に、かわまちづくりの支援というものが県のほうに要望していけたらいいかなと今感じたところです。

○4番（植木厚吉君）

この島は農業立島でありますし、農業は欠かせないものであります。環境教育の側面も含めて先ほども話しましたが、農業と自然との関わりですね、いつも富田議員、福岡議員が取り組んでおられますけれども、密接に自然環境と農業とも含めて関連してくるものかと思います。そのような中で、やはり環境について体感しながら学んでいくというプロセスは大事なのではないかなと思うところであります。

この中で、皆さんのタブレットに資料が配付されているかと思いますが、今のそのかわまちづくりの支援制度ですね、資料があるかと思いますが、改めて建設課長、この事業について概要等を教えていただけますか。

○建設課長（作城なおみ君）

概要ということですが、まず計画の策定が必要ですので、作成する、定める内容を御説明い

たします。

水辺とまちづくりに関する基本方針、地域活性化やにぎわいあるまちづくりに資する定量的目標、支援事業の内容、推進体制、安全な河川利用に向けた取組、都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組、生物の生息・育成・繁殖の場の保全・創出に関する取組、維持管理計画、その他特筆すべき事項等を計画に定めなければならないので、きちっと準備をしなければならないと思っています。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

今回この支援制度を提案させていただいた理由も、センターができて、道の駅ができて、恐らく多くの観光客のほうが立ち寄られることかと思いますが、実際本当に近隣に、ここって今立ち寄られる場所が少ないというのも現状でありまして、そのような中で、こういうような制度を活用して自然と触れ合える場所を確保するというのも一つのアイデアではないかなと思って提案したところであります。

ぜひ県のほうとも協議を進めていただいて、道の駅の運営と合わせて、このような制度が活用できるよう、ぜひ取り組んでいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に移りたいと思います。

徳之島における害虫・外来種についてお伺いしたいと思います。

現在、奄美群島内で問題になっている特殊害虫や外来種の現状について伺いたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

まず、昨年5月に侵入が判明したシロアゴガエルがいます。シロアゴガエルは、井之川以南、亀徳以北地域を広く分布しており、飛び地的に亀津北部、南原でも確認されています。また、伊仙町では、喜念、目手久でも確認されています。

徳之島町では、6月時点で、沈砂池になりますけれども、約40か所で確認されている状況があります。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

今回、このシロアゴガエルにちょっと特化してお伺いしたいと思うんですけども、これは去年ですかね、民間の方が発見をされて、ちょっと騒動になったという経緯があるかと思うんですけども、現在、動向で言えば増加の傾向にあるということでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

昨年発見されて、駆除作業を行っていましたが、昨年発見された場所より増えているので、

生息地は増えていることになります。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

まず、この外来種というものが及ぼす自然形態の影響というのは、どのようなものがあるんですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

徳之島の生物多様性で遺産登録されていますので、外来種が侵入することによって島の生態系に影響があるということになります。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

この件に関しては、今環境省のほうも一生懸命取り組んでおられるところと聞いておりますが、以前からいろいろな種類の外来種と言われるものがあるかと思いますが、その他、ギンネムとかでしたかね、いろいろあったかと思いますが、現況そういうほかのものというのは、今の現状ではどういう感じなんでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

今、予想外のギンネムの話がありましたけど、ギンネムについては、恐らく沖縄のほうから入ってきた、下の方から入ってきたものだと思います。

私がいろいろ調べている中では、元々種類によっては飼料用とか、そこら辺でいろいろあるんですけど、ある程度また毒性もあるような感じでありますので、そこら辺はやはり今後、これだけいろんな意味で入っていますので、対策は何らかの形で必要じゃないかなと思っておりますので、今のところ、個人的でありますけど、ギンネムに関してはいろいろ文献を調べております。

ギンネム以外に、またこちらの農林水産の管轄ではないんですけども、アメリカハマグルマ、要はこういったものに関しては、やはり先ほどおもてなし観光課長もおっしゃったように、生態系、まあ要するに繁殖域が急激に広まることによって、その多様性であった希少動植物が生息する場所がなくなると。要するに、外来種が非常に強いものですから、そこら辺でどんどん減っていくというふうな可能性があります。恐らくそういった意味で言えば、歴史的に言えば、クロウサギに関しても、猫の問題が発生したのも、いろんな詳しい方が調べて、そもそも徳之島に猫がどういった経緯で入ったのかとか、そういったものからが始まっているのではないかなと。これは憶測で物言いはいけないんですけども、恐らくそういった意味で、こういった野猫の問題が出たのではないかなと思っています。

また、通告の中にありますカイガラムシについてでありますけれども、ソテツカイガラムシについてでありますけれども、令和6年2月末時点では、奄美大島本島の5市町村、奄美市、龍郷町、大和村、宇検村、瀬戸内町で被害の発生が確認されています。沖縄県でも発生しております。現在のところ、徳之島では確認の報告は出ておりませんが、いろいろパンフレットで、一、二件の農家から問合せがあったりしております。そういった意味で、何らかの方法を事前に準備はしておかなきゃいけないなとは思っております。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

これ、奄美のほうではかなり今問題になっておると聞いております。実際私も先日訪れた際に、現状をちょっと見てみましたが、かなり広範囲で、恐らくもう枯れておるだろうと思うぐらいのソテツがたくさんありました。これが島に来たらどうなるのかなと危惧しておるところでありますけども、海外では、このカイガラムシで島のソテツが全滅したというような事例もあると聞いております。やはり、今まず事前予防、まず持ち込ませない対策が早急に必要かと思っておりますけども、実際今このような対策の事業は考えておられますか。

○農林水産課長（高城博也君）

対策は考えているかということで、現在、ソテツカイガラムシについては、徳之島には確認されておませんが、ミカンコミバエのように初動対応が一番肝心なものでありますので、まず注意喚起で周知をして、住民の皆様から早期に情報をもらうというのが、まず最初にあって、そこに現場確認をして、県のほうから、いろいろとソテツを守る薬剤のやり方とか、そういうのが出ておりますので、当然こういったものを使って、注意喚起をやって、先ほども答弁した中身なんですけれども、準備の段階で、先日問合せがあって農林水産課のほうに住民の方がいらっしゃいました。この薬はないかとかいったときに、農協にはないというふうな話、取り寄せになるということになりましたので、それでは非常に初動対応にまずいではないかと、今担当と話しております。

ですから、行政のほうに、その初動対応ができる部分に関しては、事前に何らかの保管とか、そこら辺はやっておくべきではないかなと思っておりますので、またそういった意味で、予算面で議会の皆様にもまたお世話になるかも分かりませんので、そのときはまたよろしくお願いしますし、その初動対応が一番肝心だと思っておりますので、それが動けるように御協力をお願いいたします。

○4番（植木厚吉君）

これは、防除に効く薬品とかはあるわけですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、去年の段階では、鹿児島県の県の課長会議に出たときに、今が試している最中だというふうな話であったんですけども、今回また今年の中でこうやって示されたものについては、まず直接効くのではなくて、何か防除スケジュールというのが出ておりまして、それによって2月、3月、2月にマシン乳剤、4月から8月まではマツグリーン液剤2とか、散布回数とか、そこら辺は非常に出ておりますので、またその後にマシン乳剤とか、被害葉の切除とかいうふうな形で出ておりますので、何分、先月の後半に私どもも承りましたので、今周知する準備をしております。まずは情報を頂きたいと思いますので、この場を借りて住民の皆様をお願いしたいと思います。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

これ、もし分かればいいんですけども、このカイガラムシ、ソテツ以外に寄生する可能性とか、そのような事例とかはあったりしますか。もし分かればいいですが。

○農林水産課長（高城博也君）

今のところは、ちょっと私のほうでは、資料のほうではあれなんですけれども、これだけ広く分布しているので、その可能性は、ソテツ類の関係に関しては、やはり可能性があるのではないかなと。これは本当、憶測で物を言っただけとはいけないと思うんですけど、カイガラムシではないかなと思うのであれば、そこら辺もちょっとですね……。

○議長（行沢弘栄君）

植木議員、後からでもいいですか。

○4番（植木厚吉君）

はい。

今の質問の意味といいますか、もしソテツ以外等で寄生する可能性があれば、そういうような植物の群島内の移動規制とか条例等も、もしかしたら今後は必要になってくるのではないかなと思うところであります。

先ほど課長の答弁でありましたように、初動対応、初期の対応が一番の特効薬であろうかと思えますし、その前のシロアゴガエルの件に関しても、宮古島のほうでは絶滅に至ったという事例があるようで、それは本当、初期の段階で徹底した防除を行って絶滅まで持ち込めたという例もありますので、仮にこのカイガラムシも島内に入る可能性は十分にありますが、この初動対応というのが一番のものかと思えます。ぜひ先ほどおっしゃっていた内容のとおり、いろんな事前準備を進めていただければと思うところであります。

以上で私の質問は終わりますけども、質問全般通して、やはり今後は行政、議会、住民の三者の協力の下で様々な事業を進めていかなければ、また一方だけの努力では進まないところも多いかと思えます。ぜひみんなで協力して島をよくしていければと思うところであります。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政田正武議員の一般質問を許可します。

○2番（政田正武君）

皆さん、こんにちは。

先日、日本は一体どんな教育を子供にしているんだという見出しのネットニュースがありました。どんな記事かと申しますと、昨年イタリアの夫妻が京都観光をしているときの話でした。二人を乗せた車が横断歩道の手前で停止し、夫妻は横断する子供たちを見ていたそうですが、渡り終えた子供たちが車に向かいおじぎをしたそうです。その光景を見て、すごく驚き感動して、自分の娘に日本の子供はすばらしいと、約8秒間の動画を送ると、娘からも、すばらしい。今からSNSに投稿すると返事が来たそうです。お母様は、どうせママ友くらいしか見ないのにと思っていたところ、実に世界で4,000万回以上再生され、どんな教育をすれば、こう育つんだ。相手を尊重し、礼儀を重んじる。お互いが思いやりを持つなど、世界から日本の子供たちに数多くの称賛のコメントが相次いだという記事でした。また、アメリカの雑誌タイム誌でも紹介されたそうです。

しかし私は、十数年前にこの光景を目の当たりにしております。花徳支所前の県道に横断歩道がありますが、そこに四、五名ぐらいだったと思いますけれども、花徳小学校の子供たちが待っていたので停止し、横断するのを待っていました。渡り終わると全員が私におじぎをしました。このような光景を見たのは島で初めてで、本当に衝撃的で感動いたしました。ですので、外国の方が感動するのも無理ないなと感じつつ、また島の子供たちが褒められているようで、大変うれしい気持ちになりました。そして、この記事を見て、当時を思い出し、本町は本当にすばらしい教育を行っているんだなと実感いたしました。今後もこのように感謝と思いやりを持った心豊かな子供たちが多く育つよう、すばらしい教育を行っていただきたいと思います。

それでは、2番政田正武が3項目について御質問いたします。

初めに、公民館講座についてですが、公民館講座の趣旨は何かお伺いします。

○社会教育課長（安田 誠君）

政田議員の御質問にお答えいたします。

公民館講座の趣旨ということですが、生涯学習の観点から、地域に住む方々が気軽に学べる

初心者向けの講座を開設し、趣味を広げたり、世代間の交流、学び直し等を通じたコミュニティづくりや生きがいづくりではないかと思っております。

○2番（政田正武君）

ありがとうございます。

次に、現在、講座が開催されている各自治公民館、学習センターの施設使用料についてはどのようなになっているかお伺いします。

○社会教育課長（安田 誠君）

御質問にお答えいたします。

現在、公民館講座の施設使用料につきましては、講座ごとに受講者が負担しております。ちなみに、学習センターの使用料は昼間の講座だと1時間当たり700円、夜間の講座では1時間当たり840円の施設使用料を徴収しております。

なお、各自治公民館では、1時間当たり、おおよそですが1,000円プラスクーラー代というふうになっているようです。

以上です。

○2番（政田正武君）

それでは、施設使用料に関しては受講者の方が全額負担しているということでしょうか。

○社会教育課長（安田 誠君）

はい、そのとおりでございます。

○2番（政田正武君）

先ほど課長から趣旨の中で趣味を広げる多世代間の交流と生きがいづくりとありました。公民館講座の受講者の中に認知症の方がいらっしゃって、1人では受講が困難ということで奥様と一緒に受講され、楽しんでいる方もおられるとお聞きしています。公民館講座は、まさに生涯学習であると感じております。

近年は受講者も少なくなっていると聞きますが、受講するに当たり、個人負担が大きいとなかなか受講しにくいのではないかと感じております。今後、受講者の負担軽減という意味でも、自治公民館や学習センターの施設使用料を減免するといったお考えはないかお伺いします。

○社会教育課長（安田 誠君）

御質問にお答えします。

現在、学習センターの使用料につきましては、全ての貸し館業務において使用料の減免等の措置は行っておりません。

議員がおっしゃるように、公民館講座は気軽に受けられる形が望ましいと思いますので、今後また生涯学習の推進という点からも、個人負担が大きくならないように受講者数の推移、他

市町村の現状等を考慮しながら今後検討していきたいと思います。

○2番（政田正武君）

学習センターの使用については、平成20年ころに私も社会教育課に在籍しておりましたけれども、そのときに高城課長が学習センターの担当をされていて、そのときに条例改正した記憶がありますけれども、町の条例には、各課いろいろな条例等がありますけれども、使用料等については、減免措置や、その他町長が認める場合にはこの限りではないという文言が多々記載されておりますけれども、公民館条例には記載されていませんよね。

この文言の記載については、いろいろいきさつがあり、あえて記載しないという判断をした経緯がありますけれども、この文言が入っていれば、解釈の仕方によっては減免等も可能だったと思うんですけれども、その文言が入っていませんので、現在の条例ではなかなか難しいと思いますけれども、いずれにしましても、公民館講座は町民の皆様が気軽に受講できることが一番だと思いますので、令和5年度、そして本年度の施設の年間使用料がどのくらいだったのか、実績を挙げて参考にして来年度以降条例改正などを行うなどして、自治公民館、学習センターの使用料の減免、全額負担なども含め、町が主催する事業ですので、受講生の負担軽減という意味でも、ぜひ検討していただきたいと思いますけれども、課長いかがですか。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

先ほどおっしゃいました条例等の改正と、その経緯等を考慮しながら、また先ほども言いましたけど、ほかの市町村等とも現状を確認して、今後減免等については検討してまいりたいと思います。

○2番（政田正武君）

ぜひ受講生がたくさん受講できるように、生涯学習ですのでもなるべく負担がかからないような公民館講座にしていきたいと思います。

次に、65歳以上に付与されるポイントについてお伺いいたします。

現在、65歳以上に付与されるポイントはどのような事業に適用されるかお伺いします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

政田議員の質問にお答えいたします。

高齢者元気度アップ・ポイント事業なんですけれども、現在、社会福祉協議会のほうへ委託事業として行っております。この事業は、高齢者の方々の健康づくりや社会参加を応援する事業で、参加者の健康づくり、生活の活性化などにつながるもの、地域の交流機会を増やし、共同意識につながるもの、地域社会への貢献活動であり、生きがいつくりにつながるものなどの事業です。

現在、ポイントが付与されている主な事業としては、グラウンドゴルフ、ゲートボール、地

域サロン、地域美化活動、ラジオ体操、特定健診などの健康診断などとなっております。

以上です。

○2番（政田正武君）

今、課長から答弁ありましたけれども、社会協議会に委託して、グラウンドゴルフ、ゲートボール、地域サロンと、御高齢者の健康づくり、地域との交流、地域社会への貢献など、生きがいづくりにつながる様々な事業にポイントが付与されるということでございますけれども、町や各課が主催する事業等にも幅広くポイントが付与されるように事業を増やすようなことは考えられないか伺います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

まず、元気度アップ事業について説明いたしますと、先ほど申しました事業の目的等に沿った活動等へ参加された高齢者がポイントをもらえます。まず、主催者側が高齢者元気度アップ・ポイント事業登録活動申請書等を社会福祉協議会へ提出することになりまして、登録された場合は、主催者側が責任を持って、そのポイントを管理して参加者へ付与することになります。

拡充ということなんですけれども、事業の目的に沿った活動等が増えることが事業の拡充につながると思いますし、また役場のそういった事業につきましても、そういった趣旨、中身を関係課等へ制度の案内をするとともに、その事業の目的に沿ったものであるかどうかというのを事業委託している社会福祉協議会などとも審査協議し、検討していければと思います。

○2番（政田正武君）

本町には65歳以上の方が3,439人おられるということですが、ポイントカードを登録している方が756名ということで、多くはないと思うんですね。先ほども申し上げましたけれども、もっと底辺を広げて、いろんな事業を社会福祉協議会へ事業登録申請して、多くの高齢の方に参加していただければ、介護や医療機関にお世話にならない、健康寿命も伸び、元気な御高齢の方が増えると思います。また、現在50ポイントですかね、付与されているポイントが。それから100ポイントにアップすれば、単純に100日間は家にひきこもらずに外に出ていくということになりますので、さらに元気で健康な高齢者が増えると思いますし、そういうことで事業の拡充とポイントの拡大については、どうお考えですか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

昨年、おとしのようなコロナ感染による活動が停滞していた時期に比べまして、昨年度は後半からいろいろ高齢者に関連する行事が復活、開催されておりまして、家から出る機会が増えました。

議員がおっしゃるとおり、元気な高齢者が増え、介護予防、健康づくりが進めば、いろいろな面でよい影響があると思います。

この事業は、県の補助事業も活用しているところなんですけれども、ポイントを増やすことによって、町の単独費用も増えることになりますので、そこはまた財政担当等とも協議をしながら、検討させて進めていければと思っています。

以上です。

○2番（政田正武君）

ぜひ、こういうことが増えていくと、元気で健康な高齢者が増えることとなり、介護保険料や医療費の削減につながると思いますので、ぜひ前向きに検討をいただきたいと思います。

次に、現在、防災無線で、地域サロンに参加するとポイントが付与されますとか放送がされ、広く周知されていると思いますけれども、知らない方も少なくないと思います。

前回の議会でも申しましたが、町民の情報のソースは限られているんですね、防災無線、広報紙。ですので、先ほど課長が答弁されたように、どのような事業に適用されますとか、事業一覧を広報紙等でお示しすることはできませんか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

今ポイントが適用される事業につきましては、例えばチラシ等、ポスター等があると、ちょっと皆さんにお配りしていないんですけれども、丸いシールですね、高齢者元気度アップ・ポイント事業といった丸いシールが貼られているんですけれども、この事業は平成24年度から開始された事業で、今年度で10年経過されております。制度をあまり知らない新たな高齢者とか、また関係課というか、役場内でもちょっと浸透がなくなっているのかなと思いますので、議員の御指摘のとおり、改めて周知が必要かなと思いますので、委託先である社会福祉協議会とも連携協議をしながら、広報紙、ホームページなどを活用するとともに、制度の拡充、周知に努めていければと思っています。

以上です。

○2番（政田正武君）

ぜひお願いしたいと思います。

次に、母間港遊具施設に係る休憩所の設置についてですが、母間港内に設置されている遊具は、集落の幼児、母間保育所の園児、さらには他町からと、多くの方に利用されております。

私も孫を3人連れてよく利用させていただいているのですが、休憩場がなく、天気がよい日などは、暑過ぎて長時間の利用はもう本当に無理です。せっかくいい施設があっても利用しづらいと、宝の持ち腐れ、もったいないと思うんですね。屋根付きの休憩所を設置することにより、熱中症など健康被害防止等にもつながり、利用頻度も上がると思います。また、夏場はス

コール等もありますし。

母間港の遊具については、私が総務課のときに竹山議員から遊具を設置できないかと熱望があり、何か補助事業がないか模索していたんですが、漁港ということもあり、建設課のほうとも協議をしたんですけれども、設置は難しいということで、ほかにもなかなかいい補助事業がなかったんで、そのときに母間保育所の園長から、遊具が少ないので増設できないかと相談があり、そこで思いやり基金で事業申請して採択され、設置したのですが、その際、休憩所も一緒に申請をしたと思うんですけれども、当時の園長の熱量が足りなかったのか、採択になっておりません。

また、町長の方からも、別な補助事業で設置できるように検討しなさいということがありましたけれども、その後、地域振興事業、宝くじ文化公演事業で事業申請を行いましたけれども、いずれも不採択と聞いております。本当にこの思いやり基金は最後のとりでですので、思いやり基金を活用して設置することできないかお伺いします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

母間新港の屋根付き休憩所につきましては、昨日竹山議員の御質問に、フラワーパーク等も含めて建設課長のほうから答弁がありましたとおりですけれども、介護福祉課としましても、母間保育所も月に2、3回園外保育として利用したり、井之川保育所等も遠足等で年に数回利用されているようでございます。

夏場の活動は非常に厳しいというのは実感しておりますので、今議員のおっしゃったとおり、これまでもいろいろと補助事業等を検討しながらチャレンジした経緯はあったようだけれども、残念ながら不採択となっているようです。

そこで、再度建設課等とも連携を取りながら、ふるさと納税活用事業で設置できないかどうか、また申請、検討していきたいと思います。

以上です。

○2番（政田正武君）

町長は、思いやり基金は無駄遣いしたくないと常々おっしゃっております。廣課長が事業の必要性、課長の本気度、熱い思いをしっかりと伝え、町長が納得するプレゼンをしなければ、そう簡単には許可してくれないと思います。しっかりとプランを練って、検討委員会に事業申請していただき、ぜひ採択していただけるように頑張りたいと思いますけれども、課長の思いをお願いします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、保育所、非常に利用しております。また母間の高齢者も健康

づくりのために利用されていると聞いておりますので、そういった地域の思いと保育園児のことを思いながら、その思いをふるさと納税検討委員会のほうに申請していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○2番（政田正武君）

今、廣課長から熱い思いがありましたけれども、その思いを町長にぶつけていただきたいと思いますので、今おっしゃっていますので、町長一言お願いします。

○町長（高岡秀規君）

ふるさと思いやり基金につきましては、まずは全額ふるさと納税で対処とするのではなくて、やはり汗をかきながら補助事業をまず探すことが基本であると。もちろん補助事業がなければ、ふるさと納税で再度検討するということになるので、しっかりと補助事業を申請をして、採択であったということから、ふるさと納税の検討委員会への提出で検討したらどうかというふうに思います。

○2番（政田正武君）

ありがとうございます。ぜひ採択できるように、子供たちのためでございますので、お願いいたします。

最後に、町長の子育て支援の施策、そして職員もその施策を忠実に遂行して、特殊出生率全国1位となりました。それに伴い、島外から先進地として多くの市町村議会の方とか、いろいろな方に来島していただいております。昼夜問わず職員も丁寧に対応しております。懇親会等も多くなってきております。職員の負担を減らすという意味でも、町長、総務課長、食糧費の復活を考えていただきたいと思いますけれども、また9月にこの件について質問させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

これで終わります。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月14日午後3時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午前11時32分

令和6年第2回徳之島町議会定例会

第4日

令和6年6月14日

令和6年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和6年6月14日（金曜日） 午後3時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

- 日程第 1 議案第51号 徳之島町税条例の一部を改正する条例について
.....（町長提出）
- 日程第 2 議案第52号 徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について（町長提出）
- 日程第 3 議案第53号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更
について（町長提出）
- 日程第 4 議案第54号 道の駅「とくのしま」の指定管理者の指定について
.....（町長提出）
- 日程第 5 議案第55号 令和6年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結
について（町長提出）
- 日程第 6 議案第56号 教育委員会教育長の任命について（町長提出）
- 日程第 7 議案第57号 固定資産評価審査委員会委員の選任について …（町長提出）
- 日程第 8 議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任について …（町長提出）
- 日程第 9 議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任について …（町長提出）
- 日程第10 議案第60号 監査委員の選任について（町長提出）
- 日程第11 議案第61号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）について
.....（町長提出）
- 日程第12 議案第62号 令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第
1号）について（町長提出）
- 日程第13 議案第63号 令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について（町長提出）
- 日程第14 議案第64号 令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）について（町長提出）
- 日程第15 議案第65号 令和6年度水道事業会計補正予算（第1号）につい
て（町長提出）
- 日程第16 議案第66号 令和6年度下水道事業会計補正予算（第1号）につ
いて（町長提出）
- 日程第17 報告第 1号 継続費について（町長提出）
- 日程第18 報告第 2号 繰越明許費について（町長提出）

- 日程第 19 報告第 3 号 事故繰越費について …………… (町長提出)
- 日程第 20 報告第 4 号 繰越明許費について (水道事業) …………… (町長提出)
- 日程第 21 報告第 5 号 事故繰越費について (水道事業) …………… (町長提出)
- 日程第 22 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について …………… (町長提出)
- 日程第 23 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第 24 陳情第 4 号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかる
ための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の
陳情について …………… (総務文教厚生常任委員長)
- 日程第 25 陳情第 5 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるため
の、2025 年度政府予算に係る意見書採択の陳情
について …………… (総務文教厚生常任委員長)
- 日程第 26 発議第 3 号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
…………… (植木 厚吉 外 1 名)
- 日程第 27 発議第 4 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
…………… (植木 厚吉 外 1 名)
- 日程第 28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
…………… (議会運営委員長)
- 閉 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	内 博 行 君	2 番	政 田 正 武 君
3 番	宮之原 剛 君	4 番	植 木 厚 吉 君
5 番	竹 山 成 浩 君	6 番	松 田 太 志 君
7 番	富 田 良 一 君	8 番	勇 元 勝 雄 君
9 番	徳 田 進 君	10 番	池 山 富 良 君
11 番	是 枝 孝太郎 君	12 番	広 田 勉 君
13 番	木 原 良 治 君	14 番	福 岡 兵八郎 君
15 番	大 沢 章 宏 君	16 番	行 沢 弘 栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事 務 局 長	清 原 美保子 君	主 査	中 野 愛 香 君
---------	-----------	-----	-----------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 なおみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農林水産課長	高 城 博 也 君	耕 地 課 長	水 野 毅 君
地域営業課長	清 瀬 博 之 君	農委事務局長	白 坂 貴 仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安 田 誠 君
介護福祉課長	廣 智 和 君	健康増進課長	吉 田 忍 君
おもてなし観光課長	吉 田 広 和 君	税 務 課 長	新 田 良 二 君
住民生活課長	大 山 寛 樹 君	選管事務局長	藤 康 裕 君
会計管理者・会計課長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	保 久 幸 仁 君

△ 開 議 午後 3時00分

○議長（行沢弘栄君）

こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第51号 徳之島町税条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、議案第51号、徳之島町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第51号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町税条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、地方税法一部改正に伴う改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号、徳之島町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第52号 徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、議案第52号、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題

とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第52号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、文言の修正による改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

今まで市長という条文で、条例が行われたわけですかね。

○税務課長（新田良二君）

お答えいたします。

こちらは、昨年の令和5年12月12日に提出しました、産前・産後期間の保険税軽減措置制度が創設されたことに伴って、保険税条例の一部を改正した際に、誤って町長とすべきを市長と誤って改正したものでございます。昨年の令和5年12月12日に提出したものの訂正でございます。

以上です。申し訳ございません。

○8番（勇元勝雄君）

その間の効力というのは変わらないわけでしょうか。町長と市長の徳之島町ですよ。条例で市長ということでやっていますが、別に市長でもよかったわけでしょうか。

○税務課長（新田良二君）

申し訳ございません。本来であれば町長とするべきであると思われます。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第53号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、議案第53号、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第53号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画について。

2、移住定住地域間交流の促進、人材育成の中で、空家対策事業として空家等対策計画策定及びサブリース方式を活用した空き家の流動化事業を追記する。7、子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進の中で、放課後児童クラブの未就学児受入事業として、未就学児の降園後の家庭での孤立をなくすための運営補助事業を追記する。

また、12、再生可能エネルギーの推進においては、地域脱炭素に向けた再生可能エネルギーの最大限導入のための、地域脱炭素実現計画支援事業を追記する。

以上の計画書本文、文言を変更するためのものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○9番（徳田 進君）

この空家対策で北部が入っていますが、北部は特別な過疎ということで認めたということですかね。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

空家対策の事業につきましては、今年度から奄美群島振興開発特別措置法の事業を活用しておりますので、今後、空家対策総合支援事業も含め、このサブリースの流動化計画も年次計画があるために過疎計画の計画書の中に追記いたしました。

サブリースの流動化計画というのは、北部地域を対象としておりますが、空家対策総合支援事業は、徳之島町全体の空家対策を検討しております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は可決されました。

△ 日程第4 議案第54号 道の駅「とくのしま」の指定管理者の指定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、議案第54号、道の駅「とくのしま」の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第54号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、公の施設における指定管者の指定手続に関する条例第4条に基づき、指定管理者の候補者について議会の議決を求める件であります。

内容は、道の駅「とくのしま」の指定管理者の指定についてであります。

施設名、道の駅「とくのしま」、団体名・所在地、徳之島町徳和瀬615番地1、名称、一般社団法人とくのしま社中、代表者名芝田竜星、指定期間、令和6年12月1日から令和9年3月

31日までであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

平成22年12月28日、総務省のほうから通達があったと思いますけど、指定管理者また地方自治法第222条に、普通公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うことになるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないとなっています。

また、総務省のほうからの通達でも、4番目に指定管理者の指定申請に当たっては、住民サービスを効果的・効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画を提出させることが望ましい。これは広告を出して募集したのでしょうか。

また、この案件を提出するに当たって、債務負担行為と一緒に出すべきだと私は思うんですよね。現状このまま指定管理者指定した場合、指定管理者に対して町が幾ら金を出すかというのが分からない状態で指定管理をするということは、その指定管理者の方にも経済的に非常に負担があると思います。現在、その金額は出ているのでしょうか。お伺いします。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

まず、公募をしなかった理由におきましては、この道の駅「とくのしま」の整備において活用している奄美群島振興交付金において、特定重点配分対象事業という一般事業に比べ、補助率が優遇されておる国庫が10分の6（通常が10分の5）の補助事業を使って、また町の負担も特別交付税措置もあるものでございます。

また、この事業を使うに当たっての採択要件としまして、特定の民間事業者との連携というものがございまして、事業の開始前、令和4年度から連携先の民間事業者を国に示す必要もございました。地域の方々が中心となった、今回出ています一般社団法人とくのしま社中と連携してくという形で、この事業が採択されたというところでございます。

このことから、通常指定管理者の選定においては公募を伴うものとなっておりますが、徳之島町の公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の第1項に「公の施設の正確な規模、機能等を考慮し設置目的をさらに効果的に達すると思慮する場合においては、第2条の規定公募によらず法人等指定管理者の候補者として選定することができる。」となっておりますので、公募によらない指定管理者の選定を行ったところであります。

あと、指定管理料についてなんですけど、今回、指定管理料の補正予算に計上しなかった理

由としましては、今回、先に選定委員会において指定管理者を決めていただいております。この6月議会で指定管理者の議案を可決していただけたら、実際どれくらい必要かとか、準備期間を通してより正確な委託料を算出していきたいと考えておりますので、今回は計上しておりません。

あと12月からこちらの契約が始まるんですけど、12月の始まる前に9月議会とか臨時議会で委託料として上げたいと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

公募するに当たって、支所管内とかこういう限定して公募をしたら、私は問題なかったと思うんですよ。初めから業者を決めて、契約もしてない業者に出したかは分かりませんが、去年も400万円、今年も400万円出していますけど、そういう場合はもっと早くから指定管理者を契約して、今年度は幾ら、来年度から幾らそういうことをしているけど、結局、地方自治法222条にも書いてありますよね。確実な予算が確保されてから指定管理者を、議案を出さないということ。3月議会で議案を上げて取り下げしていますけど、その間に指定管理者の債務負担する金額というのは恐らく出ていると思うんですよ。

出ていなければ、現状で、この社団法人とくのしま社中、幾ら金を、無償だったらいいですよ。無償でするんでも、これはもう契約書とかそういうのはできているはずですよね。その契約書にのっとって結局議案を出しているわけですから。

前、3月議会で取り下げたときは、債務負担の金額はまだ決まっていないのかなと思ってあれしたんですけど。普通、何でも行政でも普通の建設業者でも金額は決まって、金額と工期決まって、それで5,000万円以上だったら議会に出ますよね。これは大体年間幾らぐらい出すんですか。それとも道の駅を無償で貸してやるのかどっちでしょうか。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

この委託につきましては、復興推進委員会のほうにも一応話をしていますし、実際、決まらないことにはやっぱり委託料幾ら必要かというのは、実際の経費がある程度正確な数字を出さないと、今度、委託する業者に対してもまた負担になると思いますので、その辺も考慮しながら、また正確に数字を出せる。取りあえず今度の6月補正で準備期間として必要な経費を上げているところでございます。

○町長（高岡秀規君）

補足しておきますけども、実際に、勇元議員がおっしゃるのは理解できますが、債務負担行為をする上で、やはり約束する金額ですから、しっかりと金額を出さないといけない。

そして、また町が勝手に人件費はこれだけですね、委託費はこれだけですねというわけにはいかないんで、ある程度、指定管理者が決まれば、候補者ではなくて決定した時点で社中との

協議を進めて、人件費は幾らだと雇用が生まれるのかとか、そういったものを正確に、そしてどこまでが委託費に組み込むのか、経費はどこまで町がある程度負担するのか、備品は誰が用意するのか等をこと細かな調整がやはり必要であるということで、新規事業ですので、予算については慎重に組みたいということでもあります。

そしてまた、やたらめったら大きな金額は組めないで、さらに議論を進めて12月1日から委託になりますので、早い段階である程度決めて、議会の承認を得ることになりますので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

こういう議案が出るということは、もうそこまで詰めて議案を出してもらわなければ。実際委託する先が決まって債務負担行為の予算が出て、議会で否決のある可能性もあるわけですね。そういうことも想定していなければ12月1日オープンできないわけですよ。もう2年ぐらい前からこういう道の駅をつくろうということは決まっているわけですから。

その契約にしてもこの議案が出るということは、この業者ともうある程度内容を煮詰めてしなければ契約はできないわけです。この議案が出て、議案が通った場合、それから契約に対して話を煮詰める。その金額に対しては役場が予算を組むべきであって、役場が試算して人が何名必要か、また材料が幾ら、道の駅に来る人数なんかもある程度試算して、これぐらいの金が必要から、もし赤字になるようだったらこれぐらいの金額を出さなければいけない。そこまで試算しなければ、初めてこういう議案は出てくるべきだと思うんですよ。

12月1日からオープンということでございますけど、指定管理者を置くということは反対じゃないんですよ。そういうことをしっかり煮詰めてやらなければ、民間ではとても考えられないことですよ。契約をして契約の内容も今から決める、金額も今から決める。親方日の丸ですよ。

最後、もっと民間的な発想を持って、役場の金は町民の税金・財産ですから、もっとしっかり使うように気をつけてもらいたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

しっかりと受け止めながら、皆さんが納得いくような形で進めたいと思いますが、今現在、町が試算をするんですけども、なかなか電気代等が幾らかかっているのか、そしてまた仕入れで幾ら売上げがあるのか等々が、なかなか予測がつかないということから、12月である程度試算をしまして、そして極力大きな金額ではなくてしっかりとした金額を出して、そして債務負担行為する場合は、今、仕入れを誰が持つのか、そして売上げが上がった段階で、じゃ誰が自走した資金になるのか等々も、こと細かくしないと正確な数字が出ないということで御理解いただきたいというふうに思いますし、12月前にしっかりとした議論でお互いが納得いく形で進めていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（政田正武君）

1点だけお伺いしたいんですけれども、指定管理につきましては、私が以前、社会教育課にいたときに初めて文化会館、運動公園、図書館を指定管理したんですけれども、そのときは公募を行い、プロポーザル方式で指定管理者を指定いたしました。

その中で、業者からどういう事業を行いたい、ある程度これぐらいの金額でできるという形で全部お示ししていただいた上で、協議して審査して決定したわけですが、この道の駅に関しては性質が違ふということで、まずは指定管理者を決める。その後に金額を協議して行うという形をとってもいいという指定管理の方法なんですかね。指定管理者をまず決めて、その後に協議して行ってもいいという決め方でもよろしいんですか。

○町長（高岡秀規君）

その点については、以前もそういった問題があつて、いろんな関係機関から聞いたところ、それは問題ではないというふうに聞いております。

○2番（政田正武君）

理解いたしました。よろしくお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号、道の駅「とくのしま」の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は可決されました。

△ 日程第5 議案第55号 令和6年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、議案第55号、令和6年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第55号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年5月20日に指名競争入札した令和6年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町消防団の消防車の老朽化に伴い買い替えを行うものであります。契約金額は5,973万円、契約の相手方、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二であります。

参考までに、ほかの指名業者を申し上げますと、株式会社K S Bであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

消防車のメーカーはこの2社しかないのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在のところ、この2社となっております。

○8番（勇元勝雄君）

前、武田ポンプとかあったんですけど、その会社もうなくなっているのかね。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

武田ポンプにつきましてはちょっと現在、すいません、答弁できませんが申し訳ございません。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号、令和6年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は可決されました。

△ 日程第6 議案第56号 教育委員会教育長の任命について

○議長（行沢弘栄君）

日程第6、議案第56号、教育委員会教育長の任命について、同意を求める件を議題とします。
本件について、提出者の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第56号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、教育委員会教育長の任命について、議会の同意を求める件であります。

内容は、来る6月30日をもって任期満了となります教育委員会教育長に、次の者を再任するものであります。

徳之島町山2043番地3、福宏人氏であります。

何とぞ御審議の上、同意していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号、教育委員会教育長の任命について、同意を求める件を採決します。
お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は同意することに決定しました。

△ 日程第7 議案第57号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（行沢弘栄君）

日程第7、議案第57号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第57号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求める件であります。

内容は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、徳之島町亀津7539番地、是枝純一氏を選任するものであります。

何とぞ御審議の上、同意していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は同意することに決定しました。

△ 日程第8 議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（行沢弘栄君）

日程第8、議案第58号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第58号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求める件であります。

内容は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、徳之島町花徳2589番地2、保岡盛寿氏を選任するものであります。

何とぞ御審議の上、同意していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は同意することに決定しました。

△ 日程第9 議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（行沢弘栄君）

日程第9、議案第59号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第59号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求める件であります。

内容は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、徳之島町諸田907番地、里内吉司氏を選任するものであります。

何とぞ御審議の上、同意していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は同意することに決定しました。

△ 日程第10 議案第60号 監査委員の選任について

○議長（行沢弘栄君）

日程第10、議案第60号、監査委員の選任について、同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第60号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、監査委員の選任について、議会の同意を求める件であります。

内容は、監査委員の任期満了に伴い、見識を有する監査委員に徳之島町尾母554番地、琉好実氏を選任するものであります。

何とぞ御審議の上、同意していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号、監査委員の選任について、同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は同意することに決定しました。

△ 日程第11 議案第61号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第11、議案第61号、令和6年度一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第61号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度一般会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,106万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9,816万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金1億8,269万5,000円、国庫支出金1億2,436万5,000円、諸収入5,629万4,000円などの増額であります。

歳出の主な内容は、農林水産業費1億8,352万3,000円、教育費1億383万8,000円、総務費7,776万4,000円などの増額、民生費166万8,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○3番（宮之原剛君）

1点だけお尋ねいたします。

事項別明細書24ページ、款10項5目3節18のコミュニティ助成事業とありますけれども、コミュニティ事業の申請は、今年であれば前年の去年9月末までに各自治会からの申請を受けてということとなっておりますけれども、これは翌年のこの6月議会で、去年は井之川集落が出ておりましたけれども、今年は畦集落ということで、この交付決定とかをする、これは自治総合セ

ンターの宝くじ助成事業ということになっておりますけども、この流れをちょっとお願いいたします。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

今、事業の採択までの流れについては、今、宮之原議員がおっしゃったように８月に県の担当課のほうから交付申請の依頼があります。

それを受けて社会教育課のほうでは各自治公民館長宛てに９月末までに交付申請をしていただくように、依頼文をすぐ発出しております。それを受けて、また社会教育課のほうで受付をして、まとめて県のほうへ交付申請をしております。

今、おっしゃいました９月に申請して６月補正で対応ということなんですけれども、県のほうの交付決定が３月末に交付されることから、当初予算の段階では見込みで組めないものから、例年６月補正で対応していただいております。

今回、畦集落になりましたが、今回は３集落を上げておまして、畦集落とか山集落、亀津集落の３集落を県に申請し、畦集落が対象になったということでありまして、追加での採択ということではありません。

以上です。

○３番（宮之原剛君）

県から３月末に交付決定するということで、どうしても予算面も６月補正になってしまうということであるようでありますけども、この事業の補助率どれぐらいなのか。それから１件につき平均どれぐらいの金額までの事業ができるのか。

それともう一点、その年間の枠が決まっているのか、前に２件とか３件とかあったんですけども、年に何件なのか。その３点をちょっとお願いします。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

補助率についてですが、具体的な数字は示されておられません。１件当たりの事業費として２５０万円を限度額として、１０万円単位での申請ということになっております。

年間の採択件数についてですが、毎年、一般財団法人の自治総合センターのほうから各都道府県に対して申請件数の上限数を割り当てて排出しております。それを踏まえて県のほうで県内各市町村についての申請件数の割合を示してきておまして、今年度は３集落の申請ということだったんですけど、年度によっては２件だったりとかという形で年々変わってくる形で対応しておまして、社会教育課といたしましても申請件数の上限枠いっぱい、いっぱいに申請をしておりますが、先ほどおっしゃいましたように２件採択された場合もありますし、１件だったりとかそういうところはいろいろな要件があるようで難しくなっております。

ちなみに本町のほうで優先順位といたしましては、北部地区と南部地区をそれぞれ交互に申請をするようにしております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑は。

○15番（大沢章宏君）

13ページ、衛生費の負担金補助及び交付金の徳之島病院寄付講座負担金について。

この件につきましては、6月11日、全協におきまして、村上総務課長から説明を受けました。また、是枝議員が徳之島病院については、また一般質問もありましたけれども、また重ねてこの予算について質問させていただきます。

まず、この予算を組むことによって、こういったメリットが一番あるのか。

それと、村上総務課長からもらった資料には、昭和大学という説明がありますけれども、昭和大学とのこれからの連携とか、また予算の流れについて伺います。

○町長（高岡秀規君）

簡単に申し上げますが、最初は五、六年前に精神科医がいないということから要望がございました。県のほうに要望していただけないかと。そして医療と福祉を考える会でしましたんですけれども、それ以降、お一方いらっしゃるということで、それはもう慈愛会のほうで単独で見つけたドクターですが、その方が今現在いらっしゃらなくなりました。

そこで、今2人体制で精神科医が1人でございます。その中でドクターが来年までは大丈夫なんです、それ以降については、もう仕事といいますか、そういったことをやめたいということから、早急にドクターの派遣ないしドクターを見つけないといけないということから相談を受けました。

県のほうは地域枠でも、なかなか精神科医は少ないということから難しいという判断から、一つだけ慈愛会のほうから提案がありまして、昭和大学と寄付講座を設けることによって、二人以上のドクターを派遣していただけるという事業があると。ぜひ市町村と私どもでその寄付講座の開設に向けて協力いただけないかということでお話がありました。

そこで、6町村にお話をしたところ、特に永良部・与論が心配したんですが、徳之島に病院がなくなっては我々も困るということから、協力いたしましょうということからこの話を進めてまいりました。

そしてまた、今回の予算の流れは、昭和大学のほうに講座という開設ということで、全て昭和大学に行きます。そしてまた、ドクターの人権費につきましては、今村病院のほうで人権費を全額持つことになります。

そして、私どもがお伝えしているのは、この債務負担行為5年間ですから、それ以降につい

てはないということが原則です。5年間の間にドクターをしっかりと見つけていただいて、今2名、3名来られるわけですから、そのついで、ぜひドクターを確保していただきたいということで、今取り組んでいるところです。

今現在の状況を言いますと、医療法においては実は、今、慈愛会では3名医師が必要です。そしてまた、精神保健福祉法の指定病院になっていますので、措置入院ということで8床あります。その措置入院は緊急の場合、必ず入院を受けないといけないとなると、5名のドクターが必要になっています。

それで、今、措置入院は保健福祉課等々に聞きますと相談があると。しかしながら受皿がないということからお断りをされているということですから、そういったことも含めて地元でしっかりと対策、そしてまた、雇用、そしてまた、住みやすいまちづくりのためにはドクターの確保が必要だろうということから、今回の慈愛会の提案を受けて、昭和大学との連携に踏み切りました。

事例を申しますと、昭和大学のほうは茨城県鹿嶋市でも同じような寄付講座を開設しているということから、経験も豊富だろうということと、あと子供たちの発達障害でありますとか、今増えつつある措置入院、それとまた中学校の精神的な病等々をしっかりと受皿になっていただけのものだというふうに考えております。

○15番（大沢章宏君）

またちょっと参考に、徳洲会病院と産婦人科医が不足ということで連携していると思うんですけども、ちょっと金額的なのがちょっと把握できないので、その辺が分かる範囲でお答え願います。

○町長（高岡秀規君）

徳洲会病院も同じく医師不足ということから相談がありまして、3町で1,800万円、かれこれ、これはもう永遠に続きます。それをすることによって、今、産婦人科医が2人だと思うんですが確保できているということから、合計特殊出生率等と妊産婦の皆様方には貢献しているのではないかなというふうに思います。

○15番（大沢章宏君）

これは要望ですけども、徳洲会病院も今新しく物すごく大きな立派な病院を建てております。それも徳之島町と連携してのおかげだと思っております。また、昭和大学とせっかくこういった縁ができますので、しっかりと連携していただいて、町民の福祉に役立てていただきたいと思います。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

慈愛会については、人件費は全て慈愛会が負担しなければいけません。徳洲会の場合は産婦

人科についてプラスアルファで協力しています。

そこで、必ず医師の確保をするということで連携を図りながら、病院経営あらゆる全ての病院経営が成り立つように介護施設等そういったものを連携を図りながら、維持については持続的な医療体系というものをしっかりと構築していきたいというふうに思います。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（勇元勝雄君）

要望が多いんですけど、今、大沢議員からありました協定書がどういう状態で協定したのか、そういうのもある程度分かる部分は公にして債務負担、どういう状態であるのか分からないのに債務負担だけやってくるというのもちょっとおかしいと思うんですから。

それと、これは7ページの2、1、4の13借上料が60万円減になっていますけど、まだ現在、駐車場として使っていますけど、これはどのような原因なのか。

そして、2、1、15の12いろいろ今までも補助金とか委託料になっていますけど、その結果が全然見えないんですよ。前は補助金審査委員会ですか、そういう冊子がどういう結果になったかというのももらった覚えがあるんですよ。そういうのも結果を見せるような体制でやってもらいたい。

8ページの2、1、27の12、606万円、地域観光新発見業務委託、これはどのような業者、また地元が発注をするのか。道の駅、あれは工期はいつですかね、引き渡しはいつ頃予定しているんでしょうか。

15ページ。堆肥センターこれもお願いですけど、現在堆肥を作っていないということでしたけど、農家の方は困っているんじゃないかと思うんですよ。恐らく、あそこにある原料も恐らく南西テクノの原料だと思うんですよ。現在できている堆肥も恐らく向こうの品物だと思うんですけど。

この話がまとまるまで、今日聞いた話では補助金除いての単価で買うんだったら、補助金除いた単価で買わなければいけないということを聞いたんですけど、堆肥は作りながら、また農家のほうに提供しながら、そういう話を進めなければ話が決まるまで堆肥は作れない、品物は定価で出すといたら農家のほうが一番困っているわけですよ。そういうのも考えて、なるべく、なるべくじゃなくてももう町のほうで買い上げて農家に提供するとか、そういうことはできないのか。

18ページの8、2、3、内スーパーから海王寺までの件はもう説明会も聞いたんですけど、5年頃からということですけど、なるべく早くやるようにお願いします。

21ページ、9の第3の居場所、今度質問も出しますけど、土地開発基金あの土地が町の土地かそれとも開発基金の土地か調べて、そういうのも調べて整理してなければ開発基金のあれも

整理しなければいけないわけですから、調べてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

各担当課から説明を求めます。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

歳出 7 ページ、 2 総務費 1 総務管理費 4 財産管理費 13 使用料及び賃借料でございます。駐車場の敷地の 60 万円のマイナスにつきましては、元 a u の跡地の土地を寄贈いただきましたので、もう借りることがないということで、この予算を今回 60 万円落としております。

以上でございます。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

同じく総務管理費の 15 企画費の 12 委託料についてですが。

まず、地域脱炭素計画づくり支援業務委託については、これは地域の脱炭素に向けた再生エネルギーの検討や、農林水産課が実施しております循環型農業につながる検討として実施いたします。また、この業務が完成したときに内容の報告をしたいと思います。

次に、道の駅とくのかしまデジタル活用事業業務委託についてですが、これにつきましては、道の駅を拠点とした観光やいろんな情報を発信するためのホームページの作成、そして L I N E を活用した情報発信、そして E C サイトの設立、そして道の駅で鑑賞できる V R の制作となっております。

それは、それぞれ制作した段階で道の駅ホームページも閲覧できますし、道の駅で V R の体験等もしていただけるものだと思っております。形に残るものですので、ちゃんと結果の報告ができると思っております。

次に、まち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョンの策定業務委託については、これは委員会を設置いたしまして、将来人口の検討から、今後のまち・ひと・しごとの総合戦略のまちづくりの基となる計画の策定ですので、これも策定後、また内容を報告するようにいたしたいと思えます。

以上です。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

ページで言うと 9 ページの 2、 1、 27 の 13 の地域観光新発見事業業務委託料 600 万 6, 000 円ですけれども、これは、ぐるなびさんと連携を図りながら道の駅とくのかしまのレストランで提供するメニューの開発を行うものでございます。

あと、道の駅の工期につきましては10月31日を工期と考えております。その後11月に引渡しとなります。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

事項別明細書15ページの33堆肥センター管理運営費、これについては先ほど堆肥の生産がストップしているという話が、実を言うと引継ぎがうまくいっていないという話もありまして説明したところでありますけども。

協議の中では、勇元議員のおっしゃるように、製品に関しては製品の代金として買い取る。原料は原料として生産しなきゃいけないというふうな形で、先般、委員会のほうでも説明いたしましたように、協議がつい先般その方向性が決まったものですからやっております。

早急に販売等に関してはできるようにいたしたいと思いますので、これは相手がいるものですから、そこによってできる限りお互いに譲歩をしながら早急に進めたいと思いますので御理解ください。

○建設課長（作城なおみ君）

亀徳井之川線につきましては、設計業務を早急に発注しまして、なるべく早く工事が少しずつでも進められるよう努めてまいります。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

午前中の第3の居場所譲与式に御参加いただきありがとうございました。ただいま勇元議員の御指摘にあった件に関しましては、調査いたしまして確認したいと思います。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（是枝孝太郎君）

町長に再度伺います。大沢議員との関連で、この5年間の4,700万円の債務負担行為4,500万円。（発言する者あり）だから徳之島町の債務負担行為が4,700万円ですよね。13ページに支出がありますけど、あくまでも昭和大学にこの金額は行くわけですよね。最低でも2人、最大でも3人の医師が来ると。

今村病院にはこの金額は行かなくて、自助努力で経営をしていただきたいと。あの病院は手術とかそういうのはないはずですので、ただ薬のケア、そして心のケアでカウンセリングでやるはずですので、そんなに収益が上がらないと、ど素人ながら思うんですけど、徳洲会は年間3町で1,800万円ということを今おっしゃっていますので、あくまでも昭和大学のほうにこのお金は行くということですか。

○町長（高岡秀規君）

医師の確保が非常にハードルが高いということから、医師確保のために昭和大学にお金を支払います。そして3名で1人は研修医だと思んですけども、免許を持った方が3名来ます。その人件費については全て今村病院で持ってくださいということをお話ししています。

そしてまた、債務負担行為は5年間ですから原則5年間だけです。それ以降についてはドクターというものも探しながら、しっかりと病院経営に当たっていただきたいということです。

○11番（是枝孝太郎君）

再度伺います。この5年間の間で、今村病院のほうは確実に担当の医師を確保しなければならないということでしょうか伺います。

○町長（高岡秀規君）

そういうことを今お伝えしているところで、実は、身内に医療関係がいたときに、やはり私も気になったのが、ドクターがいないことによってどういったことになるのかということなものですから、やはり診療ができないということは非常に経営を圧迫しているということです、しっかりと医師確保をさえできたら、自助努力で運営ができるのかなというふうに期待をしております。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（木原良治君）

社会教育課長、26ページの総合運動公園なんですけど、来月から夏休みに入るので、この数年コロナ禍の中で一応25メートルプール、流水プールと含めて子供たちが水に親しめない時期が続いていたんですけど、これはもう夏休みに来月から入るんですけど、いつオープンして、どことどのプールが使えるのか教えていただけますか。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

一応、夏休みの今の計画といたしましては、8月1日から9月1日までの夏休み期間をオープン開園する予定としております。スライダー以外については、通常に使用できる状態で開園することになっております。

以上です。

○13番（木原良治君）

プールを子供たち期待しているんですけど、楽しみにしているんです。3町のほうから来られますよね。そして周りをずっと見たときに、一応、フェンスのほうが新しく、危険なプール囲むフェンスは新しく設置されました。その周辺のフェンスが相当危険であるということであるという張りつてありますよね。天城町、伊仙町、島外の方もの来られると思いますけど、そうい

うプールを利用される方々に対する周辺の危険というか、注意というのは今のままでいいと思いますか。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

今、木原議員がおっしゃるように、プールのほうはもうフェンスは問題ないかと思いますが、その周辺も多目的広場だったりとか、テニスコートだったりについては腐食が進んでおりまして、大変危険な状態でありますので、一応、注意喚起という形で進入禁止のテープだったりとか、そのような対応していますが、今後、担当を含め協議して、そういった事故が起きないように検討して対応していきたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号、令和6年度一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。16時20分より再開します。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時20分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第12 議案第62号 令和6年度国民健康保険事業特別会計 補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第12、議案第62号、令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第62号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,032万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、諸収入517万1,000円、国庫支出金86万8,000円の増額、繰入金491万1,000円の減額であります。

歳出の内容は、総務費112万8,000円の増額であります。

なお、事項別明細にきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号、令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第63号 令和6年度介護保険事業特別会計補正
予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第13、議案第63号、令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議

題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第63号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ10億4,658万円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金5万7,000円、支払基金交付金4万4,000円、国庫支出金4万1,000円、県支出金2万円の増額であります。

歳出の内容は、地域支援事業費16万2,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号、令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第64号 令和6年度後期高齢者医療特別会計補
正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第14、議案第64号、令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを

議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第64号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,178万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、諸収入18万2,000円の増額であります。

歳出の内容は、諸支出金14万2,000円、保険事業費4万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号、令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第65号 令和6年度水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第15、議案第65号、令和6年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第65号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益384万円の減額であります。

収益的支出におきまして、営業費用384万円の減額であります。資本的収入におきまして、企業債1,870万5,000円、国庫補助金1,870万5,000円の増額であります。資本的支出におきまして、建設改良費4,008万2,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

2ページの歳出1、1、1検針器具購入費、これは何台分でしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

4台購入予定になっております。

○8番（勇元勝雄君）

検針員が4名ということですね。

○水道課長（保久幸仁君）

検針員は3名ですが、万一の機械の故障を考えて1台予備として購入いたします。

○8番（勇元勝雄君）

要望として聞いてもらいたいんですけど、今度の10月1日から水道代が上がります。予算書を見たら、収入が料金として2億円ちょっとですよ。そして歳出が人件費と薬品費でおよそ1億円。水道課は料金を上げるのに対して、これだけ役場も一所懸命やっていますから水道料金を上げさせてもらいたいと思います。

現在のような状態で半分近くの金が人件費と薬品費に上がる。そういう状態で水道課を運営してもらったら、水道料金を払う人は非常に不満に思うわけです。実際、現在浄水場も全部リモートでできる、オートメーションで全部浄水場の状態は役場に来るわけですから、一番大きいのが人件費ですよ。ある程度いろいろ努力をしながら経費を縮めてもらって、恐らく現状で、また何年かしたら料金を上げなければいけない。また水道管の耐震化もしなければいけない。

工事は恐らく現在耐震化率は二十何%とかありましたけど、そういう点を踏まえて将来に備

えて、自分たちもある程度努力をしなければ、人件費が6,000万円ちょっとですよね。水道料の収入が2億、あまりにも人件費が多すぎるんです。ある程度、今後民間的な発想で、いかにして少ない人数で仕事をできるか。それをいろいろ考えながらやってもらいたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（池山富良君）

ちょっとお伺いいたします。水道会計は、長年この20年来赤字になって、一般会計から繰入れしないと水道会計は持たないというのが現状です。あの一遍だけ幾らもらえば赤字にならないでトントンになるのか。そういった数字を出して、やはり水道代を上げると使う人も少なくなると思うんです。いつまでも徳之島町の財政がいいわけではありませんので、そこら辺り一遍そういった数字を出して、議会の皆さんにもお配りしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（福岡兵八郎君）

水道事業内容を見ると、非常に言いにくいんですけども、花徳支所に担当が一人もいないんですよね。これは要望ですので、今後、御検討いただきたいと思っております。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号、令和6年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第66号 令和6年度下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第16、議案第66号、令和6年度下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第66号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度下水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益4万8,000円の増額であります。

収益的支出におきまして、営業費用3万6,000円、特別損失1万2,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきまして、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号、令和6年度下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 報告第1号 継続費について

○議長（行沢弘栄君）

日程第17、報告第1号、継続費について、報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

報告第1号、継続費通次繰越費について御報告いたします。

地方自治法施行令第145条の規定に基づき、繰越計算書を調整いたしましたので、別紙のとおり議会に報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和5年度徳之島町継続費繰越計算書のとおりでございます。

一般会計、教育費東天城中学校建設事業14億3,738万円、翌年度定時繰越額3億1,362万7,000円、東天城中学校新校舎建設に係る委託料、工事請負費などがございます。

以上、一般会計1件でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号については終わります。

△ 日程第18 報告第2号 繰越明許費について

○議長（行沢弘栄君）

日程第18、報告第2号、繰越明許費について、報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

報告第2号、繰越明許費について御報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調整いたしましたので、別紙のとおり議会に報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和5年度徳之島町繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

一般会計、総務費、観光拠点連携整備事業6億26万5,715円、道の駅とくのしまの整備にかかる委託料、工事請負費などがございます。

次に、総務費、戸籍情報附票システム更新事業663万3,000円、戸籍情報附票システムの更新に係る委託料でございます。

次に、総務費、マイナンバー制度導入システム更新事業135万3,000円、マイナンバー制度に対応した戸籍情報システムの更新に係る委託料でございます。

次に、民生費、住民税均等割課税世帯重点支援臨時給付金事業3,382万5,000円、住民税均等割課税世帯に対して1世帯10万円の給付に係る補助金などがございます。

次に、民生費、低所得者世帯支援給付金給付事業3,824万5,000円、低所得者世帯における子供1人当たり5万円の給付に係る補助金などがございます。

次に、農林水産費、水産物供給基盤機能保全事業1,150万円、山漁港の機能回復に向けた整備計画に係る委託料でございます。

次に、土木費、社会資本整備道路事業9,202万9,768円、亀徳小郷線などの社会資本整備道路事業に係る委託料、工事請負費等でございます。

次に、土木費、防災安全社会資本整備事業4,571万6,000円、亀徳11号線などの道路改良工事に係る工事請負費でございます。

次に、土木費、道路メンテナンス事業5,279万9,200円、秋津橋・前川橋の補修工事に係る委託料、工事請負費でございます。

次に、土木費、県単急傾斜地崩壊対策事業1,500万円、亀徳地区急傾斜地対策工事に係る委託料でございます。

次に、土木費、総合運動公園改修事業5,408万7,900円、総合運動公園プールの改修に係る委託料、工事請負費でございます。

次に、土木費、公営住宅建設事業1億3,606万4,600円、尾母4団地の整備に係る委託料、工事請負費などがございます。

次に、教育費、亀津中学校屋外等時計改修事業91万3,000円、亀津中学校屋外等時計の修繕に係る需用費でございます。

次に、教育費、町誌編さん事業490万1,900円、徳之島町誌簡易版の作成に係る需用費、委託料などがございます。

次に、災害復旧費、現年発生農地農業用施設災害復旧事業2,987万7,704円、令和5年8月の台風6号豪雨災害による亀津・尾母地区の災害復旧工事に係る工事請負費、原材料費でございます。

次に、災害復旧費、現年発生公共土木施設災害復旧事業2,012万円、令和5年8月の台風6号豪雨災害による亀徳地区などの災害復旧工事に係る工事請負費でございます。

次に、公共下水道事業特別会計、公共下水道事業費1億1,316万5,000円、管路工事に係る委託料、工事請負費、非常用発電機購入に係る備品購入費でございます。

以上、一般会計16件、特別会計1件でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

今現在、こうして町の中を歩いても、工事をやっているところ少ないです。これだけ繰越明許をしているわけですから、今現在、執行状況はどのような状況ですか。これはもう後で資料をもらいたいと思います。

特に、下水道の発電機、去年の当初予算で取って、現在、発注はしているでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

発電機を3台購入予定ですが、見積金額にばらつきがあったため、機器選定に時間を要しております。もう近々発注をしたいと思っております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

1年以上過ぎているわけですから、発電機が必要だから発電機を去年の当初予算で取っているわけですからね。そういうのを言い訳としかいえないんですよね。見積りばらつきがある。それは当たり前じゃないですけど、見積りがばらつきがあるというのは。

各課繰越明許もいいんですけど、繰越しをした場合はなるべく早く発注して、業者も仕事してもらえて、これも経済対策ですよ。よろしくお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号については終わります。

△ 日程第19 報告第3号 事故繰越費について

○議長（行沢弘栄君）

日程第19、報告第3号、事故繰越費について、報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

報告第3号、事故繰越費について御報告いたします。

地方自治法第220条第3項並びに同法施行令第150条第3項の規定に基づき、翌年度へ繰り越した事故繰越費について、繰越計算書を調整いたしましたので、別紙のとおり議会に御報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和5年度徳之島町事故繰越費繰越計算書のとおりでございます。

一般会計、土木費、総合運動公園改修事業4,019万4,500円、総合運動公園プールの改修に係る工事請負費でございます。

以上、一般会計1件でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

現在の状況はどうですかね。部品がないということで繰越しになっていますけど。

○建設課長（作城なおみ君）

ポンプのほうの部品が時間がかかっておりまして、7月8日には最終で機器が入りますので、プールのオープンには間に合うように施工いたします。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号については終わります。

△ 日程第20 報告第4号 繰越明許費について（水道事業）

○議長（行沢弘栄君）

日程第20、報告第4号、繰越明許費（水道事業）について報告を求めます。

○水道課長（保久幸仁君）

報告第4号、水道事業会計の繰越明許費について御報告いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越した繰越明許費について同法第3項の規定により、繰越計算書を調整いたしましたので、別紙のとおり議会に御報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和5年度徳之島町水道事業会計予算繰越計算書のとおりでございます。

資本的支出建設改良費、生活基盤施設耐震化等交付金事業、翌年度繰越額8,200万円、亀津浄水場築造における電気基盤等の導入に係る工事請負費でございます。

同じく、生活基盤施設耐震化等交付金事業、翌年度繰越額2億円、水道管路緊急改善事業における水道管の老朽化等による布設替えに係る工事請負費でございます。

以上、2件でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号については終わります。

△ 日程第21 報告第5号 事故繰越費について（水道事業）

○議長（行沢弘栄君）

日程第21、報告第5号、事故繰越費（水道事業）について報告を求めます。

○水道課長（保久幸仁君）

報告第5号、水道事業会計の事故繰越費について御報告いたします。

地方公営企業法第26条第2項の規定に基づき、翌年度へ繰り越した事故繰越費について、同条第3項の規定により、繰越計算書を調整いたしましたので、別紙のとおり議会に報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和5年度徳之島町水道事業会計予算繰越計算書のとおりでございます。

水道事業会計資本的支出、建設改良費、生活基盤施設耐震化等交付金事業、翌年度繰越額3,741万円、亀津浄水場築造における電気基盤等の導入に係る工事請負費でございます。

以上、1件でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

これも品物入ってきているんでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

現在まだ検査のほうは済んでおりませんが、工期のほうが令和6年9月30日までとなっております。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号については終わります。

△ 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（行沢弘栄君）

日程第22、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

諮問第1号の提案理由を御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求める件であります。

内容は、徳之島町亀津2850番地、加川純男氏を推薦するものであります。

何とぞ御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本件は適任であると答申することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は適任であると答申することに決定しました。

△ 日程第23 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（行沢弘栄君）

日程第23、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、武勝志さん、有川一さん、里見光さん、政木達也さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました武勝志さん、有川一さん、里見光さん、政木達也さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充委員には木場亨さん、上田孝子さん、深川千歳さん、川口明さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました木場亨さん、上田孝子さん、深川千歳さん、川口明さん、以上の方が選挙管理委員補充委員に当選されました。

次に、補充委員の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

本日の会議は議事の都合により延長します。

△ 日程第24 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き
上げをはかるための、2025年度政府予
算に係る意見書採択の陳情について

○議長（行沢弘栄君）

日程第24、陳情第4号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（植木厚吉君）

ただいま議題となりました陳情第4号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、総務文教厚生常任委員会における審査結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月12日、本会議散会后、委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨は、2021年の法改正により小学校の学級編制基準は段階的に35人に引き下げられ、今後は小学校にとどまることなく中学校・高等学校での早期実現ときめ細かい教育活動を進めるため、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源による人的配置等を行っている自治体もあることから、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、国の施策としても定数改善へ向けた財政を保障し、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠であります。

こうした観点から2025年度政府予算編成において教育機会の均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることが実現されるよう、国の関係機関へ意見書を提出していただきたいというものであります。

当委員会としては、昨年も同趣旨の内容の陳情があり、当議会として意見書の提出をしていることから、全会一致でこの陳情を採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第4号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第25 陳情第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善

をはかるための、2025年度政府予算に
係る意見書採択の陳情について

○議長（行沢弘栄君）

日程第25、陳情第5号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（植木厚吉君）

ただいま議題となりました陳情第5号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、総務文教厚生常任委員会における審査結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月12日の本会議散会后、委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨は、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき問題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や事業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

このような観点から、2025年度政府予算編成において、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、配置の増員や少数職種の増など教職員の定数改善、複式学級の解消、特別支援学級の子供の交流学級での在籍児童生徒数としてのカウントなど、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、国の機関、関係機関へ意見書を提出していただきたいというものであります。

当委員会としては、昨年も同趣旨の内容の陳情があり、当議会として意見書を提出していることから、全会一致でこの陳情を採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択

です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第26 発議第3号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

○議長（行沢弘栄君）

日程第26、発議第3号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（植木厚吉君）

ただいま議題となりました発議第3号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について趣旨説明をいたします。

この件は先ほど採択していただきました陳情第4号に関する意見書の提出であります。

皆様に配付してあります意見書（案）の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思います。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採択します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第27 発議第4号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

○議長（行沢弘栄君）

日程第27、発議第4号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（植木厚吉君）

ただいま議題となりました発議第4号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について趣旨説明をいたします。

この件は、先ほど採択していただきました陳情第5号に関する意見書の提出であります。

皆様に配付してあります意見書（案）の趣旨で関係機関に意見書を提出したいと思えます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第4号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を採択します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（行沢弘栄君）

日程第28、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申請書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回徳之島町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 5時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 行 沢 弘 栄

徳之島町議会議員 富 田 良 一

徳之島町議会議員 大 沢 章 宏